

2025 年度（令和 7 年度）

業務実績等報告書

2026年6月

独立行政法人国際協力機構

目 次

略語集

評価の概要	0-1
総合評定	0-2

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

(No.-) 日本の開発協力の重点政策	1
No.1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	3
No.2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	23
No.3 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化 ..	39
No.4 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導	56
No.5 地域の重点取組	72
No.6 JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	94
No.7 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	98
No.8 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献 ...	103
No.9 事業実施基盤の強化	118

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置、財務内容の改善に関する事項、 安全対策・工事安全に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等

No.10 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	138
No.11 業務運営の効率化、適正化	142
No.12 財務内容の改善に関する事項	146
No.13 安全対策・工事安全に関する事項	150
No.14 内部統制	153
No.15 組織力強化に向けた人事	159
No.16 短期借入金の限度額	162
No.17 不要財産または不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の 処分に関する計画	162
No.18 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、 その計画	162
No.19 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く）	163
No.20 施設及び設備に関する計画	163
No.21 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	163

略 語 集

略語	英文名称	和文名称
ACCP	African Clean Cities Platform	アフリカのきれいな街プラットフォーム
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AETI	Asia Energy Transition Initiative	アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ
AfCFTA	African Continental Free Trade Area	アフリカ大陸自由貿易圏
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発庁
AU	African Union	アフリカ連合
AUDA-NEPAD	African Union Development Agency -New Partnership for Africa's Development	アフリカ連合開発庁
AZEC	Asia Zero Emission Community	アジア・ゼロエミッション共同体
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中部アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CMAC	Cambodian Mine Action Centre	カンボジア地雷対策センター
COP	Conference of the Parties	締約国会議
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
DX	Digital Transformation	デジタル・トランスフォーメーション
ECFA	Engineering and Consulting Firms Association	一般社団法人海外コンサルタンツ協会
EMT	Emergency Medical Team	緊急医療チーム
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国際連合食糧農業機関
FOIP	Free and Open Indo-Pacific	自由で開かれたインド太平洋
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GBV	Gender-Based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GX	Green Transformation	グリーン・トランスフォーメーション
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
INTERPOL	International Criminal Police Organization	国際刑事警察機構
JAXA	Japan Aerospace Exploration Agency	宇宙航空研究開発機構
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JCCI	JICA Clean City Initiative	JICAクリーン・シティ・イニシアティブ
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	The Project for Human Resource Development Scholarship (JDSは当初名称「Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship」の略)	人材育成奨学計画（無償資金協力）
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JICA Biz	JICA SDGs Business Support Program	JICAビジネス支援事業
L/A	Loan Agreement	借款契約
MOC	Memorandum of Cooperation	協力覚書
NDC	Nationally-determined Contributions	国が決定する貢献（パリ協定に基づきすべ

		ての締約国に対して提出が求められる 温室効果ガス削減目標)
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development- Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
PALM	Pacific Islands Leaders Meeting	太平洋・島サミット
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	開発途上国における森林減少・森林劣化に 由来する排出の抑制、並びに森林保 全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄 積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion	小規模農家向け市場志向型農業振興
SICA	Sistema de la Integracion Centroamericana	中米統合機構
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通指向型都市開発
UHC	universal health coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDP	United Nations Development Programme	国際連合開発計画
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
UN-Habitat	United Nations Human Settlements Programme	国連人間居住計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
WCO	World Customs Organization	世界税関機構
WFP	United Nations World Food Programme	国連世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

評価の概要

1.評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国際協力機構		
評価対象事業年度	年度評価	2025年度（令和7年度）（第5期中期目標期間）	
	中期目標期間	2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）	

2.評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣 ¹		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 原田 貴 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 上田 龍幸 室長

3.評価の実施に関する事項
外部有識者を含む機構内部での検討会及び理事会で自己評価を審議した。

4.その他評価に関する重要事項
第4期中期目標において整理された「評価の考え方」に基づき、第5期中期目標期間においても以下の考え方で自己評価を実施した。 「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。 - 質的な成果に関しては、「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」を踏まえ、以下5つの要素に合致する成果で評価する旨、外務省と機構の間で合意している。 ① 日本政府の公約・政策実現に大きく貢献する成果 ② 機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果 ③ 活動等の難易度の高い取組を通じた成果、機構の自主的な取組・創意工夫等による成果 ④ 支援相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果 ⑤ 日本社会への還元が見られた成果 - 各項目の「業務実績」欄では、上記①～⑤に該当し、目標水準を上回る成果と判断される実績については、冒頭に◎を記した箇条書きとし、その他年度計画に対応した取組については、冒頭に○を記した箇条書きとする。

¹ 外務大臣及び財務大臣の共管項目：「内部統制」、「短期借入金の限度額」、「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。

外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項」のうち、開発投融資の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

1.全体の評価	
評価	A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
評価に至った理由	
	以下を踏まえ、A評価とした。 - 約16年ぶりに機構法の業務の範囲に係る定めが改正され、民間連携・民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携強化、柔軟で効率的なJICA財務の実現に向けた対応が可能となったことを受け、新たな案件形成に着手し、実施に向けた体制整備を進めた。 - ミャンマーでの地震とスリランカでの洪水に対し、2025年度は1年間で2回の国際緊急援助隊医療チームを派遣した。被災地においては、かつて日本が支援した道路や治水事業の被害が少ないなど、日本のインフラの強じん性が確認され、現地からの感謝につながった。 - また、協力隊発足60周年を迎え、各国政府からの協力隊事業に対する表彰や国内での社会還元の取組み等にも注目が集まり、協力隊事業が「人と人との信頼関係を作る取組み」として国内外において評価を得た。さらに、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）、大阪・関西万博、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP30）や「中央アジア+日本」等、主要な国際会議やイベント開催にあたり、日本政府の打出しと公約に大きく貢献した。フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」（円借款）における調達手続の秘密情報漏洩事案については、2024年に設置した検証委員会からの報告書を公開した。また、同報告を踏まえ、再発防止を徹底する策の検討を進めた。なお、交流を目的に日本国内の4自治体をアフリカ各国の「ホームタウン」として認定した件に関しては、No14「内部統制」の「組織運営に関するリスクの評価と対応」項目で報告する。 - 本年度は過去最大級の事業規模により、各種事業を推進したところ、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する評価対象9項目では、S評価7項目、A評価2項目と、すべての項目で所期の目標を上回る成果をあげた。また、その他6項目中、「組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化」、「安全対策・工事安全に関する事項」及び「組織力強化に向けた人事」の3項目をA評価、「内部統制」はC評価、残る2項目はB評価とした。

2.法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発もしくは復興または経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。 2025年度は第5期中期目標期間（2022～2026年度）4年目となり、国際情勢をはじめとして先行きの不確実性や複雑性が増す中、2023年6月に改定された開発協力大綱（以下「新大綱」）で掲げられている政府の重点政策に沿った様々な取組を実施し、中期計画における所期の目標を上回る成果を達成した。 各項目における定量指標の達成状況、質的に顕著な成果並びに主な実績は以下のとおり。

No1：開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】7指標中、6指標が120%を達成、1指標が100%達成

【質的に顕著な実績】

- ◎ TODガイドラインに係る政府承認により適切な都市開発の推進に寄与（ペルー、バングラデシュ）【②】
- ◎ シーレーン沿岸国の海上保安能力の向上により、国際物流航路の安全確保に貢献（マレーシア、他）【①②④】
- ◎ 港湾分野の協力により地域の連結性強化に貢献（カンボジア、ソロモン）【①②】
- ◎ レアメタル、レアアース安定供給に資する協力を推進（マレーシア等）【①④⑤】
- ◎ 次世代脱炭素技術の開発とエンジニア人材育成による国際頭脳循環（ASEAN、中央アジア、アフリカ地域、他）【①②】
- ◎ グリーン/ブルー水素製造技術開発に関する実証研究で脱炭素に貢献（ウズベキスタン）【①③】
- ◎ EPA協定の促進と産業多角化に貢献するマスタープラン策定（バングラデシュ）【①③】
- ◎ 自動車裾野産業の国際競争力強化によるサプライチェーン強化に貢献（インドネシア）【④⑤】

No2：開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】3指標中、2指標が120%を達成、1指標が100%達成

【質的に顕著な実績】

- ◎ 技術協力の結果、4か国で国際緊急医療チームの国際認証獲得（ASEAN）【③④】
- ◎ 野口記念医学研究所のBSL3ラボが、Biosafety and Biosecurity 4スターを取得（ガーナ）【①②④】
- ◎ UHC達成に向けた機運醸成、機構の知見・ナレッジの発信（タンザニア、エジプト、セネガル、他アフリカ地域）【②】
- ◎ 日本の学校給食制度の教訓をインドネシア国家栄養庁と広く共有（インドネシア）【①②】
- ◎ 日越大学構想に資する半導体プログラムを開設（ベトナム）【①】
- ◎ 日本式の高専教育プログラムを提供する「エジプト・日本高専（EJ-KOSEN）」が開校【①③】
- ◎ インクルーシブ防災セミナー開催（エクアドル）【②③④】
- ◎ 日本からパラオへの野球伝来100周年と海外協力隊指導によるパラオ野球チームの初優勝【③】
- ◎ 海外協力隊経験者が2025東京デフリンピックの運営で貢献【③】

No3：平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】4指標中、2指標が120%を達成、2指標が100%を達成

【質的に顕著な実績】

- ◎ 地雷・不発弾対策の国際的発信と連携強化（アフリカ地域、ウクライナ、カンボジア、南スーダン）【①②③④】
- ◎ 機構の国際金融犯罪取締り能力向上支援がEUにより広域展開（西アフリカ諸国）【②④】
- ◎ 日本の公務員採用試験制度を正式導入（ベトナム）【④】
- ◎ カスピ海ルート連結性のためのハード・ソフトを組み合わせた税関支援（カザフスタン、タジ

キスタン、ジョージア)【①②】

- ◎ 機構初の税務ビッグデータ活用した納税者コンプライアンスの推進 (モンゴル)【③】
- ◎ PALM10共同行動計画に沿った財政基盤強化を着実に実施 (大洋州地域)【①②】
- ◎ 平和と安全保障の文脈に女性を紐づけた国連安保理決議から25年、TICAD9においてWPS (女性・平和・安全保障) +i (イノベーション)を発信【①】
- ◎ 日本とパラグアイの宇宙協力の進展に貢献【①③⑤】
- ◎ 広島AIプロセスの実施拡大に、グローバルサウスとのネットワークで貢献【①②】

No4：複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導 (重要度：高、困難度：高)

【定量指標】6指標中、4指標が120%を達成、2指標が100%達成

【質的に顕著な実績】

- ◎ 国連気候変動枠組条約第30回締約国会議 (COP30) での発信により、機構の協力に係る認知、重要性理解の促進【①②④】
- ◎ 鉄道複線化事業による道路輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトによってGHG排出を削減 (バンラデシュ)【①③】
- ◎ 中部アフリカ森林イニシアティブ (CAFI) 及び緑の気候基金 (GCF) による外部資金動員 (コンゴ民、ラオス、ベトナム)【②】
- ◎ ソニー銀行等との連携による多様な植生の生態系と農業生産性に資する農法の普及 (セネガル、カメルーン)【②】
- ◎ 廃棄物・資源循環に係るアフリカ各国のコミットメント強化 (アフリカ地域)【①②】
- ◎ JAXA連携による大気汚染対策への衛星データ活用とメコン川流域国への波及 (タイ)【②③】
- ◎ 事前防災投資による効果が災害被害を防ぎ、高く評価 (フィリピン、スリランカ)【③④】
- ◎ 日本の知見・経験を活用した耐震化工事を開発途上国が独自予算で展開 (トルコ、モンゴル、エルサルバドル)【②③】

No5：地域の重点取組 (重要度：高)

【定量指標】1指標中、1指標が100%達成

【質的に顕著な実績】

ア：東南アジア・大洋州

- ◎ 東ティモールのASEAN加盟を包括的に支援【①③④】
- ◎ カンボジア・タイ国境問題を受けたカンボジア影響住民への緊急支援を実施【①③④】
- ◎ ソロモン諸島の航空需要増加に対応し、国交省「Japanコンストラクション国際賞」優秀賞を受賞【②④】
- ◎ パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 (CEAPAD) への貢献【①②③】

イ：東・中央アジア

- ◎ 「中央アジア+日本」対話への貢献 (ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタン、ジョージア)【①②】
- ◎ 海外投融資を通じた若年層及び女性経営者の金融包摂改善 (ウズベキスタン)【①】
- ◎ 日本型「高専」の実習環境改善を通じた工学系高度産業人材育成、産業多角化への貢献 (モン

ゴル)【①④】

ウ：南アジア

- ◎ 半導体サプライチェーン協定に基づく日印交流の促進（インド）【①②③⑤】
- ◎ 暫定政権の迅速な経済改革と気候変動対策を支援（バングラデシュ）【②③④】
- ◎ ファイサラバード市と横浜市の上水協力の貢献（パキスタン）【②④】
- ◎ サイクロン被害に対する緊急援助とその後の復旧・復興支援に係る日本への信頼（スリランカ）【④】

エ：中南米

- ◎ カリブ共同体（CARICOM）との新協力メカニズム導入による広域協力の強化に貢献【②③】
- ◎ 国際構造工学会議で橋梁維持管理（HASHIMORI）の成果を発表（エルサルバドル）【②④】

オ：アフリカ

- ◎ アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）との第5改訂業務連携協定締結【②④】
- ◎ TICAD9開催に係る日本政府の政策への貢献【①②③④】
- ◎ 広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強じん化」実現に向けた取組み（モザンビーク、他）【①②③】
- ◎ 地域の経済統合を、三井住友銀行とサステナブルファイナンスで支援（西アフリカ地域）【②③】

カ：中東・欧州

- ◎ 凍結ロシア資産収益を活用したウクライナ向け円借款の実施【①④】
- ◎ 大エジプト博物館（GEM）が公式に開館【②③④】
- ◎ イラク・バスラ製油所改良事業（第一期～第六期）竣工により、日本のエネルギー安全保障に寄与へ【④⑤】

No6：JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成（重要度：高）

【定量指標】1指標中、1指標が120%を達成

【質的に顕著な実績】

- ◎ 長期研修員がハノイ市長に就任し、日越協力関係の一層の深化に貢献（ベトナム）【②】
- ◎ 長期研修員が日本で学んだ知識・技術を活用して活躍（インド、ナミビア、パラグアイ、他）【③】
- ◎ 日伯司法セミナーでのJICAチェア講義実施（ブラジル）【④】

No7：民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献（重要度：高）

【定量指標】2指標中、2指標が120%を達成

【質的に顕著な実績】

- ◎ TICAD9に合わせ、アフリカ向けインパクト投資イニシアティブを立ち上げ（タンザニア、ガーナ・ナイジェリア・エジプト、南ア、アフリカ広域）【①②③】
- ◎ 気候変動・環境関連分野への民間投資促進により、COP30のイニシアティブに貢献（ブラジル、中南米地域）【①③】
- ◎ 支援企業が南アフリカで事業を展開、スタートアップのグローバル展開を下支え【①②】

- ◎ 支援企業の製品が日本国内で流通開始（マダガスカル、カンボジア）【④⑤】
- ◎ JICA Biz活用企業が「2025年度NIKKEIブルーオーシャン大賞」受賞（メキシコ）【④⑤】
- ◎ JICA Biz活用企業が国土交通省「JAPANコンストラクション国際賞」を受賞（カンボジア、キルギス、ブラジル、ザンビア他）【④】

No8：多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献（重要度：高）

【定量指標】4指標中、4指標すべてが120%を達成

【質的に顕著な実績】

- ◎ JICA海外協力隊発足60周年記念式典をはじめとした周年行事の取組【②③④】
- ◎ 協力隊の派遣前OJTであるグローバルプログラム、地域おこし協力隊との連携広がる【②⑤】
- ◎ 災害復興という共通点で自治体間の知の循環を生み出し、経験継承に貢献（ウクライナ、インドネシア、他）【①③④⑤】
- ◎ 日本のNP0の支援により「環境」の科目が制度化（インドネシア）【②】
- ◎ 寄附金を活用し、技術協力プロジェクト対象校の教育環境を改善（カンボジア、ラオス）【②③④】
- ◎ 宇宙分野の国際頭脳循環プログラムの立ち上げ（ASEAN、他）【②③⑤】
- ◎ 被爆80年を機に広島県と協働し、機構の研修員と広島県内の学生との対話の場を提供【⑤】

No9：事業実施基盤の強化

【定量指標】8指標中、6指標が120%を達成、2指標が100%達成

【質的に顕著な実績】

- ◎ 機構法改正を踏まえた制度改善を推進【③】
- ◎ 民間資金動員業務に係る第一号案件を承諾し、ブレンデッド・ファイナンス推進の一步を達成（サブサハラ・アフリカ地域）【①③】
- ◎ オファー型協力の形成を促進（ブラジル、ナイジェリア、中央アジア、モザンビーク・マラウイ・ザンビア）【①③⑤】
- ◎ 国連ハイレベル政治フォーラムやECOSOC等国际場裡にて「人間の安全保障」への理解と共感の拡大に貢献【①】
- ◎ 2025大阪・関西万博開催に向けた機構の貢献【①④】
- ◎ 地経学研究所と共同で、USAID解体や欧州の対外援助縮小等、ODAを取り巻く今日的課題の議論の場を提供【③】
- ◎ 国連ハイレベル政治フォーラムを契機に、ポストSDGsに向けが議論を喚起し日本のプレゼンスを向上【③】
- ◎ ミャンマー中部及びスリランカへの国際緊急援助隊医療チームの派遣【①④】
- ◎ UNOCHA主導の国際搜索救助諮問グループとの協力を通じた国際連携への貢献【①③】

No10：組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化（重要度：高）

【定量指標】1指標中、1指標が120%を達成

【質的に顕著な実績】

◎ 組織面・事業面の両面でDE&Iを推進【②③】

◎ 生成AIの導入及び活用により業務の効率化を推進【③】

【その他】組織横断的な法務・コンプライアンス機能の強化、機構法改正に合わせた海外投融資への対応強化

No11：業務運営の効率化、適正化

【定量指標】3指標中、1指標が120%を達成、2指標が100%達成

【実績】機構法改正に伴う金融手法の拡充、TICAD9対応、コンプライアンス遵守のための体制強化と柔軟な人的資源配分

No12：財務内容の改善に関する事項

【定量指標】なし

【実績】適切な予算執行管理、寄附金や民間資金動員等新たな資金の確保に向けた取組、債券発行・受託事業を通じた開発資金の動員等

No13：安全対策・工事安全に関する事項（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】2指標中、1指標が120%を達成、1指標が100%達成

【質的に顕著な実績】紛争（パレスチナ、イラン等）・災害（ミャンマー）や比較的治安が良好な国・地域で生じた軍事衝突やデモ・騒擾等への対応や平時からの安全対策の強化、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」の10年ぶりの改訂

No14：内部統制

【定量指標】2指標中、1指標が120%を達成、1指標が100%達成

【実績】

- ・フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」（円借款）における調達手続の秘密情報漏洩を受けた再発防止策の徹底、内部統制機能を強化するための体制整備、リスク自己点検プロセスの改善、内部・外部通報制度の改善、情報セキュリティへの対応等
- ・アフリカ・ホームタウン構想に係る日本国内での誤解と混乱に関し、組織として同構想の検討段階から撤回まで振り返り調査、事業に関する情報発信等のあり方の再整理、SNSの特性等を踏まえた偽・誤情報等の対策ガイドラインの整備等

No15：組織力強化に向けた人事（困難度：高）

【定量指標】なし

【質的に顕著な実績】

◎ 自律的な能力開発・キャリア開発支援により組織力を強化【③】

◎ ナショナル・スタッフの一層の活躍に資する人事制度の構築・人材育成・研修施策の体系化及び充実【③】

【その他】メンタルヘルスを含む健康管理強化等

以上により、法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

(2) 全体の評価を行ううえで特に考慮すべき事項

新たな開発協力大綱を踏まえ、2025年4月に民間連携・民間資金動員の促進、草の根技術協力等の国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携強化、柔軟で効率的な財務の実現を主たる目的とした機構法が改正された。これを受け、いち早く新たな協力手法の導入を進め、外交上の要請にもこたえる体制を整えた。また、国内外の環境変化が激しい中においても、2025年度は過去最大級の規模で事業を推進した。

3. 項目別評価総括表

中期目標	2025年度自己評価	項目別 評価調書
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
日本の開発協力の重点政策	S	(No.1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S○	No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S○	No.2
平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化	S○	No.3
複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導	S○	No.4
地域の重点取組	A○	No.5
JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A○	No.6
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S○	No.7
多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	S○	No.8
事業実施基盤の強化	S	No.9
2.業務運営の効率化に関する事項		
組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	A○	No.10
業務運営の効率化、適正化	B	No.11
3.財務内容の改善に関する事項	B	No.12
4.安全対策・工事安全に関する事項	A○	No.13
5.その他業務運営に関する重要事項		
内部統制	C	No.14
組織力強化に向けた人事	A	No.15
(中期計画で規定する事項)		
短期借入金の限度額	-	No.16
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	-	No.17
前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	No.18
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-	No.19
施設及び設備に関する計画	-	No.20
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	-	No.21

注1： 評価は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づくS～Dの5段階評価。

注2： 重要度「高」の項目は各評価語の横に「○」、困難度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3： 下線部の項目（日本の開発協力の重点政策、JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとまりとして扱い、評価を行う。

No.1-5 (一定の事業等のまとめ)	日本の開発協力の重点政策
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム海外展開戦略2025及び追補、インフラシステム海外展開戦略2030、国家安全保障戦略、G7広島サミット、第2回グローバル難民フォーラム、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関するG20原則、成長戦略実行計画、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD8チュニス宣言、日ASEAN包括的連結性イニシアティブ、日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント、PALM9及びPALM10の行動計画、日本・ブラジル・グリーンパートナーシップイニシアティブ（日伯GPI）アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI：Asia Energy Transition Initiative）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）構想、アフリカ・グリーン成長イニシアティブ、グローバル・フードバリューチェーン戦略、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、健康・医療戦略、日本の教育協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画、国際女性会議WAW! 2022東京宣言、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、地雷対策支援に関する包括的パッケージ、日カンボジア地雷イニシアティブ、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーーン（MARINE）・イニシアティブ、地球温暖化対策計画
当該事業実施に係る根拠*	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、困難度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書、予算事業ID：018752

*以下全てすべての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報	項目No.1～項目No.5の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報*	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）	153,850	121,576	109,339	94,557	
決算額（百万円）	211,517	268,075	237,544	246,934	
経常費用（百万円）	105,509	113,792	120,832	123,566	
経常利益（百万円）	△43,696	△3,658	△1,412	276	

行政コスト（百万円） ²	105,509	113,792	120,832	123,566	
従事人員数	1,201	1,203	1,219	1,203	

*中期目標脚注2の記載に基づき、目標単位を項目No.1からNo.5に細分していることから、「一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所：

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5)「地域の重点取組」。

中期計画参照箇所：

2. (1) ①「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から2. (1) ⑤「地域の重点取組」。

年度計画参照箇所：

1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から1. (5)「地域の重点取組」。

主な評価指標：

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5)「地域の重点項目」に対応する指標。

3. 年度評価に係る自己評価

評価：S

根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位5項目（No.1～No.5）では、S評価4項目、A項目1項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ4項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。

課題と対応：No.1からNo.5の各項目を参照。

² 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム海外展開戦略2025及び追補、インフラシステム海外展開戦略2030、成長戦略実行計画、グローバル・フードバリューチェーン戦略、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD8チュニス宣言、TICAD9横浜宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想、アフリカ・グリーン成長イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関するG20原則
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1からNo.5共通） 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をもたらしている。係る状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国の脆弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値/ 年	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数（SDGs Goal 3、8、9、11、13関連）	20件	4件	7件	6件	8件	5件	件
【指標1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数（SDGs Goal 14、16関連）	300人	60人	85人	135人	152人	121人	人
【指標1-5】資源分野人材の育成数（SDGs Goal 7関連）	100人	20人	28人	25人	23人	21人	人
【指標1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数（SDGs Goal 8関連）	92,500人	18,500人	30,555人	54,329人	43,208人	25,638人	人
【指標1-7】競争力強化のための支援サービスを受けた企業数（SDGs Goal 8関連）	3,500社	700社	994社	1,492社	967社	1,277社	社

【指標1-8】 SHEPアプローチの恩恵を享受した小規模農家数（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連）	15万 戸	35,000 戸	25,473 戸	41,526 戸	45,180 戸	68,659 戸	戸
【指標1-9】 アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数（研究者・技術者・普及員、農家等）（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連）	25万 人	50,000 人	69,148 人	75,306 人	85,412 人	82,157 人	人
②主要なインプット情報*			2022 年 度	2023 年 度	2024 年 度	2025 年 度	2026 年 度
支出額（百万円）** ³			21,253	26,511	33,583	32,357	

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点政策」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所⁴：

3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

中期計画参照箇所：

2. (1) ①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

年度計画：

1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

- 住民はじめ、様々な関係者の利害が交錯する都市開発において、多様な主体の参画による都市開発の構想立案や、構想に基づく都市戦略及び都市マスタープランの策定、開発管理制度整備、民間都市開発を促進するための資金動員を含む開発手法の導入、住民・コミュニティ主体のインクルーシブなまちづくりの促進等の事業を実施する。
- 気候変動等の地球規模課題解決に向けて都市の潜在的な貢献を長期にわたり最大化できるよう、日本の都市の強みを生かした公共交通を中心としたコンパクトな土地利用とともに、公共交通指向型都市開発（TOD：Transit-Oriented Development）によるウォーカブルなまちづくりの推進を図る。
- また、都市・地域開発課題に関するJICA 留学生受入や研修を通じて人材育成に努めるとともに、産学官での人材ネットワークを形成し、日本のまちづくり経験の海外発信や共有を図る。
- 各国の地理空間情報の整備段階を踏まえ、位置情報の基準の統一、衛星測位利用環境の整備、基本地図等の整備等を行い、インクルーシブで強じんな都市の実現に向けて、それらを基盤としたデジタル技術の活用と各種都市データの利活用を通じたまちづくりにおけるデジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）を推進する。
- ウクライナ等の窮状に早急に対応するため、運輸、電力・エネルギー、都市インフラ復旧、住民の生活／生業／経済再建等に関し、刻々と変わる現地情報とニーズを適時に把握し、支援策をまとめたうえで、復旧・復興に向けて、省エネ／高効率なヒートポンプシステムや破壊廃棄物のリサイクルシス

³ 報告年度分の支出額は暫定値。

⁴ 中期目標及び中期計画は機構ウェブサイト（https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html）を参照。

テム等の構築のための実証事業を実施し、資金協力事業や官民連携の推進につなげる。

イ 運輸交通

- 日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP: Free and Open Indo-Pacific、以下「FOIP」という。）や「インフラシステム海外展開戦略2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業を実施する。
- 運輸交通×保健、運輸交通×ジェンダー主流化等、他セクター／パートナーと連携した案件形成を図る。その際、DXの推進等、新規分野にも積極的に取り組む。
- FOIP地域等の連結性強化のため、港湾・空港・国際回廊等に係る計画策定、強じんかつ持続的なインフラ整備及び運営維持管理等、ハード・ソフト一体となった協力を展開する。
- 海上保安分野に関し、各国が有すべき保安能力、特に海洋状況把握（MDA：Maritime Domain Awareness）に係る協力の方向性及び具体的な計画を立案し、戦略的な協力実施の端緒とする。
- 質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援、持続的な財源確保、中核人材の育成等に係る活動を、産官学連携や地方リソースを活用し効果的に実施する。効率的な資源配分により多くの国の道路アセットマネジメントの課題解決を図る。
- 道路交通安全に関し、SDGsの目標である2030年までに世界の交通事故死傷者数半減に貢献するべく、デジタル技術も活用した交通取り締まり強化、安全教育、交差点改良・交通管制システム導入等の施設整備を組み合わせた支援を実施する。民間企業等が実施する交通安全活動との連携によりスケールアップを図る。
- 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が生じていることから、環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等を含む）を行う。

ウ 資源・エネルギー

- カーボン・ニュートラル（CN）に向けたエネルギー・トランジション促進のため、我が国のCN政策・制度や次世代脱炭素技術を開発途上国に紹介し、アジアを中心とする地域でエネルギー・トランジションのための計画策定支援や人材育成に取り組む。また、脱炭素技術の開発と導入を促進するための中核人材の育成やSATREPS等の案件形成を行う。さらに、日本と途上国の研究者の交流を通じた共同体制の強化及び研究成果の共同利用促進、地熱ポテンシャル地域における地熱開発の促進、島嶼国における海洋温度差発電を中心とした久米島モデルの普及等に取り組む。加えて、エネルギーの需要側におけるエネルギー利用の効率化を促進する。
- アフリカを中心に、電力アクセス向上の観点から電力供給力と安定性の強化に取り組む。特に、水力開発やパワープール促進を進める。未電化地域においては、グリッドの延伸を阻害しないよう留意しながら、農業や教育、保健、情報通信分野の開発と連携しつつ民間事業者によるオフグリッド事業を促進する。
- 資源分野においては、資源国の持続的な資源管理・利用を促進するため、資源の絆プログラムを通じた人材育成や帰国研修員とのネットワーク拡充に加え、それらの人的ネットワーク及び日本の経験やDX技術を活かした案件形成に取り組む。また、帰国研修員とともに、フュージョンエネルギーに必要なベリリウムのサプライチェーン構築に向けた取組を促進する。

エ 民間セクター開発

- アジア地域では、複合的危機下の経済状況において強じんな産業の育成を推進すべく、日本人材開発センター等の協力拠点も活用し、社会的インパクトの発現に貢献する起業家を含むビジネス人材、本邦企業を含む外資系企業と現地企業とのリンケージ強化や政策策定支援に取り組む。
- アフリカ地域を中心とする他地域では、複合的危機下の経済情勢において強じんな産業の育成と第8回アフリカ開発会議（TICAD: Tokyo International Conference on African Development。以下「TICAD」という。）で重視されている「スタートアップ支援を含む社会課題解決型ビジネス支援」の観点から、イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム（スタートアップの創業や成長に対し

て、地域のアクターが資金や人的支援等を含む様々なサポートを提供する連携体）構築・発展のための取組（Project NINJA: Next Innovation with Japan）を推進する。また、「TICAD8における日本の取組」に貢献すべく、「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の実施等を通じ、現地企業の能力強化を支援し、日本と途上国間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。

- 環境等への負の影響を制限しつつ、多くの地域が観光を通じた自律的な成長を確保できるよう、経済成長・雇用創出等、SDGsへの正のインパクトの発現を図る持続可能な観光開発を推進する。

オ 農林水産業・農村開発

- 小規模農家向け市場志向型農業の振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion、以下「SHEP」という。）アプローチを通じ、アフリカのほかアジア、中南米、中東の50か国以上の小規模農家を支援する。また、オンライン研修の開発・実施により、SHEP対象国の多様化や、国際機関・NGO等開発パートナーの人材育成やネットワーク化・連携促進により事業拡充を図る。
- コメ生産の安定的拡大、バリューチェーンの構築・強化を通じた稲作開発を推進する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARDフェーズ2：Coalition for African Rice Development Phase2、以下「CARD2」という。）対象国の案件形成・実施とともにCARD事務局を通じ、国家／地域の稲作開発戦略の策定・改訂等に参画する。
- 食料安全保障リスクが高いアフリカ地域に対しては、食料・農業セクターの強じん性強化を通じた人間の安全保障の実現に向けて、2022年度に立ち上げた「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ・パートナーとの協働による食と農業開発を通じた『人間の安全保障』の実現」を推進する。併せて、農業機械化を通じた農業生産の向上を目指し、日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology：AFICAT）を推進する。
- 農家の生計向上や食料の安定供給に資するフードバリューチェーン（以下「FVC」という。）について、生産から加工・流通・消費に至る各段階の付加価値を高め、包摂的かつ持続的なFVCの構築を支援する。
- 日本発の考え方である「里海創生」に基づく、行政と漁民組織による水産資源の「共同管理」、「沿岸コミュニティを起点とした水産フードバリューチェーン」といった有用知見をいかし、水産資源の持続的な利用を含む水産ブルーエコノミー振興に取り組む。また、現場のグッドプラクティスの概要や実施ノウハウを体系化し、広く共有可能な「ツールボックス」として整理・蓄積・発信する。
- 小規模畜産農家の所得向上と人獣共通感染症を含む家畜疾病の対策強化に向け、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組む。
- 気候変動にぜい弱な開発途上国の状況等を踏まえ、灌漑・水管理、耐候性品種の開発・普及等、気候変動に適応した農業生産に資する事業を形成・実施する。
- 「JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）」の運営を通じた知見の共有・発信及び産学官連携強化、「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化する。
- 特に、令和6年能登半島地震で被害を受けた北陸に関し、現地の人々のニーズに応じて、里山里海を中心とした地域資源の中長期的な復旧・復興に協力する。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標1-1】都市化の進捗が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況（SDGs Goal 11関連）

【指標1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況（SDGs Goal 7関連）

3. 年度評価に係る自己評価

評価：S

根拠：困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加

え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4.業務実績

No.1 ア 都市・地域開発

(1) 業務実績

- ◎ **TOD（Transit-Oriented Development）ガイドラインに係る開発途上国政府での承認により、適切な都市開発の推進に寄与【②】：**
 - ・ 機構がペルーで実施中の公共交通指向型都市開発（TOD：Transit-Oriented Development）能力の向上を目的とした技術協力を通じて、TODのガイドラインが作成され、2025年6月にペルー住宅建設上下水道省により正式に承認された。これにより、同ガイドラインが関係機関で広く活用され、都市開発を進めるに際しては重要な関係機関間での円滑な調整・役割分担などにも寄与する見込み。機構が技術協力を実施する過程で、世界銀行にも密に進捗を共有する等、他機関と連携しながら進めた結果、同ガイドラインに基づき、世界銀行が支援する土地開発利益還元プロジェクトにより都市開発が推進されることが期待される。
 - ・ バングラデシュで実施中の開発計画調査型技術協力で作成を支援したTODガイドラインが、首都圏開発庁の支援の下、政府承認された。また、これに加えて土地区画整理と再開発の実施が閣議承認された。これら承認は、関係機関間の調整メカニズムの構築・運営に寄与し、計画に基づいたTODの推進が期待される。
- ◎ **スマートシティアプローチに係る協力が、政策研究大学院の第5回GRIPS SDGsアワードを受賞【④】：**機構がカンボジアで実施した「シムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の活動について、カンボジア側実施機関であるシムリアップ州政府関係者とともに機構専門家が政策研究大学院大学の第5回GRIPS SDGsアワードを受賞した。協力の成果として、スマートシティ・データプラットフォーム（SSDaP：Siem Reap Smart City Data Platform）の立ち上げ、CCTVによる交通モニタリングの改善、デジタル追跡アプリを使用した廃棄物収集の最適化を図るなど、シムリアップ市がスマートシティの方針を取り入れたほか、高松市とシムリアップ市とのスマートシティ施策の実施に関する覚書の締結に至るなど、データに基づき、行政サービスや透明性、強じん性を高める都市計画の基盤が具体的に構築されたことが評価された。
- ◎ **科学技術協力の研究成果を基にパッシブクーリングロードマップ作成に貢献【②④】：**インドネシア「パリ協定による2030年目標に向けた高温多湿気候下のインドネシアにおける低炭素アフーダブル集合住宅の開発」（科学技術協力）では、将来の気温上昇を加味した集合住宅の低炭素化を目的として、必要性能、設計手法・建築技術、評価手法の研究開発と基準化を目指している。国連環境計画（UNEP）に事業成果を高く評価され、研究代表者と機構の国際協力専門員が知見を基にUNEP及びASEANエネルギーセンターが主導するアドバイザリーグループに参加し、ASEAN地域におけるパッシブクーリング（電力を使用せず自然環境を活かした冷却手法）のロードマップ作成に積極的に貢献した。また、2025年11月にブラジルで開催されたCOP30では、UNEPのサイドイベント「Global Alliance for Buildings and Construction (GlobalABC)、Cool Coalition」で、機構の科学技術協力事業の実証実験結果を発信した。

- ◎ **気候変動対策を組み込んだ初めての都市計画マスタープランをCOP30で発表【②】**：2025年11月、COP30における日本政府環境省主催イベントにペルーのプロジェクト関係者が登壇し、リマカヤオ都市圏公共交通マスタープランにおいて機構が提案した「簡易的なGHG排出量算定手法」が、透明性の向上のみならず、算定の継続性にも貢献していることを発信した。都市計画プロジェクトのマスタープラン策定の段階から気候変動対策を組み込んだ例は機構初であり、イベント参加者の注目を集めた結果、緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）が本手法によるGHG削減効果の可能性に着目し、今後新たな事業展開に向け連携することの合意につながった。
- 官民一体となってインドのまちづくりを推進：「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道駅周辺開発支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、J-CODE（海外エコシティプロジェクト協議会）、JISCOP（日印スマートシティ協力プラットフォーム）、JOIN（海外交通・都市開発事業支援機構）等の加盟企業向けの投資促進を目的とした意見交換会をインド側カウンターパートとの間で実施。日本からはスズキや三菱地所設計、東急建設など計12社、32名の参加があり、関係者間のネットワーキングに貢献した。日本が得意とする公共交通を中心としたまちづくりの技術を活かし、国土交通省が進める海外展開戦略（都市開発・不動産開発）やG7都市大臣会合に貢献するもの。参加企業のうち開発事業者に対しては、インド側参加者から個別にコンタクトするなど、今後の展開につながる動きが見られた。
- TICAD9における都市・地域開発テーマ別イベント「アフリカにおける都市の未来について若者の視点から考える」：TICAD9会期中に、アフリカからの長期研修員である若手行政官と、その所属大学の日本人大学院生24名が集い1泊2日のワークショップを開催。アフリカの今後の都市課題への対応や若者の視点からの取組について一般聴衆向けに発表。発表の最後には、UN-Habitat、東洋大学、東京科学大学、日本女子大学の教員らがコメンテーターとして参加し、「[若者宣言（Youth Declaration）](#)」も発表した。オンラインを含め150名を超える参加があり、日本の若者のアフリカ開発への関心を高めた。
- スリランカで実施した「都市開発計画能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）終了時に、機構スリランカ事務所とプロジェクト専門家がMinistry of Urban Development, Construction and Housing及びUrban Development Authorityから感謝状を授与された。都市計画分野の人材育成、データベース整備、住民参加型の手法を含む都市計画プロセスの確立と標準化が評価されたもの。
- ヨルダンの測地基準座標系が統一されておらず、また現在使用されている座標系は国際基準に準じていない整備状況を踏まえ、位置情報の基準の統一、衛星測位利用環境の整備に向けた技術協力を立ち上げた。国際測地系に準拠した統一国家地理座標系を基盤とした地理空間情報により、土地管理の信頼性を向上させ、都市計画、インフラ整備、不動産取引など多様な経済分野の発展及びデジタル技術の活用と各種都市データの利活用を通じたまちづくりにおけるデジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）推進に寄与するもの。
- ウクライナの困難な状況に早急に対応するため、運輸、電力・エネルギー、都市インフラ復旧、住民の生活／生業／経済再建等に関し、刻々と変わる現地情報とニーズを適時に把握し、支援策をまとめたうえで、復旧・復興に向けて、省エネ／高効率なヒーティングシステムを幼稚園等に導入し、建設廃棄物のリサイクルシステム等の構築のための実証事業を実施。対象サイトであるボロディアンカ市では、リサイクル材を利用し、22の道路区間で道路を補修した結果、2024年実績との比較で2025年の工事費の節減に寄与した。
- 住民はじめ、様々な関係者の利害が交錯する都市開発において、多様な主体の参画による都市開発の構想立案や、構想に基づく都市戦略及び都市マスタープランの策定、開発管理制度整備、民間都

市開発を促進するための資金動員を含む開発手法の導入、住民・コミュニティ主体のインクルーシブなまちづくりの促進等の事業を実施した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

都市・地域開発分野においては、都市整備マスタープランの策定支援や、公共交通指向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の計画策定、それらに必要な人材育成等の技術協力を行い、SDGsターゲット11.2（すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供）、ターゲット11.3（すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化）に貢献し、SDGsゴール11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

近年、都市開発の中で、スマートシティ化がトレンドとして定着し、開発の現場でも関心が高まっているが、スマートシティの定義が主体や視点によって様々で定まっていない。また、プロジェクトの中で、関係者から期待される新技術の実装が都市課題の解決に寄与しない、あるいは持続的に新技術を維持・更新できない等が懸念される事例が増えてきている。

機構では、「デジタル等新技術を用いて、都市課題に対する住民の声や関連するデータを収集すること、それを踏まえた都市課題解決のための施策の立案・実施・評価により、住民参加及び住民と協働して都市の改善を小さく迅速に実現することをスマートシティアプローチと定義し、課題の設定を重視する姿勢を明確にした。

具体的には、開発計画調査型技術協力や技術協力プロジェクトにおいて交通渋滞緩和や効果的な廃域物処理等、都市課題の解決に資する、スマートシティアプローチを用いたパイロットプロジェクトの形成・実施・評価を通じ、カウンターパートによる持続的な事業の形成及び実施のための能力向上等を支援し、迅速な人々の利便性や生活改善の実現を図っている。短期的な改善を繰り返すことで、マスタープラン等で提案される中長期的な都市のあるべき姿の実現に向けた機運の醸成や人々の一層の参加にも寄与する方針である。2025年度の取組として、カンボジア「シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクトフェーズ2」、ヨルダン「ASEZスマートシティ能力強化プロジェクト」の立ち上げを行った。2026年度は、これら個別案件の実施に加え、案件横断的にスマートシティアプローチを取り入れていく。

No.1 イ 運輸交通

(1) 業務実績

- ◎ モーリシャスの海洋環境を守る体制を構築【①④】：モーリシャスで2022年から実施してきた「流出油対応に係る体制能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が2025年5月に終了。同事業は、2020年7月にモーリシャス島南東沿岸で座礁した貨物船WAKASHIO号から燃料油が流出したことを契機に開始された。同様の流出事故が発生した際の対応、手順が整うとともに、環境や海上保安等に関係する機関の職員が地域住民と連携して対応する能力が強化された。最終合同調整委員会（JCC）においては、モーリシャスの環境省から「WAKASHIO号の事故はモーリシャスの海洋環境を汚染し負の影響を及ぼしたものの、それを契機に実施された本事業により我々の能力が向上し、連携が強化され、はるかに大きな正の影響があった。」と事業成果に対する賛辞と謝意が示された。また、本事業の成果を活かし、モーリシャスが周辺国に対して第三国研修「流出油防除及び対応管理に係る能力強化」を実施予定。
- ◎ シハヌークビル港の開発計画策定によりカンボジアの更なる成長を後押し【①】：2023年12月の日・カンボジア首脳会談での協力要請を受けて、「カンボジア国地域中核港・物流ハブ化に向けたシハヌークビル港マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を2026年1月に開始。長年にわたり日本が協力しているシハヌークビル港は、近年カンボジアや周辺国の経済成長に伴い貨物取扱量が急増し、円借款で新コンテナターミナルを整備中であるものの、更なるキャパ

シティ拡張のため、より長期的な開発計画の策定に協力するもの。シハヌークビル港の機能を戦略的に強化することで、カンボジアの更なる成長に貢献する。

- ◎ **マレーシア海上法令執行庁設立20周年、海上保安のための重要なパートナーに成長【①②④】**：マラッカ・シンガポール海峡における航行安全に向けた水路測量・海図作成などの日本の協力は1960年代末から開始。マレーシアでは、海賊対策や海上テロ対策など海上の安全を守る海上法執行機関として、2005年にマレーシア海上法令執行庁（MMEA）が設立された。これに先だって、機構は同機関設立支援のために2004年から海上保安庁の協力を得て専門家を派遣し、MMEA設立後は技術協力プロジェクトや個別専門家、国別研修などを通じて組織の能力強化及び人材育成を継続的に支援してきた。MMEAは2025年に設立20周年を迎え、国際物流において極めて重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡及び南シナ海の安全確保に貢献している。また、海上保安官の育成・訓練機関として、マレーシア外務省・機構と共同でアジアやアフリカの海上保安機関の能力向上を目的とした第三国研修を実施し、海上犯罪取り締まりに必要となる制圧技術や鑑識技術の向上に寄与した。こうした日本の長年の協力に対し、MMEAからは累次にわたり感謝の意が表されているほか、20周年を記念して発刊された書籍にも日本の貢献が随所に記された。2025年6月には海上保安庁の巡視船との合同訓練がマレーシアで行われるなど、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）実現のためのパートナーとして重要な役割を果たしている。
- ◎ **海上保安政策プログラム（MSP）10周年と海上保安の国際協力に係るダイアログによりFOIP実現に貢献【①②④】**：2015年から実施してきた課題別研修「海上保安政策プログラム（MSP）」（目的：海上保安政策の企画・立案・実践に係る高度な能力を持った人材を育成すること）が10年目を迎えたことを受け、同研修を共管する海上保安庁、政策研究大学院大学（GRIPS）、機構でセミナーを開催し、これまでMSPに参加した10か国からMSP卒業生及び海上保安機関の幹部計23名を招へいした。あわせて、各国及び日本の研究者（海上保安、海洋安全保障、国際政治、地域研究）の参加を得て、海上保安の国際協力に係るダイアログを開催した。インド太平洋域内の連携強化を通じて、海上保安庁の協力を得て実施している海上保安分野の協力成果の最大化を図ったもの。参加者からは、「各国の海上保安機関や研究者、日本の海上保安庁との情報共有や議論は非常に有意義で、ここで構築されたより強固な協力関係を自国での業務にも活かしたい。変化の激しいアジア太平洋情勢を踏まえ今後も同様の機会を継続してほしい」といった高い評価を受けた。なお、MSPは2025年度に10周年を迎えたが、インド太平洋地域では力による現状変更の試みが増加し安全保障環境が急速に不安定化しており、各国の海上保安機関による監視・警戒の重要性が一段と増している。これを受け、機構ではMSP以外にも海上保安機関の能力強化に資する研修の充実に取り組んでおり、2025年度は新しい課題別研修「日本における海洋状況把握（MDA）」を開始した。これらの取組を通じ、日本政府の政策である「海洋基本計画（2023年4月28日閣議決定）」が掲げる「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」の具現化に貢献した。
- ◎ **豪州との連携により、ソロモン諸島の2大国際港の海図が完成【①②】**：ソロモンで2022年から実施してきた「電子海図策定支援プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）が終了。2大国際港であるホニアラ港及びノロ港を含む5か所において、水路測量を実施し、その結果を基に国際基準に準拠した電子海図を作成した。ソロモンの海図はオーストラリア海軍水路部（AHO）が刊行していることから、AHOの基準に合致する海図を作成する必要があったため、AHOとの協力関係確立を目的としてプロジェクトの初期段階で三者協議会を立ち上げるなど工夫した。その結果、作成した海図は国際基準に基づく最高品質（A1）の評価を得たのに加え、プロジェクト完了3年以内を目標としていた海図の刊行が、プロジェクト期間中に完了するなど迅速かつ高品質な協力を実現した。本取組は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の理念と整合し、海上交通の安全性確保、地域の連結性強化及びブルーエコノミーの発展に寄与するものである。

- ◎ **民間企業との連携により、交通安全に係る取組の事業効果が増大【②】**：ウズベキスタンでの「交通安全促進アドバイザー」（技術協力）において、民間保険会社との協働により、ドライブレコーダー由来のテレマティクスといったデジタル技術を活用した交通事故データ収集の効率化に取り組んだ。機構が収集したデータを、民間保険会社のデータと統合することにより、事故データのサンプル数が増加し事故データの信頼性向上につながった。また、交通安全対策を立てるうえで必要となるものの、途上国では対応できていない交通事故データ収集の効率化に向けての実証ともなった。また、タイでの技術協力「交通事故分析」では、タイ国家警察の交通事故データ取得能力向上に関し、民間車両メーカーの経費負担による講師派遣を組み合わせるなど、民間企業との連携により事業効果の増大に取り組んだ。さらに、カンボジアでの「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」（円借款附帯プロジェクト）では、現地に進出する日系自動車教習所と連携して、子どもども向けの交通安全教育活動のスケールアップを行うとともに、事業終了後の持続的な実施体制を構築した。
- 2025年8月にトンガ「ファアモツ国際空港整備計画」（無償資金協力）のG/Aを署名し、1898年に日本が整備したファアモツ国際空港の国際線旅客ターミナルビルの拡張・改修や国際線のエプロン拡張等の支援を開始。空港を利用する旅客の利便性を改善するとともに、2022年1月に発生した火山噴火の際には当該空港のエプロンが狭小であり、支援物資を搭載した国際線航空機から、離島に物資を運搬する国内線航空機への積み替えが円滑に行われなかったことを受けてエプロンを拡張することで、災害時の対応キャパシティを向上する取組でもあり、島国であるトンガの強じん性向上を目指す。
- インドネシア「道路政策アドバイザー」（技術協力）の派遣を通じて特殊橋梁点検に係る官民連携（PPP：Public-Private Partnership）案件の形成を推進し、国土交通省 FS といった外部リソースや中小企業・SDGs ビジネス支援事業（JICA Biz）も活用して、本邦企業によるインドネシアでの特殊橋梁点検業務の受注に取り組む等、「インフラ海外展開戦略 2025」の推進に貢献した。
- 大洋州 5 か国を対象とした「SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築」（技術協力）では、相手国への技術移転にとどまらず、無償資金協力案件（キリバス道路資材、ナウル周回道路）の形成にもつなげるなど、技術協力と資金協力を組み合わせて当該地域でのインフラ整備・維持管理を進展させた。
- タンザニアで実施中の「交通安全強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、交通事故発生後の救急搬送の改善を目的として、本邦医療機関での救急医療の現場視察を研修プログラムに組み込むとともに、日本の現役救急医を短期専門家として現地に派遣するなど、保健分野との連携を深めた。
- パキスタンでの技術協力プロジェクト「パンジャブ州における道路アセットマネジメントシステム能力向上プロジェクト」では、AI カメラを活用して交通量調査の効率化を図るなど、DX の推進に取り組んだ。
- 海洋に関連する多様な情報を集約・共有し、海洋の状況を効果的かつ効率的に把握する「海洋状況把握（MDA:Maritime Domain Awareness）」基礎情報収集・確認調査を実施した。海賊及び海上武装強盗、テロ組織や国際的犯罪組織による不法行為、地域紛争などによる船舶の円滑かつ安全な運航への影響など、海洋の安定的な利用に対する脅威・リスクが高まっていること、また同時に、これら課題が広範化・多様化しており、一国のみでの対応は困難であることから、ODA による MDA 分野での協力可能性を検討すべく実施したもの。第四期海洋基本計画においても「MDA の能力強化」が重点施策の一つに位置づけられ、関心が高まっている。

- 2025年10月にG/Aを締結したガーナ「クマシ市における内環状道路改良計画」（無償資金協力）など、複数の案件において交差点改良に取り組み、施設面の改善からも道路交通安全対策を推進した。
- ベトナムにおける鉄道運営・施設維持管理に係る人材育成、フィリピンでの路面公共交通計画の策定や交通結節施設整備に係る能力強化、パラオでの環境配慮型交通システム導入に係る計画・実施能力の向上など、環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等）を行った。
- 「高速鉄道人材育成」（国別研修）では、円借款により整備が進んでいるインド高速鉄道の運営維持管理を担う人材を対象に本邦研修を行い、運転士や整備業務を担う中核人材を91名育成した。特に運転士への人材育成研修については、その様子が日本国内のテレビでも放映され、国民のODA事業への理解促進にも寄与した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

運輸交通分野においては、資金協力による運輸交通インフラの整備や改修、技術協力による都市交通や港湾開発といった運輸サブセクターにおける長期計画の策定、公共交通の推進や改善に向けた具体的な施策の実施、組織能力の強化や人材育等を通じて、SDGsターゲット9.1（持続可能かつ強じんなインフラ開発）、ターゲット11.2（すべての人々に安全かつ安価で容易に利用できるアクセス提供）に貢献し、SDGsゴール9「強じんなインフラ構築、包摂的かつ持続的な産業化の促進及びイノベーションの推進」、SDGsゴール11「包摂的で安全かつ強じんで持続可能な都市及び人間居住の実現」の達成に貢献した。また、交通安全にも取り組み、SDGsターゲット3.6（道路交通事故による死傷者の半減）にも寄与した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

SDGsの実現、質の高いインフラ、2050カーボン・ニュートラルの達成などを見据えると、各セクターが抱える課題に対して複合的に取り組む必要がある。このため、他セクターや外部機関との連携による課題の特定や案件形成を、これまで以上に強化していくことが求められる。また、DXの推進は援助の効率性を高めるうえで有効なアプローチとなっている。そのため、開発途上国の課題解決に資する新規性の高い技術や取組を把握し、運輸交通インフラのアセットマネジメント、海上保安分野におけるMDA対応能力強化などへの適用可能性を検討する。

また、運輸交通分野では、大規模なインフラ整備やシステムの運営・維持管理において、他パートナー機関との協調や民間の参入が必要になる事業が多い。このため、他パートナー機関との情報共有・協働を進めるとともに、民間企業等の参入しやすい環境整備についても検討する。

これまでジェンダー主流化の取組を進めることが困難だった運輸交通分野の技術協力を中心に、各案件でのジェンダー課題を分析し、活動等に盛り込むことで、主流化を促進するとともに、開発効果の促進に貢献した。

No.1 ウ 資源・エネルギー

(1) 業務実績

- ◎ レアメタル、レアアース安定供給に資する協力を推進【①④⑤】：機構の資源分野の長期研修「資源の絆プログラム」では、第5期中期計画開始以降約100名の長期研修員受入を実現する見込み。世界的に資源ナショナリズムが蔓延する中、大学での研究や修学を通じて構築される信頼関係は貴重であり、開発途上国からも「日本となら共同調査を進めたい」といった反応が寄せられている。経済安全保障の観点では、重要鉱物の安定供給確保は重要課題の一つである中、2025年度は、フュージョンエネルギーや次世代原子力等に必要なベリリウムについて、マダガスカルとモザンビークの帰国研修員と連携し、情報収集・確認調査として鉱床調査を開始した。加えて、ベリリウムの精錬技術の開発やサプライチェーン構築を目指す日本のスタートアップ企業と帰国研修員とのネットワーキングを支援した。また2025年12月には、マレーシアにおいて、重要鉱物

資源に係る調査及び開発計画策定能力の向上を目指す技術協力プロジェクトのR/Dを締結、2026年2月に案件を開始した。本事業は日本での注目度が高く、複数の日本メディアで報道されたことから、日本の開発協力への日本での理解促進へも寄与した。

- ◎ **次世代脱炭素技術（フュージョンエネルギー、次世代原子力、次世代太陽光等）の開発と社会実装の土台となるエンジニア人材を育成し、国際頭脳循環に貢献【①②】**：エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現するためには、次世代脱炭素技術におけるイノベーションが必要とされている中、脱炭素と安価なエネルギー供給を両立させるのに必要な中核人材の育成を目指し、GX分野で2025年度に20名の長期研修員等を受入れた。日本において研究者が不足している一方で、開発途上国の多くが日本の先端技術の共同開発に期待しており、機構の長期研修により研究人材の育成に貢献。2025年度は、既存の行政官向けの社会科学コース（トランジション政策、トランジションモデル分析）に加えて、理系のエンジニアリングコースを立上げ、技術者の養成を開始。東京科学大学、核融合科学研究所、長岡技術科学大学、九州大学等で水素、フュージョンエネルギー、次世代原子力等の研究に着手した。さらに、国際大学と共同で、教員、研修員、帰国研修員等と連携しつつ、開発途上国のエネルギー・トランジション政策の研究を開始した。加えて、日本が強みを有する次世代太陽光（ペロブスカイト）については、主要ASEANの市場獲得に向けた現状と課題について調査を通じ分析した。
- ◎ **各国のエネルギー・トランジション政策・計画の策定支援によるカーボン・ニュートラルの実現に貢献【①②③】**：脱炭素と安価なエネルギー供給の両立を目指す、エネルギー・トランジションマスタープラン策定調査をインドネシア、ラオス、カンボジアで実施。日本で言うところのエネルギー基本計画の策定にあたるものであり、本計画があることは、開発途上国がパリ協定を実施し、パリ協定整合を前提とした開発金融機関等からのファイナンスを得るために重要なもの。水素やアンモニア混焼等、日本の産業界が推進する次世代代替エネルギー技術も、開発途上国の行政官の理解醸成のため日本の実証施設の視察等も行いながら、シナリオに取り込まれているもの。なお、ラオスについては策定作業が完了したため、ラオス政府内の各省協議が開始され、国家のエネルギー戦略への反映に向けた具体的検討に進む予定。
- ◎ **アフリカ地域の電化を目指したアフリカパワープール構想で、TICAD9に貢献【①②③】**：世界銀行・AfDBがMission300（2030年までに3億人を電化）構想でアフリカ全体での効率的な電力供給を目指す中、機構は南部アフリカ・西部アフリカ地域を対象に技術協力を開始した。各国間の電力融通の仕組みの構築や電力網構築に係る計画策定支援などを実施しており、国際的な電力網構築による電化、電力の安定供給を目指している。電力ネットワークでつながる複数か国を対象に研修等を行っており、水力や地熱は偏在しているため、それらの発電所を送電網で一つのネットワークとしてつなげることで、自然エネルギーに恵まれない国の脱炭素化を促進する効果は大きい。本事業を通じ、世界銀行、AfDBのMission300及び、TICAD9で掲げるアフリカパワープールにも貢献している。
- ◎ **グリーン／ブルー水素製造技術開発に関する実証研究で脱炭素に貢献【①③】**：機構は、九州大学とともに豊富な太陽光と天然ガス・油田を有するウズベキスタンの地域特性に配慮したカーボン・ニュートラル社会実現に向け、グリーン及びブルー水素製造技術開発を科学技術協力により支援している。事業の中で、石油の地下原位置水素化、水蒸気電解技術、ペロブスカイト太陽光電池、水素生成光触媒複合体の開発が行われており、2025年12月に行われたウズベキスタンとの首脳会談における「次世代のための拡大された戦略的パートナーシップ」に関する共同声明においても言及された。

- ◎ **島嶼国の気候変動対策に大きく貢献する「久米島モデル」の導入を支援【③④】**：沖縄県の久米島では、海洋深層水を多段利用し、海洋温度差発電とともに、海洋深層水を利用した産業振興（養殖、野菜、化粧品等）、飲料水製造を行う実証事業が12年継続されており、約140名の雇用と年間約25億円の売り上げを実現している。燃料輸送コストの高いディーゼル発電に頼り、産業が限られ、渇水に悩む多くの島嶼国・島嶼部にとって久米島モデルの適用可能性は高いため、機構はパラオでの展開可能性を検討すべく調査を実施中。エネルギー開発に並行して、海洋深層水の疑似として冷却水として用い、牡蠣養殖及び葉物野菜の水耕を試行しており、6回の水耕栽培の結果、地元住民や海外協力隊が指導する子どもに試食してもらったところ好評であった。普段野菜を食べない文化のパラオでも、商業化が期待される結果が出ており、モデルの導入に向け、更なる参入企業の拡大を図る。また本事業は、海洋深層水から効率的に飲料水を得ることを目的としてマレーシアで実施したSATREPSの成果を活用でき、数年に一度旱魃で水の確保に苦しむパラオ側から、国家安全保障上からも重要との高い評価を得ている。
- ◎ **アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブに貢献するラオスの風力発電事業が完成【①④】**：ラオス初の風力発電事業である「モンスーン風力発電事業」について、2025年8月に完工、同11月に完工式典を開催した。本事業で発電した電力はラオスからベトナムに供給されるものであり、東南アジア初のクロスボーダー電力案件である。同式典にはラオスのサムルサイ副首相等が参加し、ラオスやベトナムの発展や気候変動対策等における本事業の意義が強調された。「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」（2019年11月発表）、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ」（2021年5月発表）におけるグリーン投資促進に資する。G20のインフラ会合にて作成されたツールキット（案件組成の教訓を踏まえた好事例集）にてクロスボーダーインフラ案件の成功事例として取り上げられ、2025年9月の会合で紹介された。
- 未電化地域においては、農業や情報通信分野の開発と連携しつつ民間事業者等によるオフグリッド事業を促進した。オフグリッド事業がビジネスとして成立するには、エンドユーザーである農家の生計向上とそれに伴う電力需要の拡大が必要であるが、機構の農牧業分野の事業と連携すべくナイジェリアとタンザニアを訪問し、関係者との情報交換を行った。

(2) SDGs達成に向けた貢献

資源・エネルギー分野においては、エネルギー・トランジション・マスタープランの作成支援や次世代脱炭素技術の開発と社会実装の促進と人材育成、パワープール構想の実現促進、トランジションに必要な鉱物資源のサプライチェーン構築に向けた人材育成や調査を通じ、SDGs7.1（2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。）、ターゲット7.2（2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。）、ターゲット7.a（2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。）に貢献し、SDGsゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給を両立させるため、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内での資源・エネルギー安定供給、④カーボン・ニュートラル実現に必要な戦略物質の安定供給に、国内外の様々なパートナーを確保・拡大しながら取り組んだ。

No.1 エ 民間セクター開発

(1) 業務実績

- ◎ **インドネシア新首都関連の日本企業の投資規制緩和に貢献【④⑤】**：インドネシアにおける外資規制・許認可手続きの煩雑さなどのビジネス・投資環境に係る課題を軽減することを目的として、機構は、投資促進政策アドバイザーを投資下流産業省に派遣。インドネシア側が構想した複数の投資誘致プロジェクト（農業機械、統合型物流インフラ、炭素クレジット取引など）に関する日本企業向けの現地視察会を9テーマ7回にわたり開催するなど、同地への投資についての日本企業向け情報共有を強化し、カウンターパートであるインドネシア投資下流産業省より高く評価された。その他、投資促進政策アドバイザーの働きかけもあり、外資企業に課されていた最低資本金額規制の引下げに係る新規則が施行され、投資に関する規制緩和に寄与するなど、本協力は、日本企業によるインドネシア市場への進出のハードルを下げることに貢献した。
- ◎ **バングラデシュの産業多角化に貢献するマスタープランを策定【③】**：機構は「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ総合開発計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を通じ、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の中核をなす、バングラデシュのマタバリ地域の総合開発計画の策定を支援している。港湾・ロジスティクス、産業、電力・エネルギー、漁業・水産など広範な範囲にわたる内容を網羅し、2025年11月にマスタープランの初稿が策定された。バングラデシュの産業多角化に貢献するため、高付加価値産業の誘致、物流効率の改善、安定的な電力・エネルギー供給を目指しつつ、同時に環境社会に配慮した地域産業開発を進めていくこととしている。バングラデシュ政府側の複数の省庁とも調整を行い策定された、包括的な地域総合開発計画は、同国の経済インフラ整備、投資環境改善、地域の連結性向上にも寄与することが期待される。
- ◎ **日・バングラデシュ経済連携協定の締結を促進し、両国の経済的つながりを強化【①③】**：後発開発途上国（LDC）卒業を2026年に控えるバングラデシュにとって、縫製業に依存した経済構造からの脱却が必要であり、既存の貿易環境を保ち、経済インパクトを最小化するため、経済連携協定（EPA）締結により、同国の産業振興を促進していくことが必要となっていた。係る状況を踏まえ、日本・バングラデシュ両国政府間のEPA交渉が円滑に進むよう、バングラデシュ関連省庁職員を対象とした本邦研修を実施した。日本政府及びJETROとの緊密な連携の下、バングラデシュ側が抱える原産地規則やサービス貿易等の経済連携協定に係るノウハウの不足といった課題の解決を図り、また日本の経済団体や企業との意見交換及び工場や物流拠点等の視察を通じ、円滑な交渉に向けた、能力強化に貢献した。2025年12月には、日本政府とバングラデシュ政府が日バングラデシュ経済連携協定（EPA）の大筋合意に至ったことが発表された。
- ◎ **日印の産学官リンケージにより産業競争力パートナーシップの形成に貢献【②⑤】**：機構は、インド工業連盟（CII）・インド工科大学（IIT）・インド経営大学院（IIM）と、独立行政法人 中小企業基盤整備機構、大阪商工会議所、名古屋大学といった日本側機関との自立的かつ持続的な連携体制を構築する事業を実施中。2025年には、インド側実施機関のCIIが大阪商工会議所と協力し、日本の産業高度化（スマート・マニュファクチャリングやIoT等）に係る取組を学ぶために、インド企業28社が来日して関西圏の企業や工場の視察、日本企業との商談会、及び大阪・関西万博を視察するミッションを実施した。本ミッションは、機構が調整を支援しつつ日印両機関の自立的な連携によって実現したものである。本協力は、日本とインド政府が推進する「日印産業競争力パートナーシップ（IJICP）」における取組の一つに位置づけられており、日印の機関や団体がビジネスやアカデミアの分野で自立的かつ持続的に連携を実施できる体制を構築することによって、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」にも寄与することが期待される。

- ◎ **自動車裾野産業の国際競争力強化による日系OEMのサプライチェーン強化に貢献【④⑤】**：機構は、インドネシアの自動車産業振興政策や第4次産業革命に伴うインダストリー4.0導入に向けたロードマップ「Making Indonesia 4.0」の実現に向け、自動車産業におけるデジタル技術の活用促進、研究開発の促進、輸出促進という3分野に対し技術協力を行った。本事業のパイロット活動の一環として、現地自動車部品メーカーとシステムインテグレーター（SIer）とのマッチングを試行し、デジタル技術実装及び専門家によるフォローアップを部品メーカー工場で行うことで、インドネシアの自動車裾野産業の国際競争力の強化を図った。支援した部品メーカーの中には、日系メーカーの受託製造企業が推薦した現地中小企業も含まれ、当該企業の競争力強化により、日系メーカーのサプライチェーンの強じん化にも寄与することが期待される。また、事業実施中には工業省中小・多角産業総局が上記パイロット活動を高く評価し、オンラインマッチングを活用した中小メーカーへのデジタル技術実装を自動車以外の産業へ展開するための協力の要請が出されるに至った。
- ◎ **包括的なスタートアップ・エコシステム開発に資する新たな取組を推進【①③】**：ナイジェリア向けオファー型協力「スタートアップ支援による社会課題の解決と経済強靱化」の取組として、「アブジャにおける起業家支援施設整備計画」（無償資金協力）、「社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画」（無償資金協力）を開始した。従来、現地スタートアップ・エコシステム強化の技術協力を実施していたところへ、スタートアップ育成施設の整備、国内スタートアップファンドの設立等、包括的なスタートアップ支援環境の整備を可能とした。加えて、アフリカ地域向け「アフリカの人々と環境のための投資事業」（海外投融資）の開始について合意し、上記ナイジェリアで育ったスタートアップにとっての成長環境の整備に貢献した。
- 機構は2025年5月から観光開発に係る専門家をパラオ政府観光局（PVA）に派遣した。10月にユニテッド航空（UA）の成田―パラオ直行便就航に合わせて、PVA・UA共催での日本の観光業界に向けたセミナーの実施、9月にはJATA（日本旅行業協会）主催ツーリズムEXPOにおけるパラオブース出展、10月の大阪関西万博におけるセミナー実施など、多くの機会を活用し、パラオ観光の魅力を訴求した。あわせて、UA直行便就航を受けて、日本市場におけるパラオの知名度や認知度の向上を図るべく、旅行関連広報媒体（Figaro、ことりつぶ）にパラオの魅力をアピールした記事を計4本掲載。一連のプロモーション活動とUA直行便就航により、2025年11月から12月におけるパラオの国際観光客数において、日本は中国に次ぐ2位となった。
- キルギス日本人材開発センター（KRJC）は2025年に設立30周年を迎えた。これまでKRJCの経営塾を含むビジネスコース参加者は約20,000人、修了生のキャリアアップや新規事業の開拓等につながった。日本の大学との連携も促進され、複数の大学からインターンやスタディツアーを受け入れているほか、2025年11月にKRJC内に金沢大学リエゾンオフィスが設置されるなど、KRJCが日本・キルギス間の理解醸成と交流拡大に大きく貢献したことが結実した。2026年1月にはKRJC設立30周年を祝う式典と機構キルギス事務所の開設25周年式典がビシュケク市内で合同開催され、総勢約350名が参加。キルギス政府からは Edil Baisalov内閣副議長をはじめとする省庁関係者が出席し、同内閣副議長より、キルギスの発展における機構の貢献に対し感謝が述べられた。
- ケニア、タンザニア、エチオピア向けに「東アフリカ広域スタートアップエコシステム強化プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を開始。各国のスタートアップ・エコシステムの強化に取り組むとともに、スタートアップへの投資環境は1か国に限定されない中、東アフリカ地域を対象に一つの事業として行うことで、地域全体のスタートアップ育成環境の底上げを目指す新たなアプローチで取り組むもの。さらに、国内イベント〔SuShitech（東京）、Tech Gala（愛知）、IVS

（京都）〕への出展やセミナー開催及び登壇（「アフリカの可能性と沖縄からの挑戦～日本企業 × アフリカスタートアップ連携セッション～」）、海外イベント（India & Africa Startup Day、Nigeria Innovation Forum、Showcase Africa）、計14件の出展・発信を行い、メキシコ、ナイジェリア、ウガンダなどのProject NINJA対象国のスタートアップと日本企業・自治体・大学のネットワーク構築を促進した。

- 2025年10月にカザフスタン、11月にジョージア、2026年1月にタジキスタンで一村一品（OVOP）運動の普及を担うブランドショップを開設した。カザフスタンのブランドショップは約1年8か月間のプロジェクト期間中に開発・改善した地方産品を中心に販売し、販売拠点の整備を支援するとともに、利益を零細生産者に還元していく試み。ジョージアのブランドショップでは一村一品運動の普及を目的に、同運動の趣旨に賛同した生産者の産品を販売しており、今後ショップでの販売実績や顧客からのフィードバックを基にさらに改善・改良し、付加価値を向上、生産者の収入向上につなげる好循環が期待される。
- 2025年10月にアフリカ・カイゼン年次会合を南アフリカでAUDA-NEPAD等と共催した。全体で35か国、490名（うち現地参加30か国、218名）の参加があり、アフリカ・カイゼン・イニシアティブを通じたアフリカの産業発展におけるカイゼン及び中小企業支援の高い認知・浸透が確認され、機構のカイゼンの取組を幅広く発信する機会となった。アフリカ域内の4つのカイゼン普及機関を、Center of Excellence（CoE）第一バッチとして認定し、今後はCoEが各地域のカイゼン普及の推進を担う。
- 中米統合機構（SICA）に所属する中米8か国の代表者を招へいし、エコミュージアムとして著名な山口県萩市の視察等も含めて日本の観光推進の経験を共有した。加えて、大阪・関西万博会場内や大阪駅にて中米観光の発信イベントを行ったところ、参加者から「中米各国の観光資源の多様性を知ることができた」といった反応を得た。イベントの様子は万博公式YouTubeチャンネルで配信されたほか、複数のメディアに掲載され、継続的な情報発信効果が見込まれる。また、招へい参加者が帰国後、SICA及び各国観光省庁の公式ウェブサイトやSNSで本招へい事業の内容を発信し、SICA地域における日本の観光分野での協力の認知度向上に貢献した。
- TICAD9のサイドイベントとして、イノベーション創出、産業人材育成、雇用創出に関するサイドイベントを3件実施し、国内外への発信を強化するとともに、外部民間・開発パートナーとの連携推進を確認。日本政府が打ち出すTICAD9の柱となる「産業エコシステム強化による経済多角化」の取組に貢献した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

民間セクター開発分野においては、アジアにおける投資促進と産業振興、アフリカ企業の競争力向上と従業員のディーセント・ワークへの貢献、イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援、持続可能な観光開発を通じて、SDGs、ゴール8「働きがいも経済成長も」及びゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献した。2026年も同様の4領域を中心に協力の推進を行う。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発途上国の民間セクターの成長に必要な国内・外の民間資金の動員を促進する仕組みが求められる中、ODAによる開発協力の役割を整理・検討し、具体的な協力の枠組み・事業を形成できるかが課題となっている。そのため、バンクローンやツーステップローン等の海外投融資や資金協力と技術協力を組み合わせた企業競争力強化の取組を行う等、ODA事業間のシナジー創出の追求を一層行うとと

もに、民間資金動員の呼び水となる取組の着実な実施を推進する。

No.1 オ 農林水産業・農村開発

(1) 業務実績

◎ アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）推進を通じ食料安全保障を強化【①②】：

- 2025年1月、強じんな食料システムの構築を通じ、アフリカ大陸の食料自給率を高めることを目的とした「カンパラ包括的アフリカ農業開発プログラム宣言（カンパラ宣言）」がアフリカ連合（AU）全加盟国により採択された。これを受け、機構はTICAD 9において「強じんな食料システムと民間活力によるアフリカの食料自給率の向上と雇用創出」のテーマでサイドイベントを実施し、TICAD9で推進する「食料安全保障強化と持続可能な農林水産業支援」に貢献した。また、地域としての食料安全保障を確立することを目指した「フードバスケット構想」及び「カンパラ宣言」に資する調査を開始し、今後の協力の方向性に係る更なる具体化を目指す。
- 2026年3月にCARD総会を実施。南スーダン、ジンバブエ等、新たに5か国がCARDに加盟し、全37か国を対象としたイニシアチブに拡大。タンザニア等11か国において、日本政府の拠出金を活用した世界銀行の事業と連携し、CARDの推進に向けた具体的な連携が開始された。

◎ 本邦企業と連携しアフリカにおける農業機械化を推進【①②⑤】：「サブサハラ・アフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査」に本邦企業54社が参加し、機構が関係機関と連携して設置した日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）の「広域アドバイス」や「展示、実証、デモンストレーション」といったサービスを活用した。中長期的な実施体制の構築を目的として、現地で本邦企業の受け皿となり、現地官民関係者で構成されるAFICAT委員会がケニア、コートジボワール、ナイジェリアで設立された。2025年5月に実施した本邦招へいでは、AFICAT委員会のメンバー等が来日し、本邦企業とのネットワーキングを強化した。本邦企業の製品・技術の現地導入可能性の検証も行われ、ガーナでは実施中の技術協力プロジェクトと連携してコメ栽培の省力化に向けた直播機やドローン等の本邦製品のデモを実施した。タンザニアでは灌漑稲作地の耕うん整地作業の効率化を図るため、本邦企業による代掻き均平用の作業機の無償提供を支援し、現地での実証に活用されている。その他、重点対象国ではないルワンダにおいても、個別専門家と連携し本邦製品のセミナーを実施した結果、現地販売店が特定され受注に至った。

◎ PAPRIZ技術パッケージがマダガスカル農業省の推奨栽培技術として公式化【②③④】：2020年12月～2025年11月の間、マダガスカル全23県及びモデルサイト5県を対象に「コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト（PAPRIZ）」（技術協力プロジェクト）を実施した。「中央高地コメ生産性向上プロジェクト（PAPRiz）」（2009年1月～2015年7月）、「コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ2（PAPRiz2）」（2015年12月～2020年11月）で開発・普及した、マダガスカルの自然・社会条件に適した灌漑稲作技術体系であるPAPRIZ技術を、他ドナーと連携してマダガスカル全土に普及拡大するもの。具体的には、本事業を通じてPAPRIZ普及員を育成するとともに、全国的なカスケード式普及体制を構築し、PAPRIZ技術パッケージ（研修、教材、肥料等）を通じた技術普及を行った。また、アフリカ開発銀行、世界銀行、国際農業開発基金（IFAD）等の他パートナー機関が実施する案件において、PAPRIZが育成したトレーナー及び全国的なカスケード型普及体制を活用した技術普及が行われた。さらに、Ambatovy社（住友商事が筆頭株主のニッケル・コバルト鉱山会社）のCSR活動と連携して、同社提供の硫酸アンモニウム肥料の配付、PAPRIZ技術の普及、水利組合支援等を実施した。これらの成果を踏まえ、マダガスカル政府により、PAPRIZ技術パッケージが農業省の推奨稲作栽培技術として公式化された。今後、同国政府やパートナー機関によって更なる技術普及がなされ、同国の食料安全保障に貢献することが期待される。

- ◎ **大学、企業、NGO等と連携し、市場志向型農業振興（SHEP）を広域普及【②③】**：2025年12月まで実施したケニアの「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、活動の一環として、大学や他パートナー機関、企業、NGOと連携する形で、5年間で延べ10,851人に対し、SHEPアプローチの普及を行った。とりわけ他パートナー機関との連携では、本事業の専門家が、世界食糧計画（WFP）の実施しているFtMA（Farm to Market Alliance）のマニュアルにSHEPの要素を盛り込む等、WFP予算でのSHEP普及を実現した。大学との連携では、ブクラ農業短期大学で長期カリキュラムへのSHEPの内製化を実現した。また本事業では、トヨタモビリティ基金が出資しているSONGA Mobilityと連携した活動も実施。SONGA Mobilityは、電動バイクを活用して生乳集荷、運搬を行うことで、アクセスの悪い地方において生乳コールドチェーンを形成している。本事業の専門家は、それらの地域の生乳業者を対象に、SHEPの知見の普及やパイヤーとの結びつけを行う酪農分野でのSHEPを実施し、農家の所得向上やフードロス削減を達成した。さらに、2025年8月のTICAD9にて、トヨタモビリティ基金のイベントに機構の専門家が登壇し、本事業の活動や成果を発信するとともに、同基金から機構との連携実績が発表された。また、大学連携は中南米地域でも進んでおり、2025年度にはボリビアの国立サン・アンドレス大学において農業技術者向けの短期コースが新たに開始され、今後は学生向けのカリキュラムにも導入する見込み。
- ◎ **リスク管理が可能なコメのサプライチェーンの実現に貢献【②③④】**：コートジボワールにおいて、2014年から2020年にかけて実施された「国産米振興プロジェクト」（PRORIL）の成果を踏まえ、「国産米振興プロジェクトフェーズ2」（PRORIL2）（いずれも技術協力プロジェクト）が2021年2月から2026年2月にかけて実施された。コメ生産・加工・流通・販売にかかわる関係者それぞれにとって収益性があり、リスク管理が可能なサプライチェーンの実現を通じた品質の高いコメの市場への安定供給を目指して、主に金融、農業機械化、種子生産、収穫後処理、サプライチェーン強化の活動を行った。これまで金融アクセスが限られていた天水稲作農家向けのクレジット商品の開発や、割れ米率の大幅な減少、農家が利用する農業機械サービスの品質向上等を実現した。コートジボワール政府も同アプローチを評価して他地域への拡大を目指しており、世界銀行とともに実施中のFood Value Chains Development Project（PDC2V）ではアグリゲーターズモデルという形で展開が予定されている。また、同事業の専門家2名が2023年10月にOfficer of the Order of Agricultural Merit（農事功労賞）を授与され、2025年5月には別の専門家と実施機関のプロジェクトマネージャーにもKnight of the Order of Agricultural Meritが授与された。
- ◎ **初のコメを対象にした市場志向型アプローチ【③④】**：ザンビアにおいて、2019年10月から2025年9月まで稲作技術の改良と農家グループへの普及、稲作クラスターの形成と市場アクセスの改善を通じた農家の収入向上を目的に、コメを対象として初めて市場志向型のアプローチを実施した。開始当初は新型コロナの影響による現場活動の制限、事業期間後半は記録的な旱魃によるコメの生育不良に見舞われたが、研究や普及に係る数多くのマニュアルの開発と活用を通じ、現場密着型の活動や女性生産者を多数含む農家グループの巻き込みと当事者意識の醸成等が実現した。また、これまで農家ごとに収穫米を市場へ持ち込み、引取を依頼していたが、農家グループが収穫米を持ち寄り、まとめることで取引量が増加し、自分たちで精米して販売することで売値を上げることができた。実施済み事業の成果を含むこれまでの協力の評価及び貢献を踏まえ、事業終了後の活動継続を担保するため、農業省のイニシアティブと強い働きかけにより、コメ研究ユニットの組成に加え、研究者の増員やザンビア側予算の確保、生産者のみならず精米業者や流通業者等を巻き込んだ定期的なフォーラムの開催など、実施機関側のオーナーシップ醸成により持続性が確保されたことが確認できた。
- ウガンダにおいて、2015年から2021年にかけて実施された「北部ウガンダ生計向上支援プロジェ

クト」フェーズ1（技術協力プロジェクト）の成果を踏まえ、フェーズ2を2021年9月から5年間の予定で実施中。1980年代から20年以上続いた内戦の影響を受けたウガンダ北部（アチョリ）地域において、「市場志向型農業」と「生活の質の向上」の2本を柱とした「生計向上アプローチ」の開発と普及を実施。「生活の質の向上」の中で、社会的弱者への配慮、ジェンダー啓発、食料在庫管理、栄養改善等にも取り組み、1万人以上の小規模農家に実践的な研修を実施。対象農家の収入向上や年間を通じた生計の安定化、家庭内暴力の減少等の結果が確認され、野菜栽培経験に乏しい自給的な小規模農家の生計向上に貢献している。

- 水産ブルーエコノミー振興への取組として、東ティモール及び西アフリカ諸国（セネガル・ギニア・ガンビア・カーボヴェルデ）においてそれぞれ新たな技術協力プロジェクト、西インド洋諸国（マダガスカル・モーリシャス・コモロ）の各国ブルーエコノミー省を対象とした新たな研修を開始した。また、ブルーエコノミーの取組を進める際に効果的な知見と工夫を体系的に集約した「ブルーエコノミー・ツールボックス」として、約20種のツールの取りまとめやツールボックスの使用・拡充方法に係るガイダンス資料作成に着手した。
- 仏語圏アフリカ地域8か国を対象とし、畜産分野において初の仏語の研修を鹿児島大学の協力により開始したほか、ウズベキスタンを対象とした「畜産振興・家畜衛生強化事業」（円借款）と連動した家畜衛生強化のための研修を開始した。また、モーリタニア、キルギス、コソボにおいて、それぞれ家畜衛生強化や生乳衛生強化に係る人材育成のための専門家の派遣を開始した。さらにスリランカにおいて、乳牛の疾病対応能力向上や遺伝的改良促進、飼料製造能力強化のための機材整備に係る無償資金協力案件のG/Aを締結した。
- 2024年10月に機構が策定・公表した農業・農村開発協力における気候変動対策の取組戦略に基づき、灌漑・水管理、耐候性品種の開発・普及等の気候変動対策となり得る事業内容をレビューした。その結果、灌漑案件は参加型灌漑管理と組み合わせた小規模灌漑の導入は水資源の限られる乾季の農業の安定化に貢献し、気候変動対策として有用と確認された。また、2025年5月に改訂した、JICA Climate-FIT適応策版に合わせ、ウガンダやケニアにおいて事業形成・計画策定段階で試行した。
- 収穫後ロスや食料廃棄の無駄を省く視点からの農業生産性向上に焦点を当てた「資源の有効循環を通じた食料安全保障」をテーマとしたJiPFAの年次総会を実施した。また、Agri-Netではネットワークングセミナー個別プログラムを実施するとともに、SNSを活用し帰国者を含むAgri-Net研修員の情報発信の活性化に取り組んだ。

(2) SDGs達成に向けた貢献

農家の所得向上と農村部の経済活性化を通じて農村部の貧困削減に貢献するとともに、食料の安定的生産・供給を通じて食料安全保障への貢献を図り、世界の貧困・飢餓人口が集中する農村部を対象に、「包摂的なフードバリューチェーン（FVC）の構築」、「稲作振興」、「水産資源の管理・活用」、「畜産振興・家畜衛生強化」等の農業・関連産業の振興に取り組む。これらを通じて、SDGsゴール1「貧困をなくそう」、ゴール2「飢餓をゼロに」、ゴール14「海の豊かさを守ろう」に貢献するとともに、SDGsゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴール12「つくる責任 つかう責任」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」にも貢献する。

(3) 事業上の課題及び対応方針

農林水産業・農村開発分野に特徴的な課題は、他産業と共通する治安・政情不安等によるサプライチェーンの寸断による活動への負の影響に加え、人為的なコントロールが困難な自然災害や異常気象による負の影響を受けやすいことである（例：栽培や養殖によって食料になるまでには数か月から数

年を要し、一般的に工業製品の生産期間と比較して長い分、その間に受ける負の外的要因の影響が大きい)。もう一つの大きな課題として、地域ごとに自然条件や社会条件も大きく異なり、本分野はこれら条件に左右される度合いが高いため、事業ごとに必要な対応の幅が広いことがある。そのため、これらの課題による影響を軽減し、成果を高めることが事業上の課題である。

対応方針として、①国際的なサプライチェーンの寸断の影響や地域によって必要な取組が異なる複雑さの軽減のために、自然・社会条件が比較的似ている地域単位での資源循環や自立分散型の取組を行うことが挙げられる。また、②収量の増加や農家の収入向上といった成果が出るまでの長い期間にリスクが顕在化することを未然に防止するための技術の強化、例として灌漑設備の整備による水の省資源化、SHEPアプローチやFVC構築等といった横断的な取組の実践、デジタル技術の活用によるリスク予測の精度向上による効果的な対策の実現が挙げられる。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

ウ 資源・エネルギー

脱炭素社会の実現に向けては、エネルギーの安定供給や経済成長との両立が不可欠であり、エネルギー・トランジション政策の策定・更新や次世代脱炭素技術の実装支援が重要な課題である。複数国・地域にまたがる課題であるため、産官学を含む多様なパートナーとの戦略的な連携を通じた、包括的かつ実効性のある取組を期待する。

エ 民間セクター開発

今後のODAにおいては、国内外の民間資金の動員が一層重要であり、具体的な協力枠組みの構築が課題である。社会課題の解決に資するビジネスの創出を後押しするため、技術協力と資金協力を組み合わせた案件形成の取組を一層加速することを期待する。

(2) 対応

ウ 資源・エネルギー

石炭からの転換が重要なテーマと認識。電力については、短期的には水力や天然ガス/LNG、中期的には次世代原子力、長期的には最終解になり得るフュージョンエネルギー等に転換されると仮定し、案件形成や協力戦略の検討を行った。水力についてはASEAN、南アジア、中央アジア、アフリカ、中南米、大洋州で有望案件の抽出を行った。今後は資金協力の案件形成につなげるとともに、民間投資促進に向け、企業との連携を進める。

次世代原子力については、ASEAN等を中心に、各国の社会実装に向けた動向やニーズ等の情報収集・確認調査での分析に着手した。また、GX長期研修で5名の研修員を受け入れた。今後は、原発事故を経験した国のODA実施機関として「安全」に注力し、人材育成を中心とした協力戦略を策定・実施していく。

フュージョンエネルギーについては、大学やスタートアップと協働しつつ、開発に必要なベリリウムのサプライチェーン構築に向けた探査を行うための情報収集・確認調査に着手した。加えて、GX長期研修で1名の研修員を受け入れた。日本のフュージョンエネルギーの要素技術は世界トップクラスであるものの、若手研究者が不足している状況にある。研修員を増やしつつ、開発途上国と共同研究できる体制の構築を促進する。

エ 民間セクター開発

2025年度はナイジェリアにおいて技術協力と無償資金協力を組み合わせた包括的なスタートアップ・エコシステム強化の取組を推進した。

また、バングラデシュにおいては、資金協力での本格実装・運用を見据え、投資促進専門家の活

動の一環として、複数の省庁に分散していた投資許認可制度を一元化・オンライン化する統合システム（BanglaBiz）を整備する取組を実施した。

No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD8チュニス宣言、TICAD9横浜宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、成長戦略実行計画、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、健康・医療戦略、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ的確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数（SDGs Goal 3（特に3.8）関連）	600万人	120万人	142万人	154万人	246万人	179万人	万人
【指標2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）	4,000人	850人	1,142人	2,456人	4,962人	969人	人
【指標2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数（SDGs Goal 4（特に4.1、4.5）関連）	1,000万人	184万人	84,200人	570万人	185万人	291万人	万人
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額（百万円）**5			20,987	20,192	19,266	18,942	

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点政策」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（2）、中期計画：2.（1）②
年度計画 1.（2）開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（新しい時代の「質の高い成長」）

⁵ 報告年度分の支出額は暫定値。

長」とそれを通じた貧困撲滅)

ア 保健医療

- 「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に基づき、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage）の達成を目指す。協力にあたっては、以下を中心として取り組む。
- 感染症対策の強化に向けて、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図る。
- 質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制の強化を目指す。
- UHCの達成を目指した保健システムの強化に向けて、医療保障制度の強化とともに、非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組む。
- ウクライナに対し、医療サービスの復旧・改善を推進するため保健人材の育成を図る。また、ウクライナ周辺国支援として、モルドバにおいて災害医療体制の強化を支援する。

イ 栄養

- 2021年12月に開催された東京栄養サミット2021の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA栄養宣言」の推進に向けて、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を展開する。
- 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携を強化する。
- 「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）においては、各国政府・地域経済共同体（RECs）・開発パートナーとの連携やJICA海外協力隊との協働により、アドボカシー推進を通じた栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組む。
- これらの取組に際し、2025年3月末に開催されたパリ栄養サミットの結果も考慮する。

ウ 教育

- 質の高い教育の拡充を目指した事業を行う。基礎教育分野において、具体的には、学習において最重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」に取り組む。また、教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校との間で信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を進める。さらに、教育改善及び初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者、並びに紛争等により避難を余儀なくされた子ども等への教育機会の拡大、質の高い教育の提供を図ることを目的として、ジェンダー、障害の主流化に取り組む。
- 加えて、ウクライナに対し、日本の民間企業の技術を活かした職業訓練校の機材整備、職業訓練提供を通して、戦争に伴う労働者人口構造の変化に伴う復興人材の育成に取り組む。
- 高等教育分野では、各地域における拠点大学の教育、研究、大学運営能力強化支援を通じて、高度人材育成を進めるとともに、これら拠点大学と本邦大学並びに拠点大学間の地域を超えたネットワークを強化し、留学生も含める形での共同教育プログラムや開発途上国の科学技術の活用、SDGsの達成に寄与する外部機関との協働・共創を通じた共同研究等の連携を促進する。また、産学連携を推進するとともに、オンラインの活用を通じた質を担保した教育・研究活動の強化に取り組む。
- 教育セクター全体では、「教育協力プラットフォーム」において、大学有識者、コンサルタント、NGO/NPO、民間企業、国際機関等と連携し、これまで開発した教科書や教材を「国際公共財」として発信するとともに、教育セクターの知見共有・共創、人材育成、現場レベルの連携に取り組む。

エ 社会保障・障害と開発

- 社会保障分野では、日本の社会保障制度に学びたいという開発途上国からのニーズに応え、日本の経験を踏まえながら、社会保障政策の立案や実施を支える行政官や関係機関の人材育成を重点とし、日本での研修や開発途上国におけるパイロット事業の実施等を通じた実践的な人材育成を推進する。
- 各国で経済・社会的格差が拡大し、公平な参加を阻害されている人々への支援ニーズが拡大している状況を踏まえ、それらの人々が経済的にも社会的にも自立した生活基盤を確立できるよう、社会保障政策に加えて雇用政策も踏まえた協力に取り組む。
- 障害と開発分野では、「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」と「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ、障害者が受益者または実施者として開発の一連のプロセスに参加することを保障する障害の主流化」からなるツイントラック・アプローチを通じ、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加を促進する。
- 「障害に特化した取組」では、障害者の社会参加を促進するために障害者就労促進や行政と障害当事者との対話の場の創出、レスパイトケア（介護者の一時休息）モデル構築支援等に係る事業を推進する。
- 「障害の主流化」の事業面においては、インクルーシブな視点を組み入れた防災や保健の取組を支援する等、多様化するニーズに対応し他分野との連携事業を推進する。

オ スポーツと開発

- 日本の官民連携によるスポーツ国際貢献事業「ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業」の取組を踏まえながら、開発途上国におけるスポーツ行政の能力強化や競技の普及・強化等によるスポーツへのアクセス向上、体育教員の育成や指導書作成等によるスポーツを通じた健全な人材育成、障害者スポーツの普及やスポーツ大会開催等によるスポーツを通じた社会包摂や平和の促進に資する事業を推進する。なお、これらの推進に際して、外部の関係機関等との連携をさらに強化する。
- 2025年に東京で開催される世界陸上競技選手権大会や第25回夏季デフリンピック競技大会、2026年に愛知・名古屋で開催される第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会等に関連した取組について、積極的に広報を行う。
- 事業の更なる推進のために、スポーツが開発に及ぼす効果についてその因果関係を実際の協力を例に論理的に整理する取組を行う。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況（SDGs Goal 3関連）

【指標2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）

【指標2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況（SDGs Goal 1（1.3、1.4、1.5）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）

【指標2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況（SDGs Goal3、4、5、10、16、17関連）

3. 年度評価に係る自己評価

評定：S

根拠：困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根

拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4.業務実績

No.2 ア 保健医療

(1) 業務実績

- ◎ **技術協力の結果、4か国で国際緊急医療チームの国際認証獲得【③④】**：タイをベースにASEAN10か国において実施している「ASEAN災害保健医療管理に係る地域能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の活動の結果、4か国で国際緊急医療チーム（EMT：Emergency Medical Team）が国際認証を獲得したほか、9か国で国内のEMTの立ち上げに至った。これらのEMTは、トルコ南東部を震源とした地震やバヌアツで発生した地震、台風ヤギによる被災で活躍したほか、2025年3月に発生したミャンマー地震では、タイ、フィリピン、インドネシア、シンガポール、ブータンからEMTが派遣され、ASEAN各国が連携し現場で活躍した。また、日本の緊急援助隊の受入れにあたって、カウンターパートがプロジェクトの知見を活かし、受入調整の役割を果たした。これらの活動が評価され、世界中の災害医学や救急医学、危機管理学等の学術関係者と医療従事者の知見を結集し、災害時の保健医療体制の強化を目的として開催される学術集会WADEM2025（第23回世界災害救急医学会）にて、同プロジェクトは、災害救急医療の分野で優れた功績を残した団体やプロジェクトに贈られるHumanitarian Award for Excellence in Disaster Managementを受賞した。
- ◎ **パンデミックの予防、備え及び対応に向けたパートナーシップの強化【①②】**：2025年8月のTICAD9において、健康危機への予防、備え及び対応強化のイベントを開催し、アフリカ疾病管理予防センター（CDC）、ガーナ野口記念医学研究所、コンゴ民主共和国国立生物医学研究所、日本の国立健康危機管理研究機構（JIHS）とともに登壇。グローバル及び地域全体での連携が重視される健康危機への準備対応強化について、日本・アフリカの連携を通じた研究開発促進に関する発表・議論を行った。新型コロナのパンデミック以降課題となっている新たな感染症へ対応する人材育成や日アフリカのパートナーシップの重要性を改めて喚起したこのサイドイベントを契機として、2026年3月にJIHSとアフリカCDCとの間でMOCが締結された。機構はこの連携において、アフリカのパートナー機関との橋渡し役となり、日本政府のグローバルヘルス戦略が掲げる公衆衛生危機への予防、備え及び対応強化に資するものであり、更なる日本とアフリカの感染症対策・健康危機対応協力が深化することが期待される。
- ◎ **UHC達成に向けた機運醸成、機構の知見・ナレッジの発信【②】**：2025年12月のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）ハイレベルフォーラムでは「UHCナレッジハブ」の設立が発表された。同年8月に行われたTICAD9において、機構はアフリカにおけるUHCの重要性、実現のための保健財政や医療保障制度の重要性及びその貢献について議論した。特に、欧米によるODAの削減を踏まえ、国内資源動員を含めた、援助に依存しない持続可能な仕組みをテーマに、アフリカにおける長年の協力相手であるタンザニア、エジプト、セネガル等の開発途上国政府関係者と意見交換を行った。UHCナレッジハブでは、機構がこれまで築いた信頼関係や知見を活かし、UHCナレッジハブの研修・人材育成が各国のニーズに合致するよう積極的にインプットし、研修後も現地での継続的な支援を行うことで、日本政府が世銀・WHOとともに推進を掲げるUHC達成に貢献することを周知した。
- ◎ **母子手帳に係る技術協力の成果がインドネシア側の発意で拡大【②④】**：2024年度に終了したインドネシア「地方分権下における母子健康手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジ

エクト」（技術協力プロジェクト）の日本での研修に参加した研修員の発意により、母子健康手帳の活用促進と母子保健サービスの質の向上をテーマとした1週間のオンラインセミナー（全5回）が開催された。本企画はインドネシア側が主体的に企画・運営し、機構は講師を派遣したもの。保健省の学習管理システムにおいて、看護師・保健師の資格更新に必要な継続教育ポイントの付加対象講義と位置づけられた結果、インドネシア全土よりオンラインで連日800名以上、延べ4,000名以上が聴講し、技術協力の成果が大きく広がった。

◎ **野口記念医学研究所のBSL3ラボが、Biosafety and Biosecurity 4スターを取得【①②④】：**

- ・ 2025年6月、野口記念医学研究所のバイオセーフティレベル（BSL⁶）3ラボ（無償資金協力案件により整備）が、アフリカ疾病管理予防センター（CDC）によるBiosafety and Biosecurity Initiativeの審査を受け、「4スター」（5段階の上位2番目）に認定された。前年度に取得したISO15189：2022（臨床検査室の品質と能力に関する国際標準マネジメント規格）の認証に続く快挙。
 - ・ 機構は「野口記念医学研究所 安全・質管理向上プロジェクト」を通じ、野口研の安全及び質管理システムの構築を支援、強化してきた。プロジェクトの支援により、BSL3ラボの各種設備・機材のメンテナンスや安全な運用が自立的に可能になり、4スター認定に至った。
 - ・ 今後、野口研では検査室の安全・質管理の知見を含め、第三国研修を通じた周辺国等のラボ技術者の人材育成と科学技術協力を通じた研究人材の育成を予定しており、本成果はTICAD9公約「日本の研究拠点とアフリカCDC等のアフリカ研究拠点との連携により、感染症医療・研究人材1.1万人を育成」に貢献するもの。
- ウクライナに対し、医療サービスの復旧・改善を推進するため、リハビリテーション、薬剤耐性、災害医療に係る保健人材の育成を図った。また、ウクライナ周辺国支援として、モルドバにおいて災害医療体制の強化を支援した。
- 2025年8月にコンゴ民主共和国で発生したエボラウイルス病のアウトブレイク対策として、検査・診断に必要な消耗品、日本が開発した迅速診断キット提供に係る支援を行い、迅速な感染症封じ込めに寄与した。
- 各国で疾病負荷が増大する非感染性疾患対策のため、セネガル・チュニジア・モロッコ合同国別研修や中米カリブ諸国向けの本邦研修・現地セミナーなどを通じて、予防対策を重視する日本の知見を活用し、非感染性疾患対策の強化に取り組んだ。
- 高齢社会対策分野におけるASEANへの協力として、2025年10月、ASEAN Center for Active Ageing and InnovationがASEAN各国の関係省庁を対象に、成田市でワークショップを開催。これにあたり機構は講師派遣等により各国の高齢社会対策に関する行動計画策定に技術面でインプットを行った他、同時期に開催された厚生労働省主催のASEAN日本社会保障ハイレベル会合との一部合同プログラムや民間企業等の展示の実施にも協力した。
- タイ政府が主催するマヒドン王子記念賞国際会議（PMAC2026）に企画段階から参加し、高齢化を含む人口転換への対応をテーマとする国際会議を共催した。機構は本国際会議にカウンターパートとともに登壇し、人口高齢化への対応につき有識者とともに知的発信の機会を得た。また、PMAC2026でタイのカウンターパート機関、国際機関、国内関係機関などと共催したサイドミーティング4件（うち高齢化関連2件、UHC関連1件）を通じ、機構及び日本の経験・知見を基に参加

⁶ 菌・ウイルスなどの微生物・病原体等を取り扱う実験室・施設において、病原体の危険性や取扱いに伴うリスクに応じて求められる封じ込め対策及び安全管理水準を示す国際的な区分。BSL1から4までの4段階があり、BSL4が最も高い安全レベルとされる。

者と議論を深めた。PMAC2026全体の参加者は計2,500名にのぼった。

(2) SDGs達成に向けた貢献

保健医療分野においては、引き続き公衆衛生上の危機に備える観点から感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を行うとともに、母子健康手帳を活用した母子保健サービスの強化を複数国で開始することなどを通じて、SDGsターゲット3.1（世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する）、ターゲット3.2（すべての国が新生児死亡率を出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳未満死亡率を出生1,000件中25件以下まで減らす）、ターゲット3.3（エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する）に貢献した。また、強じんな保健サービス提供体制及び保健財政・医療保障制度の強化を通じターゲット3.8（すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する）に貢献することで、SDGsゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナウイルス感染症が世界的にほぼ収束したことから、新たなパンデミックに備えつつSDGs達成に向けた活動を加速させる必要がある。また、2022年の日本政府によるグローバルヘルス戦略の策定、新型コロナウイルスパンデミックの教訓に加え、気候変動、人口変動など地球規模課題にも対応していく重要性が高まっている。これら状況を踏まえて改訂したグローバル・アジェンダ「保健医療」及びクラスター事業戦略「保健医療サービス提供強化～強靱・公平・持続可能なUHCの達成～」に基づき、平時からの公衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強化や、各国での保健システム強化を通じ、より強じん・公平・持続可能なUHCの実現を目指す取組を推進していく。

No.2 イ 栄養

(1) 業務実績

- ◎ **アフリカで地域経済共同体（RECs）との連携により成果を拡大【②】**：機構は、TICADVI以降、アフリカ45か国を対象に、FAO、UNICEF、WFP等と連携し、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」を展開してきており、2025年7月には西アフリカ諸国経済共同体と、11月にはアラブ・マグリブ連合とともに地域研修を開催した。研修では、栄養素の過不足に配慮したセクター横断的アプローチを学ぶとともに、各国の実務者が自国での解決策の検討を行うワークショップを実施した。また、カメルーンでは、WFPと連携し、コミュニティにおける小規模淡水魚養殖と地産地消型学校給食（HGSF：Home Grown School Feeding）を組み合わせたIFNAパイロット事業をWFPとともに実施。本事業では、女性を中心とするコミュニティの小規模グループによる淡水魚養殖と、既存のWFPが実施するHGSFプログラムを組み合わせる形で、児童及び5歳未満の子どもの成長に不可欠な動物性タンパクや鉄分等の微量栄養素の摂取を促し、栄養改善を図っている。さらに、HGSFプログラムとの連携を通じて、女性を中心とした養殖グループの能力強化や、経済活動を通じた持続的な生計向上にも取り組んでいる。
- ◎ **TICAD9でIFNA10年を振り返り今後のフォローアップの取組方針に関する発信【②③】**：TICAD9において、「IFNAの10年の軌跡－アフリカの食料・栄養安全保障の成果とこれから」と題し、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）と共同でイベントを開催した。2016年に立ち上げ、2025年が最終年となる「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」の10年間の取組の成果を振り返るとともに、パートナーとともにIFNAの成果を今後どのようにフォローし、どのように食と栄養における国際的な動きに貢献していくかを考える機会となった。IFNAの10年間を通じて、①国際・地域会合でのアドボカシー、②政府職員向け研修やNFAアプローチ（栄養素不足を食料

アクセス改善を通じて解消するためのアプローチ）及びNFAアプリの開発・導入による能力強化、③各国での実証事業を通じた実装を進め、食事多様性の向上や貧血改善など具体的な成果を生み出した。これにより、栄養を農業・食料システムの中核に位置づけ、アフリカ主導で持続的に実装するための協調的枠組みを確立したことが、IFNAの10年間の成果であることが確認された。

- ◎ **日本の学校給食制度の教訓をインドネシア国家栄養庁と広く共有【①②】**：パリ栄養サミットに際し、日本政府は「誰一人取り残さない日本の栄養政策」を発表し、日本の知見を活かした貢献を約束した。これを受け、機構はインドネシアで2026年2月に日本の給食提供における衛生基準や献立策定、食育の取組等を紹介するセミナーを実施し、会場には中央省庁の関係者が参加し、オンラインでは給食センター（栄養サービスユニット）の責任者や栄養士、州レベルの教育部門や保健局、県・市レベルの保健局スタッフなど、全国各地から延べ約8,000人以上が参加した。本セミナーに幅広い関係者が参加したことにより、様々な立場・専門の人の意見の集約や、横のつながりが生まれることによる関係者間の連携がさらに強まることも期待される。
- **栄養素ギャップに基づいて食料アクセス改善を支援するアプリを実証開始**：アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）と機構がウェブアプリケーション・ツールを共同で開発。食事摂取ガイドラインに基づき、本ツールを用いた食事調査を通じて対象地域の栄養素ギャップを可視化し、健康的な食事へのアクセス改善に向けた提言や営農指導を支援するもの。2025年3月にベータ版が完成し、4か国においてアプリの機能や使用感を確認するための試行が行われた。その結果、各国制度に合わせた活用のしやすさ、多言語化（英仏葡語）、データの活用しやすさなど、アプリの機能と運用面の向上が図られた。現在はモザンビークとセネガルにて実証が行われており、アプリの活用拡大に向けた導入研修や動画教材の整備も進行している。
- **栄養改善事業推進プラットフォームは、当初の目的を達成したこと**から2025年5月23日にプラットフォームとしての活動は停止することとなったが、引き続き2025年度については栄養改善ビジネス国際展開支援事業として活動継続を希望する民間企業のプロジェクトについてのみ支援が継続された。また、引き続き情報提供については一定期間継続されることから、これらの支援を通じて、民間企業との連携を維持していく。

(2) SDGs達成に向けた貢献

栄養分野においては、プライマリヘルスケアを通じた栄養改善、特に妊産婦の栄養指導や貧血予防、新生児・乳児への微量栄養素補給、成長モニタリング、適切な母乳・補完食の推進に取り組む技術協力を通じ、ターゲット2.2（2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う）、3.1（2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万当たり70未満に削減する）、3.2（すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000当たり12以下まで減らし、5歳未満児死亡率を出生1000当たり25以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する）、に貢献したほか、非感染性疾患対策の技術協力を通じた健康診断、栄養カウンセリング、学校給食・食育の技術協力を通じた健康的な食習慣・環境推進を通じ、3.3（2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった感染症を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する）、3.4（2030年までに、非感染性疾患による早期死亡を予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する）に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

2025年のIFNA最終年に向けて、IFNAの三本柱であるアドボカシー、行政官能力強化、現場事業実施を加速している。外部コンサルタントを活用したIFNA事業レビューでは、「栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（NFA Approach）」などアプローチの開発などの成果は評価されたものの、運営委員である国際機関との連携は不十分との評価であったため、AUDA-NEPADと共同でのNFAアプ

リ開発、国連世界食糧計画（WFP：United Nations World Food Programme）カメルーンへの現場事業の委託など積極的に連携を進めた。また、2026年以降のIFNAフォローアップ活動として、IFNAで開発・探求したアプローチをアフリカ各国や国際機関に発信するための広域研修や、それを踏まえた国際機関との連携について協議を進めている。引き続き、食アクセスに関してはアフリカを重視しつつ、アフリカ以外の地域も含め、食アクセス改善の支援や母子栄養サービスに係る支援を行っていく予定。

No.2 ウ教育

(1) 業務実績

- ◎ **開発したアプリを他パートナー機関との連携等により各国に展開【②③】**：機構は、子どもがタブレット等で算数（数と計算）を学習できるアプリ「JICAL」を開発。2025年度には、技術協力プロジェクトや個別専門家、JICA海外協力隊の活動の一環として、パプアニューギニア、大洋州、ネパール、ナイジェリアで活用した。その結果、パプアニューギニアやネパールでは、指計算を卒業して暗算ができる子どもが増える等、基礎計算能力の向上効果が見られた。ザンビアにおいては、UNICEFと連携し、UNICEFが支援する補習クラスの子どもに試行したところ、学習意欲の向上、基礎計算の補習クラスへの出席率の向上等の成果が見られた。ミクロネシアにおいてはADBと連携し、ADBの供与するタブレットにJICALアプリをインストールして活用されることとなり、他パートナー機関との連携により機構の協力の成果が広まることとなった。
- ◎ **日本の支援アセットをハブとして日本とアフリカの間の国際頭脳循環を促進【②】**：TICAD9の機を捉え、日本の支援アセットであるエジプト日本科学技術大学（E-JUST）、ジョモケニアッタ農工大学及びステレンボッシュ大学の3大学をハブとして、アフリカ域内の主要大学や本邦大学等とのネットワークの構築・協働を通じて、アフリカ各国の社会経済発展に必要な高度人材の育成、アフリカの地域共通課題（気候変動、食料安全保障、エネルギー等）の解決のための知見の共創・実装、日本とアフリカ間の国際頭脳循環を促進する「日アフリカ間科学技術イノベーションにおける教育・研究連携イニシアティブ（AJ-INPIRE）」の構築を表明。本構想はTICAD全体会合3（社会）の岸田文雄議長代理のスピーチでも触れられた。また、サイドイベントにはあべ俊子文科大臣（当時）や世銀副総裁（西部・中部アフリカ地域担当）も出席し、文科省・世銀・機構の三者間でアフリカと日本の間の学術交流を推進するためのLetter of Intentを署名・交換した。
- ◎ **日越大学構想に資する半導体プログラムを開設【①】**：首相官邸が主催する「日越大学構想の推進に関する関係省庁会議」及び「日越大学推進議員懇話会」での議論を受け、日越大学における半導体プログラムの開設を、機構は技術協力を通じて支援した。同プログラムについては2025年4月28日の日越首脳会談においても石破総理（当時）から声明が出され、2025年9月に開講し、初年度は定員を上回る100名以上の学生受入を開始。ベトナム政府からも半導体の人材育成への協力を謝意が示された。また、日本政府の経協インフラ戦略会議で策定された「インフラシステム海外展開戦略2030」においても、日越大学構想の推進が掲げられており、本戦略の推進に資するもの。
- ◎ **日本式の高専教育を提供する「エジプト・日本高専（EJ-KOSEN）」が開校【①③】**：「エジプト・日本高専（EJ-KOSEN）プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じた支援により、「エジプト・日本高専（EJ-KOSEN）」が2025年9月に開校した。本校は日本式の5年一貫教育プログラムを採用しており、前半3年間で数学や物理、プログラミングの基礎などを学び、後半2年間でICT（AI、IoTシステム、サイバーセキュリティ等）やメカトロニクス（ロボティクス、機械、電子等）を専門的に学ぶことができる。また、本取組は、2016年2月に日本・エジプト両政府間で締結された「エジプト・日本教育パートナーシップ」に貢献するものであり、2023年の両国首脳会談においても、高等専門学校（高専）の導入を含む日本式教育の着実な普及について合意された。
- ◎ **バングラデシュ：初等教育支援における20周年イベント【②④】**：機構は2004年から2025年の約

20年間にわたり、バングラデシュに対して初等教育の支援を実施した結果、多くの成果が確認された。

- ADB、オーストラリア国際開発庁、UNICEF、WB等の多くの財政支援パートナーとともに、「すべての児童に質の高い教育を提供すること」を目的に連携し、機構は教員研修やカリキュラム・教科書改訂、指導力強化、学力向上を支援。「初等教育開発プログラム」（無償資金協力）に加え、「小学校理数科教育強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、理数科授業の質向上を目指し、教員研修制度の改善、教材・カリキュラム改訂、教員養成校と研修機関の連携強化を実施。具体的には、教員研修カリキュラムの開発・改善、教科書や指導書など教材の整備、授業研究の導入等を支援した。
 - 理数科分野における児童の学力について、2024年に実施したエンドライン調査では、2018年の国家カリキュラム・教科書局の調査と比較して算数の平均正答率が35%から54%へ大幅に向上した。2024年に実施した継続的職能開発モニタリング調査のインタビュー結果では、機構が支援し開発した算数・理科の教科書は、指示や説明が明確で視覚的に分かりやすく、子ども中心の構成となっており、豊富な図や写真、わかりやすい表現、実験や練習問題の充実により、授業や家庭学習で活用しやすい教材として教員及び児童から高く評価された。同エンドライン調査では、全教員が「算数の教科書は授業を効果的に行うのに役立つ」と回答し、理科についても91.3%の教員が「授業を効果的に行うのに役立つ」と評価した。また、3年生対象の児童向けエンドライン調査結果でも、算数教科書を「使いやすく読みやすい」と回答した児童は93.4%、理科教科書についても92.7%が同様に評価した。
- 独立行政法人国立高等専門学校機構の運営協議会に機構の人間開発部長が委員として参画し、高専機構の運営に国際的見地で助言を行っている。また、機構が2022年度から2024年度にかけて実施したマレーシアの技術学校に対する本邦研修を徳島県阿南工業高等専門学校が受け入れた結果、2025年度から阿南工業高等専門学校は独自にマレーシアとの学生交流を展開している。
- より良い教育支援の実現に向け、多様なアクターとの共創・革新の場を構築することを目的とした「教育協力プラットフォーム」の主要な活動として「教育協力ウィーク」を開催し、教育協力に係る知見を共有する場を提供した。教育協力ウィークは教育協力に携わる実務者・研究者間の情報共有・意見交換・ネットワーク形成等を目的とし、2025年で5回目の開催。21のオンラインセミナーを開催し、幅広い層（開発コンサルタント、大学教員・学生、NGO、企業、カウンターパート、国際機関、国内の教育関係者、海外の高等教育機関など）から延べ1,591名が参加。特に若手主導の企画・運営と、テーマ・登壇者・実施形式の多様性を特徴とし、ポスト SDGs で目指すべき理想の「学び」を、大学生や長期研修員など幅広い層も交えて議論が行われた。
- ウクライナにおいては、戦争に伴う労働者人口構造の変化を背景として必要性が高まっている産業人材の育成のため、現地で活動中の本邦企業と連携し、職業訓練校に資機材の導入と技術指導を実施した。
- アフリカ地域10か国約75,000校を対象に「みんなの学校」事業を展開中。加えて各国間の経験共有・学び合いの機会として、2025年8月に日本で「みんなの学校フォーラム」を開催。2026年2月には毎年4か国対象に実施する本邦研修の前に、マダガスカルでの在外補完研修の機会を設けた。

(2) SDGs達成に向けた貢献

基礎教育分野においては、教科書・教材開発を通じた学びの改善や、地域住民を巻き込み地域の教育課題を解決する学校運営委員会の設置・機能化を通じて学びの改善に取り組む技術協力を行ったほか、女子や障害者等への教育機会の拡大支援を通じて、SDGsターゲット4.1（質の高い初等教育修了）、

ターゲット4.5（ジェンダー格差・脆弱層への支援）、ターゲット4.6（基本的な読み書き・算数能力向上）、ターゲット4.c（質の高い教員の増加）に貢献し、SDGsゴール4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の達成に貢献した。高等教育においては、SDGsターゲット4.3（2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする）の達成に貢献した。

（3）事業上の課題及び対応方針

基礎教育協力においては、より多くの子どもたちに質の高い教育を提供すべく、インパクトの可視化に引き続き努めるとともに、本邦企業等を含めた日本国内の多様な教育関係者との共創に向けて、教育協力プラットフォーム活動の充実等を通じた知見の共有・ネットワーキングを図る。また基礎教育分野の国際協力が日本の教育課題の解決にも貢献できるよう、開発途上国と日本国内双方の基礎教育の関係者が互いに学び合う機会の形成を促進していきたい。

高等教育協力における重要な取組の一つに、開発途上国の大学と本邦大学間の国際頭脳循環の促進がある。開発途上国の大学の能力強化や協力終了後の持続的発展の観点に加え、本邦大学の国際競争力や日本の科学技術力の維持向上の観点から、開発途上国の大学と本邦大学間で共同研究・共同教育等が持続的に実施されることを目指す。そのために国際頭脳循環を促進するエコシステムの構築が必要であり、機構内の各スキームとの連携に加え、外部資金活用や外部組織との連携をさらに促進していく。

No.2 エ 社会保障・障害と開発

（1）業務実績

- ◎ **インクルーシブスタジアムの実現に向けて共助を推進【②③】**：2026年10月の完工を目指して改修を進めているラオスの「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」（無償資金協力）は、障害の有無や年齢にかかわらず、みながともにスポーツを楽しむことができるインクルーシブスタジアムの実現を目指している。完成後のスタジアムの活用に活かすべく、元サッカー日本代表監督の岡田武史氏をラオスに招き、インクルーシブサッカー教室や講演会の開催、教育スポーツ省関係者との協議を実施。岡田氏が代表取締役会長を務める株式会社今治・夢スポーツ（FC今治）は、愛媛県今治市でスタジアムを中心に里山エリアの賑わいづくりに取り組んでおり、その経験を通じた助言を得た。ラオス側からは岡田氏が説明した、障害者も高齢者もコミュニティの中で皆一緒に生きていくという「共助」の考え方に共感し、そのためにもインクルーシブスタジアム実現に向けて取り組んでいきたいといった反応があった。
- ◎ **8パイロット市を対象にインクルーシブ防災セミナー開催【②③④】**：エクアドルで「災害に強いまちづくり強化・普及」（国内研修）のカウンターパートであるマンタ市等8市を対象に、2回にわたりインクルーシブ防災セミナーを開催した。2025年10月に開催した1回目では、2日間かけてリスク管理と障害に関する基本概念や初期ツール（識字調査等）、参加型手法適用のための実践事例等について演習し、運営計画及び地域戦略に焦点を当て、グループ演習によるシミュレーションや自治体レベルでのリスク管理におけるインクルージョン強化を目的とした短期行動計画の設計に取り組んだ。2026年1月に開催した2回目では、日本から派遣された有識者による日本のインクルーシブ防災の経験に関する講演会を実施した。同セミナーには各回8自治体から約40名が参加し、新たな知識を得られたことに加え、各自治体から普段かわりのない防災課と福祉課の両方を招待したことで、インクルーシブ防災の促進に向け協業体制を醸成することができたとの声が上がった。これらの活動の実施にあたっては、「地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化」（国別研修）の帰国研修員をリソースパーソンとして活用し、防災×障害主流化の文脈における協力インパクトの最大化及び持続性の強化を図った。
- ◎ **開発途上国での障害者就労に関する知見の体系化・公表【③】**：SDGs及び社会保障・障害と開発

JGAでは障害者就労を重要テーマの一つとして掲げており、これまでマレーシア、ヨルダン、モンゴル、スリランカの4か国でインクルーシブ就労アプローチによる障害者就労に関する技術協力を実施してきた。障害者就労の制度設計に向けた詳細な事前情報収集の必要性や意識変容を促すアプローチといった、これらの協力から得られた知見、教訓を体系化し、今後の同分野の案件形成・実施に活用するためレビュー調査を実施し、調査対象の4か国向けに各国言語でのオンラインセミナーも開催した。国際的にも障害者就労分野の評価研究は非常に少なく、エビデンスも著しく不足していることから、機構が自らの案件から得た知見を体系化し公表することで、この国際的ギャップを埋める重要な役割を果たすことが期待される。

- ◎ 「**障害主流化ガイダンスノート**」で**障害主流化推進を強化【②④】**：各分野課題における障害主流化に係る分析、取組や指標の設定を促進するため、案件形成過程において参照できるツールとして8分野における「障害主流化ガイダンスノート」を2025年12月に策定、国際協力事業に携わるすべての関係者が有効活用できるようセミナーを通じて周知した。参加者からは「障害関係だけでなく、他分野の事業でも障害者の声を反映する仕組みを整備することは、障害者権利条約が求めるインクルーシブ社会を創る観点で、社会全体に有益なものとなっている」と、ガイダンスノートの有効性に対する高い評価を得た。障害主流化の取組の一環として、2025年11月にはドミニカ共和国で実施したJICAチェアで、全世界で展開しているJICAチェアで初めて情報保障のため手話通訳を配置し、ろう者リーダーの参加を得た。また、草の根技術協力においては、手話通訳者、介助者などの費用を障害者への合理的な配慮に必要な経費として別途支弁しており、障害当事者団体から国際協力への参画促進につながることで評価されている。
- ◎ **知的障害のある人に向けたEasy to Read（やさしく読める文書づくり）【③】**：知的障害のある人向けの国際協力事業に当事者の意見を反映するとともに、JICA事業への協力をさらに得られるよう、事業の趣旨や内容を伝えることを目的として、「JICA障害と開発パンフレット（わかりやすい版）」の作成に取り組んだ。作成に際しては、JICA海外協力隊や短期専門家に従事した経験を有する知的障害当事者等と協働し、当事者の意見を反映した。また、機構関係者が知的障害の当事者とかかわりを持つ中で、知的障害に係る合理的配慮や仕事の進め方についての知識と経験を得た。今後、本パンフレットの活用を通じ、当事者及び当事者団体によるJICA事業への参画・協力の機会が拡大するほか、当事者の意見の反映を通じた事業の質の向上、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた、誰もが分かりやすいアクセシブルな情報提供が推進されるといった効果を得ることが期待される。
- 開発途上国への技術・資金協力事業の軌跡と成果を物語風にまとめたプロジェクトヒストリーの出版（2025年度）を通じてブラジルにおけるろう者へのHIV/AIDS啓発プロジェクトの成果について発信することにより、国際協力における当事者参画の必要性和当事者同士のエンパワメントについての理解深化につながった。
- デフリンピックに合わせた2025年2月のデフ陸上協会によるドミニカ共和国への訪問では、公開イベントを通じて手話を介したスポーツ交流の効果を発信し、現地競技団体との継続的な協力の意向が生まれた。
- パラグアイにおいてはDPI日本会議、明石市、熊本県の協力を得て自治体での差別解消法実施促進に向けた取組を実施した。また、中南米におけるこれまでの障害と開発分野の協力が結実する形で、コスタリカ障害者自立生活センターモルフォ代表のウェンディ・バランテス氏がJICA国際協力賞を受賞し、受賞に関連した各種報道を通じて中南米における障害と開発分野の理解者増加と、機構の協力成果の発信強化に大きく寄与した。
- インドネシアに派遣中の労働政策アドバイザーは、公共雇用サービス（PES）の質の向上に重点を

当て、インドネシア労働省と協働してハイブリッド型研修（CoP：Community of Practice）を計10回実施した。研修には累計5,000名を超える職業紹介担当官（ハローワーク職員に相当）が参加し、全国のPES関係者の能力強化とネットワーク構築に大きく寄与した。同研修の一環として各地域の職業紹介担当官らを招へいし、帰国後も継続的なフォローアップを実施した結果、現地では日本での学びを活かしたパイロット活動が複数実施されるなど、知見の定着と展開が確認されている。例えば、ある本邦招へい参加経験者は、日本で得た知見を基に、企業（障害者雇用に取り組む企業を含む）、求職者、教育機関をつなぐマッチング・プラットフォームのアプリを独自に開発し、業務に活用している。さらに、CoPを通じて構築されたネットワークを活用し、インドネシア国内各地の優良事例を広く共有する仕組みも形成された。これにより、地域を越えた実践の波及と、PESの質的向上の促進が図られている。

- 社会保障・障害と開発分野の人材育成・確保を目的として2023年に設立したJICA社会保障・障害と開発分野プラットフォーム（2025年11月末現在個人会員413名、団体会員38団体）にて、勉強会開催を通じた人材育成、知見共有を実施。具体的には、会員のニーズを踏まえ、情報保障、障害者自立生活、JICA海外協力隊活動をテーマとした勉強会を実施し、計約250名が参加した。これにより、分野横断的な知見の共有や会員相互のネットワーク形成が促進され、社会保障・障害と開発分野に関する理解深化及び今後の人材育成に向けた基盤強化に寄与した。
- 2024年2月から実施中の南アフリカ共和国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」（技術協力プロジェクト）は、障害児及び主な介助者である家族が質の高い地域生活を送れるよう、レスパイトケアサービス（介助者の一時休息）として居宅介護や施設での一時預かりのサービス提供モデルを形成するもの。開始2年目で、次のような成果が確認された：①利用者とサービスを結びつけるリファーマルプロトコルモデルが作成され、効率的・効果的に利用者とサービスが繋がられた。②介助者育成研修のモジュール作成及び研修の実施がなされ、障害児の母親たちが介助サービス提供者として育成された。③2025年度に実施した本邦研修では、行政官及び障害児の母親が視察団の一員として来日したことで、ワーキンググループとしての団結力が深まり、帰国後も官民連携でプロジェクト活動が実施されている。2026年以降の後半2年では、介助者の増員や、コスト調査の結果を踏まえたカウンターパート内の予算確保に向けた活動、他州へのモデル展開を想定している。

(2) SDGs達成に向けた貢献

社会保障・障害と開発分野においては、社会保障政策の立案・実施を支える行政官等の育成や、障害者就労支援制度の構築、障害者と行政の対話のためのプラットフォームの設置、障害児及び家族の尊厳ある地域生活のためのレスパイトケアサービス普及に取り組む技術協力を通じて、障害者を取り残さない“**No one Left Behind**”の実現に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

事業及び組織面での障害の主流化を一層促進するため、2024年度に実施した他の国際協力機関の障害主流化に係る方針や実績、障害主流化が図られた機構の事業の経緯や関係者の役割の分析等に基づき、制度化を検討、具体的な取組を継続中。また、障害主流化の全体方針やセクター別ガイドラインについても策定を進めている。

社会保障及び障害と開発分野は、適時適切な国際協力人材の確保が容易ではない傾向にある。日本で社会保障の実務を担う地方自治体、社会福祉法人やNGO/NPO等の人材の国際協力への参画を得るため、2023年度に立ち上げた社会保障・障害と開発分野プラットフォームを活用しながら、本分野の様々な関係者とのネットワークを構築するとともに、会員の関心に沿ったテーマに関する勉強会等の開催を通じ国際協力への参画を促す機会を創出している。また、より実践的な人材育成を図る場として能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施する。

No.2 オスポーツと開発

(1) 業務実績

◎ 様々な団体や著名人との連携により開発途上国でのスポーツ振興を支援【②】：

- 2025年9月、ウガンダ首相府難民局、UNHCR、ウガンダサッカー連盟（FUFA）、Soltilo Bright Starsとの共催で「TICAD CUP 2025」を開催。難民とホストコミュニティの相互理解を目的とした女子サッカー大会「TICAD CUP」は4回目の開催であり、今回は過去最多となる8チーム、計120名の女子選手が出場した。大会に合わせ日本サッカー協会（JFA）からユニフォーム寄贈があったほか、WEリーグ所属マイナビ仙台と石巻市立桜坂高校が実施する不要な布から布ナプキンを作成する活動と連携し、海外協力隊員が配属される学校への布ナプキンの寄贈とオンライン交流を実施。双方が相手国を知る機会になると同時に、女性がサッカーで活躍する姿や生理を取り巻く環境を共有することで、固定的なジェンダー意識の緩和につながった。
- 2026年1月には、読売巨人軍との連携協定に基づき、元プロ野球選手の指導者2名、現役女子選手2名を含む5名をニカラグアに派遣した。同国で活動する女性野球チームと連携し、同国女子・男子代表チーム及び指導者等278名に野球の指導、交流を行い、共同大統領（大統領夫人）の国民向けメッセージにおいても同取組への謝辞が表明された。
- 2026年3月には、ラグビー元日本代表大野均氏をインドに派遣。Kalinga Institute of Industrial Technology/Kalinga Institute of Social Sciences（KIIT/KISS）において、同志社大学連携短期隊員とともに、3日間にわたり合計4回、学生向けにラグビーを指導。全体を通して合計約1,000名に実践的な指導を実施したことにより、参加者の技術とモチベーション向上につながった。
- 2025年11月には、ホンジュラスと日本の外交関係樹立90周年イベントとして、柔道女子52キロ級のオリンピックメダリスト/世界選手権3大会優勝の中村美里氏を同国に派遣した。イベントは同国国家警察、柔道連盟との協力で実施され、延べ670名に柔道を指導し、コミュニティと警察の連携強化への貢献に加え、柔道連盟からは「スポーツ機会が十分でない女性にとって世界を制した柔道家と触れ合えた経験は原動力になる」と評価された。
- 2025年11月から12月にかけてリオオリンピックの銀メダリスト飯塚翔太選手をラオスに派遣し、現地中高一貫校での陸上競技指導やリレーカーニバルを協力隊と連携して開催した。活動最終日には現地からオンライン会見を実施し、月刊陸上競技「月陸Online」や「産経新聞」、「日刊スポーツ」など多数のメディアで紹介された。

◎ ラグビー三者協定の締結、国際交流イベントを開催【②】

- 2025年6月、開発途上国におけるラグビーの普及や、ラグビーを通じた国内の社会課題解決を念頭に、日本ラグビーフットボール協会、ジャパンラグビーリーグワンと三者協定を締結。同年10月に初の連携イベントとして、愛知県豊田市で「ラグビーでつながる国際交流フェスタ2025」を開催した。豊田市後援の下に実施され、同エリアを拠点とする複数のチームからスタッフ、選手が参加した。
- 当日は約100名が参加し、そのうち約30名はニュージーランド、台湾、スリランカ、ブラジルなど海外にルーツがある方で、参加者からは「みんなと協力できて楽しめた」といった声が寄せられるなど、ラグビーを通じた交流を通じ、自己有用感の向上の効果も確認された。
- イベントでは、スリランカに派遣された元ラグビー隊員で、現在横浜キャノンイーグルスのコーチを務める古川新一氏が講師として指導し、さらに7名の元協力隊員が通訳や運営面のサポートを行い、参加者が安心してスポーツに参加できる環境づくりに貢献した。

◎ 日本からパラオへの野球伝来100周年と海外協力隊指導による野球チームの初優勝【③】

- パラオに派遣された海外協力隊が指導するパラオ野球代表チームが、大洋州の23の国と地域から約2000人のアスリートが参加する4年に一度のスポーツ大会「パシフィックミニゲームズ2025」

で、前回大会優勝の北マリアナ諸島や準優勝のグアムに勝利し初優勝。また、同国にとって15年ぶりとなる国際大会での金メダルとなった。

- 委任統治領だった1925年に日本人によって野球がパラオへ伝えられ、2025年は野球伝来100周年。これまでに機構から3名の野球隊員を派遣しており、現地のパラオ語でも「IAKIU（ヤキュウ）」と呼ばれ、国技として国民に親しまれるスポーツとなっている。

◎ 海外協力隊経験者が東京デフリンピックの運営で貢献【③】

- 自身もろう者で2013年から2年半、JICA海外協力隊員としてドミニカ共和国のろう学校で活動し、現在、日本デフ陸上競技協会理事である廣瀬芽里氏が、2025東京デフリンピックの陸上競技の競技運営に参画し、国際手話通訳の運営など大会運営に貢献した。
- 同氏に加え、隊員2名が国代表チームの手話通訳や大会手話通訳ボランティアとして活動し、選手団の円滑な参加と大会運営を支えるなど、協力隊で培った対応力や多様な人々と信頼を築くための対話力をいかし、円滑な大会運営に寄与した。また、インドに派遣された柔道隊員による指導を受けた選手が本大会に出場し、国際舞台での成果に寄与しており、選手の育成の面でも高い成果が発揮された。

○ スポーツと開発に関する発信

- スポーツ庁の日本のスポーツ産業の海外展開を支援するプラットフォーム（JSPIN）ウェブサイト「コラム」において、記事を3度掲載（JICA「スポーツと開発」への取組前編・後編、タンザニア「レディース・ファースト」）。スポーツ庁JSPINウェブサイトに加え、同庁SNSでも発信した。
- 「日刊建設工業新聞」においてもスポーツと開発に係る記事が掲載された。（「スポーツと開発」で建設・運営分野貢献）

○ スポーツ庁長官に河合純一氏（2006年9次隊マレーシア水泳短期）が就任

河合氏は水泳でパラリンピック6大会に出場し5個の金を含む21個のメダルを獲得。協力隊としてマレーシアに派遣された際には視覚障害者に水泳指導を行った経験を持つ。長官就任については多くのメディアが報道したことで広く注目を集めている。

○ 第4期スポーツ基本計画の策定に向けたスポーツ庁への協力

2027年度からの次期・第4期スポーツ基本計画の策定に向けた議論が開始されるにあたり、関連団体として、スポーツ分野への取組状況や課題、第4期計画に期待すること等について、機構はスポーツ庁にインプットした。インプット内容、議事録はスポーツ庁ウェブサイトに掲載された。

○ 2025年度JICA「スポーツと開発」事業の裨益者実績を集計、機構全体で13万人に裨益

すべての人がスポーツを楽しめること、及びそれを等しく選択できる平和な社会の実現を促進することを目的として機構が実施する様々な「スポーツと開発」に係る事業の裨益者数を集計した結果、2025年度は約13万人（2026年4月末現在）にのぼった。これは、日本国政府が実施するスポーツを通じた国際貢献事業SFT（スポーツ・フォー・トゥモロー）に貢献するもの。

○ 2026年にアジア競技大会及びアジアパラ競技大会が開催される予定だが、同大会の組織委員会とJICA中部が、スポーツを通じたSDGsの達成に向け、相互に連携・協力体制を構築し、取組を推進していくことを目的に連携覚書を締結。主に広報面での連携を推進している。2025年9月の開催1年前イベントではパネル展示やイベントでのブース出展を行い、大会に合わせて機構事業の紹介を行った。

○ 課題別研修「スポーツ行政／スポーツ振興」を実施。ラオス（2名）、ウガンダ、カメルーン、ブルキナファソ、南スーダンからスポーツの振興政策を担う行政官が、スポーツ庁や日本スポーツ

振興センター、日本体育大学、同志社大学、Jリーグ等国内のスポーツ関連機関・団体から、日本のスポーツ振興、具体的施策の立案等を学んだ。

- スポーツが開発に及ぼす効果について、子どもや女性、障害者の参加機会の向上や社会包摂の促進といった主要な効果に着目し、実際の協力事例を基に因果関係を整理するための検討を進めた。

(2) 事業上の課題及び対応方針

スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識がまだ十分に浸透しておらず、スポーツを活用した取組もいまだに少ない現状であるため、セミナー等を通じて啓発を図る。さらに、これまでに実施したスポーツの効果分析調査やスポーツが開発に及ぼす効果についてその因果関係を実際の協力を例に論理的に整理する取組を通じてその有用性を明らかにし、広く説明していくことにより、国際協力におけるスポーツの活用促進を図っていく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

イ 栄養

2025 年の IFNA 最終年に向け、三本柱の取組を加速し、アプローチ開発や現場事業の成果が一定の評価を得ている。他方、国際機関との連携強化が課題である。今後は、連携の深化と他地域も視野に入れた展開が期待される。

ウ 教育

基礎教育では、本邦教育関係者との共創や日本への知見還元が進みつつあり、教育協力プラットフォーム等を通じた連携のさらなる深化が期待される。高等教育では、開発途上国大学と本邦大学の持続的な連携が進展しており、国際頭脳循環の促進に向け、既存の知見やスキームを活用しながら、外部資金活用等、機構内外の連携による取組強化が期待される。

エ 社会保障・障害と開発

障害の主流化に向けた制度化や方針整備を引き続き進めつつ、国際協力人材の確保が容易でない中、立ち上げられた分野別プラットフォームを通じたネットワークの拡充や勉強会等の機会創出、実践的な人材育成の継続的な取組により、裾野の広がりが図られることを期待したい。

オ スポーツと開発

スポーツが国際協力の有効な手段となり得るという認識がなお限定的であり、取組の拡大に向けた理解促進が課題である。これまでの効果分析や具体事例の蓄積に基づき、セミナー等を通じた啓発を強化し、国際協力におけるスポーツの位置づけを広げていく取組が期待される。

(2) 対応

イ 栄養

IFNAの最終年にあたり、それまでの活動成果を報告書として取りまとめをTICAD9で発表するとともに、IFNAで確立した栄養改善アプローチを、国際機関を含む他機関との連携や他地域で活用可能な形で整理した。

ウ 教育

基礎教育では、教育協力プラットフォームの主な活動の一つである教育協力ウィークにおいて、従来の教育協力の実務者だけでなく、学生・研修員・学校教員等、多様なアクターの登壇を得て、より幅広い知見の共有を図ることができた。

高等教育では、国際頭脳循環の促進に向け、本邦大学と開発途上国大学による共同教育・共同研究のマッチング及び実施支援を行うとともに、より規模の大きい資金動員を通じ更なる連携・循環を

図るべく、日本の政府系機関〔国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）など〕との連携イベントの実施や開発金融機関（世界銀行など）との協力覚書の締結などを行った。

エ 社会保障・障害と開発

機構の事業における障害の主流化に向けた組織内の取組方針や仕組みづくりに注力しつつ、各分野で実際に取組を促進できるように障害主流化ガイダンスノートを8分野で策定した。

あわせて、国際協力分野における人材確保に関しては、分野別プラットフォームを活用した取組を強化し、実践面での基盤整備を推進。具体的には、同プラットフォームを通じて関係者間のネットワークを拡充するとともに、勉強会や情報共有の機会を継続的に創出してきた。また、実務に即した知見や経験を重視した人材育成にも取り組み、現場で活用可能な学びの機会を積み上げてきた。これらの取組を通じて、障害主流化にかかわる実践的知見の蓄積と人材の裾野の拡大を図り、事業の質の向上及び持続的な体制強化に努めた。

オ スポーツと開発

スポーツと開発では、スポーツを通じた国際協力の有効性を示す取組を多面的に実施した。各国でのスポーツ振興や大会開催、著名アスリートや競技団体との連携、草の根レベルから国際大会までの人材育成や社会包摂促進、国内外への情報発信を通じた理解促進を進め、国際協力分野におけるスポーツの位置づけ拡大に取り組んだ。

No.3	平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、女性・平和・安全保障に関する行動計画、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、第2回グローバル難民フォーラム、TICAD8チュニス宣言、TICAD9横浜宣言、PALM10共同行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、質の高いインフラ投資に関するG20原則、国際女性会議WAW! 2022東京宣言、地雷対策支援に関する包括的パッケージ、日カンボジア地雷イニシアティブ
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）（SDGs Goal 16（特に16.3、16.6、16.7、16.10）関連）	500人	115人	112人	144人	114人	136人	人
【指標3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率（SDGs Goal 5関連）	40%	35% ⁷	39.6%	45.5%	41.0%	62.4%	%
【指標3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）（SDGs Goal 5関連）	40%	39% ⁸	37.9%	34.7%	38.2%	42.2%	%
【指標3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立案・決定者、実施にかかわる民間事業者等）の育成数（全SDGs Goal）	3,300人	1000人	471人	513人	528人	1,211人	人
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度

⁷ 中期目標終了時に40%達成することを目指し、2022年度の目標値20%から各年度5%ずつ漸増させる予定。

⁸ 中期目標終了時に40%達成することを目指し、2020年度の目標値36%から各年度1%ずつ漸増させる予定。

支出額（百万円）** ⁹	4,230	6,064	6,390	6,345	
-------------------------	-------	-------	-------	-------	--

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点政策」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（3）、中期計画：2.（1）③

年度計画

1. (3) 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

ア 平和と安定

- 紛争の予防のため、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供と、これに資する地方行政機関を含めた政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、社会的結束の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾、紛争影響地域での心理社会面での支援等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。さらに、国際秩序の維持に資する協力を追求する。
- ウクライナ及びその周辺国、パレスチナ及びその周辺国については、緊急支援をはじめ地域情勢を踏まえた適時の支援、復興支援を推進する。また、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援に取り組む。
- TICAD8を踏まえたサヘル地域及びアフリカの角地域支援を推進するとともに、TICAD9に向け、若者・女性等の紛争影響を受けやすい層を包摂した平和構築の取組を推進する。人道・開発・平和のネクサスに関しては、グローバル難民フォーラムでの日本政府のプレッジを踏まえ、特にアフリカの角及び大湖地域における難民・避難民受入国・コミュニティ、難民・避難民自身の能力向上支援等に取り組むとともに、万博等の機会も活用し、民間アクターとの連携を推進する。
- 地雷・不発弾対策については、被害当事国の能力強化に資する取組や技術開発をカンボジア地雷対策センターと協力しつつ推進し、2025年に日本政府が議長国を務める対人地雷禁止条約（オタワ条約）の推進に貢献する。また、ウクライナの地雷対策に関する国際会議への貢献など、同国の復興の前提条件となる取組を推進する。加えて、カンボジアの経験・知見共有を通じ、アフリカの地雷・不発弾対策機関の能力強化に取り組む。

イ 法の支配・ガバナンス

- 民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、FOIP等を踏まえつつ、法令の整備・運用能力、治安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間の安全等に関わる能力の強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化、汚職対策、中央及び地方行政の機能の強化と人材育成を支援する。
- 特に、日本ASEAN友好協力50周年を踏まえたASEAN地域の司法機関を対象とした研修、及び第10回太平洋・島サミット（PALM10）の結果を踏まえたガバナンス分野の研修の立ち上げ、「ビジネスと人権」の促進、インドネシアの犯罪抑止やアフリカ・中米での地域警察強化、海洋に関する国際公法の人材育成や海上保安機関等の機能強化、ウクライナの公共放送局の機能強化等に取り組む。

ウ 公共財政・金融

- 国民の生活の安定と向上、経済の安定と成長、資源の効率的配分の基盤として、歳入強化を含む国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成、関税の適正かつ公平な徴収

⁹ 報告年度分の支出額は暫定値。

と貿易円滑化推進に向けた事業を実施する。また、開発途上国のニーズに寄り添った、気候変動対策に考慮した公共財政管理（サステナブルファイナンス等の新領域を含む）支援を開始する。

- アジア地域を中心に、FOIPを踏まえつつ、税務行政や公共投資管理、債務管理の改善による財政基盤の強化、金融システムの健全な育成、域内連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・近代化に向けた支援（メコン地域の複数国を対象とする技術協力プロジェクト等の）を実施する。特に、中央アジア・コーカサス地域に対しては、世界税関機構（WCO: World Customs Organization）と連携した税関人材育成の取組と共に、税関機材の無償資金協力の実現に向けた調査等を実施する。
- また、アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易圏の推進、TICAD9を見据えた連結性強化の推進及び税関行政の強化、WCOと連携した税関人材の育成等（地理空間情報（GEOINT）を活用した密輸摘発能力向上）の取組を継続する。さらに、債務管理強化等の財政基盤の強化に向けた支援を実施する。
- 大洋州地域では、国家財政の基盤強化と税関近代化支援を通じた歳入強化を目的とし、債務状況が悪化している国々に対する債務管理や公共投資管理、資源収入管理等を強化する財政基盤強化に向けた取組と税関能力強化支援を行う。

エ ジェンダー平等の推進

- 機構の事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、事業の形成・実施時における助言、実施中の事業でのジェンダー平等に向けたモニタリング・評価の強化、機構内外の関係者への各種研修を実施する。また、研修・留学生事業における女性の応募・参加を一層勧奨する。
- ジェンダーに基づく暴力への対応及び女性の経済的エンパワメントに資する事業展開を行う。ジェンダーに基づく暴力への対応に関しては、特に女性・平和・安全保障（Women, Peace, Security : WPS）へ貢献すべく、紛争影響国等における取組を強化する。また、「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）に貢献する取組を行う。
- 紛争や災害の影響を受けた国に対する復興と開発に向けた協力において、WPSの視点に立った取組を推進する。その際、日本の知見や経験の活用、更には国際協力を通じて培われたノウハウの日本国内への環流といった側面にも留意した取組を進めていく。

オ デジタル化の促進（DX）

- 開発途上地域の社会のデジタル化、DXの促進を支援するために、その基盤となる ICT・デジタル人材及び産業の育成、ICT・デジタル関連政策や制度、ICT環境整備及び自由で安全なサイバー空間の構築に資する事業を実施する。
- サイバーセキュリティ分野の支援については、事業が拡大しているASEAN及び周辺地域を中心に、各国で実施する案件間の連携や他ドナー・国際機関による関連する取組との連携を促進する。
- 日本と開発途上国の互恵的な産業発展を念頭に、ICT・デジタル産業の育成に関する事業の立ち上げを推進する。
- 開発途上国の宇宙機関等の能力向上に関する協力や事業を通じて宇宙技術・衛星データの利活用を推進する。
- 2022年3月に策定されたJICA DXビジョンに基づき、事業におけるデジタル技術の活用、外部共創の推進、データ利活用等に全課題分野において取り組み、高い開発インパクトの創出を図る。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況（SDGs Goal 16関連）

【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況（SDGs Goal 16（特に16.3、16.6、16.7、16.10）関連）

【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強

化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況（SDGs Goal 5（5.a）、8（8.3、8.10）、17（17.1）関連）

【指標3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況（全SDGs Goal）

3. 年度評価に係る自己評価

評価：S

根拠：困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

No.3 ア 平和と安定

(1) 業務実績

- ◎ **地雷・不発弾対策の国際的発信と連携強化【①②③④】**：日本政府が2024年7月に発表した地雷対策支援に関する包括的パッケージにおいて、機構の長年のカンボジア支援の成果・知見の活用を中心とした支援アプローチが打ち出された。2025年度に機構は様々な国際会議の場で、機構の取組・成果を含めて発信し、以下のとおり日本政府の政策実現に貢献した。さらに、ウクライナ、アフリカやASEANでの協力を展開していくための基盤を形成した。
- ・ TICAD 9に向け「アフリカ地雷対策プラットフォーム」を立ち上げ、ソマリア、ナイジェリア、南スーダンに加え、エチオピアでの広域技術協力を採択した。TICAD9におけるテーマ別イベントでは、日本政府要人や国連事務次長、アフリカ要人等を迎え、約280名が参加した。赤十字国際委員会（ICRC）副総裁から「非常にタイムリーで極めて意味のある取組」と評価され、「毎日新聞」で報道された。
- ・ 2025年10月、ウクライナ地雷対策会議（UMAC）が東京で開催され、本会合では機構理事長が3つのサブ・テーマのうち「ネクサス」で登壇、「人」では機構の国際協力専門員がパネルディスカッションのモデレーターを務めた。また、2つのサイドイベントを共催し、技術革新がウクライナの持続可能な復興を加速させる可能性と、東日本大震災後の経験を踏まえ、現地調査や地理情報による迅速な状況把握とデータに基づく対策立案の重要性を強調し、日本発の技術を用いた地雷除去や、農地環境への影響把握のための機構の支援を紹介した。さらに、地雷対策関連技術を擁する日本企業とウクライナ側のマッチングのためのセミナーや企業訪問を企画し、日本企業の持つ技術・製品のウクライナへの進出と地雷対策への貢献を後押しした。日本企業の地雷対策関連機材は、無償資金協力を通じてウクライナ側に供与済み、あるいは供与手続き中。
- ・ 機構がこれまで支援してきた国が、自国の経験を他国に対する支援に活かしたいという要望を受け、コロンビア・ウクライナ・機構による三角協力を開始した。コロンビアとウクライナそれぞれが持つ地雷対策の強みを活かし、知見共有を行っていく。UMACで発表された「ウクライナ地雷対策支援イニシアティブ」のうち「パートナーシップの多角化・強化」にも資する。
- ・ 日本政府が議長を務めた第22回対人地雷禁止条約（オタワ条約）締約国会議では、本会合登壇やサイドイベントを通じて議論に寄与。日本政府の協力方針を示す作業文書において、機構の協力方針や実績・成果が多く言及された。国連地雷対策サービス部（UNMAS）との間で、南スーダン地雷対策庁に対し、地雷・不発弾除去調査に先立つ周辺状況調査のための関連機材整備及び組織能力強化を行う無償資金協力のG/Aを2025年8月に締結。同国の持続可能な地雷対策能力の強化を図り、地雷除去の促進を通じた経済社会基盤の整備に寄与する。2025年6月に締結された機構とUNMAS

の覚書に基づく初の連携案件となった。さらに、コロンビアにおいても2026年3月に地雷対策の促進・強化に係る国際機関連携無償資金協力案件を形成した（2026年3月にG/A締結）。これらの国際機関連携無償資金協力案件には、日本製の地雷探知機ALISの供与も含まれる。

- AI地雷埋設地予測システムの開発に関し、機構、カンボジア地雷対策センター（CMAC）及びNECがGeneva International Centre for Humanitarian Demining（GICHD）Innovation Award 2025を受賞。同システムは、NECが開発を進めてきたところ、機構専門家がNECとCMACの間を仲介し、CMACの協力により現地での情報収集や実証実験を行ってきた。また、日本信号株式会社との協働や、株式会社沖縄計測による連携事業（機構の中小企業・SDGsビジネス支援事業にも採択）など、機構がカンボジアで実施する技術協力プロジェクトを通じてCMACにおける技術開発・実証を推進した。
- ウクライナ非常事態庁（SESU）を対象に、無償資金協力により供与した株式会社日建の地雷除去機や日本製地雷探知機ALISを含む日本企業製機材について、CMACとの連携の下、標準作業手順書の策定、人材育成、機材維持管理支援を実施した。また、ウクライナ経済省を対象に、地雷対策と復興計画の関連づけ（データベースづくり）や、女性用の防護服の開発・供与などWPSの取組強化を支援した。

◎ **難民・避難民支援における人道・開発・平和（HDP）ネクサスの推進【①②④】**：2023年12月に日本政府が発表した難民・避難民支援に係るプレッジに対し、機構はUNHCR、UNDPとともに「HDPネクサスの推進」をともに発信している。2025年度は、大阪・関西万博、TICAD9の機会も活用した成果の発信に取り組み、難民・避難民に裨益する事業について以下のとおり実施した。

- TICAD9では、難民包摂に関するサイドイベントをUNHCR・UNDPと共催。外務大臣政務官、ケニア首相府大臣、モーリタニア大統領、UNHCR難民高等弁務官補、UNDP総裁代行、世銀副総裁、政府間開発機構（IGAD）局長が登壇した。機構副理事長は、受入国における難民の社会経済的包摂及び自立促進による持続可能な難民対応モデルへの転換と、民間セクターを含む全社会的アプローチの重要性を改めて強調した。三井物産株式会社がザンビアで立ち上げたFarmers360°Linkは、金融サービスへのアクセス拡大が難民の生計向上や市場参加を促し、地域経済の持続的発展に資すると、民間企業を代表してビジネスにおける難民包摂の事例を紹介。改めて難民の自立促進の鍵として民間セクターの参画の重要性が強調される機会となった。
- グローバル難民フォーラム（GRF）フォローアップ会合（2025年12月）：オープニングセッションにおいて機構理事が登壇し、開発機関としての役割と貢献を発信。UNHCRと人道・開発・平和ネクサスのイベント、ロヒンギャ難民関連イベントにも登壇し、機構の取組を発信した。
- イスラエル・パレスチナ情勢が悪化する中、パレスチナではヨルダン川西岸地域を中心にコミュニティ主体のキャンプ運営改善に係る能力強化を支援。国連パレスチナ難民救済機関（UNRWA）のパレスチナ自治区での活動が大きく制限される中、機構はドナーとして唯一、政府のキャンプ運営管理を担う行政機関に対する技術支援を継続的に実施してきた。多様な人々が参加するキャンプ改善フォーラムを立ち上げ、住民主体で改善計画を策定し、スイスをはじめとする他パートナー機関等の外部資金を獲得して計画実施を推進した。
- ケニアでは難民包摂の国家政策「シリカ・プラン」が発表され（2025年3月）、機構の専門家を通じて難民・ホストコミュニティ双方に裨益する水道セクター支援を実施している。2025年11月に5日間開催したケニア水研修機構との連携による幹部向けマネジメント研修では、トゥルカナ郡政府の水大臣や財務大臣、水局長等の幹部がほぼ全日程参加し、シリカ・プランの実現に向けた公社運営改善に係る関心の高さがうかがわれた。また、2025年10月にはUN-Habitatとの国際機関連携無償資金協力案件の実施が決定された。
- スーダン危機が長期化する中、試行事業を含む調査活動を迅速に開始。多数の国内避難民（IDP）を包摂しながら生計向上を図るもの。IDPの生計向上、ホストコミュニティ間の社会的結束、IDPとの協働による新たな農地の開墾など、様々な成果が確認された。帰還民も増加傾向にあり、IDPの自発的帰還や帰還後の定住促進への貢献も期待される。

◎ **平和構築分野における民間ビジネス連携【②③】**：国際的に人道支援資金が縮減傾向にある一方、

紛争や難民・避難民数は増加する状況下、国際社会や各国政府・パートナー機関は、HDPネクサスの推進において、民間企業との連携促進に対する認識を高めている。機構としても難民・避難民を取り巻く課題の解決に資する民間連携を促進しており、UNHCRや本邦企業等との共創を推進している。

- 2025年5月、第1回ピーステックアワードを機構が後援し、平和構築室室長が審査員として協力した。自社の持つ技術やサービスを通じて世界の平和に貢献することを目指し、3Dプリンターによる義足を製造するインスタリム株式会社等計10社が、ファイナリストに選ばれた。
 - 機構のウガンダ事務所とウガンダ首相府難民局は、2025年7月、同国で初となる難民課題解決ビジネスアイデアコンテストを開催した。難民及びホストコミュニティから52件の応募が寄せられ、審査を経て2社を選定し、事業化支援を実施。
 - 2025年8月には大阪・関西万博で、UNHCR駐日事務所、Welcome Japanとの共催により、民間企業を巻き込んだ難民課題解決ピッチイベントを開催。民間企業に向けた課題発信セミナーを開催するとともに、入賞企業の事業化支援を目的としたエチオピア、ウガンダ視察を支援し、事業計画の精緻化を進めた。NHK「おはよう日本」（2025年8月9日）等でも報道された。
 - ミンダナオ自治政府能力強化を通じたガイドラインとツールの認定：バンサモロ暫定自治政府（BTA）発足後初となるフィリピン中間選挙後、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域内の自治体の首長に対しBTA政府が初めて研修を実施し、機構が側面支援した。小規模農家支援を通じた社会的結束や女性参画促進、中小企業振興支援を通じた暫定自治政府・自治体の連携事例の創出や、起業・ビジネス改善を図った中小起業によるコミュニティ裨益など、平和促進と社会・経済開発に資する包括的な成果が複数確認された。また、正常化プロセス支援においては、2025年12月に「モロ・イスラム解放戦線（MILF）キャンプ及びコミュニティにおける訓練実施ガイドライン」及びツールが、バンサモロ基本・高等・技術教育省の正式文書として登録された。
 - ウクライナのインフラ復旧・復興を支援するため、緊急支援調査では、幼稚園等へのヒートポンプ式熱供給システム、退役軍人や傷病者のリハビリ機器等、日本が強みを持つ技術分野での協力ニーズを確認し、迅速な無償資金協力案件の形成につなげ、人々の生活の維持や障害者等の社会への包摂を支援した。また、戦災・震災復興に係る日本の経験を共有するため、ウクライナ地方・国土発展省やキーウ市等の自治体の幹部を日本へ招へいし、被災地である福島及び広島等を訪問した。
- ブルンジにおける社会的結束と脆弱層包摂による生計向上アプローチの構築を支援。2025年12月に発生したコンゴ民難民のブルンジへの大量流入の危機に対し、UNHCRとの連携による調査を迅速に開始した。同調査では、ブルンジにおける多様な社会的弱者を住民が主体となり包摂する生計向上アプローチを適用し、難民及びブルンジのコミュニティの共存推進に向けた実証活動を予定している。
- シェラレオネにおいて、技術協力プロジェクトで作成した信頼醸成のガイドラインが閣議で承認。UN WomenやUNDPが同ガイドラインを活用した支援を開始。
- 南スーダンでは、ウガンダにおける第三国研修を通じ、地方財政の能力強化支援を実施。UNDP補正予算案件と連携し、コミュニティセンターを住民協働で設置した。
- コロンビア、パキスタンの国別研修を通じ、コロンビア技術協力プロジェクト関係者に対する北海道芽室町からのオンライン研修を実施した。さらに、芽室町関係者がパキスタンへ出張し、帰国後に町民向けの報告会が行われた。出張者からは、芽室町のまちづくりの経験が国際的な課題に貢献し得るものであることが共有された。

(2) SDGs達成に向けた貢献

平和と安定分野においては、地方行政機関を含めた政府機関の能力強化・制度構築と、脅威に対応・選択する力を強めるための人材育成、加えて、政府と住民・コミュニティ間の信頼醸成や紛争影響を受けた様々な人々が共存する社会の信頼醸成を組み合わせ、紛争・暴力を発生・再発させない強

じんな国・社会づくりに資する協力を通じて、SDGsターゲット16.6（透明性の高い公共機関の発展）、ターゲット16.7（対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定の確保）、ターゲット16.a（暴力の防止とテロ・犯罪撲滅に関する能力構築と国家機能の強化）の達成に貢献した。

（3）事業上の課題及び対応方針

ウクライナ、中東地域（シリア、ガザ）及びアフリカ地域（スーダン、大湖地域）など、地域情勢や国際情勢の変化に伴う危機に対し、HDPネクサスを念頭に、緊急支援をはじめとする適時の支援、復興支援を推進していく。

難民・国内避難民支援については、国際的な人道支援資金が縮減する中、恒久的解決として、自発的かつ持続的な帰還のための環境整備に取り組むとともに、難民・国内避難民受入国・コミュニティにおける平和的共存の促進支援、民間アクターとの連携による難民の経済包摂を推進する。

地雷・不発弾対策については、カンボジアでの長年の日本の協力経験を活かし、TICAD9（アフリカ地雷対策プラットフォームの立上げ）、ウクライナ地雷対策会議及び対人地雷禁止条約（オタワ条約）締約国会議での成果を踏まえ、アフリカ、ウクライナ及びASEAN地域の被害当事国の能力強化に資する取組や日本企業の持つ技術の開発・実証を推進していく。

No.3 イ法の支配・ガバナンス

（1）業務実績

- ◎ **アフリカ国際金融犯罪取締り能力向上・広域ネットワーク展開【②④】**：機構は国際刑事警察機構（INTERPOL）及び警察庁との連携により、西アフリカを中心としたアフリカ18か国を対象に現地研修を実施。INTERPOLの研修パッケージを活かし、英語圏・仏語圏をそれぞれ対象として各国から複数名を招へいすることで、各国の国内関係機関同士及び参加国間のネットワーク強化が図られた。グローバルに展開する越境犯罪の最終出口であるマネーロンダリングや、日本人にも被害が出ているオンライン詐欺等への対策を強化するもの。なお、本研修の実施には日本の警察庁からも講師を派遣しており、研修を通じた日本の警察庁と現地警察のネットワーク構築にも貢献している。本研修に先立って実施されたナイジェリア対象の研修では、構築された両国警察のネットワークを活かして同国に拠点を置く詐欺グループの合同検挙に繋がり、容疑者が特定された他、更なる日本人被害者を減らすことにも貢献した。2025年6月に開催されたINTERPOLパートナー会議で事例紹介を行ったところ、EUが高い関心を示し、機構の支援では対象としていなかったアフリカ域内のポルトガル語圏対象の研修について、EUがINTERPOLと連携のうえ、開始される予定。法執行機関のネットワークを構築することがグローバルな公共財となる金融犯罪対策において、更なるコレクティブインパクトの創出につながった。
- ◎ **大阪・関西万博テーマウィークでの「ビジネスと人権」イベントの開催【③⑤】**：機構が事務局を務めるサステイナブル・カカオ・プラットフォームでは、探究学習の一環として大阪の高校生にチョコレート製造の持続可能性の実現に向けたアイデアを検討してもらい、大阪・関西万博テーマウィークのイベントで発表した。児童労働や女性の低賃金労働に対する問題提起や解決策の提案もあり、広く「ビジネスと人権」について考える機会となった。また検討過程においては、民間企業の伴走も得たことで、企業側にとっても新たなアイデア・視点を創出することができた。2025年は日本政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」（NAP）の改定年、かつSDGs8.7（児童労働撲滅）のターゲット年であり、国内での「ビジネスと人権」に対する認知も高まる中、サプライチェーン上の「ビジネスと人権」の強化に向け、今後の消費者となる若い世代に訴求することができた。
- ◎ **ウクライナに対して初めての汚職対策研修を実施【①②】**：日本政府は、2023年のG7司法大臣会合においてウクライナ汚職対策タスクフォースの設置を提案し、ウクライナの汚職対策に向けて、

G7及び国際機関による対ウクライナ汚職対策支援のマッピング作成を行ってきた。これを受け機構は、2025年度に初めてウクライナを対象とした汚職対策研修を実施。ウクライナがOECD加盟を目指していることを念頭に、研修ではOECDとも連携して講義を実施した。日本の法務省がウクライナに対し二国間で研修を行うのは初めてであることも受け、「NHK」及び「産経新聞」が取材を行い、報道にもつながった。

- ◎ **大洋州対象の初の地域警察研修を実施【①】**：PALM10の重点分野「平和と安全保障」の取組の一環として、大洋州諸国を対象とした初の地域警察研修を開始。日本の警察が明治期に開始し、住民との信頼関係を構築して犯罪抑止につなげていく地域警察のノウハウを大洋州諸国と共有した。2024年9月に「太平洋警察イニシアティブ」を立ち上げて当該地域の平和や安全保障を強化する取組をしているオーストラリアとも連携し、域内の取組にも沿った形で実施。当該地域の安定と繁栄を促進することからFOIPにも貢献する、安全保障面の意義も高い取組。
- ◎ **ベトナムにおける日本の公務員採用試験制度の導入【④】**：ベトナム「公務員採用試験改革プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、日本の制度を参考に、ベトナム政府の公務員採用試験（全省庁・地方省の公務員などの採用試験）のうち筆記試験の改善（思考力を問う問題の追加）と面接人物試験の導入を支援。2024年末からの急速な行政改革の影響を受けつつも、これら試験手法が改正公務員法に規定された。ベトナム政府が目指している、能力評価に基づいた優秀な公務員人材の確保に向けた行政改革へ貢献するもの。機構として初めて、公務員試験制度の改善を支援した事業であり、公務員採用という国家の根幹をなす制度の改善に対する協力が要請された、日本に対する厚い信頼を示す成果である。
- ◎ **地方ガバナンス強化を通じた持続可能なコミュニティ開発モデルの構築と世銀との協働【②⑤】**：機構がタンザニアで20年にわたり導入を支援してきた参加型地方開発手法（O&OD: Opportunities & Obstacles to Development）は、同国内で正式に国の制度として整備され、全地方自治体が同手法に基づき住民の自助努力を促進しながら行政サービスを提供する運用が定着した。また、本手法の有効性に着目した世界銀行が、同手法を活用しコミュニティ主導の気候変動アクションの形成を支援しており、2025年11月にブラジルで開催されたCOP30において優良事例として発表された。O&ODにより地方自治体が持つ計画策定能力を高めることで、気候変動対策のリスクを住民が認識し、自ら解決策を決める仕組みづくりができることを、タンザニア政府自らが発表し、本モデルの有効性を評価した。さらに、20年にわたる支援過程で地域開発を学んだ研修員を中心に、研修員同窓会が設立され、そのネットワークは現在、すべての州行政長官や県行政長官等が参加する、全自治体の長で構成される全国自治会のような広範な組織へと発展している。同ネットワークがハブとなって、日本国内の2自治体とつながり、今後の関係強化を試行しており、国内の地方自治体に対する還元が今後期待される。
- 機構は、1998年からラオスの法・司法分野への協力を開始し、2018年の民法典の制定や、民事法・刑事法分野の教材・執務参考資料の作成、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を中心とした法務・司法職員・大学教員の法理論に対する理解の向上、法運用実務の向上等の成果を実現。2025年は日・ラオス外交関係樹立70周年を契機にラオス側関係機関の高官を日本へ招へいし、日本側の関係者と現在のラオス法・司法分野の課題、今後の協力の方向性などの議論が行われ、ラオス側からこれまでの協力への謝辞が述べられた。
- ベトナムで実施してきた法整備支援の30周年を祝う式典を開催。ベトナム司法省副大臣、日本法務省副大臣が参加し、30年の成果を振り返るとともに、新たな協力の方向性を模索する機会となった。これまでの支援を通じ、改正民法、民事訴訟法、国家賠償責任法、行政訴訟法等、法起草・改正に貢献し、ベトナムの市場経済化への移行とめざましい経済発展につながったほか、「刑

事検察官マニュアル」や民法の教科書作成等、法曹人材育成にも尽力。また、130を超えるベトナム法令の日本語訳や越制度の研究記事などをインターネットで公開し、日越双方が相互理解を深めるうえで大きな役割を果たしたことが確認された。

- 2017年の日越共同声明で合意した800名の行政官人材育成を目指し、継続支援している共産党中央組織委員会に対するベトナム戦略的幹部研修を、現地の行政改革の影響を受けつつも着実に実施した。さらに、5年に一回の党大会における中央委員選定に向け、第14期中央委員候補者向けの研修を成功裡に完了（2024～2025年度）。1月の党大会により、中央委員200名の9%を訪日研修経験者が占める結果となった。ベトナムの次期トップリーダーに対して、AI、半導体に係る日本の政策・取組を紹介。日越のハイレベル人材交流、経済界や地方自治体とのネットワーク構築に貢献し、ベトナム共産党からも高評価を得た。
- 犯罪防止について、インドネシアで実施中の技術協力を通じ、これまでの協力成果を他国に共有することを目的として、2026年2月にインドネシア警察がグアテマラに渡航し、地域警察の全国展開の経験を共有した。
- 第10回太平洋・島サミット（PALM10）の結果を踏まえたガバナンス分野の協力として、選挙管理に関する専門家をパプアニューギニアへ派遣開始。また、公共放送・メディアの機能強化に関し、南スーダン及びウクライナに対し新たな技術協力を開始した。また、海洋に関する国際公法に関し、本邦研修を通して人材育成を実施した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

法の支配・ガバナンス分野においては、技術協力を通して法令の整備・運用能力強化、治安機関等の法執行能力に係る能力強化、司法アクセスの改善、有権者教育、公共放送・メディアの機能強化、中央・地方行政の機能強化を行い、SDGsゴール16「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」の達成に貢献した。また、プラットフォームの運営・活性化や技術協力を通してカカオ産業における児童労働撲滅へもアプローチしており、SDGsターゲット8.7（2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する）の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

法の支配の実現をはじめ、ガバナンスの協力は国の根幹をなす制度を改善するものであることから、一朝一夕で成し得るものではなく、長期間を通じた協力を行いつつ関与と対話を続けている。こうした取組を通じ、副産物として信頼を醸成していくことの価値は、昨今の国際情勢の下では益々高まっていると認識。一方で、日ASEAN特別法務大臣会合（2023年7月）の共同声明で謳われているとおり、各国を取り巻く環境の変化に即し、支援の力点やアプローチを見直し、より対等なパートナーシップに昇華させていく必要もある。ベトナム法整備、インドネシア警察等、長期間にわたって協力を行ってきた国が転換期を迎えつつあるが、こちらも時間をかけた対話が必要であり、相手国や日本側関係者とともに取り組んでいく。また、米国政権のスタンス変更の影響が大きい領域（メディア、選挙管理）等については国際社会の動向を注視し、パートナーと適宜情報交換・連携しつつ取り組む。

No.3 ウ 公共財政・金融

(1) 業務実績

- ◎ カンボジア中央銀行への技術協力を通じ金融政策の質の向上及び初の流動的資金供給を実現
【②③】：機構は「金融政策のための経済分析・調査・運営能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、カンボジア全国1,000社規模のビジネスコンフィデンスサーベイ体制を構

築し、実体経済把握に基づく金融政策決定会合の判断の質的改善を実現した。さらに、納税集中期の資金不足に対応するカンボジア史上初の能動的資金供給オペレーションを実現し、中央銀行の市場調整能力強化に貢献した。

- ◎ **モンゴルへの技術協力を通じ、機構初の税務ビッグデータ活用した納税者コンプライアンス推進を試行【③】**：機構はモンゴルで税務に関するビッグデータを活用し、高リスク納税者の判定モデルを2025年に開発。さらに、識別された高リスク納税者への自動通知システムを同年6月に試行導入し、精度の高い反応を得た。税務当局は、人的リソース不足を理由として企業の大半を占める小規模零細企業への税務調査を十分に行えず、また保有するデータの活用が進まないという課題を抱えていた。本取組により、これまで調査が及びにくかった小規模零細企業に対しても、初期の成果として自動通知を通じて自主的な修正申告を促す効果が確認された。今後は、リスク判定モデルの精度向上と業務フローの改善を進めることで更なる改善を図り、効率的かつ効果的な税務行政の実現への貢献を目指す。
- ◎ **ベトナムでの株式市場整備を通じ、「新興市場」への格上げに貢献【②④】**：ベトナムの効率・公正・透明な資本市場の更なる発展と投資拡大を目指し、機構は2019年から株式市場への技術協力を継続中。2025年10月には、FTSEラッセルの株式市場区分において、ベトナム株式市場が「フロンティア市場」から「新興国市場（第二新興国市場）」に格上げされた。本プロジェクトにおいて、ベトナム株式に対する投資家の評価向上に取り組んでおり、相手国政府から今回の格上げにも貢献したと高く評価・感謝された。
- ◎ **スリランカの財政・債務危機を受けた公共投資管理制度の構築に貢献【②④】**：国家計画局（NPD）と協働して公共投資管理の制度設計、運用プロセス整理、関連省庁との調整等を実施。これは、スリランカの財政・債務危機を受けたIMFの包括的改革パッケージとも整合した公共財政管理（PFM）改革支援の一環ともなった。その成果として、2025年12月に公共投資事業申請情報システム（ISPP）の開発を完了し、NPDの業務基盤となる申請・審査プロセスの標準化及び透明性の向上を実現した。当該取組は、スリランカ政府及びIMF・世界銀行等の関連パートナー機関から、改革を実質的に前進させる取組として高く評価されている。スリランカ政府は2026年度以降、ISPPを全省庁に展開する計画で、要請を受け機構はフェーズ2の協力を開始予定。
- ◎ **カスピ海ルート連結性のためのハード・ソフトを組み合わせた税関支援【①②】**：ロシアによるウクライナ侵攻以来、地政学的重要性で注目を集めるカスピ海ルートにおいて、税関分野の支援を実施。ソフト面では、中央アジア・コーカサス地域全域8か国を対象に、世界税関機構（WCO）と連携して税関職員のリスク管理能力及び通関所要時間調査実施能力の強化のための研修を技術協力として実施。国際機関であるWCOと連携することで、域内全域を幅広くカバーすることができている。ハード面では、国際回廊上の税関を通る貨物を検査する大型X線機材の整備を検討した結果、カザフスタンとタジキスタン向けの無償資金協力案件として具現化。同資金協力は、技術協力と併せ、2025年12月の中央アジア5か国との首脳会談で発表されたオファー型協力「カスピ海ルートの円滑化支援を含むコネクティビティ強化」の一部として位置づけられる。
- ◎ **WCO（世界税関機構）と連携し、地理空間情報を活用した税関の密輸摘発能力の向上に貢献【②③】**：アフリカ諸国の税関が優先課題と認識しつつも治安理由で対応が困難な国境取締まりに関し、日本が得意とする衛星画像やオープンソースGISソフト（QGIS）を用いた解析技術を税関職員が習得するための研修をWCOと合同で実施し、密輸摘発能力向上の協力を実現。西アフリカの沿岸5か国で始まったこの取組は、WCOやWCOメンバー国において高く評価され、TICAD9の公

約にも含められたことも踏まえ、より治安が不安定な内陸部のサヘル地域やアフリカの角地域等15か国へ拡大した。

- ◎ **PALM10共同行動計画に沿った財政基盤強化を着実に実施【①②】**：債務状況が悪化している大洋州地域において、ソロモンでは公共投資事業を円滑に実施・管理するための基盤整備の研修を行った。また、パプアニューギニアでは資源収入管理適正化のため、EITI（採取産業透明性イニシアティブ）基準に沿った監査基準・手順書の策定を支援し、会計検査院による資源収入検証の促進及び国家石油省によるライセンス・生産・輸出・収入データ公開に向けた仕組み構築支援を進めた。さらに、税関分野ではWCOとの合同プロジェクトとして、8か国の税関で指導的役割を担う教官を育成するプログラム「マスタートレーナープログラム」を実施し、通関手続の迅速化や関税徴税強化に寄与した。いずれの取組もPALM10共同行動計画「財務管理のための能力構築の強化」で言及された。
- TICAD 9において、機構はアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）についてのテーマ別イベント「アフリカ単一市場への道を拓く」を開催し、アフリカ各国の行政官や企業関係者など、対面・オンライン合わせて約200名が参加。開会セッションでは機構理事長、WCO事務総局長、AfCFTA事務局代表が挨拶し、品目別原産地規則ハンドブックの完成式典も実施した。続くパネルディスカッションでは、域内貿易促進に向けた課題と今後の協力について活発な議論を行い、機構がこれまでとこれからも国際社会と連携してAfCFTAを支援していくことをアピールする場となった。
- タイの財務省に対して、日本の手法をベースに、固定資産の評価手法の検討・導入を実施。従来、市場の取引価額に依拠していた固定資産評価額を、面積、立地や周辺環境等の評価基準に基づき客観的に算出できる手法を確立し、課税ベースの透明性・公平性を確保した。タイ財務省により、全国展開が予定されており、スムーズかつ予見性の高い土地取引、ひいては経済活動の活発化に貢献することが期待される。

(2) SDGs達成に向けた貢献

公共財政・金融分野においては、国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう、財政・税関・金融に関する政策・制度の整備やこれを担う人材の育成を通じて、SDGsターゲット8.a（貿易増加に向けた支援拡大）、ターゲット8.10（金融サービスへのアクセス改善）、SDGsターゲット17.10（ルールに基づく開かれた多角的貿易体制）、ターゲット17.1（課税及び徴税能力向上のための資源動員強化）、ターゲット17.4（長期的な債務持続可能性の実現を支援及び債務リスク軽減に貢献し、SDGsゴール8「働きがいも経済成長も」及びゴール17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

財政・金融分野の技術協力を担うことができる人材が僅少であることが課題であり、各種研修や機構の事業紹介などの啓発活動を通じた人材の確保や、世界銀行などの国際機関との連携により補完する可能性を追求している。これらの取組の結果、債務管理分野では人材の確保が徐々に可能となりつつあるものの、いまだすべての国からの協力ニーズを満たすまでに至らず、更なる努力と工夫が求められている。さらに、日本の関係省庁や自治体との連携強化や、コンサルタント企業等の民間人材の開拓などを図るとともに、事業レベルでの幅広い国際機関との協力・連携の機会を見出し、その実現に向けた提案・議論を行っている。

No.3 エジェンダー平等の推進

(1) 業務実績

- ◎ **事業におけるジェンダー主流化比率20ポイント以上の改善【③】**：機構内でのジェンダーの知見・ノウハウの共有を推進すべく、ポータルサイトを立ち上げた。また、ジェンダー案件化が難しいクラスター戦略用の分析資料を作成したほか、2025年度案件形成についてジェンダー平等貧困削減室によるコンサルテーションを強化した。その他、事業形成に参画するコンサルタントを主な対象としたジェンダー主流化の実践に関する研修（総括クラス向け、評価分析団員向け）を実施。このように、コンサルタント向け能力強化研修、機構内の説明会の開催、主管部でのジェンダー主流化担当の任命、ジェンダー視点での事業の精緻化に係る方策を実施した結果、全事業におけるジェンダー案件比率は60%超と、前年比率20ポイント以上の大幅改善となった。また、研修員・留学生事業の女性の割合も、全体人数の9割を占める短期研修の女性割合の引上げに引き続き取り組んだ結果、42.2 %と中期目標値を超える割合となった。

- ◎ **ジェンダーに基づく暴力（GBV）撤廃に関する事業成果の発信【③④】**：機構はケニアに「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた地方行政能力推進アドバイザー」（技術協力）を派遣し、民間企業や教育・保健・法司法・農村開発セクター等と連携したGBVの撤廃に向け多角的なアプローチで協力を実施した。2024年3月にはナイロビでビジネス関係者を集めた「GBV撤廃に向けたビジネスアイディア・マラソン」を開催し、GBVをテーマにした世界で初めてのビジネスコンテストとして朝日新聞に掲載された。また、2025年10月のOECD/DAC GENDER NETの年次会合でこれらケニア等での実績につき機構として発表したところ、現場からの貴重な示唆として高い評価を得た。GENDER NET事務局からの要請を基に、知見・教訓を取りまとめて提出し、今後OECD/DACを通じ広く公表・共有されることとなり、機構のGBV撤廃に向けた取組の成果が広く発信された。

- ◎ **国連安保理決議から25年、WPS（女性・平和・安全保障）+i（イノベーション）をテーマに発信【①】**：2000年に採択された国連安保理決議第1325号では平和・安全保障の文脈に「女性」が明確に位置づけられ、同決議履行のため日本政府は「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定。同計画に沿い、機構はUN Women及び世界銀行との共催で、2025年8月、「女性・平和安全保障×イノベーション：女性と少女とともに切り拓く新たな安全保障の時代へ」と題するイベントを企画・実施した。イベントには、ケニアで開催した「ジェンダーに基づく暴力（GBV）撤廃のためのビジネスコンテスト」の優秀者、南スーダンの女性ジャーナリスト、ウガンダにおいて女性主導の早期警報・対応メカニズムに取り組む人権活動家、日本の震災影響地域で女性防災士の育成に携わる有識者らが登壇。女性や少女が平和と安全保障の実現に向けて実践している創造的かつ革新的な取組やアプローチに光を当てるとともに、アフリカ地域と日本における平和と安定の文脈において、女性や少女が果たす役割とその意義が再認識される機会となった。イベントには250名を超える参加者が集い活発な議論が交わされ、成功裏に幕を閉じた。本イベントは、TICAD共同声明に掲げられた「平和と安定」の実現に向け、WPSアジェンダの推進に具体的かつ可視的に貢献する取組として位置づけられる。

- ◎ **金融包摂案件を通じた女性を含む脆弱層のレジリエンス強化【③】**：気候変動とジェンダーの相互に影響を及ぼす交差性に注目し、女性を含む貧困層のレジリエンス向上を目的として、2019年3月から2025年8月までバングラデシュで技術協力を実施した。マイクロ保険及び生活改善支援を通じて、特に気候変動の影響を受けやすい沿岸部の農村女性を対象に、金融・非金融サービスを組み合わせた包括的支援を提供したもの。本事業を通じ、総合保険サービス「Surakkha Service（SS）」を導入、保険に対するネガティブな認識が強かった農村部において、理解と受容が進み、2万3,000人が加入（90%以上が女性）、事業実施中に4つのサイクロンが通過し、終了時点で14,545人が見舞金を受給することができた（ほぼ全受益者が女性）。本事業はジェンダー主流化の観点から、気候変動による災害リスクに脆弱な女性の生活安定とレジリエンス強化に実質的に貢

献したと評価できる。

- ◎ **女性起業家能力向上支援による「女性起業支援マニュアル」改訂（技術協力）【②④】**：2024年1月から機構がグアテマラ大統領夫人社会事業庁（SOSEP）へ派遣した女性起業家の能力向上支援アドバイザーが中心となり、同省技官向けの「女性起業支援マニュアル」が改訂された。SOSEPによって国家承認されたことを機に、2025年10月に全国のSOSEP技官を対象に改訂マニュアルの研修会を開催。今後、SOSEP技官によって改訂マニュアルに沿った研修が全国各地のコミュニティにおいて女性グループを対象に行われる予定で、約6,600人/年の女性への裨益が見込まれている。ジェンダーギャップ指数が世界148国中81位、中南米20国中18位と低いグアテマラにおいて、機構の協力の結果、グアテマラ政府が主体的に制度化に取り組み発現した大きな成果と言える。
- パキスタンにおいて、ジェンダースマートビジネス分野のフラッグシップ事業として「パンジャブ州インフォーマル経済セクターの女性起業家能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始。女性零細起業家の事業成長とそれによる女性のエンパワメントに向け、パキスタン政府、民間セクターや金融機関等の関係機関の能力強化や連携推進を図り、女性起業家育成エコシステムの推進に取り組む。
- WPS×DXをテーマとして、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）と国連大学が共催した「ハイレベル会議：女性・平和とデジタル・トランスフォーメーション」（2025年11月）において、機構理事長が上川陽子議員、カオキムホンASEAN事務局長とともにキーノートスピーカーとして登壇。人間の安全保障の実現に向けて、DX推進においても女性の参画とリーダーシップが不可欠であることを指摘し、デジタル技術を活用した女性の平和と安全保障に貢献する機構の協力事例として、パキスタン「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）及びウクライナ、モルドバの「輸出志向型産業支援事業」（海外投融資）を紹介した。また、上川議員からは、WPSに関する立法を目指す方針が示されるとともに、WPSは女性のみならず男性にとっても社会の安全と平和を実現するために重要な政策であり、安全で公正な社会の構築が不可欠であるとの認識が共有された。WPS行動計画において、機構として過去最高の186件（2024年度）の取組を報告した。
- WPS推進に向け、TICAD9に合わせてアフリカから来日したカウンターパートを石川県能登地域へ招へいた。地元NPO、女性防災士、社会福祉法人等との意見交換の機会を設け、復旧・復興における女性参画の意義や課題について議論を深めるとともに、地域・国を越えた相互学習とネットワーク構築の機会を創出した。
- WPSの理念を防災・人道支援現場に結びつけていくための取組として、防衛省・UN Womenと2025年7月にセミナー「防災・災害対応におけるWPS」を共催。自衛隊、内閣府、消防庁の専門官も参加し、災害に関連してより負の影響を受ける女性・少女の保護とエンパワメントが重要であり、防災、災害後の緊急援助、復興の各フェーズにおいて、ジェンダー視点を強化し、WPSに貢献していく重要性が話し合われた。
- 機構は、2025年12月にUN Womenと協力覚書（MOC）を締結。これまでもUN Womenとはアフリカや南アジアの国々において、WPS推進等の分野で連携し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントをとともに推進してきた。UN Womenの事務局長からは「SDGs5の達成に向け課題が多く、各国でODAが減額される中で、JICAとの協働に期待したい」点が強調された。

(2) SDGs達成に向けた貢献

ジェンダーに基づく暴力撤廃や女性の経済的エンパワメントを推進する技術協力や円借款事業、海

外投融資事業等を通じて、ジェンダーに基づく暴力被害当事者の支援環境、女性の金融へのアクセス改善やビジネス環境の整備を図っており、SDGsのゴール5「ジェンダー平等の実現」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

研修・留学生事業における女性の割合を維持・向上を引き続き図るべく、引き続き先方政府高官との面談機会なども捉え、海外拠点を通じて本取組の意義や機構の方針について丁寧に説明を行う。あわせてJGA別にそれぞれ目標値とロードマップを作成し、各主管部・海外拠点で候補者の確保を実施するとともに、海外拠点の優良事例等には表彰（ミモザ賞授与）を行う等の取組を進めた。事業におけるジェンダー主流化（ジェンダー案件比率の向上）をさらに進めるべく、2025年度に引き続き新規案件形成時のジェンダー調査支援（平準的取組み）、クラスターやスキーム毎のジェンダー主流化推進に向けたジェンダー課題・取組・指標案の整理を通じた効果・効率性の向上を目指す

No.3 オ デジタル化の促進(DX)

(1) 業務実績

- ◎ **日本とパラグアイの宇宙協力の進展に貢献【①③⑤】**：パラグアイ「衛星技術関連施設整備計画」が機構実施による初の宇宙分野の無償資金協力案件として閣議承認を得た。2024年5月の岸田総理（当時）訪問の際に日・パラグアイ両首脳により共同発表された、産官学連携による「日・パラグアイ宇宙協力プログラム」に貢献する協力であり、2025年5月の日パ首脳会談でも同プログラムに基づき、宇宙分野の取組が積みあがっていることを歓迎する旨言及された。第1回委員会開催（2025年3月）に続き、6社の日本の宇宙スタートアップを招いた準備会合（2025年12月）、第2回委員会を開催（2026年2月）するなど、パラグアイ政府及び日本の民間企業間の共創に向けた対話を継続しており、両国間の宇宙協力の着実な進展に貢献した。
- ◎ **日本政府のAI人材育成及びグローバルサウス諸国のAI政策作成に貢献【①】**：東京大学松尾研究所と連携したナイロビ大学 AI 人材育成カリキュラム作成が起点となり、TICAD9 の首相スピーチで発表されたアフリカにおける AI・データサイエンスの人材を 3 年間で 3 万人育成するというコミットメントへ発展した。機構が支援する形で同研究所が2025年 9月に開講したAI人材育成プログラムにはアフリカ、アジアを中心に32か国約 8,000名が登録し約400名がコースを修了した。AIロードマップや戦略等策定支援（インドネシア、ベトナム）、AI活用促進に資するデータ連携基盤支援（インド）、イノベーションチャレンジ開催やインキュベーター支援（インド）等、AI法の施行、AI基本計画骨子（案）における「AI開発力の戦略的強化：信頼できるAIエコシステムを国内で構築、海外にも展開」に寄与し得るAI人材育成及びグローバルサウス諸国のAI政策作成に貢献した。インドインパクトサミットにおけるイノベーションチャレンジでは、日本のAIスタートアップがトップ10社に選定され、インド政府から表彰された。
- ◎ **広島AIプロセスの実施拡大に、グローバルサウスとのネットワークで貢献【①②】**：G7広島サミットを契機に日本政府が主導して進めている国際的なAIガバナンスの枠組み「広島AIプロセス」の具体的な取組として、OECDやGPAI（Global Partnership on Artificial Intelligence）とともに2025年5月に AIに関する 国際 ワークショップ（GPAI東京イノベーションワークショップ）を実施し、機構招へい分を含め約 40 か国から約 140 名の専門家の参加を得た。広島AIプロセスでは、主に先進国の参加者が多勢を占める中、機構のネットワークを活かし、先進国だけでなくグローバルサウスを含めた全世界的な取組となるよう貢献した。
- ◎ **ASEAN諸国のAI政策策定により、「日ASEAN AI共創イニシアティブ」に貢献【①③】**：2025年10月に高市総理がASEAN諸国との首脳会談で「日ASEAN AI共創イニシアティブ」の立ち上げを

提案した。機構は、本イニシアティブの実現に貢献する11件の調査や事業を実施・計画。インドネシア政府によるAI戦略案及びロードマップ案の作成を支援し、通信デジタル省副大臣に提出した。また、ベトナムAI2025経済レポートを作成し、ベトナム政府によるAI戦略策定も支援するなど、ASEAN各国のAI戦略の策定を主導的に牽引。さらに、ベトナム国家ナショナルイノベーションセンターと連携してトップ学生と日系企業との間でのジョブマッチングや、AIスタートアップ企業11社のアクセラレーションプログラムを実施するなど、国家戦略のみならず、ASEAN地域におけるAI分野全体の底上げに貢献した。

- ◎ パートナーとの協働によるビジネスコンペを開催し、デジタル公共インフラを活用した気候変動問題の解決策をCOP30で発表【②③】：デジタル公共インフラ（DPI：ID・決済・データ連携等の社会基盤）のポテンシャルを活用し、気候変動問題の解決に資する革新的な企画を競うビジネス・コンペティション「DPI4PP」を、ゲイツ財団、Co-Develop、Centre for Digital Public Infrastructure、ボストン・コンサルティング・グループとのコストシェアにより実施した。2025年6月に公募を開始し、世界各地から1658の組織・団体が事前登録、73か国・地域から544件の応募があった。デジタル公共インフラやデジタル公共財を活用した、農業、エネルギー、森林・生物多様性、災害レジリエンス、水・衛生等の分野の提案が寄せられ、約40名の専門家によるメンタリングを通じて5社を選出した。選出された5社はDPIサミット及びCOP30公式サイドイベントにて、ビジネスプランを発表し、実社会の課題に対する具体的な解決策を伴うDPI活用として大きく注目され、国際機関や民間企業等との連携検討への発展などの反響が得られた。
- 2024年度に作成したデジタル分野の基礎情報を改めて整理し、AIの要素を追加して、オファー型協力のシナリオを作成。日本・カンボジア政府間の政策対話において、AIも含めたオファー型のメニュー等に関する初めてのハイレベル協議に貢献した。
- 技術協力プロジェクトを実施中の日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（ASEAN-Japan Cybersecurity Capacity Building Centre）において、ASEAN諸国向けのサイバーセキュリティ演習研修を実施した。一部研修においては、情報処理推進機構（IPA）やEUと連携し、産業機器制御セキュリティ研修等を実施した。
- 日本企業3社のサイバーセキュリティ製品の導入実証試験とOTセキュリティ（製造業や社会インフラ設備などの産業用制御システムをサイバー攻撃から守る取組）ワークショップを3か国で行い、合計45名が参加。今後の協力の方向性を検討する過程で、OTセキュリティのニーズ及びアプローチ、日本企業の海外展開時における企業側のニーズを整理。官民一体となった日本製品の海外展開と開発途上国のサイバーセキュリティ強化（サプライチェーンリスク低減）という実務と戦略的国益の双方に貢献できる取組を行った。
- バングラデシュでは、「ICT産業振興及びイノベーション推進に資する人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、日本の国立情報学研究所（NII）が提供する「Top-SE」をベースに開発したバングラデシュ向け教材「B-TopSE」を活用したICT人材育成研修を機構が実施。加えて、機構がインドネシア「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において開発したサイバーセキュリティ教材をベースに開発した「B-TopCS」を活用したサイバーセキュリティ研修をバングラデシュ向けにも実施し、2025年度に合計395名の人材が育成された。
- カンボジアでは、「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、同国のサイバーセキュリティ対応組織であるCamCERTの職員などに対し、サイバーセキュリティの国際的な資格研修（CompTIA Security+、EC-Council CSA等）の提供や、技術演習（机上演習及びCTF等）を実施したほか、本邦ではサイバーセキュリティの課題別研修2件を実施。これら

研修により、年間で合計285名の人材が育成された。

(2) SDGs達成に向けた貢献

デジタル化の促進においては、各セクターにおけるデジタル技術、データ活用を推進することで、すべてのSDGsターゲットの達成推進に貢献した。具体事例としては、インドにおける森林監理の強化ではSDGsターゲット15.2（持続可能な森林管理）に、サイバーセキュリティ分野の協力では、ターゲット9.a（持続可能かつレジリエントなインフラ開発）及びターゲット17.9（情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化）の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

デジタル分野では、開発途上国におけるデジタル化の進展に応じて、機構の強みである過去の各分野での事業の成果、現地関係者との信頼関係・ネットワーク等を活かし、国内外の民間企業等の様々なパートナーと緊密に連携しながら、相手国とともにデジタル技術・データ活用を通じた課題解決の構想から実施まで取り組む。また、各種国際会議やイベント等での発信を積極的に行い、開発途上国との協力の経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を行う。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

ア 平和と安定

ウクライナや中東情勢等、引き続き情勢を的確に捉えた柔軟な協力の展開を期待したい。難民・避難民支援においては、国際的枠組みの下で民間・NGO等との連携拡充を通じた更なる取組の展開が期待される。加えて、地雷・不発弾対策では、カンボジアでの経験を活かした能力強化・技術開発の推進を通じ、対人地雷禁止条約推進への貢献が期待される。

ウ 公共財政・金融

財政・金融分野の技術協力を担う人材の確保が引き続き課題であり、研修・啓発活動や国際機関との連携による補完的な取組が進められている。今後は、関係省庁や民間企業等との連携拡大、国際機関との協働機会の具体化を通じて、対応力の一層の強化が期待される。

エ ジェンダー平等の推進

女性研修員の割合向上に向けては、引き続き先方政府機関・実施機関に対し、取組の趣旨や機構の方針への理解促進が不可欠であり、海外拠点を通じた継続的な働きかけを期待したい。

オ デジタル化の促進（DX）

開発途上国におけるデジタル化の進展を踏まえ、機構が有する各分野での実績や現地関係者との信頼関係・ネットワークを活かしつつ、国内外の多様な主体との連携のもとで、相手国と共に課題解決に取り組む形での協力が進められている。DXについてはオファー型協力の戦略分野として位置付けられる中、引き続き機構による積極的な貢献を期待したい。

(2) 対応

ア 平和と安定

ウクライナ情勢を含む国際環境の変化を踏まえ、情勢に即した柔軟な協力の展開に努めた。特にウクライナに関しては、同国の復興の前提条件となる地雷・不発弾対策を継続・拡充し、ウクライナ地雷対策会議において、カンボジアで蓄積してきた地雷・不発弾対策の知見を発信するとともに、能力強化や技術開発において多様なアクターとの連携強化を進めた。

また、難民・避難民支援については、人道・開発・平和のネクサスの観点から、国際的枠組みの下で民間企業やNGOとの連携拡充を図った。具体的には、ケニアにおける難民政策（シリカ計画）の推進の一環として、機構難民政策支援アドバイザー、国連機関（UN-Habitat）、本邦NGOとの協

働により、水・衛生分野でホストコミュニティと難民の共存を支援する取組を推進した。加えて、本邦企業の製品活用と普及についても検討を進めている。

ウ 公共財政・金融

財政・金融分野で関係省庁やコンサルタント企業、そしてWCO、WB、OECDといった国際機関との事業における連携を拡充するとともに、協働機会の更なる拡大に向け、UNU-WIDERやICTD等の国際機関、学識者、民間リソースとの議論を実施。また技術協力を担う人材については、国際協力専門員等の確保に取り組み、更なる開拓のため公共財政管理／債務管理の能力強化研修の準備を進めている。

エ ジェンダー平等の推進

研修・留学生事業における女性の割合を維持・向上を引き続き図るべく、先方政府高官との面談機会なども捉え、海外拠点を通じて本取組の意義や機構の方針について、引き続き丁寧な説明を実施するほか、先方実施機関に送付する募集要項、レター等でも働きかけ内容を記載、各課題別研修の女性枠等を制度化する。あわせてJGA別にそれぞれ目標値とロードマップを作成し、各主管部・在外拠点で候補者の確保を実施するとともに、在外拠点の優良事例等には表彰（ミモザ賞授与）を行う等の取組を進めた。

オ デジタル化の促進（DX）

2024年度に作成したデジタル分野の基礎情報を改めて整理し、AIの要素を追加して、オファー型協力のシナリオを作成。日本・カンボジア政府間の政策対話において、AIも含めたオファー型のメニュー等に関する初めてのハイレベル協議に貢献した。加えて、大洋州地域（広域）デジタル連結性とサイバーセキュリティ能力向上に係る情報収集・確認調査を実施し、太平洋島嶼国14か国のデジタル連結性の共通の課題と解決策を抽出し、現地のニーズを確認のうえ、海底ケーブルやデータセンター、OpenRAN整備等の協力案件候補の提案に貢献した。

No.4	複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、パリ協定、G7広島サミット、仙台防災枠組、TICAD8チュニス宣言、TICAD9横浜宣言、マリーン（MARINE）・イニシアティブ、熊本水イニシアティブ、インフラシステム海外展開戦略2030、環境インフラ海外展開基本戦略、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ、昆明・モントリオール生物多様性枠組、地球温暖化対策計画、日本の気候変動対策イニシアティブ2025
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、日本の途上国支援の柱である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、開発途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標4-1】気候変動対策に資する人材の育成数（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15関連）	10,000人	2,000人	3,772人	2,190人	2,109人	2,940人	人
【指標4-3】自然環境保全を担う行政官等の育成数（SDGs Goal 14、15関連）	6,000人	1,000人 ¹⁰	1,361人	1,344人	1,229人	1,734人	人
【指標4-4】環境管理行政官の育成数（SDGs Goal 6（6.2、6.3）、11.6、12（12.4、12.5）、14.1関連）	10,000人	2,000人	4,326人	4,167人	2,544人	2,231人	人
【指標4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数***（SDGs Goal 6.1、6.4関連）	育成人材数:3.5万人	4,000人	14,837人	10,662人	9,547人	7,957人	人
【指標4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連）	16,000人	2,500人	3,698人	3,851人	3,387人	2,961人	人
【指標4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連）	20件	4件 ¹¹	8件	4件	5件	7件	件
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年

¹⁰ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間後半に増加させ、中期目標期間全体の目標値6,000人を達成する予定。

¹¹ 関連の事業計画を踏まえて各年度の目標値を設定し、中期目標期間全体で目標値20件を達成する予定。

					度
支出額（百万円）**12	18,120	18,872	19,791	19,899	

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点政策」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

***給水人口数については、年度ごとの目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第5期中期目標期間全体を通した目標値の達成状況を測ることとしている。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (4)、中期計画：2. (1) ④

年度計画

1. (4) 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

ア 気候変動

- 日本政府による2050年カーボン・ニュートラル宣言及びこれまでの国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change、以下「UNFCCC」という。）締約国会議（COP）における気候資金のコミットメントや議論を踏まえ、開発途上国のネット・ゼロ社会の実現及び気候変動に強じんな社会の構築に向けた協力を一層推進する。
- 全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指し、整合プロセスの準備を進める。
- 協力を進めるにあたっては、パリ協定の実施促進及びコベネフィット型気候変動対策に沿った協力を戦略的に実施する。
- パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援する。気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、様々なセクターにおいて気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット・アプローチを推進する。
- UNFCCCの下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（GCF: Green Climate Fund、以下「GCF」という。）の活用に向け、事業の形成及び実施監理に取り組む。
- COP29においてサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。

イ 自然環境保全

- UNFCCC COP28や国連生物多様性条約（CBD: Convention on Biological Diversity）COP15の「昆明モントリオール目標」も踏まえ、気候変動対策や生物多様性保全への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施する。
- スケール及びインパクトの確保の観点から、「森から世界を変えるプラットフォーム」等を通じた民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及びGCF、「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI: Central African Forest Initiative）」等外部資金・寄付金の活用を促進する。
- 森林伐採の警戒・監視に係る衛星画像・AIの活用を含め、自然環境保全分野におけるDX・STI（Science, Technology and Innovation）を促進する。
- UNFCCC COP29やCBD COP16等においてサイドイベントを企画し、これまでの日本による協力で開発途上国と共創してきた知見や経験等を発信・共有する。
- 生物多様性の主流化に関する潮流、日本国内の経験・動向および各ドナーの動向把握・分析を通

¹² 報告年度分の支出額は暫定値。

じて、JICAにおける主流化の取り組みやプロセスの検討を進める。

ウ 環境管理

- 「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI：JICA Clean City Initiative、以下「JCCI」という。）」を推進し、自治体の持つノウハウや民間企業の技術、外部資金の導入、大学の学術的な知識等様々なパートナーとの連携でコレクティブ・インパクトの発現を目指す。また、廃棄物、水質汚濁、大気といった個別の汚染対策のみならず、政策レベルで都市環境の包括的な改善を促すべく意思決定層への働きかけを強化するとともに、住民参加等の取組も講じ、多層的なアプローチを試みる。
- JCCIの広域連携に係る取組として、TICAD8の成果を踏まえつつ「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform、以下「ACCP」という。）」を推進し、廃棄物管理事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外部資金の導入を促し、効果的なスケールアップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進する。
- クラスタ¹²事業戦略（環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現）に基づき、開発シナリオに沿った案件の形成・実施、多様なスキームの総合的な活用、域内連携等のスケールアップを促進する。
- 気候変動対策にも貢献するコベネフィット型事業やDX技術の活用を通じた新機軸事業を促進する。

エ 水資源・水供給

- 「熊本水イニシアティブ」等も踏まえ、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成等に向けた事業を実施する。
- SDGsの達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援を実施する。
- 地域の水資源を巡る利害関係の対立を解消し、関連する複数のセクターを総合的に考慮に入れて、地域の水問題を継続的に解決できる状態を作るため、地域・流域レベルでは水資源管理に責任を負う主体と、利害関係者の合意形成メカニズムの強化に協力し、全国レベルでは統合水資源管理を推進する政策・制度の導入を支援する。

オ 防災・災害復興

- 日本の優れた防災技術及び構造物対策の事前防災投資による災害リスク削減等の経験に基づき、「仙台防災枠組2015-2030」の人的及び経済的被害の削減のターゲットの達成に貢献する。このために、災害リスク削減に貢献する事前防災投資の実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、「より良い復興」（Build Back Better、以下「BBB」という。）を推進する事業を形成・実施する。また、これまでの成果や方向性を国連等の主催する国際会議等において発信する。
- 防災インフラ等の構造物対策所管組織が、自己予算で自立発展的に災害リスク削減のための事前防災投資を拡充し、それらインフラを維持・運用していく能力を強化する。また、総合的な防災施策の計画・実施能力を備えた包括的な防災推進体制の確立に向けた支援を行う。
- また、緊急支援をシームレスな復興支援につなげ、災害復興過程を通じ、気候変動等の影響も考慮した根本的な災害リスクの削減策を実現することで、単なる復旧ではなくBBBの理念に基づき、強じんな国・地域づくりが継続できるような支援を行う。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15関連）

【指標4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況（SDGs Goal 6.1、6.4、6.5関連）

3. 年度評価に係る自己評価

評価：S

根拠：困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

No.4 ア 気候変動

(1) 業務実績

- ◎ **ジョイデプール・イシュルディ間の鉄道複線化【①③】**：「ジョイデプール・イシュルディ間鉄道複線化事業（第一期）」（円借款）について、バングラデシュのユヌス首席顧問来日時（2025年5月）にE/N締結、2025年6月にL/A締結（921億円）した。本事業は、同国首都ダッカ近郊のジョイデプール駅から同国西部のイシュルディ駅間の鉄道複線化を行うことで鉄道輸送能力の強化を図り、国内及び近隣諸国との連結性を向上させるもの。輸送ネットワークが効率化されることでコンテナ等の物流及び人流が促進される観点から、「自由で開かれたインド太平洋のための新たなプラン」（2023年3月）の第三の柱である「多層的な連結性」の強化（ベンガル湾からインド北東部を繋ぐ産業バリューチェーン構築）に資するものである。また、本事業による鉄道複線化を通じて、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標達成のための取組課題に位置づけられている貨物及び旅客の道路輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトが期待されており、本事業による気候変動の緩和効果（GHG 排出削減量の概算）は約 677,540 t/年CO2換算（2040年時点）となる見込みである。
- ◎ **国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）での発信により、機構の協力に係る認知・重要性理解の促進【①②④】**：機構は、COP30の様々なサイドイベントなどに主催、参加等の形で関与。同機会にこれまでの機構の協力の成果を発信するとともに、森林保全に係る取組や劣化牧野改良に係る取組を通じて、気候変動や環境保全に引き続き注力する旨発信。機構協力に係る認知やこれら協力の重要性に係る理解を促進した。
 - ・ 「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ」の一角であるアマゾン森林保全協力事業につき、UNFCCC公式サイドイベントを宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と共催で開催し、人工衛星「だいち2号」（ALOS-2）画像を活用した森林伐採検知等に係るこれまでの協力の成果を発信するとともに、「だいち4号」（ALOS-4）からの画像を活用する新たな協力について表明。JAXAが運用するALOS-4が捉えたアマゾンの森林伐採の情報をブラジルに提供することにより、ブラジル環境・再生可能天然資源院（IBAMA）は、同情報に基づき違法伐採の摘発を強化するものであり、1度荒廃した森林の再生状況を宇宙から把握する新技術の開発にも取り組む。IBAMA総裁から、森林保全のための日本の貢献は非常に重要である等の言及があった他、読売新聞、朝日新聞、NHKクローズアップ現代等、本邦メディアを中心に大きく報道された。
 - ・ 加えて、同イニシアティブに基づく劣化の牧野への対応として、「セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に係る協力覚書を関係機関（ブラジル農務大臣、農牧研究公社（EMBRAPA）総裁と署名。同農務大臣からは、これまで

の機構の協力への謝意と共に、本協力に係る高い期待が表明された。

- 更に、気候変動に脆弱なアフリカ諸国の強靱化に多面的に取り組む「TICAD適応イニシアティブ」、様々な分野課題の事業で生物多様性保全の組み込みを促す「生物多様性主流化支援ツール」の新規開発、中南米地域のグリーン分野の海外投融資を推進する「MIDORIイニシアティブ」、機構法改正を契機に可能となった民間資金動員業務、日系農家がブラジルで定着させたアグロフォレストリー技術に根差した民間連携事業、日本の高効率型エアコンのアフリカ展開を後押しする民間連携事業などをCOP30サイドイベントで多数発信し、多くの関心を集めた。
- TICAD適応イニシアティブ：機構はTICAD9において、TICAD支援策の6分野（農業、回廊開発、保健、水衛生、都市開発、都市衛生）に基づくTICAD適応イニシアティブを発表し、各分野における適応策支援を強化していく方針を打ち出した。また、外部機関との連携・共創を強化するため、アフリカ開発銀行（AfDB）との共同イニシアティブであるEPSAの重点分野に「レジリエンス」が追加された他、緑の気候基金（GCF）との連携強化に向けた書簡を交換するとともに、デジタル技術と信頼性が高く正確なデータを活用した気候変動適応策の推進を表明した。加えて、同イニシアティブでは、適応策と関連が深い分野における課題別研修による人材育成（100名×3年間）も行う。また、2025年2月に閣議決定された日本の地球温暖化対策計画に、機構の事業を通じて2030年までに400万t/年の温室効果ガス排出削減を実現するとの目標が記載されており、日本政府の気候変動対策に係る政策への貢献が期待される。
- ベトナムでは、2021年から2024年まで「パリ協定に係る『自国が決定する貢献（NDC）』実施支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、ベトナムのNDC実施能力を強化するため、農業環境省気候変動局を中心とした行政能力向上、事業所レベルのGHG算定・報告制度確立、オンラインシステムの構築支援及び交通分野の排出削減パイロット事業などを実施した。この協力を基盤として、2025年にベトナム政府は排出権取引制度の試行導入を図っており、NDC運用の実務基盤整備と民間参画拡大に大きく貢献した。事業所レベルでのGHG算定・報告制度確立は、ASEAN諸国の中でも先進的な取組であり、COPの場でも対外発信を行ったほか、他国での展開に向けて、世界銀行等とも連携に向けた協議を行っている。
- 機構は、開発途上国の脱炭素化及び気候変動に強じんな社会の構築に向けて、気候変動対策に取り組むための戦略やプロセスを取りまとめた「パリ協定の目標実現に向けた移行計画」を新たに策定した。
- JICAサステナビリティ方針の下、機構は、様々な分野課題における各事業の案件形成段階で、気候変動対策支援ツール等を活用のうえ、緩和策・適応策の組み込みを促す気候変動対策主流化を推進した。

（2）SDGs達成に向けた貢献

気候変動分野においては、開発途上国の緩和計画・施策の実施促進、温室効果ガスインベントリ作成能力強化を含む透明性の枠組み強化に係る支援を通じたパリ協定の実施促進のための技術協力を行ったほか、小島嶼開発途上国である大洋州地域における研修拠点機能の強化、気候変動の影響に脆弱な開発途上国において気候変動に強じんな開発の実現を目指した取組を支援し、SDGsゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」の達成に貢献した。

（3）事業上の課題及び対応方針

気候変動分野では、日本はアジアゼロエミッション共同体（AZEC）等を通じてASEAN諸国との連携を強化しつつあり、ASEANをはじめとする開発途上国との連携強化がますます重要になっている。緩和分野においては透明性枠組みの実施能力強化、適応分野においては国レベルのみでなく地方レベ

ルでの計画策定・実施能力強化をはじめとした協力を引き続き推進していく。

GCF資金を活用した受託事業の形成・実施を進めるにあたり、機構内でも経験・知見を蓄積していくことで、迅速な事業形成・実施に努める。2025年10月には、機構法の改正を踏まえ、GCFにおいて機構の認証アップグレードが承認され、従来のグラントに加えて、新たなスキームとしてローンや出資についてもGCFからの受託が制度上可能となった。機構の特色を活かしつつ、分野横断的なGCF事業形成に取り組んでいく。

No.4 イ 自然環境保全

(1) 業務実績

- ◎ **機構による協力の結果、GCFから複数案件が承諾【②】**：機構がラオス政府と協力して緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）に申請した「ラオス人民民主共和国2015-2018年の成果を対象としたREDD+成果支払いーラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト」の提案書が認められ、2025年10月に約6,100万米ドルが承諾された。また、ベトナム政府と協力してGCFに申請した「ベトナム社会主義共和国2014年の成果を対象としたREDD+成果払い」の提案書についても、2026年3月末に約7,200万米ドルが承諾された。機構によるこれまでの協力の成果が認められたものであり、開発協力大綱で記されている多様な資金の動員にも資するもの。
- ◎ **「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI: Central African Forest Initiative）」からの資金を活用し大規模に協力を展開【②】**：コンゴ民主共和国において、中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）基金の「クウィル州REDD+総合プログラム」（約900万米ドル）を受託し、「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（技術協力プロジェクト）と一体で協力を展開。両事業による成果として、州レベルのREDD+パイロット事業ガイドラインの策定、住民参加型アプローチによるクウィル州土地整備計画の策定、5つの地域整備計画の策定、180の簡易土地整備計画の策定に加え、約70,000haの保全区域を制定し、約5,800haのアグロフォレストリーによる植林を実施する等、技術協力プロジェクトの成果を大規模に展開した。また、約270の村々で活動を実施し、サバンナ未利用材を活用した持続可能な製炭材の生成や養蜂、果樹栽培等を通じ事業対象地の生計向上にも貢献した。さらに、REDD+による炭素便益のみならずその他コベネフィット把握の一環として、生物多様性モニタリング調査も実施し、それら取組をクウィル州REDD+ガイドラインとして取りまとめ、同国環境省技術部会の承認を得た。今後、他パートナー機関（世界銀行、国際農業開発基金（IFAD））等により本事業の成果が引き継がれ、クウィル州での更なる気候変動対策や生物多様性保全の取組の推進が期待される。
- ◎ **ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性主流化支援ツールを新規開発【①③】**：生物多様性の主流化を推進するにあたり、機構の実施する事業を対象に、事業立案、準備段階で可能な限り生態系インパクトを特定し、その結果に基づいて対応策を検討する「生物多様性主流化支援ツール（FIT：JICA Biodiversity Finance Impact Tool）」を新たに開発し、2026年1月に公開した。導入にあたっては優先7分野（都市開発、農業、水産業、環境管理、水資源、防災、観光）を選定し、分野ごとのガイダンスも公開。本ツールを活用して、事業の生態系サービスへの依存と影響を体系的に把握・評価し、その結果を事業の計画・実施・モニタリング・評価の各段階に統合。これにより、生物多様性の損失の抑止と回復（ネイチャーポジティブ）を実現し、「人間の安全保障」の理念に基づき生態系サービスに依存する人々の生活と尊厳を守り、持続可能な開発を目指すものの。日本国内関係者（関係省庁、民間セクター、NGO等）がネイチャーポジティブの取組推進を模索する中、先駆的事例として高い期待が寄せられている。
- ◎ **西バルカン協力イニシアティブを基に、コソボとモンテネグロ間の連携体制が構築【①③】**：

2018年1月、安倍総理（当時）が発表した「西バルカン協力イニシアティブ」の下、西バルカン地域の共通課題である災害対応として、北マケドニア、コソボ、モンテネグロ、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、①国家森林火災情報システム（NFFIS）の構築、②生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進を通じ、災害対策体制の強化を進めた。コソボ及びモンテネグロにおいては、それぞれ2025年5月と2024年3月にNFFISが法的に位置づけられ、森林火災の早期警戒に基づく意思決定と関係機関の迅速な連携・対応の強化及び情報の一元化と透明性の向上により、状況把握・再発防止・資源配分の改善に貢献した。西バルカン地域の共通課題（防災等）に関して日本の知見を共有し、地域協力を推進していくイニシアティブに貢献した。

- ◎ **本邦企業との共創により、農業生産性の向上と生態系保全の両立を目指す革新的な農法の普及を促進【②】**：2025年8月、ソニー銀行との間で、開発途上国におけるシネコカルチャーの導入に関する取組に活用するための寄附合意書を締結。また、2025年10月には、株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所、一般社団法人シネコカルチャー、株式会社Synecoとの間で、開発途上国における生態系の回復、拡張及び持続可能な食料生産の確立に向けた業務連携・協力に関する覚書を締結した。シネコカルチャーとは、多種多様な植物を混生・密生させ、豊かな生態系をつくりだし、生態系に備わる物質循環などの自己組織化機能を多面的に利用するもの。耕起、施肥、農薬を必要としない農法のこと、開発途上国における生態系の回復、拡張及び持続可能な食料生産の両立を目指すことが可能。セネガル及びカメルーンにおいて、シネコカルチャーを活用した農業生産性の向上、生態系の回復・拡張、森林・土地劣化防止に向けた実証活動を開始した。また本取組に係るTICAD9での公式サイドイベントも開催。
- **COP30を通じた多様なパートナーとの連携**：ブラジルで行われたCOP30では、熱帯林保全に注目が集まることを踏まえ、日伯グリーンパートナーシップイニシアティブの一角であるアマゾン森林保全協力事業につき、UNFCCC公式サイドイベントをJAXA等と共催で開催。ALOS-2画像を活用した森林伐採検知等の成果を発信し、「読売新聞」、「朝日新聞」、「NHKクロズアップ現代」等、本邦メディアを中心に大きく報道された。
- 「森から世界を変えるプラットフォーム」により、TICADパートナー事業として国際協力の裾野拡大につながるイベントの開催
 - ・ 機構は、森林の保全・再生と持続可能な利用を支援する多様なステークホルダー間の取組を推進する「森から世界を変えるプラットフォーム」の活動の一環として、TICADパートナー事業である「アフリカの森と音楽／Forest and Music of Africa」を開催、150名以上の来場者があった。楽器の原料となるアフリカン・ブラックウッドを中心としたアフリカの森林の現状やヤマハ株式会社のサステナブルな森づくりが紹介され、また、木が楽器になるまでには、苗を植えて育てて伐って加工してというように多くの時間と人の手がかかっている旨説明された。その後、約70名の音楽隊がアフリカと日本にまつわる曲を演奏した。150名以上の来場者があり、「タンザニアのこと、楽器を通した地球の資源の成り立ちなど、つながりを知ることができました」「SDGsの一つとしてすばらしいコラボレーション企画でした」といった感想が寄せられた。
 - ・ 同様に、機構はTICADパートナー事業として、公開シンポジウム「オカピのふるさとを知ろう：『地球の肺』コンゴ盆地について理解を深める」をよこはま動物園ズーラシアと共催で開催。オカピの生態や保全活動に長年従事され、ゴールドマン環境賞受賞歴を持つキサンガニ大学エワング教授を招へいし、コンゴ盆地保全の歴史と現状、機構の事業等を紹介。環境省、林野庁、横浜市国際局の後援及び駐日コンゴ民主共和国大使を含め、動物園来園者101名の参加を得て、一般層へのコンゴ盆地保全の重要性理解や機構の事業理解の促進を図った。

(2) SDGs達成に向けた貢献

自然環境保全分野においては、自然環境の減少・劣化の阻止、Nature-based Solutions（NbS：Nature-

based Solutions) の一層の普及を通じてSDGs ターゲット 13.2 (気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む)、14.2 (海洋・沿岸の生態系を回復させる)、15.1 (陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する) に貢献し、SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」、SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう」、SDGs ゴール 15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

緑の気候基金 (GCF : Green Climate Fund) 「ラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト」及び「ベトナム社会主義共和国 2014 年の成果を対象とした REDD+ 成果払い」の着実な実施に取り組む。また、2030 年 12 月まで設置期間を延長した「森から世界を変えるプラットフォーム」については主な活動を継続するとともに、他企業・組織、開発途上国関係者とのネットワーク強化やマングローブに係る情報を発信していく。

No.4 ウ 環境管理

- ◎ **廃棄物・資源循環に係るアフリカ各国のコミットメント強化と協力成果の発信【①②】**：機構は、TICAD9にに合わせて、アフリカの廃棄物管理の強化を図る多国間プラットフォームである「アフリカきれいな街プラットフォーム (ACCP)」第4回全体会合を開催し、自治体・企業・学術機関・市民との連携を強化し、アフリカ諸国の廃棄物管理改善に向けた取組を強化するとともに、日本の持つ廃棄物管理等環境管理の知見や経験、本邦企業の持つ強みを発信した。
- ・ 具体的には、環境省、横浜市、国連人間居住計画 (UN-Habitat)、国連環境計画 (UNEP) とともに ACCP 全体会合を共催し、アフリカ42か国の政府・都市に加え、UN-Habitat 事務局長、リビア環境大臣 (アフリカ環境大臣会合議長) 及びアンゴラ環境大臣等ハイレベルの意思決定者も参加し、今後3年間のアフリカの廃棄物管理の指針となる「新・横浜行動指針」を採択した。本会合ではアフリカ連合開発庁 (AUDA-NEPAD)、世界銀行とも連携協議を進めること、アフリカにおける開発インパクト増大のための基盤づくりに取り組むこと、TICAD9における日本政府の取組である「廃棄物管理、環境保護」で示される、2028年までに3,500万人に対する公衆衛生サービスの改善、環境管理人材1,000人育成支援、12か国15都市でのマスタープラン策定等の技術協力の実施に貢献することを示した。
- ・ 機構独自の取組としては、機構の持つ経験や各国とのネットワークも活用し、47か国の廃棄物データを収集するとともに、クラスター事業戦略 (廃棄物管理の改善と循環型社会の実現) に基づき各国の廃棄物管理の発展段階を分析し、ACCP 全体会合で発表したことで、データに基づく意思決定を促進した。また、ACCP の42か国が参加するアフリカ廃棄物・資源循環ビジネスセミナーや横浜市と連携した研修・視察を実施した結果、アフリカ各国から本邦企業への関心表明やコンタクトがあり、本邦企業のアフリカへの進出やビジネス機会創出の好機となった。さらに、横浜市資源リサイクル事業協同組合及び派遣中の協力隊員の協力を得て、横浜市とアフリカ4か国 (ウガンダ、エチオピア、マラウイ、ボツワナ) の子どもたちが描いた「環境絵日記展2025」を横浜で開催したところ、「神奈川新聞」他媒体に取り上げられ、市民社会のアフリカ協力や協力隊事業について認知される機会となった。
- ◎ **深刻な状況となっていたスーダンで廃棄物収集率の大幅な向上を実現【③】**：武力衝突や政情不安により都市インフラに大きな影響を受けているスーダンにおいて、廃棄物収集車両や処分場管理のための機材を整備するとともに、これら機材を活用した自治体や清掃公社等の能力強化を日本の専門家が遠隔で実施。その結果、スーダンの北コルドファン州及び紅海州の各州都における2022年の平均収集率は13.8%であったものが、現在は71.8%まで大きく飛躍したほか、北コルドファン州ウンルワバでは25%から97%と大幅に増加し、料金徴収についてもほとんどのエリアで90%を超えるなど、大きな成果が発現された。

- ◎ **下水道施設の整備により水環境・生活環境の改善に大きく貢献【②③】**：ブラジル南部のサンタ・カタリーナ州フロリアノポリス市において、「サンタ・カタリーナ州沿岸部衛生改善事業」（円借款）により建設された下水処理場が稼働開始した。本事業はサンタ・カタリーナ州沿岸地域の州都フロリアノポリス市と州内他2市において5つの下水処理システムの新設・拡張を行うことで州内の下水道の普及を促進し、州内の環境・衛生状況の改善を図ることを目的としたものであり、下水処理場、ポンプ場、下水管きょ等処理システムの整備を支援。本事業により、事業対象地域の下水道普及率は事業実施前の7%から64%に上昇することが見込まれており、地域住民の生活環境の改善や自然保護への貢献が期待される。また、2025年10月には同国Ambiental MS Pantanal SPE S.A.との間で、「マット・グロッソ・ド・スール州水環境整備事業」（海外投融資）に係る融資契約に調印。本事業は、ブラジルのマット・グロッソ・ド・スール州において、下水関連施設の新設・拡張・更新を実施することで、下水収集・処理等に係るシステムの拡大または強化を図り、もって同州の水・衛生環境改善に寄与するものであり、三井住友銀行との協調融資により実施する。また、同2025年10月には、同国サンパウロ州上下水道会社との間で、「サンパウロ州沿岸部衛生改善事業」（海外投融資）の融資契約も調印。サンパウロ州沿岸部のバイシャーダ・サンチスタ地域において、下水を中心とした施設整備等を行うことにより、水道サービスの向上を図り、もって同地域住民の衛生状況の改善に寄与するもの。
- ◎ **JAXA連携によるタイ大気汚染対策への衛星データ活用とメコン川流域国への波及【②③】**：タイ「持続的なPM2.5予防・軽減のための大気管理プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、PM2.5による大気汚染の発生源を特定し、原因に応じた対策を検討・実施するため、大気汚染物質の発生源インベントリの改善、シミュレーションモデルの構築とそれによる大気汚染の発生構造の解明、それらの科学的根拠に基づく効果的な大気汚染対策の立案・評価に必要な能力の強化を図った。発生源の特定及び効果的な汚染対策の検討の一環として、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携して気象衛星ひまわりの衛星データを用いた野焼きの分析ツールを開発し、野焼きが主に夜間に行われていることを確認。2025年5月にはバンコクにおいてメコン川流域国を対象としたセミナーを開催し、プロジェクトの成果・知見を共有。メコン川流域国の大気管理を担当する行政官による活発な議論が行われ、域内の協力・連携に向けたネットワーク構築にも貢献した。
- 「きれいな街」実現に向けたごみ問題と大気汚染へのマルチセクターアプローチ：バングラデシュの首都ダッカにて、「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）及び「大気質管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「大気汚染モニタリング機材整備計画」（無償資金協力）を同時に開始した。相互に関連した廃棄物と大気汚染の問題に対し、廃棄物マスタープラン策定及び収集運搬・中間処理・最終処分に関する技術移転を通じて廃棄物の減量化と適正管理に向けた能力強化を図ると同時に、資金協力による自動車排ガス測定局整備と大気環境・発生源モニタリングの技術移転、大気汚染防止ガイドライン策定・対策実施の基盤整備を通じて大気環境管理能力の強化も行う。個別の汚染対策にとどまらない都市環境の包括的改善を目指す、JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）のマルチセクターアプローチの代表事例となる。

(2) SDGs達成に向けた貢献

環境管理分野においては、JCCIやアフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）、各国事業を通じて、都市の脱炭素・循環型社会の構築を多様な主体と連携して推進したほか、海洋プラスチックの学術調査（タイ）、安全な瓦礫処理（ウクライナ）、使用済み自動車のリサイクル支援（タイ）、遠隔による紛争地の都市廃棄物管理支援（スーダン、南スーダン）など、幅広い分野での取組を実施した。これらを通じて、SDGsターゲット11.6（都市の環境影響の軽減）、12.5（廃棄物削減・再利用）、

13.2（気候変動政策の統合）等に貢献し、ゴール11、12、13、14の達成に寄与した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

環境管理分野では、廃棄物管理及び環境質それぞれのクラスター事業戦略に基づき、制度・政策の整備や行政機関等の能力強化を進めた。拡大生産者責任（EPR）の推進や自動車リサイクル、プラスチック汚染対策など、近年重要性を増す循環経済に関連した分野の制度整備や体制構築に取り組んだが、現地の関係省庁の合意形成、民間セクターとの協調体制等に課題が見られ、日本の産官学の知見を動員しつつ現地の状況に沿った制度構築を目指す。ウクライナ、イラン、スーダンなど紛争地、情勢不安定な地域への事業にも積極的に取り組んだが、厳しい現地情勢の下での事業実施には困難が伴い、関係機関のオーナーシップを高め、専門家の遠隔指導の効果を高める工夫が必要。DX活用には今後も継続的に取り組み、環境モニタリングへのAI技術活用等の取組を具体化するとともに、コベネフィット型気候変動対策、ジェンダー推進もあわせて推進し、成果の拡大とサステナビリティの相乗効果を目指していく。

No.4 エ 水資源・水供給

- ◎ **技術実証を通じてJAXAの宇宙プロダクトの改善に貢献【②】**：サブサハラ・アフリカにおいて、スタートアップ企業を含む日本企業5社の宇宙技術、DX技術も活用した水資源計画策定に資する情報を収集するため、「デジタル技術・宇宙技術を用いた水文情報収集に関する情報収集確認調査」を実施。調査で収集した地上観測データと人工衛星から取得したデータとを比較し、詳細な解析を行った結果、地上観測データが乏しい国や地域において、河川水量、雨量等の水文情報や人口等の水需要情報に関し、人工衛星等により、地上の状況に左右されずに安定的なデータ入手が可能であることが判明した。また、これらの解析結果は本調査において連携したJAXAにも共有・活用され、JAXAが保有、運用する宇宙プロダクト〔衛星全球降水マップ（GSMaP）及びToday's Earth〕の改善にも貢献。コネクテッドカー技術を有する本田技研工業株式会社や宇宙スタートアップ企業4社が参画することで、日本企業の先端技術・サービスが、開発途上国の水資源の問題の解決に活用できることを実証するとともに、グローバルサウス諸国での将来の水資源調査の効率化や、スケールアップに資するものとなった。2026年2月にJAXA、衛星地球観測コンソーシアム（CONSEO）の協力を得て「地球環境分野における宇宙技術活用最新動向」セミナーを開催し、約150名が参加。公的機関と民間との共創を通じ、JAXAの衛星プロダクトやそれを活用した民間技術の参入等による相乗効果が期待される。
- ◎ **サンリオ社との連携により衛生啓発活動を大規模に展開【②】**：機構は、サンリオ社と協働し、同社のキャラクター「ハローキティ」を用いた手洗い衛生啓発動画を制作して啓発活動を進めた。2025年度はネパール、パラオ、ボリビア、パラグアイ、コロンビア、グアテマラでの啓発活動に向けて準備が進められ、4か国でスペイン語の動画制作中、対象国は累計12か国となった。世界手洗いの日（10月15日）には、バングラデシュにおいて、世界手洗いデーイベントを開催。ダッカ市の高校を会場として高校性を中心に1,000名が参集、その場で600名が動画を視聴し、パンフレットを持ち帰った。ネパールでは、4校の中・高等学校での動画視聴イベントを行い、とても興奮した様子の生徒から「手洗いセッションはとても楽しかったです。自分の健康のためになる新しいことを学べたからです。これからは手を洗うとき、教えてもらった大切な8つの手順を実践し、下のきょうだいにも同じように教えたいと思います」との感想を得た。その他にもJICA海外協力隊などにより、主に子どもたちを対象とした手洗いの衛生啓発活動を各地で実施。著名なキャラクターを活用することにより、大きな訴求力を得ることができ、2025年度だけで合計3,700人以上の子どもたちに手洗いの大切さや正しい衛生習慣に関する啓発を行った。
- ◎ **機構の取組が評価され、アメリカの企業から寄附金を受領【④】**：アメリカの衣料品メーカーであるJanji社より、開発途上国における水衛生関連活動への貢献のため、機構への使途特定寄附金

の申し込みがあり、北海道をテーマとした2023秋冬コレクションの売上額の2%相当となる11万3,656ドルが2025年度に寄附された。同社が機構の水分野の協力実績に関する発信に触れ、信頼できる組織と共感して寄附の申し入れがあったものであり、これまでの協力実績が高く評価された結果である。同寄附金は、モザンビーク「ニアッサ州持続的給水システム及び衛生促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じた地方部での8本の井戸給水施設建設に当てられた。

- ◎ **デジタルトランスフォーメーション（DX）を用いて水道事業体の経営改善に貢献【③】**：クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の達成をDXの活用によって迅速化するため、「Digital Transformation for Growing Water Utilities - Bringing Safe and Reliable Water To All」を作成・公表し、Proof of Conceptを開始した。フィジーでは、漏水補修記録、管路情報及び在庫管理を実施。東ティモールでは、デジタルアーキテクチャ調査を基に、AI搭載メータ読み取りアプリを導入し、正確で迅速な検針業務及び顧客に対するタイムリーな料金請求通知に関するPoCを実施中。収益改善と無収水削減に向けた基盤構築を目的としており、データの可視化と業務効率化を進めた。カンボジアでは、シェムリアップ水道公社に対して、デジタル化の現状のアセスメントを行い、包括的なデジタルアーキテクチャの構築と、優先的に取り組むべきソリューションの提案を行った結果、SCADAシステム更新と統合、検針アプリによる検針・請求の自動化などが提案され、今後策定されるマスタープランに反映していく方針となった。インドでは、ベンガルール上下水道公社に対して、デジタル化の現状のアセスメントを行い、包括的なデジタルアーキテクチャの構築と、優先的に取り組むべきソリューションの検討を行い、AI・衛星画像を活用した漏水地域特定、資産管理システムの提案がなされた。

- ◎ **ドローンを活用したアフリカの地下水探査の効率性向上を実証【③】**：

- 機構のこれまでのアフリカ地域での経験を基に「サブサハラアフリカ衛星技術とドローンを活用した地下水資源探査に関する情報収集・確認調査」を企画・実施し、モザンビークとマラウイを対象として、ドローンをを用いた地下水探査の技術実証を行った。アフリカでの人口増と一人当たりの水使用の増加傾向により、必要な地下水揚水量も増加する一方、アフリカ大陸の多くは基盤岩に入った断層等の亀裂に貯まった裂隙水（れっかすい）と呼ばれる地下水を探査する必要がある、複雑な地形から探査の難易度が高く、井戸掘削の成功率も低かった。
- 本調査ではドローンをを用いた高精度の空中写真を撮影して微地形を判読したうえで、ドローンに探査機器をつけて飛ばす空中電磁法と呼ばれる手法を適用した。これにより、1 km²の探査に人力では10日要していたものが、0.5日（20分の1）への短縮が可能となる。また、亀裂の向きと探査の向きを合わせることで精度を上げる必要があるが、地表探査ではこれが容易ではない。空中電磁法により、地表の樹木等に影響を受けず探査できることで精度が上がるのが期待される。2026年2月に水資源開発、地下水開発分野の開発コンサルティング企業と合同でのセミナーを、約50名の参加を得て開催し、ドローンの地下水探査への活用と時間的な効率性向上への期待が寄せられた。

- ◎ **TICAD9でアフリカでの水ビジネスを横浜市とともに広く発信【①②】**：機構は2025年7月に「アフリカとの共創と革新のための上水道ビジネスセミナー」を、TICAD9の開催地である横浜市とともに開催し、アフリカでの上水道ビジネスの可能性を発信した。アフリカの上水道分野に関心を持つ企業関係者など約60名の参加を得て、具体的な取組や現地アクターとの共創の可能性を共有する機会となった。本セミナーでは、機構とともにマラウイで調査を行い、電子マネーを活用した従量制水供給システムの導入を進める鉱研工業が登壇し、日本企業の技術を活用してアフリカの上水道の課題を解決した事例を発表。また参加した企業等との情報交換により、TICAD9の日本の取組として掲げる「日本企業の技術と知見の活用」に貢献した。

- 2025年12月にセネガルにおいて「アフリカ地域 村落給水衛生管理」（課題別研修）の帰国研修員

のリユニオンイベントを開催。2007年以降の研修参加者35名が7か国より参加（オンラインを含む）。研修以降の活動成果や課題を共有する学び合いの場を創出することに貢献した。また、企業との共創を期待したイベントには、日本企業（LIXIL、ヤマハ）も参加。参加企業は、西アフリカにおける事業を紹介するなど、帰国研修員との情報交換を進めたことから、企業による今後のビジネス展開が期待される。

- 機構が関係機関と共催しているアジア上水道事業幹部フォーラムに関し、2025年12月に「国際水協会（IWA）の水と開発世界会議」に合わせて、第6回フォーラムの準備会合を開催。同準備会合には、サブサハラ・アフリカ水道事業体の幹部フォーラム参加者であるアフリカの水道事業体の実務者が参加し、アフリカにおける水道事業体間の相互の学び合いの取組を紹介した。アジアにおいても同様の取組を応用できるとの気づきがアジアの水道事業体から多く得られた。
- 国際会議及び英文論文により、積極的に事業の成果を対外発信
 - ・ 2025年12月にタイ・バンコクで開催された国際水協会（IWA）の水と開発世界会議で発表、セッションを主催。ハイレベルサミットでは2030年までに達成が困難とされるSDGsゴール6の水と衛生に対し、公平性とモニタリング、政策とガバナンス、資金調達とスケールアップ、制度能力と事業体改革について機構事業事例とともに説明し、政策決定者による強いリーダーシップが変革の鍵であることを印象づけ、議論を活性化させた。世界の水道事業体トップが集まるユーティリティ・リーダーズ・フォーラムでは、イノベーションのスケールアップにはガバナンス改革、成果に基づくインセンティブ、柔軟な資金調達が鍵であると指摘し、参加する水道事業体からも機構の協力によるキャパシティ・ディベロップメントが水道事業体の自立を促し、パイロット事業のスケールアップに貢献していることが発信された。ワークショップセッションでは、「持続的な水供給への革新的なデジタル技術」と題して、「デジタルアーキテクチャ調査」を活用し、現状分析とロードマップ策定を機構の支援により実施した水道事業体からの発表が行われた。技術選定を事業ニーズに結び付け、部門間の連携や資源配分を戦略的に進めることができたこと、DXの導入が業務の効率化と付加価値づくりに貢献することが示された。
 - ・ 2025年4月にタイ・バンコクで開催された国連ESCAP総会に登壇。インドネシアの地盤沈下に対する協力を発信した。
 - ・ 2025年7月に東京で開催された第2回国際社会水文学会議において、クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」を発信した。
 - ・ 2025年8月に横浜で開催されたTICAD9のサイドイベントに登壇。JICAグローバル・アジェンダを発信した。
 - ・ 2025年8月にスウェーデン・ストックホルムで開催されたストックホルム世界水週間でセッションを共催するとともにブースを出展。クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」及び村落衛生の取組を発信した。
 - ・ 2025年12月にメキシコ・クエルナバカで開催されたSTS（Science and Technology in Society）フォーラムに登壇。クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」を発信した。
 - ・ サステナビリティ情報開示に強みを持つスタートアップ企業BIOME社がボリビアで実施中の技術協力プロジェクトと連携して、現地小学生及び教員が参加する環境教育ワークショップを実施した。本取組をきっかけとして多言語対応版グローバルアプリの新規開発・公開につながるなど、同社のグローバル展開に貢献するものとなった。
 - ・ 海外協力隊発スタートアップであるSUNDA社は、機構と連携したアフリカ・ウガンダでの国際展示会への参加を通じて、隣国ルワンダでの事業展開につながった。
- 2025年7月に、参加型灌漑管理のメインプレイヤーである灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成・能力強化や気候変動対策の推進を目的とした「気候変動に対応した参加型灌漑管理に関する

基本方針（ガイドライン）」及び「参加型灌漑管理プロジェクト活動リファレンス」を発行した。

- ボリビア「コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、キューバ「統合水資源管理のための能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて水資源管理に責任を負う主体と、利害関係者の合意形成メカニズムの強化に協力した。全国レベルでは、フィリピン「統合水資源管理アドバイザー」（技術協力）を通じて統合水資源管理を推進する政策・制度の導入を支援した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

水資源・水供給分野においては、統合水資源管理の推進や、水供給施設の整備、給水サービスの改善や水道事業体の経営の改善のための能力強化等を通じて、主にSDGsターゲット6.1（安全な水の供給）、ターゲット6.2（衛生と手洗い）、ターゲット6.4（水利用の効率化）、ターゲット6.5（統合水資源管理の推進）に貢献し、SDGsゴール6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

日本政府が2022年4月に発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後5年間で約5千億円の支援を実施し、2030年のSDGs目標達成、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、2025年8月に開催されたTICAD9でも「水道事業体関係者の共創・革新プラットフォームの下で、3,000人の相互交流により水道サービスを改善」という日本の取組が発表された。これらの国際公約の達成を目指し、JICAグローバル・アジェンダに基づく協力を推進する。

その際には、地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理の推進、及び自立的に資金調達を行って持続的に水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出と事業体相互の学び合いを促進し、保健、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大する。また、ウクライナ、パレスチナ等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応する。

No.4 オ 防災・災害復興

- ◎ **機構が推進・支援する事前防災投資による効果が現地から高く評価【③④】**：2025年11月に発生した台風25号（Tino）は、フィリピン中部を中心に広い地域で大洪水を引き起こし、死者114人、行方不明者127人、被災者は数十万人にのぼり、大規模な被害をもたらしたが、この際、機構が過去に実施した無償資金協力及び有償資金協力による治水事業の効果が現地メディア等で報道され、イロイロ市の市長を中心に、現地で高く評価された。機構の事業の結果、河川に流入した水は著しく増加したものの、洪水被害がほとんど発生しなかったなど、防災協力の柱である事前防災投資の取組が効果を上げた事例といえる。
- ◎ **日本の知見・経験を活用した耐震化工事を開発途上国が独自予算で展開【②③】**：公共建物の耐震化促進のため、補強診断・設計技術の人材育成を、トルコ、モンゴル、エルサルバドルで実施。いずれもプロジェクトによる支援の範囲は耐震診断と耐震工事の設計支援までを行うものであったが、耐震補強の必要性・有用性を認識した開発途上国政府が、耐震工事に必要な予算を独自に確保し、トルコでは1校の学校で、モンゴルは1棟の病院で、エルサルバドルは1校の学校で、2025年内におおむねの完工にまで至った。一般的に、開発途上国政府が独自に予算を獲得し活動を拡大することにより更なる効果発現につなげるのはハードルが高いが、モンゴル政府は、さらに追加で3棟以上の政府建物の耐震補強工事の予算を確保し2026年の工事を予定しており、またトルコ政府もさらに他の学校に独自に展開していく意向を示す等、技術協力による耐震診断・耐震設計の成果が広く活用されていくことが期待される。

- ◎ **スリランカでの事前防災投資により被害の最小化が見られた【③】**：スリランカで2025年11月に発生したサイクロンDitwahによる被害を受け、機構は2026年1月からスタインドバイ業務としての調査団を現地に派遣した。スリランカに対しては、他パートナー機関と異なり、機構は平時から事前防災投資として必要な資金協力や技術協力を実施した結果、サイクロンによる被害を一部防げた事例が確認された。例えば、「国道土砂災害対策事業」（円借款）で落石防御ネットを設置したところ、未整備箇所では道路の通行止めが発生した一方、設置箇所では道路不通は生じなかった。また、「スリランカにおける降雨による高速長距離土砂流動災害の早期警戒技術の開発」（技術協力）で得た観測結果に基づき、被災地近傍では災害対策の迅速な見直しが行われた。「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」（技術協力）によりハザード評価の方法を技術移転したところ、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の考え方を適用し、一部エリアでは発災前の住民移転につなげた事例があった。また、土壌雨量指数を用いた警報の閾値を検討し、降雨時に独自に評価したうえで、警報発信閾値の検証を自主的に行うなど、災害発生前に被害を小さくする体制構築につながった。
- ◎ **COP30において、ブラジルで「SABO」と認知された砂防協力の成果を発信【①②④】**：2011年に大規模な地滑り被害を受けたブラジルに対し、機構は過去15年にわたり、砂防技術の現地基準化に協力してきた。その結果、ブラジル国内で「SABO」という言葉が認知されるようになっていく。このような日本の長年の防災協力に対する厚い信頼醸成により、COP30におけるブラジル政府主催の防災セミナーにおいて、ブラジル統合地域開発省の働きかけにより、日本の防災の経験及び機構の防災協力について発信の機会が提供された。他にもGlobal Platform for Disaster Risk Reduction（GP2025）では、イグナイトステージにおいてブラジル統合地域開発省から防災投資の有効性を発信した。他の中南米諸国からの評価も高く、日本の知見を体得したブラジル政府関係者や、今後引き続きブラジルへ派遣予定の長期専門家により、エクアドルやホンジュラス等周辺国への波及も活動に含める方向で関係各国と調整が進んでいる。
- **2030年を目標とする仙台防災枠組の達成に向けた貢献を発信**：2030年を目標とする仙台防災枠組の達成に向けて、Global Platform for DRR2025（GP2025）においてプレナリーセッションへの登壇、サイドイベントの主催を通してパートナー国とともに防災投資の重要性やその効果についての発信を行うとともに、国連ハイレベル政治フォーラムでの日本政府主催防災セミナーにおいて、メキシコとともに防災と開発の重要性を発信した。また、COP30におけるブラジル統合地域開発省主催の防災セッションにて、災害リスク削減や資金ギャップへの取組、防災事前投資の重要性を発信・共有した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

防災分野は、SDGsの複数のゴール及びターゲットに貢献する横断的事項であり、仙台防災枠組の4つの優先行動を踏まえた協力を展開した。具体的には災害リスクの理解を通じた防災教育や防災訓練を通して災害の負のスパイラルを予防することにより、SDGsゴール1「貧困をなくそう」に貢献。また、災害に強いインフラの整備、災害リスクを削減するインフラの整備を通してターゲット1.5（災害脆弱性の軽減）、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。また、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」について、気象観測能力の強化等に取り組む達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

仙台防災枠組の達成まで残り5年を切ったが、各地では自然災害による被害が続いている。2030年のターゲット達成に向けて、引き続き防災投資の促進に係る事業の実施を継続・強化すべく技術協力の成果を資金協力につなげていくとともに、人材育成についても継続して実施していく。また、防災案件にとどまらず各国におけるインフラ整備事業等においては、リスク評価やレジリエントなインフラ整備につながるよう、関係機関の連携強化を通じた防災の主流化に力を入れて取り組んでいく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

ア 気候変動

GCF 事業の迅速な形成・実施に向けて、事業提案内容の一層の質的向上や、GCF 事務局との連携を通じて、組織としての経験と知見を蓄積していくことを期待する。気候変動・GX についてはオフター型協力の戦略分野として位置付けられる中、引き続き機構による積極的な貢献を期待したい。

ウ 環境管理

現在行われているプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた交渉において、途上国が本条約を実施するための支援のあり方について議論されていることも念頭に置きつつ、あり得べき規定内容を考慮に入れながら、プラスチック汚染対策に資する事業の案件形成と実施を引き続き積極的に進めることを期待する。

エ 水資源・水供給

熊本水イニシアティブや TICAD8 で表明された国際公約の達成に向け、保健・栄養・都市開発等の関連分野との連携により相乗効果を高めるとともに、人道・復興ニーズへの機動的対応に期待したい。

オ 防災・災害復興

仙台防災枠組の 2030 年ターゲット達成に向けて、災害リスク削減に資する具体的な事業の実施を一層促進していくことが期待される。あわせて、防災担当省庁のみならず、インフラ担当省庁などの様々な主体による事前防災の取組・投資が重要であり、実施主体の事業実施能力の向上のほか、都市開発や防災教育などの分野横断的なアプローチや関係機関との連携強化を通じ、防災の主流化を着実に推進することを期待する。また、中小企業・SDGs ビジネス支援事業等を活用し、我が国の防災に関する知見・技術を活用し、途上国における災害リスク軽減の取組を効果的に実施することを期待する。

(2) 対応

ア 気候変動

GCF 事業に関しては、これまでの事業による経験や、GCF の各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内の業務マニュアルを更新し、分野横断的な事業形成に取り組んだ。日本政府が主導するアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の取組に沿って、ASEAN 諸国（ベトナム、マレーシア、フィリピン等）を中心に透明性枠組み強化等の協力事業の形成・実施を推進した。

ウ 環境管理

タイ「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」（SATREPS）、スリランカ「プラスチック管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、ブラジル「海洋ごみ対策のための廃棄物管理」（国別研修）の引き続きの実施を通じ、各国のプラスチック汚染対策促進のための政策・制度、対策、啓発、研究面を支援。スリランカ案件では、プラスチックの適切な使用・処理について人々の行動変容を及ぼすことを目的に、サンリオ社のキャラクター「ハローキティ」とコラボレーションし、「Hello Kitty Plastic Smart Song」を英語、シンハラ語、タミル語で制作し、学校等における啓発活動を実施。また、2026 年度よりの実施に向け、「効果的なプラスチック汚染対策とリサイクル-プラスチック条約を受けた日本の知見の世界への展開-」（課題別研修）の新規立ち上げを準備中。

エ 水資源・水供給

相乗効果発現に向け上下水道整備・管理能力強化を3スキームの活用を促進して実施するとともに、水道事業体による相互の学び合いによる持続性確保の取組を行った。また、都市周縁や村落部における衛生改善に係る事業を実施した。ウクライナへの緊急復旧計画を実施した他、パレスチナへの飲料水供給への緊急ニーズに応え、水中ポンプと送水ポンプの調達を推進した。

オ 防災・災害復興

経済被害の削減に大きく貢献する防災事前投資を推進すべく、主要国における河川マスタープランや土砂災害対策の強化等の具体的な防災施策の推進に注力した。また、南アジアや東南アジアで発生したサイクロン被害においては、スリランカ及びタイに災害スタンド・バイ調査を派遣し、災害メカニズムの把握と再度災害防止の観点から「より良い復興（Build Back Better）」に基づく復興のあり方をインプットした。また、災害復興においては防災セクターのみならず主流化の観点から既往の道路・インフラ事業や農業事業を通じての災害リスク削減につながる提案を行った。オファー型協力戦略文書に防災が加わったことを受け、防災分野における民間企業との連携強化の方策について検討に着手した。今後、東南アジアを中心にオファー型協力のシナリオを検討していきたい。

No.5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、G7広島サミット、日ASEAN包括的連結性イニシアティブ、日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント、日ウクライナ経済復興推進会議、第2回グローバル難民フォーラム、TICAD7横浜宣言2019、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニス宣言、PALM9、PALM10の公約、日本・ブラジル・グリーンパートナーシップイニシアティブ（日伯GPI）
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成 目標	目標 値/ 年	2022 年度	2023 年度	2024年 度	2025年 度	202 6年 度
【指標5-2】JICA国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	700 件	140件	151件	145件	149件	143件	件
②主要なインプット情報（予算額/支出額 ¹³ （百万円））*			2022 年度	2023 年度	2024年 度	2025年 度	202 6年 度
東南アジア・大洋州			37,586/ 26,412	27,148/ 27,351	26,550/ 27,044	23,078/ 17,151	
東・中央アジア、コーカサス			6,059/ 5,552	5,636/ 5,909	4,443/ 6,459	4,444/ 3,749	
南アジア			18,247/ 12,112	13,093/ 14,294	12,324/ 15,434	12,410/ 8,930	
中南米・カリブ			10,359/ 8,214	8,108/ 8,626	7,699/ 8,391	8,091/ 6,037	
アフリカ			52,470/ 33,342	35,738/ 39,790	37,169/ 39,637	33,848/ 26,745	
中東・欧州			18,330/ 9,435	22,782/ 13,894	13,062/ 18,896	8,022/ 4,893	
全世界・その他			10,513/ 7,503	8,570/ 7,957	7,312/ 7,584	4,054/ 4,893	

*項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (5)、中期計画：2. (1) ⑤
年度計画 1. (5) 地域の重点取組
ア 東南アジア・大洋州地域 - 東南アジアについては、FOIP 及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック協力のための共同声明」を踏まえ、地域の平和、安定及び繁栄に貢献することを目的に、ASEANの自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。 - 特に、ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸・海洋の経済回廊に係る連結

¹³ 報告年度分の支出額は暫定値。

性強化などを推進する。また、東ティモールの加盟支援も含むASEAN共同体との連携や、第三国協力など地域的広がりのある協力も推進する。

- 東南アジア各国においては、都市交通改善、海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、格差を是正し成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化や適応を含む気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、地域が抱えるぜい弱性への対応等への協力を推進する。また、急速に変化する同地域の新たな開発ニーズに柔軟に対応するため、民間企業や他国・他開発パートナーをはじめとする内外関係者との連携を強化する。
- 2023年9月発表の包括的連結性イニシアティブ及び12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において日本政府が発表した共同ビジョン・ステートメント及び実施計画を踏まえ、上述の各分野に加えて人材育成、官民連携、知の共創、電力、UHCを始めとした保健、防災、サプライチェーン強じん化、デジタル技術、食料安全保障の強化といった幅広い分野で信頼の構築と共創の推進を意識した協力を強化し、対外発信にも努める。
- ミャンマーについては、現地情勢や人道状況等を踏まえ、日本政府の方針の下、人道支援の実施を追求するなど適切な対応を行う。
- 大洋州地域については、2024年7月のPALM10で表明された我が国の支援方針を踏まえ、「政治的リーダーシップと地域主義」、「人を中心に据えた開発」、「平和と安全保障」、「資源と経済開発」、「気候変動と災害」、「海洋と環境」、「技術と連結性」に資する事業の形成及び進捗を図る。これらと併せて自治体連携や長期研修等を含む人材育成・人的交流の支援にも取り組む。
- 限られたリソースの中で効果的な協力を実施していくためにも、2022年6月に設立された「ブルーパシフィックにおけるパートナー」を含む幅広い様々な開発パートナーや自治体等の国内関係者とのより緊密な意思疎通、連携強化を図る。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、若手行政官や技術分野の幹部・高度産業人材等の人材育成、保健医療システムの強化を重点領域として協力に取り組む。
- モンゴルでは、行政官及び高度産業人材の更なる育成、デジタル・ICTや農牧業等の産業の多角化、空港等の都市インフラの整備・改善に資する協力に取り組む。
- 中央アジア・コーカサス地域では、「中央アジア＋日本」対話の進捗を踏まえ、「カスピ海・中央回廊」をはじめ域内及び他地域との連結性強化に資する広域連携や、省エネによるGX推進等に取り組む。また、従来の電力、運輸、農業、ビジネス振興、保健医療等を重点としつつ、質の高いインフラやDX、気候変動対策など日本政府の重要政策を踏まえた有償及び無償資金協力、さらには高度人材の育成や外国人材受入に資する技術協力の形成・実施を目指す。

ウ 南アジア地域

- 「強じんな社会システムの構築」に向け、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等に係る協力を行う。
- 協力にあたっては、質の高いインフラ協力、FOIP、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ戦略的パートナーシップ」等の日本政府が推進する政策を踏まえ、他ドナー・国際機関、民間企業とも連携しつつ、多様な課題に対して技術協力・有償資金協力（円借款、海外投融資）・無償資金協力等のスキームを柔軟・有機的に組み合わせて案件形成・実施を推進する。
- また、JICA開発大学院連携等を通じた人材育成及び人的交流の促進を継続・強化する。
- アフガニスタン、バングラデシュ、ネパール、スリランカ等、紛争・政変や自然災害、債務問題等の影響を受けている国については、情勢を踏まえつつ、日本政府の方針の下、国際社会とも協調しながら、人道的な見地を踏まえた支援や改革支援、復興支援、債務問題への対応などについて適切に検討・対応する。

エ 中南米・カリブ地域

- 「中南米外交イニシアティブ」を推進する観点から、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備、防災・気候変動対策、ジェンダー、都市環境問題や格差是正支援等を重点領域として協力を行う。
- 特に、農業・水産業、運輸交通、スタートアップ事業の支援を行うとともに、地球規模課題に対しては水素や地熱によるクリーンエネルギー支援、気候変動及び防災分野での支援を行う。
- また、移民問題に関し、人間の安全保障の視点を踏まえ、発生要因の抑制、受入社会の統合等を目指した取組を域内パートナーとの共創も念頭に進める。
- 中南米地域との「パートナーシップ」の進化を図り、「広域アプローチ」を通じた多様なパートナーとの「共創」と外部資金の導入による開発効果やインパクトの拡大、協力規模の拡大につなげる。
- 米州開発銀行や世界銀行、中米統合機構（SICA: Sistema de la integración Centroamericana）、カリブ共同体（CARICOM: Caribbean Community）、米国等の域内開発パートナーとの連携枠組をいかした事業展開、デジタル技術の活用及び新産業の担い手等民間企業との協働、JICA開発大学院連携を通じた中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。

オ アフリカ地域

- TICAD9の機会を捉えて、TICAD8にて発表された「チュニス宣言」の経済、社会、平和と安定の3分野を軸とした機構によるアフリカ協力の成果を発信するとともに、機構の新たな取組の方向性を発信する。
- 具体的には、TICAD8で発表された民間セクター支援の推進や30万人の人材育成等に加えて、TICAD9以降も見据えて民間企業との連携（PSE: Private Sector Engagement）や、気候変動対策（特に適応策）等を進める。また「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（通称、ABEイニシアティブ）」を中心とした長期研修員等を通じて、日本の知見活用や知日派ネットワークの形成をしつつ、アフリカの開発を担う人材育成に取り組む。
- G20加盟により国際社会における影響力・発言力を高めつつあるアフリカ連合（AU: Africa Union）が策定した長期的の開発ビジョン「アジェンダ2063」に貢献するためにも、大陸横断的課題（アフリカ大陸アジェンダ）解決に資する取組をAU関連機関等とも連携して進める。
- また、国内外の政府、地方自治体、開発パートナー、民間セクター、大学等の幅広いアクターとの対話や連携による共創を進める。

カ 中東・欧州地域

- 複合的危機（地政学的危機、気候変動危機、経済・社会的脆弱性等）の影響に直面する各国の事情に合わせた人間の安全保障・包摂的な質の高い成長に向けた戦略的支援を行う。その際、日本の政策・開発経験や日本らしさの共有を推進するとともに、内外のパートナーとの共創によるインパクトの増大を図る。
- ウクライナについては、日本政府の方針の下、ウクライナ政府のニーズを踏まえつつ、三つの柱からなる支援、具体的には1)国家基盤支援、2)ウクライナ避難民及び受入れ周辺国支援、3)復興・復旧支援、を迅速かつ柔軟に推進する。特に、ロシア凍結資産を活用した円借款については日本政府とともに供与手続きを進める他、2025年秋に予定されているウクライナ地雷対策会議に向け、同分野支援を着実に進め日本政府による成果の発信に協力する。また、2024年2月の日本ウクライナ経済復興推進会議の成果も踏まえ、日ウ両国の民間企業との連携を進める。さらに、各種会合や式典等の機会をとらえて、これまでの支援の成果及び今後の支援に関する発信を強化し、日本のプレゼンス強化に努める。
- パレスチナについては、ガザ及び西岸、周辺国（エジプト・ヨルダン・レバノン等）のニーズを踏まえ、日本政府の方針の下で緊急支援から復旧・復興へのシームレスな支援を迅速かつ柔軟に推進する。

- シリアについては、同国の政治・治安情勢を注視しつつ、引き続きシリア国民に寄り添った支援を検討・実施していく。
- トルコ南東部を震源とする地震について、トルコ政府や開発パートナーを含む関係者との対話を重ねつつ、復旧・復興支援を迅速に推進する。
- 西バルカンについては、「西バルカン協力イニシアティブ」に基づき、防災、中小企業振興、環境等の課題への各種支援を実施する。
- COP29の成果を踏まえ、気候変動対策に関し、日本政府の推進する各種政策の目標達成に資する案件形成・調査を実施・継続する。
- 日本の政策・開発経験や日本らしさの共有の推進を図る取組として、JICA留学生・研修員受入れ、JICA チェアの活用、地方自治体との連携、エジプトにおける日本式教育の定着・同国内外への普及等を図る。
- 国際機関や湾岸ドナー、民間との連携を促進し、共創を通じた開発効果の拡大を図る。
- TICAD9の機会を捉えて、TICAD8にて発表された「チュニス宣言」の経済、社会、平和と安定の3分野を軸とした機構による北アフリカ地域における協力の成果を発信するとともに、同地域における機構の新たな取組の方向性を発信する。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況

3. 年度評価に係る自己評価

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられた質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

No.5 ア 東南アジア・大洋州地域

(1) 業務実績

- ◎ 電力需要が増加するパプアニューギニア第2の都市・レイ地域における安定的な電力供給の実現と日本製品の活躍【④⑤】：機構は、モロベ州タラカからシンシンまで、延長130kmを超える送電線を敷設し、変電所の建設・改修を実施。電力需要が増加しているレイを中心とする同系統周辺地域への電力供給効率は従来比で3～4倍に向上し、安定性も大幅に改善した。また日本製品（低損失電線及び絶縁用碍子）の採用により、約2割の抵抗低減を実現。これらの取組は、地域住民の生活環境の向上と、同国経済の活性化に寄与しており、送電ロスの低減による節電と、それに伴う温室効果ガス排出削減を通じて、気候変動の緩和にも貢献した。
- ◎ 東南アジア各国でJICA海外協力隊派遣60周年事業を開催【②④⑤】：東南アジア各国（フィリピン、カンボジア、マレーシア、ラオス）でJICA海外協力隊派遣60周年記念事業及び式典を開催。1965年に世界で初めて隊員が派遣されたラオスの記念式典には、初代隊員のラオス訪問も含め、ラオス側から外務大臣、財務大臣ら多数のハイレベル要人が参加し、長年にわたる活動に対し高い評価を得ている旨を示した。日本メディアも多数ラオスを訪問し、35本以上の報道が展開された。11月の愛子内親王殿下のラオス御訪問時にも多くの協力隊の活動が報道され、日本国内での国際協力に対する認知度向上にも貢献した。

- ◎ **カンボジア・タイ国境問題を受けたカンボジア影響住民への緊急支援を実施【①③④】**：2025年5月末にカンボジア及びタイ両国国境地帯で軍事衝突が発生して以降、日本は同地帯の緊張緩和の取組の一環として人道支援などを実施していくと説明。軍事衝突以降、タイ、カンボジア両国の国境周辺に居住している人々の避難が生じたところ、カンボジア政府からの打診を受け、影響住民への日常生活用品、食料品、携帯浄水器等の緊急支援を迅速に実施した。国境地帯の影響地域へは渡航制限があるため、供与はプノンペンや影響地域の近隣州で行われた。2025年9月に行われた各供与式では、カンボジア側より困難な状況に対する支援に感謝の意が示された。また、その迅速性や機構が示した連帯の意に、関係者から感謝の言葉が寄せられ、現地報道等でも広く取り上げられた。

- ◎ **ミャンマー人道支援の実施【①③】**：近年、タイへのミャンマー人避難民の流入が急増していることを踏まえ、タイに流入したミャンマー人避難民のための人道支援案件を形成。国連機関と連携し、ミャンマー人避難民のためのタイのターク県の保健医療サービス強化に係る無償資金協力案件を形成。一人でも多くの方々に支援が届くよう、幅広い関係者と協力し、ホストコミュニティ及びミャンマーの人々に直接裨益する人道支援を実施した。

- ◎ **ソロモン諸島の航空需要増加に対応し、優秀賞を受賞【②④】**：「ホニアラ国際空港整備計画」（無償資金協力）は、ソロモン諸島の空の玄関口であるホニアラ国際空港の安全性と利便性を向上させ、増加する航空需要に対応することを目的として実施され、国際線駐機エプロンの拡張、誘導路・航空灯火の整備、国際線ターミナルビルの改修、国内線ターミナル・管制塔の移設、洪水対策堤防の建設などを実施した。また、施設の運営・維持管理に関する研修を通じて、地元技術者の能力強化や学生への現場学習機会を提供し、安全文化の醸成と技術継承にも貢献した。さらに、国土交通省が主催する第8回「Japan Construction International Award」において、優秀賞（Award of Excellence）が施工会社やコンサルタントに授与された。

- ◎ **バヌアツ・地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧支援【①②】**：2024年12月に発生した大地震により、道路、橋梁、公共施設などの社会基盤インフラが甚大な被害を受けた。「地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧支援」（包括方式の無償資金協力）は、これらのインフラの緊急復旧及び必要な機材の調達を通じて、同国の災害復旧に寄与するものである。機構は、緊急援助物資の供与、災害医療チームの派遣、災害状況調査チームの派遣などの緊急支援を実施した。また、バヌアツのインフラ・公共事業省と機構の共催による「より良い復興（Build Back Better）セミナー」を通じて、バヌアツ政府関係者や他の開発パートナーに対し、調査の進捗状況や日本の地震災害対応の経験を共有した。

- ◎ **ヤマハ株式会社と連携し、音楽教育を通じた非認知能力を育成【③⑤】**：2024年に締結された浜松市とダバオ市の都市間連携協定を受け、ヤマハ株式会社はダバオ市の公立小学校で楽器を用いた音楽教育を開始。これに合わせ、機構はフィリピン教育省5名を2025年11月に浜松市へ招へいした。フィリピン側は音楽教育の創造性・協働性・文化理解への効果に強い関心を示し、伝統楽器の浜松市楽器博物館への寄贈を表明。また、既にヤマハ社が10年間協力しているインドネシアへフィリピン教育省を招き、音楽授業やカリキュラム作りに関する意見交換を行い、両国教育省間で、音楽・芸術教育の位置づけや民間との協働、教員配置の制度にも触れながら、非認知能力分野の重要性と取組が共有された。機構とヤマハは2025年7月に連携協定を締結。初の音楽教育に関する協定に基づき、両者が専門性を融合し、日本式器楽教育の海外展開に向けた共創型の取組となった。

- ◎ **プノンペンにおける水道分野の協力の発展（プノンペンの奇跡）【①③④】**：日本の自治体や企業が連携し、カンボジアの首都プノンペンにおける上水道整備を計画段階から支援して、24時間給水や90%以上の給水率の実現など、「プノンペンの奇跡」と呼ばれる高水準の水道サービスを実現。近年、プノンペンでは、経済成長と市街地の拡大により水需要が供給能力を上回る状況となっていたが、2025年10月、「ニロート上水道拡張事業」（円借款）のL/Aに調印。人口増加に伴い水需給が逼迫する首都プノンペンにおいて、上水道施設を拡張することにより、逼迫する水需給の改善と安定的な給水サービスの向上を図る。さらに、2026年2月にはタクマウ浄水場の運営・維持管理契約がカンボジア政府と本邦企業間で締結された。

- ◎ **東ティモールのASEAN加盟を包括的に支援【①③④】**：機構は2012年より東ティモールのASEAN加盟支援を開始。ASEAN加盟による経済的影響の分析や対応事項を整理し、2024年からは産業開発アドバイザーを派遣。インドネシアやカンボジアを訪問し産業・貿易政策の学習を進めた。また「ASEAN加盟に向けた調整及びモニタリング能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、加盟に向けたロードマップ策定を支援し、加盟に向けた東ティモール政府の能力強化を具体的に後押ししてきた。ASEAN加盟は同国首相・大統領の政策的優先事項であり、いずれの案件も所管大臣・副大臣から強いコミットメントを得つつ、ASEAN、WTO加盟を見据えた協力を推進した。これまでも首脳会談や外相会談の場等で本協力については頻繁に言及されてきたが、2025年8月の両国首脳会談においても、同国大統領から本協力に係る謝意が伝えられた他、東ティモールが2025年10月、正式にASEANに加盟した際には、機構の支援等日本の後押しがあった旨も報道で言及された。機構は、ASEAN加盟国としての基盤強化として、「プレジデnte・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画」及び「ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画」（いずれも無償資金協力）を通じ、基幹インフラと社会サービスの向上を支援した。

- ◎ **Pacific-DIVE（大洋州におけるスタートアップ企業との共創）の実施【③⑤】**：機構は、大洋州地域での民間企業の進出促進と、機構事業との連携促進のため、合計12社の企業・スタートアップと、事業実施状況や課題について意見交換し、大洋州進出の検討に寄与した。また、進出にあたり機構事業との連携を模索するため、機構事業との相乗効果が期待される日本企業の革新的な技術・ビジネスソリューションを発掘・支援するプログラム「Pacific-DIVE（Discovery・Innovation・Venture・Empowerment）」を通じてビジネスコンテストを実施。合計11社から応募があり、株式会社坂ノ途中及び株式会社バイオームの2社が採択された。株式会社坂ノ途中とは、機構がソロモン諸島で実施する森林資源管理に係る技術協力と連携し、同社による大洋州域内のコーヒー事業展開の検討が進められた。また、株式会社バイオームとは、機構がパラオで実施中の環境保全事業と連携し、同社の観光エコツアー事業の検討が進められた。企業側からの提案事業であるJICA Bizとは異なり、機構と事業面での連携が想定し得るテーマで公募したことで、企業発意では進出が検討されづらい大洋州地域においても、実現性の高いモデルの検討につながった。

- ◎ **行政官の能力向上と高い専門性の育成を目指した円借款の調印【③】**：インドネシア及び日本での短期研修やOJTの実施等を通じて行政官の育成を行う、前例のない円借款「行政官管理育成強化事業（SMART）」を2025年8月に調印。インドネシア政府が国家中期目標（2025-2029）等にて目標として掲げている人材育成や行政改革、生産性向上に資する研修を実施する。日本での研修受入先は大学等の研究機関、民間企業、公的機関、並びに地方自治体及びその関連機関等を想定し、日尼の関係者間のネットワーク構築、継続的な人材交流のプラットフォーム形成も期待できる。行政能力開発を目的とした国外・国内での能力強化研修の参加者は、インドネシアで開発政策及び計画及び実行等を担う行政官等、延べ7,000名以上が想定され、インドネシア地方部の行政官育

成という主目的のみならず、次世代知日派育成にもつながるもの。

- ◎ **パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）への貢献【①②③】**：ASEAN議長国であるマレーシアと日本、パレスチナの三者共催で行われた「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」第4回閣僚級会合が7年ぶりに開催され、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を活かした技術協力や三角協力による能力開発や人材育成を通じてパレスチナの国づくりを支援し、中東和平の実現に貢献していくことが再確認された。機構はマレーシア政府の「マレーシア技術協力プログラム」と共同（コストシェア）で20年にわたりパレスチナ向けの第三国研修計14コースを実施し、計176名をマレーシアに受け入れ、農業、中小企業振興、生産性向上などの分野における人材育成に貢献してきた。第4回会合準備段階において、これら実績に基づき、パレスチナ人学生の留学を含む幅広い分野での人材育成を日本政府に提案。同会合で採択された「第4回CEAPAD閣僚級会合クアラルンプール行動計画」において、三角協力を通じた人材育成が具体的アクションの一つとして採用された。また、CEAPADに基づき「CEAPADを通じた能力強化フェーズ2」の一環として、インドネシア政府とのコストシェアで第三国研修「熱帯果樹作物『アボカド』の総合的栽培管理研修」を実施した。
- ◎ **ミャンマー中部大地震に対する緊急人道支援とタイ国内被害への支援【③④】**：2025年3月28日に、ミャンマー中部を震源とするマグニチュード7.7の大地震が発生。国際緊急援助隊（JDR）医療チームを被災地に派遣し、20日間にわたる活動を通じ、延べ2,100名の人々を診療。加えて、国連機関を通じた、被災者への緊急支援物資の供与も実施した。現地の被災状況及び支援ニーズの確認のために、適時に調査団を現地に派遣。加えて、現地のニーズに応え、ミャンマー民間企業向けの防災能力強化に資するセミナーを迅速に実施する等、ミャンマーの人々に直接裨益する取組を実施した。また、タイにおける被害に対しても、道路・建築分野に関する専門家チームを累次にわたり派遣。既存の科学技術協力事業とも連携し、耐震技術や補修工法に関する日本の知見の提供を行った結果、迅速な専門家派遣に関しタイ運輸省から機構への謝意を得た。
- 2025年11月にスマトラで洪水被害が発生した翌週に、過去の協力でつながりのあったアチェ州、並びに防災案件を実施中の西スマトラ州に独自に調査団を派遣し、州政府の動向や被害状況把握、復興計画策定を側面支援した。本調査団が迅速にインドネシアの被災地に派遣され、支援ニーズを確認している点について、茂木外務大臣の会見で言及された。調査結果（低平地において土砂堆積が広範囲に及んでいる、早期の復興にはアクセスの復旧が必要）を各方面と共有・議論する中で、賛同いただいた日本企業によるオペレーター付き建機の無償支援の提供の検討につながるなど、国家災害としての認定がない中、機構による現地ベースでの迅速な初動・継続的な働きかけが、民間による被災地支援につながった。
- クリーンエネルギーにより東南アジアの連結性に寄与するモンスーン風力発電事業（海外投融資）が2025年8月に商業運転を開始。「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ」の実現に大きく貢献するもの。ラオスで最初かつ東南アジアで最大規模の風力発電事業を通じて地域の連結性強化及び気候変動緩和に貢献する事業に本邦企業のスポンサー、本邦銀行を含む銀行団と協調融資を行い実施。地域社会の自立と生活向上を目指し、以下の対応にて地域の開発を促進している優良事例。また、商業運転開始後は年間1.10万ドルを医療、教育、農業、インフラ分野のコミュニティ開発資金として拠出予定。
- 2002年の独立回復直後から、機構は東ティモール国立大学（UNTL）工学部に対し、社会ニーズに対応したマネジメント・教育・研究関連の改善などに係る支援を実施。同大学を卒業した技術者

のうち、2025年度に19名が常石造船の現地法人へ就職するなど、機構の支援によりUNTLの人材が日系企業での現地事業を支えることにつながっている。

(2) 事業上の課題及び対応方針

東南アジア地域では、日ASEAN包括的連結性イニシアティブ、日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント及びその実施計画を踏まえ、幅広い分野において信頼関係の構築と共創・革新、その先の環流の推進を意識した協力を強化するとともに、対外発信にも積極的に取り組む。また、急速に変化する同地域の新たな開発ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、民間企業をはじめとする様々なアクターとの連携を一層強化する。なお、世界銀行の「東アジア・太平洋地域 半期経済報告」(2025年10月)は地域の成長に影響を与え得る要因として、貿易制限の強化、世界的な不安定性の高まり、世界経済の成長減速等を挙げており、こうした開発課題への支援を含めた協力を引き続き実施していく。

太平洋島嶼国は、狭小性、隔絶性、遠隔性といった、島嶼国特有の課題・脆弱性を抱え、広大な排他的経済水域(EEZ)の管理・モニタリング、水産資源管理、気候変動による海面上昇や自然災害に強いインフラの整備、保健医療体制の強化、強じんて安定的な成長に必要な財政基盤の強化や産業の多角化などへの対応が喫緊の課題となっている。特に、海上・航空輸送に依存する経済構造から世界の資源価格高騰や物価上昇の影響は大きく、また豪州や米国等への人材流出も加速化しており、太平洋島嶼国における開発の大きな障壁となっている。こうした中、2024年7月のPALM10の結果を踏まえ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現に向け、「2050年戦略」との整合性を保つ形で二国間及び太平洋地域機構評議会(CROP)関連機関を通じた地域枠組みに基づく協力に取り組んでいく。また、地域が抱える多様かつ複雑な開発課題に対応するため、民間企業を含む他の開発パートナーとの連携を一層強化する。

No.5 イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

(1) 業務実績

◎ 「中央アジア+日本」対話への貢献【①②】：

- 2025年12月の「中央アジア+日本」対話・首脳会合では、中央アジア5か国の産業高度化・多角化を後押しし、日本と中央アジアの互惠関係を強化するための「CA+JAD(カジャッド)東京イニシアティブ」の立ち上げが宣言された。同会合の共同宣言(東京宣言)及び各国首脳会談の共同声明では、同イニシアティブの重点協力分野(グリーン・強じん化、コネクティビティ、人づくり)に即した機構事業(計81件)が言及された。また、本会合に向けて様々な案件の形成を進めた結果、本会合までに円借款1件、海外投融資1件、無償11件に係るL/A・G/Aの署名に至った。また同会合では今後のビジネス関係の強化が重視され、同時に開催された「中央アジア+日本」ビジネスフォーラムでは、ウズベキスタン投資産業貿易省・JETROとのウズベキスタン国産業開発に係る調査に関する協力覚書をはじめ、機構事業及び機構が促進した企業等の協力(計21件)に係る覚書が署名された。
- 特に、オファー型協力「カスピ海ルートの円滑化支援を含むコネクティビティ強化」に位置づけられる無償資金協力案件3件の形成や、人材育成を継続し、日本政府の政策遂行を後押しした。また、農業分野では、ウズベキスタン「畜産振興・家畜衛生強化事業」(円借款)のL/Aに署名したほか、無償資金協力案件1件についても合意。電力分野、保健分野、人材育成分野で無償資金協力案件9件の実施を合意した。さらに、運輸分野や高度人材育成分野では円借款の形成に必要な調査を実施したほか、ビジネス振興、農業分野等で10件の新たな技術協力案件を採択し、本地域の重要課題である産業振興、包摂的成長等を促進した。加えて、既存技術協力の実施やウズベキスタンでの円借款形成を通じて省エネによるGX推進等に取り組んだ。

◎ 海外投融資を通じたウズベキスタンの若年層及び女性経営者の金融包摂改善に貢献【①】：機構

は、2025年12月にウズベキスタンの民間商業銀行であるJoint-Stock Innovation Commercial Bank “Ipak Yuli” (IYB) との間で、ウズベキスタン「若年層・女性経営者金融包摂支援事業」（海外投融资）に係る融資契約に調印した。本事業は、民間商業銀行であるIYBへの融資を行うことにより、当国の若年層・女性経営者を含む中小零細企業の金融アクセス改善を図り、もって持続的な経済成長に寄与するものであり、女性の企業家やビジネス・リーダーの育成、労働市場への参入促進といった女性の経済的なエンパワメントを促進するG7各国の開発金融によるイニシアティブ「G7 2Xチャレンジ：女性のためのファイナンス」にも貢献するもの。12月20日に開催された日ウズベキスタン首脳会談の共同声明においても、本事業について言及された。

- ◎ **日本型「高専」の実習環境改善を通じたモンゴルの工学系高度産業人材育成、産業多角化への貢献【①④】**：機構は、2025年10月にモンゴル「日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画」（無償資金協力）に係るG/Aに署名した。モンゴル側のイニシアティブにより設立された日本型高等専門学校3校に対し、実習棟を整備し実習機材を供与するもの。これら高専3校は、2014年に設立され、日本の独立行政法人国立高等専門学校機構による技術支援を受けながら教育環境を整備しており、2025年7月の天皇皇后両陛下モンゴルご訪問ではこのうちモンゴルコーセン技術カレッジを視察された。他方で、実習機材が十分ではなく、一部実習科目を提供できない状況にあるため、本事業による実習環境の改善が期待されている。2022年11月の日モンゴル首脳会談で合意された「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画」に示されている「工学系高等教育機関の機能強化」に貢献するもの。モンゴル第一副首相は、機構との協力により、モンゴルにおける高専の教育の質を日本の高専のレベルまで引き上げることの重要性について言及するなど、本取組に係る評価は高い。
- ◎ **機構が支援した留学生事業の修了生が政策決定を担う大臣級の要職に就任【③】**：機構は、「人材育成奨学計画（JDS）」（無償資金協力）を2006年にキルギスで開始し、過去20年間で327名の修了生を輩出し、同国のガバナンス及び政策形成能力の強化に大きく寄与してきた。本事業はキルギス政府との緊密な連携の下で実施されており、JDSは公務員向けの有力な人材育成プログラムとして広く認知され、同国大統領及び高官から高い評価を受けている。2000年代後半に20～30代で日本留学した公務員が現在40～50代となっており、政策決定の中枢省庁において、大臣・副大臣級の要職に就き始めている。2026年3月末時点で、経済・商務大臣、財務省・労働社会保障移民省・エネルギー省の副大臣、さらにユーラシア経済委員会統合・マクロ経済担当大臣などに就任している。
- ◎ **タジキスタンにおける赤十字社等との連携によるコレクティブインパクト達成【②③】**：急激な円安等に伴い、タジキスタン「ハトロン州ジョミ県における上水道改善計画」（無償資金協力）の事業対象地域を縮小せざるを得ない状況が発生。機構が、これまでのタジキスタンにおける給水事業の成果を、エビデンスをもって積極的に他の開発パートナーに働きかけた結果、国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社が一部地域の配水管敷設（約3,800万円）を行うことを決定した。これにより約1,500人以上裨益人口が増加（総裨益人口約5万2,000人）するというコレクティブインパクトを創出する見込みである。
- ◎ **東・中央アジア地域7か国の帰国研修員同窓会が研修で得た成果を日本国内向けに発信【⑤】**：2025年5月、大阪・関西万博会場において、東・中央アジア地域7か国の帰国研修員同窓会が中心となり、国際カンファレンス「[日本と内陸アジア協力の架け橋～日本の協力成果と音楽演奏・パフォーマンス～](#)」を開催し、保健・環境等の多岐にわたる分野において日本の研修で得た知識や技術の対象国での活用状況を発表した。イベントでは1,000名以上の聴衆が参加し、帰国研修員が日本国内向けに直接、日本のODAの成果を発信するユニークな機会となった。また、カンファレンス

では、多くの海外協力隊員経験者が東・中央アジア地域各国の民族楽器の演奏や伝統舞踊を披露し、日本と各国をつなぐ役割を果たした。

- モンゴルでは、留学生受入を通して行政官の更なる育成を行った。高度産業人材の育成に関しては、工学系人材育成に係る情報収集を継続した。産業多角化の面では、デジタル・ICT分野でICT産業振興の技術協力を開始し、農牧業分野では円借款の案件形成に向けた協力準備調査のコンサルタント選定手続きを進めた。また、空港等の都市インフラの整備・改善に資する協力については、チンギスハーン国際空港の拡張に向けた調査や空港周辺開発の技術協力を継続した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

東・中央アジア及びコーカサス地域は、対外債務問題・財政赤字等の課題を抱えるとともに、より自立的で安定した社会・経済システムが必要となっている。また、近年の世界情勢の影響から地政学的な注目も高まっており、日本にとっても当地域との関係強化の重要性が増している。地域全体・各国の政治・経済社会状況等を注視し、また「中央アジア+日本」対話・首脳会合等で打ち出された日本政府の外交政策の実現への貢献や日本と相手国の互惠的関係の強化を念頭に置き、産業の高度化・多角化、グリーン・強じん化、域内外の連結性強化、行政官や高度人材の育成、保健医療システムの強化等の取組を通じ効果的な開発事業の実施に努める。

No.5 ウ南アジア地域

(1) 業務実績

- **日印半導体連携促進【①②③⑤】**：2023年に両国間で半導体サプライチェーン協定を締結。2025年には首脳会談で日印経済安全保障協力イニシアティブの下、経済安全保障協力を強化し、半導体分野が最優先事項の一つに位置づけられた。インドでは政府支援のもと国内初の半導体製造に向けた企業活動が活発化し、日本企業も進出を決定・検討している。産学官が連携して設立された国内で唯一の公的な半導体人材育成機関を有する岩手県等をはじめ、機構は日本国内の連携のキープレイヤーに関する発掘・関係構築を積極的に進めた。インド政府等の幹部の招へいや岩手県副知事を筆頭とするミッション派遣を実施したことに加え、インド半導体人材育成に係る研修事業も採択され、協力の実施フェーズに移行している。さらに、機構が関与した初期的な日印交流の機会が契機となり、インドの関係機関が自費で岩手県を訪問したり、岩手県が在京インド大使館と共催で「印日パートナーシップ：岩手」を初開催する等、機構が直接的に関与しない形でも日印間の半導体分野の交流が一層活性化した。機構ではインド半導体産業界に係る対外的な発信（インド日本商工会半導体委員会、一般社団法人半導体産業人協会等）も行っているほか、現在は、半導体分野に係る日印関係者との関係構築を一層進化させていきつつ、グジャラート州などで半導体エコシステムの形成・強化を支援する円借款案件の形成に取り組んでいる。
- **日本ネパール友好の象徴「シンズリ道路」の洪水被害からの復旧支援並びに洪水被害を受けたシンズリ道路緊急復旧計画を策定【③】**：「シンズリ道路復旧計画」（無償資金協力）のG/Aを2025年10月に締結した。シンズリ道路はネパールの首都カトマンズと南部タライ平原を断絶する 2,000 m級の山々からなるマハバラット山脈を横断し、カトマンズとインドに接する東タライ地域を結ぶ主要な幹線道路で、日本の無償資金協力により、1996年7月に第一工区の工事を開始、2015年3月に第三工区が完成し、総延長約160kmの全線開通に至った。地域の人々の交通や物流の要となってきたが、2024年9月、首都カトマンズ及び東部地域において1970年の観測開始以来最大となる豪雨が発生し、シンズリ道路は30か所（約10km）を越える道路流出や斜面崩落が起こる等、甚大な被害を受けた。機構は、豪雨災害後の同年10月に調査団を派遣し、被害状況のアセスメントを実施した。ネパール政府によって仮設迂回路や代替路の敷設等の復旧活動が行われたが、アセスメントの結果、すべての復旧を同国で対応するのは技術的にも困難であることが確認された。2025年2

月からはコンサルタントを派遣し、被災原因の分析や復旧計画の検討を進め、災害発生から約1年後の2025年10月、復旧工事に係る無償資金協力案件（包括方式）のG/A締結と迅速に対応を行ったもの。本計画では、将来的に同規模の災害が起こっても被害を最小化できるよう、災害に強い道路として復旧が行われる予定である。

- ◎ **ファイサラバード市と横浜市の上水協力が機構が貢献【②④】**：「ファイサラバードにおける浄水場及び送配水管網改善計画」（無償資金協力）の工事が完了し、2025年4月に引渡式が行われた。パキスタン第三の人口を擁するファイサラバード市において、技術協力で策定支援したマスタープランの優先プロジェクトとして選定された事業であり、既存の浄水場の更新・拡張、送配水管網の整備を行った結果、水供給量が3倍以上に増加し、SDGsにおいて目指す安全な水供給の実現に貢献するものである。同市では、2024年度に採択された「経済社会開発計画」（水道料金従量制導入関連機材）も本格開始されており、水道スマートメータ導入によるDX化及び従量制導への移行を図るとともに、2022年から実施中の「ファイサラバード水道事業経営改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、適切な浄水場の運営管理、従量制促進の支援を行っている。同技術協力プロジェクトに参画している横浜市水道局は、機構の支援と並行してファイサラバード市上下水道局との技術交流覚書（2019年）を締結しており、2025年7月のパンジャブ州首席大臣訪日時には横浜市の上下水道施設の視察が行われた。この様子は現地メディアでも多数報道され、ファイサラバード市における上水協力を含め、パキスタンにおけるODA事業に関し、先方政府や国民から高い支持を得た。
- ◎ **ネパールの首都カトマンズの都市交通改善を過去最大の円借款により支援【③】**：「コreshional交差点改良事業」（供与限度額344億9,000万円。一案件としてはネパール向け円借款で過去最大規模）のL/Aを12月に調印した。2011年に約252万人であったカトマンズ首都圏の人口は、2021年には約300万人に増加しており、交通量も著しく増加している。本事業は、主要幹線道路うえで最も交通量が多い3つの交差点を立体化し、交通渋滞の緩和及び交通の円滑化を図るもの。首都カトマンズにおいては、市内の主要交差点で交通容量が超過するなど、渋滞が課題となっており、2022年には「カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、並行して交通管理施策や信号機運用の改善、交通安全啓発の推進に取り組んでおり、今回の円借款によりその効果が発揮されることが期待される。
- ◎ **バングラデシュにおいて暫定政権の迅速な経済改革と気候変動対策を支援【②③④】**：バングラデシュでは、政変により2024年8月にハシナ前首相が辞任し、ムハマド・ユヌス氏を首席顧問とする暫定政権が発足した。IMFも支援する暫定政権の経済改革、ガバナンス強化、気候変動対策を後押しすべく、2025年5月にアジア開発銀行（ADB）及び世界銀行とともに、開発政策借款による財政支援を決定した。流動的な国際情勢の下、国際社会が暫定政権下でもバングラデシュ向けの開発協力を継続している中で日本が最大の二国間ドナーとして同国政府が実施する改革の支援をいち早く決定したことは、政変以降のバングラデシュとの関係を強化する観点から意義が高く、バングラデシュ側からは、2025年6月に来日したユヌス首席顧問、財務顧問等から機構の支援に直接感謝が示された。
- ◎ **ブータン国家空間データ基盤システム（NSDI）の公式設立【②③④】**：技術協力プロジェクト及び無償資金協力の成果を活かす形で、2025年8月にブータンの首相、各省の大臣、次官・局長クラス参加の下、国家空間データ基盤システム（NSDI）が公式設立された。首相スピーチではこれまでの機構による支援に対する謝辞をはじめ、ブータン国王が表明したGelephu Mindfulness City（GMC）構想での活用、災害対応力の向上、可耕地の最適利用等について述べられた。現在88の

地理空間データ（水資源、農業、運輸、健康、環境等）が公開されており、政府関係者及び民間による様々な分野での意思決定及び研究への活用が期待されている。国家土地委員会事務局（NLCS）や政府機関及び機構を含む国際機関間でNSDIシステムの有効活用に係るセッションがNLCS主導で実施され、同国政府内での活用が大いに期待されている。また、民間分野においても、オープンデータ数が増加すれば、幅広い利用が見込まれる。

- ◎ **日・インド医療界交流の促進【①②③④】**：国際保健は、2023年3月に岸田総理（当時）が打ち出した「FOIP協力の新たな柱」の一つである「インド太平洋流の課題対処」において重要な課題の一つと位置づけられ、さらに、2025年8月のモディ首相訪日の際に発表された「今後10年に向けた日印共同ビジョン」においても、共同研究や医療従事者の交流を促進。重要医薬品・医薬品原薬・医療機器の供給円滑化、医療インフラ、UHCナレッジハブ等、UHCに関する協力を強化することが合意されている。2026年3月にL/Aに調印した「マハラシュトラ州における三次医療・医科及び看護教育に係る体制強化事業」（円借款）はこれらの日本政府の方針に沿って、日印間の医学教育・医療人材育成分野での協力強化に取り組むものである。本事業の実現にあたって機構は、2025年9月に、マハラシュトラ州の大学関係者を対象とした招へい事業を実施し、日本の医療機関、大学医学部等の視察・意見交換を行う機会を設けた。これにより、インド側の日本の病院管理・医療技術等についての理解が進み、日印医療関係者等の双方のネットワーク形成が促進された。さらに、同招へい事業で得られた成果を踏まえ、本事業にて、共同研究や人材交流等の日印連携を含む医学教育協力に関するソフトコンポーネントを組み込むことで合意した。これにより、インフラ整備と人材育成を一体で進める協力モデルの構築を目指している。また、日本国内の複数の大学の医学部に対して、インドの医学教育分野の課題や連携の可能性を共有し、マハラシュトラ州への関心・協同を募る働きかけを実施したところ、複数の大学から日印間の共同研究や研修・交流に関して強い関心が示された。

- ◎ **サイクロン被害に対する緊急援助とその後の復旧・復興支援に係る日本への信頼と期待【④】**：2025年11月にスリランカを縦断したサイクロンにより、スリランカでは大規模な洪水被害が発生した。スリランカ政府からの日本に対する要請及び日本政府の決定に基づき、機構は迅速に物資供与を行うとともに、11月30日にはJDR医療チームの先遣隊が現地に到着し、12月3日には本体チームが到着した。なお、同年9月には、ディサナヤケ大統領が訪日し、両国の協力関係の更なる深化・拡大に向け、日本・スリランカ共同声明を発表したところであり、こうした背景の下、大統領からぜひ日本に支援をお願いしたいとの強い要請があった。これは、長年にわたる防災協力の実績を踏まえた日本に対する信頼の成果といえる。また、医療チームの派遣に関しては、本邦メディア各社が報道したほか、チーム到着時には多くの現地メディアが集まり、大きな反響を呼んだ。活動終了後、解団式に出席した駐日スリランカ大使からは「国際緊急援助隊の活動は、幾多の災害を乗り越えてきた経験を共有し相互の助け合いで結ばれた2つの島国、日本とスリランカの深い友情と信頼の証です」と感謝の言葉が述べられた。さらに、実施中の調査等を柔軟に活用して被災地における緊急支援のニーズの把握を行い、「より良い復興（BBB：Build Back Better）」の考え方を踏まえた復旧・復興支援の具体的内容の検討を進めた。

- ◎ **漁業分野における日本の貢献に対するモルディブ大統領からの表彰【④】**：第45回漁民の日を記念して、ムイブ大統領夫妻主催の公式レセプションにて、モルディブの漁業分野に貢献した組織等として日本政府が表彰を受けた。表彰理由には、これまでの日本政府の長年の貢献が挙げられており、その中で機構が実施した水産マスタープラン策定や人材育成の取組等が挙げられた。

(2) 事業上の課題及び対応方針

南アジア地域では、自然災害、政治・経済不安等複合的危機の影響が続く中、難しいかじ取りを迫られている。2025年11月のスリランカでのサイクロンに象徴されるように、頻発化、激甚化する自然災害に対応するための気候変動対策も喫緊の課題である。2024年8月に暫定政権が発足したバングラデシュでは2026年2月に新政権が発足したほか、2025年9月にはネパールで大規模デモが行われ与党が失脚、2026年3月に選挙が行われ新政権が発足した。これら複合的危機により、脆弱性が露呈した社会経済の回復・基盤強化と強じんて包摂的な発展のため、相手国のニーズに基づきつつ、国際場裡での議論と日本政府の方針も踏まえ、これら課題の解決を図る必要がある。さらに、各国、特に政権交代が行われた国の政策及びスリランカやモルディブ、パキスタン等のマクロ経済状況を注視し、日本政府や他ドナー等と連携して必要な協力を実施する。また、南アジアではインド、バングラデシュ等大口の円借款供与国がある中、各国に対する与信の規模感も踏まえて、適切に新規案件の形成を行っている。

No.5 エ 中南米・カリブ地域

(1) 業務実績

- ◎ 初のガイアナ向け円借款を通じ国内の上水道整備に貢献【②】：2026年1月、対ガイアナ協同共和国向け円借款案件「上水道整備事業」のL/Aが調印された。本件は同国に対する初の円借款事業であり、IDBとの協調融資枠組み（CORE）を通じて実施される。デメララ＝ハマイカ州における浄水場の建設や送排水管網の整備、無収水対策の能力強化を通じ、対象地域の安全な飲用水へのアクセス向上を図り、生活環境の発展・格差是正に寄与するもの。同国では2015年に沖合にて油田が発見された以降経済規模が急拡大している一方、石油依存に伴うリスク回避のため、政府は各種インフラやエネルギー、農業分野をはじめとする石油産業以外への投資を大規模に進めるほか、ガバナンス体制の強化を進めており、本事業はこれら取組の強化にもつながるものである。
- ◎ カリブ共同体（CARICOM）との新協力メカニズム導入による広域協力の強化に貢献【②③】：機構とカリブ共同体（CARICOM）は広域協力強化に向け、技術協力の要請一本化と協力重点分野の合意からなる「CARICOM-JICA協力メカニズム」を検討してきており、2026年1月、必要な導入プロセスを完了した。本メカニズムは中米統合機構（SICA）との協力をモデルとしており、2024年11月にガイアナで実施された日カリブ交流年イベントにおいて、バーネットCARICOM事務局長からCARICOMでの導入に対し高い関心が示されたもの。これまで機構はカリブ地域における複数国を対象とした技術協力について、二国間の枠組みを活用し対象国からの個別の要請に基づき「広域協力」として運用してきたが、CARICOMは域内共通の課題に対しCARICOM事務局を通じた合意形成の強化を希望しており、各種関係者の努力の結果、早期に導入が確定した優良事例である。
- ◎ HASHIMORIのカウンターパート機関が国際構造工学会議シンポジウムにてプロジェクト成果を発表【②④】：2025年5月に東京で開催された国際構造工学会議（IABSE）の「インフラ資産維持管理におけるレジリエンスの強化」のセッションで、エルサルバドルにおける橋梁維持管理案件（通称：HASHIMORI）のカウンターパートが事業成果である橋梁点検・診断マニュアル、橋梁点検士資格制度及び中米地域への展開について発表。事業実施後も継続的に質の高い橋梁点検がなされるよう設計された点検資格制度やマニュアルに関して、他国の参加者から高い関心を集めた。橋梁点検士資格は、本事業を通じてエルサルバドルに初めて制度として紹介・導入されたものであり、エルサルバドルの現地紙でも取り上げられるなど、日本の協力による橋梁維持管理の能力強化に対して高い評価を得ている。事業成果であるマニュアルや知見・経験は、今後中米経済統合事務局（SIECA）をカウンターパートとした地域協力案件を通じて中米地域へ展開予定。

- ◎ **技術協力と有償資金協力の連携を通じドミニカ共和国農業セクターの発展に貢献【①②】**：機構は2024年4月に「フードバリューチェーン強化のための農業金融改善事業」（円借款）のL/Aに調印した。本事業では、ドミニカ共和国の国営農業銀行であるBanco Agrícola（BAGRICOLA）を通じたツーステップローンにより、中小規模以下の農業事業者及び組合への融資の実施、さらにBAGRICOLAの組織能力向上を図ることで、農業セクターにおける金融アクセスの改善及びフードバリューチェーンの強化を目指し、もって当国農業セクターの発展に寄与するもの。加えて、同年10月に開始した「持続可能なフードバリューチェーンモデル開発支援」（有償附帯技術協力）では、当国農業省及び関連機関を対象に、フードバリューチェーンモデルの分析・構築・モニタリング支援を行うことにより、ファイナンスの指針となる同モデルの策定・提案を図る。本技術協力が円借款本体における金融機関による融資実行の呼び水となり、両スキームの連携を通じた相乗効果により、金融と技術の両面から開発効果の最大化が期待される。
- ◎ **市場志向型農業手法が大学の講義に認定【②④】**：機構がボリビアで実施した市場志向型農業（SHEP）の事業成果を基に、同国の国立マヨール・デ・サンアンドレス大学（UMSA）が、農業普及員向けのSHEP講義を開講した。開講にあたり、機構の専門家のみならず、事業にかかわったボリビア人関係者、帰国研修員等が講義を行った。省庁の人事異動が頻繁で体制が不安定な中、大学が技術普及の場を提供するという興味深いモデルとなった。本取組はボリビア側からも高く評価され、ラパス県自治体協議会内に「市場志向型農業委員会」が設置されるなど、専門家派遣先の生産振興農村水資源省だけでなく、自治体レベルでの実施体制構築が進んだ。
- ◎ **企業との連携により、サステナブルな中南米産品の日本への輸出促進【②④⑤】**：
- ・ 機構が支援した民間企業2社が、パナマで活動中の協力隊員の農園を訪問。民間企業が有する技術を使い、生物多様性モニタリング体制下で生産するアグロフォレストリーを中心としたコーヒーの栽培につなげる可能性が示唆された。特に、協力隊員がロハ工科大学研究所で品質評価をしたことで、協力隊員が技術指導する同農園のコーヒーの品質の高さが証明され、企業による購入が決まった。今後、日本への輸入に向けた協議が具体化する予定。
 - ・ エクアドルに派遣中のカカオ産業・輸出政策に係る機構の専門家が支援し、2025年9月にエクアドル政府主催のエクアドル産カカオ・チョコレート商談会が開催された。近年のカカオ価格高騰等を背景にエクアドル産カカオへの期待が高まっており、日本のカカオ・チョコレート輸入業関係者15社、エクアドルの輸出業者20社が参加。同時開催したセミナーにはチョコレート博士として知られる佐藤清隆広島大学名誉教授が登壇し、約60名が参加した。また、機構が2022年まで支援した株式会社シンメイのエクアドル産カカオのトレーサビリティプリンティングシステムは、大阪万博の国連スタンドで展示され、エクアドル産カカオの高付加価値化に向けたモデルとして周知された。
- パラグアイにおいて、「今後のグリーン水素経済に向けた資金メカニズム構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。本事業では同国のエネルギー消費の40%を占める化石燃料から水素エネルギーへの転換による脱炭素化を促進するとともに、化石燃料の輸入依存から自国の豊富な水力資源を活用した水素エネルギーの開発によるエネルギー自給への転換を支援する。
- 米州間移民に対する人間の安全保障の観点から、メキシコ国際開発協力庁（AMEXID）と機構は協力覚書（MOC）を締結し、市場志向型農業振興（SHEP）アプローチを、AMEXIDのSembrando Vida（生命の種蒔き）プログラム中で活用することを決定。若者が米国等へ移住せずとも魅力のある仕事をメキシコ国内で創出することが期待される。
- 機構は社会課題の解決に取り組む本邦スタートアップ企業の中南米・カリブ地域への進出を支援

し、現地課題の直接的解決に資することを目的とした支援（TSUBASAプログラム）を実施した。今年度は、チリの義肢装具供給不足に対し、AIと3Dプリント技術を用いた義肢装具のデジタル製造技術の導入に取り組むインスタリム社、ペルーにおける災害時の広域かつ早期の現状把握や、データ活用による事前防災への貢献を目指すエアロセンス社、ブラジルの農業分野でIoT・AIを活用し農薬・肥料使用の最適化やサプライチェーンの透明化に取り組むグリーン社をはじめ、計8社を支援。特にインスタリム社は、チリの首都サンチャゴに義足製造拠点となる中央工場を設置し、地方に複数のスキャンセンターを配置する「セントラルファクトリーモデル」により、義足へのアクセスが困難な層にも持続的にサービスが行き届く仕組みの構築を目指し、事業化に向け実証中。これらの取組を通じて、日本のデジタル技術を有するスタートアップと現地社会ニーズを結びつけ、新産業の担い手となる民間企業との協働による持続的な開発モデルの構築を推進した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

国際政治情勢や国政選挙による影響が生じ、要請発出、国際約束や合意文書等の承認プロセスが長期化する国が多く、迅速な案件形成や実施促進に影響が及ぶことが多々生じている。これらの動向を注視しながら相手国政府との対話を行うとともに、外務省や現地日本大使館、さらには各国の在京大使館にも働きかけを行い、相手国内の手続きの迅速化を目指す。

No.5 オ アフリカ地域

(1) 業務実績

- ◎ **アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）との第5改訂業務連携協定（MOC）締結【②④】**：機構はTICAD9において、アフリカ全体の経済統合、産業振興、人材育成、食糧及びエネルギーといった共通課題に連携して取り組むこと、またアフリカ連合が掲げる長期開発ビジョン「アジェンダ2063」に基づく持続可能な開発の実現に向けて、AUDA-NEPADとの第5期MOCを締結した。AUDA-NEPAD長官からは、「JICAとの過去10年にわたる率直かつ建設的な協力関係を通じて、アフリカ大陸で連携が面的に拡大している」等の評価がなされ、また今期においては連携テーマが12に拡大した。加えて、連携テーマの一つであるアフリカインフラ開発プログラムに関しては、アンゴラで同年10月に開催されたルアンダ・ファイナンス・サミットにおいて機構の登壇枠が設けられ、2,000人超が参加したサミットの一セッションにて、日本の回廊開発の事例を発信した。また、AUの実施機関であるAUDA-NEPADとの連携拡大に伴い、AU本部があるエチオピアでは、JICAエチオピア事務所を（従来のエチオピア業務に加えて）2025年9月よりJICA・AU拠点事務所として名称付与し、連携強化の体制を整えた。
- ◎ **TICAD9開催に係る機構の貢献【①②③④】**：TICAD9では、「ABCD+Y TICAD」と称し、既存の開発（Development）及びビジネス（Business）関連の会合・イベントに加えて、機構がアカデミア（Academia）、文化（Culture）及び若者（Youth）関連を含む、合計44件のテーマ別イベントを開催し、国際協力の関係者の裾野をひろげた。日本政府により発表された「TICAD9における日本の取組」で掲げられた施策120項目のうち、機構は45項目と3分の1以上の実施を担うこととなり、大きく貢献している。また、アフリカ政府や民間セクターと14件の連携文書・2件の事業文書に署名し、これまで以上にアフリカ協力・投資機会の拡大に貢献した。広報に関し、国内外イベントやウェブ/SNS発信に加えて、理事長によるアフリカ22か国の54紙への寄稿を実現した。若者向けには、UNDP・上智大学との共催で第二回模擬AU総会を開催し、日アフリカ計150名、計52か国の代表、国内62大学・19高校から学生が参加した。UNDPとともに後押ししてきたTICAD9に向けた若者団体による活動は、これからの未来を形作るとしてTICADの閉会式において石破総理（当時）から紹介された。こうした若者の巻き込みは将来の国際協力人材の育成にも貢献する。さらに、新興7か国の開発協力の責任者及びアフリカ連合やアフリカ諸国とアフリカ開発を議論する「新興国によるアフリカ協力」イベントを開催。機構が間に入る形で、新興国とアフリカとの

経験共有と「ともに歩む」パートナーシップの重要性が強調された。

TICAD8の公約であった「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第5フェーズ〔EPSA5（2023–2025年）〕については、目標額50億ドル（通常枠・特別枠）のところ約46億ドルだったが、アフリカ開発銀行（AfDB）の通常枠40億ドルは達成しており、また過去最大規模での支援成果となった。

- ◎ **初めての広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強じん化」実現に向けた取組み【①②③】**：TICAD9において、石破総理（当時）は広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強じん化」を発表した。本事業は、ナカラ港（モザンビーク）～リロングウェ（マラウイ）～ルサカ（ザンビア）を繋ぐナカラ回廊地域の持続的な鉱物資源開発及び輸出促進を図るため、鉱物資源開発、農業開発、物流及び産業・都市基盤強化の分野において、13の案件形成・実施を、包括的な協力パッケージとして実施するもの。機構は、この複数国を対象とした初めての広域オファー型協力を実現するため、オファー型の枠組みに参画する企業等のステークホルダーとの情報交換や連携体制の構築を進め、オファー型協力を資する案件を形成していく。また本取組はTICAD9の域内統合、域内外との連結性強化に貢献するもの。
- ◎ **西アフリカ地域の経済統合を、三井住友銀行とサステナブルファイナンスで支援【②③】**：機構は、西アフリカ開発銀行（BOAD）と「西アフリカ成長リング推進事業」に係る融資契約に調印した。本事業は、三井住友銀行のサステナブルファイナンスフレームワークに基づく協調融資であり、一定の環境又は社会課題解決に資する事業のみに適用されるフレームワークとなっている。本事業によるBOADへの長期融資は、2015～2018年に機構が実施した「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）において提言したインフラ整備にも充てられる見込みであり、技術協力で策定した地域開発計画の着実な実行につながると期待される。また、融資対象国にはカントリーリスクやオペレーション上の制約から、機構による円借款での融資が難しかった国（ブルキナファソ、トーゴ、ベナン）が含まれ、BOADに対するバンクローンという形で海外投融資を行うことにより、これまで支援対象にできなかった国へも資金協力を実施することができた。
- ◎ **ガーナで第1号の児童労働フリーゾーン（CLFZ）が認定【②③】**：2026年2月、「児童労働フリーゾーンを通じた子どもの保護主流化プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を通じ、CLFZの認定に係る制度設計を支援した結果、ガーナで第1号となるフリーゾーンが正式に認定された（認定地域名：Western North RegionにあるBibiani-Anhwiaso-Bekwai MunicipalityのSubriゾーン）。2025年はSDGsターゲット8.7（児童労働撤廃）の目標年であり、時機をとらえた認定となった。本事業ではパイロット地域である4自治体に対し、認定に必要なアセスメントの仕組みを構築。また、フリーゾーンの拡大と持続性に向け、民間企業等との連携を含めた資金動員メカニズムの検討を進めている。2026年6月までにさらに2箇所のフリーゾーンの認定に向け、アセスメントを実施しており、成果の拡大が期待される。
- ◎ **ナミベ港の拡張支援により、経済効果とアンゴラへの日本企業進出が期待【①④⑤】**：アンゴラにおいて内陸部と結ぶ起点であるナミベ港に対し、機構は2008年、2017年と無償資金協力により改修を支援してきた。同協力によりナミベ港の港湾としての機能が改善されたことを基盤とし、更なる貨物量の拡大と経済効果の拡充が見込めるとして、同港のコンテナターミナルの拡張と、鉱物資源輸出の拠点となるサコマール港の鉄鉱石輸出ターミナルの修復を、豊田通商と東亜建設工業が国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）からの協調融資により実施し、2025年10

月、大統領や関係閣僚出席の下、完工式典が開催された。この一連の事業はTICAD9の重要事項である地域統合と域内外の連結性、鉱物資源サプライチェーン強じん化に寄与することが期待されており、先方政府からは、本件工事や供与機材の品質の高さ、工期を遵守するマネジメント等が高く評価された。機構は2026年より港湾運営管理に係る専門家を派遣し、更なる効果発現に尽力する予定であり、これら通じて、豊田通商等日本企業の更なる進出が期待される。

- ◎ **地域警察活動に支援が紛争地の治安維持の基盤に【①②④】**：コンゴ民主共和国タンガニーカ州では、同国東部地域で隣国ルワンダとの緊張を含む不安定な治安状況が続く中、2022年に国連平和維持活動が同州から撤退し、一部では治安維持機能の空白の懸念があった。これに対し、機構は無償資金協力案件（IOM連携）により研修センターを含む警察署及び分署（計5か所）を建設した。また技術協力により警察官の能力強化を支援し、育成された警察官が無償資金協力案件で建設した警察署に配属されたことで、日本が支援した警察モデルとして現地で認知された。新設された警察署がコンゴ民国家警察による治安維持の基盤となり、2024年3月のコンゴ民情勢に関する国連安保理会合にて、言及・称賛される等、コンゴ民政府及びパートナー機関から高く評価された。本事業はTICAD9の柱の一つである「平和と安定」に資するもの。また、国連のPeace building Fundにより、建設した研修センターを活用した研修が実施される他、警察能力強化の面的拡大及び元戦闘員らの社会統合等に関する新規無償資金協力案件（IOM連携）も実施予定であり、今後とも治安維持基盤として活躍することが期待される。
- ◎ **ジブチ沿岸の海上保安に大統領からの賛辞【①④】**：「海上保安能力向上計画」（無償資金協力）で支援した35m巡視艇2隻と浮桟橋の供与式典がゲレ大統領出席の下、2025年4月に開催され、日ジブチ間の揺るぎないパートナーシップへの謝意が述べられた。ジブチ海域は、紅海とアジア・欧州を結ぶ海上輸送の要衝であり、日本船舶も多く通行する中、海賊行為、密航・密漁・密輸などの違法行為や難民の海難事故が問題となっており、ジブチ沿岸警備隊による哨戒体制強化が求められていた。機構は、これまでも20M巡視艇2隻の他、ジブチ沿岸警備隊設立当初から技術協力をを行い、体制整備に協力したことが評価されたもの。同海域における海上安全の向上は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）で掲げられている平和と安定の確保（海上法執行能力の構築、人道支援・災害救援等）及び日本の経済安全保障にも資する。
- **アフリカ地域の中小企業振興・カイゼン推進に貢献**：2025年10月にアフリカ・カイゼン年次会合を南アフリカでAUDA-NEPAD等と共催（南アがホスト）。全体で35か国、490名（うち現地参加30か国、218名）の参加があり、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）を通じ、アフリカの産業発展においてカイゼン及び中小企業支援が広く認知されていることが確認された。また、アフリカ域内の四つのカイゼン普及機関を、Center of Excellence（CoE）第一バッチとして認定し、今後は各地域におけるカイゼン普及の推進を担うことが決定された。これにより持続的な産業人材育成と中小企業振興への貢献が期待される。
- **複数の国を対象とした広域での効率的な事業実施体制を模索**：広域拠点のコートジボワール事務所は、コートジボワール、ナイジェリア、セネガル、マリ、ガーナ、タンザニアにおいて、国ごとではなく共通課題を一つの事業で支援するため、道路維持管理、保健、教育、水産分野の技術協力などの広域事業を形成した。対象国は拠点地域に限らず多岐にわたる。これにより、効率的な事業運営、持続的な体制構築が期待される。

(2) 事業上の課題及び対応方針

複合的危機の影響を最も強く受けているアフリカ地域においては、2025年度もサヘル地域等における内紛や政情不安の長期化を背景に、地域全体の安定化に向けた協力の重要性が一層高まっている。

このような状況下において、機構は従来の二国間協力に加え、アフリカ連合委員会（AUC：African Union Commission）が掲げるAU大陸アジェンダの実現に資する協力を重視し、AUDA-NEPADやアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）連携協定事務局等のAU関連機関との協力を継続・強化する。

併せて、TICAD9において発表された日本の取組の着実な実施に貢献し、アフリカ域内における日本及び機構のプレゼンス向上を図るとともに、日本企業や他ドナー等との連携事業の追求、外部資金の動員を通じた開発効果の最大化を目指す。

さらに、中長期的観点から、親日派・知日派リーダーの育成を通じて、将来的な日本との協力基盤を強化し、日本社会経済の活性化にも資する取組を一層推進していく。

No.5 カ 中東・欧州地域

(1) 業務実績

- ◎ **凍結ロシア資産収益を活用したウクライナ向け円借款の実施【①④】**：2024年6月に開催されたG7プーリア・サミットにおいて合意された「ERAメカニズム」（ウクライナのための特別収益前倒し融資）を活用した初の円借款を承諾した。ロシアの国有資産の凍結が継続されていることに起因してEUにおいて発生する「特別な収益」を返済原資としてG7が融資を行うことで、将来の「特別な収益」をウクライナへの資金支援のために前倒しして供与することを基本とした画期的な枠組みであり、その本格運用に日本が参画したもの。ウクライナにおける政策実行や制度改革を支援し、ウクライナの復興、経済の安定、開発の促進に寄与することを目的として、2025年6月、4,719億円（約30億ドル）のL/Aを締結した。ゼレンスキー大統領や財務大臣など複数の先方政府高官から高い評価を得た。また、本件は、新たな国民負担を生じさせずに、G7が一致団結してウクライナ支援を行う意義を示したものと評されている。
- ◎ **ウクライナ地雷対策会議で農業再生・復興を強調【①④】**：2025年10月、ウクライナ地雷対策会議（UMAC）が東京で開催され、「復興に向けた加速」という主題の下、サブ・テーマ「人」「技術」「ネクサス」について議論が行われた。日本は茂木外務大臣、ウクライナはソボレフ経済・環境・農業大臣が参加したほか、欧州及びアジアやアフリカの地雷被害国が参加した。機構は、ウクライナ経済・環境・農業省、FAO、UNEP、UNDPと共催でサイドイベントを開催し、ウクライナ政府が推し進めるデータ活用による地雷・不発弾対策から復旧・復興への円滑な移行への取組を軸として、地雷などの兵器由来の農地環境への影響への対応策とその重要性について各機関発表を行った。東日本大震災後の農地の復旧・復興経験を踏まえ、現地調査や地理的情報を通じた迅速な現状把握と、それを踏まえたデータに基づく対策立案の重要性について改めて強調した。あわせて、日本発の機材・技術（「地雷探知機（ALIS）」等）を用いた地雷除去や、機構が実施してきた農地環境への響把握のための協力と対応策検討に係る支援について紹介し、関係機関の連携によるデータ獲得・分析の協力、相互の学び合いの必要性について言及した。国際機関・民間企業等から約600名の参加があった。
- ◎ **パレスチナ・ガザ・周辺国支援【①④】**：紛争により深刻な影響を受けるパレスチナ・ガザ地区及びヨルダン側西岸地区において、復旧・復興に向けた基盤整備、人々の生活再建、行政サービスの強化を図ることを目的とする無償資金協力案件（41億円）のG/Aを2026年2月に締結した。また、パレスチナ周辺国支援として、中東地域安定の要であるヨルダンに対し、脆弱層（女性、難民等）を対象としたスタートアップ事業に係るパイロット事業を実施した。ヒズボラとイスラエルの武力衝突の影響を強く受けるレバノンに対しては、国内避難民がシェルターとして使用した学校施設等のリハビリ支援も実施したほか、紛争の影響で脆弱化した同国の医療サービスを改善するため血管撮影装置、CTスキャン等の医療機材を供与する無償資金協力案件（4.25億円）のG/Aを2025年12月に締結した。
- ◎ **大エジプト博物館（GEM）が公式に開館【②③④】**：単一文明を扱う博物館として世界最大の規

模を誇る大エジプト博物館が2025年11月に公式に開館した。機構は2006年から、支援を開始。2011年の革命によるエジプト経済の混乱やコロナ禍など、様々な困難がある中、円借款による建設支援に加え、展示遺物の保存・修復、展示、博物館運営に関する技術協力などGEMの開館に向けた多面的な支援を実施した。機構の各種支援においては、円借款における建設面の貢献のみならず、遺物のデータベース管理、輸送技術、保存修復技術等の幅広い分野において、日本とエジプトの専門家が連携して技術移転を行うなど、幅広い関係者と連携・協力しつつ実施。今回の公式開館を契機に世界中からさらに多くの観光客が訪れている。公式開館式典には、各国の国王や王子、大統領、政府首脳が率いる39の代表団を含む79の公式代表団が参加するなど、大々的に開催された他、エルシーシ大統領から「日本の支援を決して忘れない」と感謝の言葉が寄せられた。海外メディアでも大きく報じられたほか、本邦メディアでも、テレビ東京「たけしの新・世界七不思議大百科 世界初！大エジプト博物館独占撮影SP」（2026年1月2日）やNHK「あさイチ」（2026年1月7日）等で特集されるなど多数の報道があった。

- ◎ **イラク・バスラ製油所改良事業（第一期～第六期）竣工により、日本のエネルギー安全保障に寄与へ【④⑤】**：2012年から複数回にわたり供与した円借款による大型プロジェクトである、バスラ製油所改良事業の竣工式が行われた。総額5,703億1,400万円〔最新フェーズ（第六期）は600億円（STEP：本邦技術活用条件）〕にのぼり中東地域向け最大の円借款事業となった。日本の高度精製技術〔流動接触分解装置（FCC）、脱硫〕を導入し、イラク初のFCC複合施設を実現。イラクのエネルギー産業の近代化と民間投資誘致の基盤形成、石油製品輸入による外貨流出の減少、環境負荷の低減に貢献する他、日本のエネルギー安全保障に資することが期待されるもの。2020年の契約開始から、新型コロナウイルスのパンデミックやロシアのウクライナ侵攻による資機材高騰、中東情勢の緊迫化等の度重なる困難を乗り越え、2025年10月にスーダーニ・イラク首相例会の下、竣工式を開催した。このような厳しい状況下でおおむね計画どおり事業を遂行した日本の協力及び日本企業に対して、イラク首相から非常に高い評価が示されている。
- TICAD9において、北アフリカの協力成果（教育・気候適応・防災・SME）を国際的な場で発信：
 - ・ シリアについては、2025年12月に日本政府が二国間協力を随時再開する方針を発表したことを受け、同国の政治・治安情勢を注視しつつ、現地の人道状況や支援ニーズの把握を進め、シリア国民に寄り添った支援の具体化に向けた取組を前進させた。
 - ・ トルコ南東部を震源とする地震について、地震被災地域におけるインフラ及び居住環境の復旧・改善等を通じた被災地の生活再建及び復興の加速を目的とし、「地震被災地域における復旧・復興計画」（無償資金協力：38億円）のG/Aを2025年7月に締結した。
 - ・ 「西バルカン協力イニシアティブ」に基づき実施中の「国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の中で、西バルカン5か国（モンテネグロ、コソボ、アルバニア、北マケドニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ）における国家森林火災情報システム（NFFIS）及びEco-DRRの開発・拡張支援を推進した。特にコソボ及びモンテネグロとは、NFFISの品質向上と地域火災気象指数（FWI）の作成に向けた協力について合意し、覚書を締結した。
 - ・ エジプトでは、日本式教育（Tokkatsu）の制度化と拡大を支援。全国に69校（2025年12月時点）設立されたエジプト日本学校（EJS）に加え、EJS以外の公立学校500校（約40万人）がTokkatsuを実践しており、全国に広がりつつある。また、2024年6月に開始された技術協力プロジェクトの一環で、2025年9月にエジプト・日本高専（EJ-KOSEN）のパイロット校が1校開校した。現在、仮キャンパスで47名の学生が在籍し、日本式の技術教育を学んでいる。

(2) 事業上の課題及び対応方針

中東では、地政学的緊張が続き、治安の悪化及び長期化のリスクが顕在化している。紛争国及び周辺国における人道・社会経済的負担の高まりにより、地域全体の脆弱性は深刻化している。各国情勢

の情報収集と分析、事業計画の策定を進めるとともに、治安状況により邦人の渡航が難しい状況も想定し、本邦研修、周辺国における第三国研修、国際機関・湾岸諸国ドナー・地域協力枠組み等との連携を柔軟に組み合わせて事業を展開する。また、人道支援から復旧・復興、さらに持続的成長へとつながる「ネクサス」支援を継続するとともに、地域安定化に資する支援を迅速かつ機動的に実施する。

欧州地域では、ロシアによるウクライナ侵略が長期化し、電力、交通、教育、保健医療、住宅、農業を含む幅広い分野で甚大な被害が引き続き発生している。一方、被害の少ない西部地域では復興に向けた民間投資需要が高まっている。今後はこれまで以上にウクライナ政府や他援助機関との連携を促進するとともに、日本の民間企業への情報提供や連携事業推進のための案件形成、寄附金事業を活用した産業人材育成などの支援を推進する。また、ロシア凍結資産を活用した円借款による支援を政府と連携して進めるほか、地雷対策などの重要分野で確実に成果を達成する。

中進国においては、新興ドナーによる迅速かつ大規模な資金供与が存在感を増している中、高度化・多様化する開発課題に対して、より一層のスピード感と柔軟性を持った対応が求められる。ODA卒業を見据えつつ、日本の強みを活かした戦略的な協力を展開していく必要がある。

5. 指摘事項への対応

ア 東南アジア・大洋州地域

南アジア地域においては、急速に変化する開発ニーズや地政学的環境を踏まえ、日 ASEAN 間のビジョンと実施計画との整合性を確保しつつ、信頼の構築と共創の推進を意識した協力の展開が求められる。また、多様な関係主体との連携強化により、対外発信を含めた戦略的な関与を図ることが重要である。あわせて、太平洋島嶼国に対しては、2024 年 7 月の PALM10 の結果を踏まえ、「2050 年戦略」との整合性を保ちながら、島嶼国特有の脆弱性や喫緊の課題に対応する二国間および地域枠組みに基づく協力を着実に推進していくことを期待したい。

イ 東・中央アジア地域

中央アジア及びコーカサス地域の一部の国においては、対外債務問題や財政赤字といった経済的課題等、社会経済の不安定化が続いており、自立的で安定した社会経済基盤の構築に向けた支援の重要性が一層高まっている。今後は、こうした情勢を的確に捉えつつ、民間主導の経済活性化や産業の多角化、域内外の連結性の強化、高度人材育成等の分野において、実効性の高い取組を戦略的に展開していくことを期待したい。

ウ 南アジア地域

アジア地域では、厳しいマクロ経済状況や政権移行期に伴う不確実性など多様な課題が顕在化している。こうした状況を踏まえ、相手国のニーズや改革の方向性を的確に捉えつつ、日本政府の方針や国際的議論も踏まえた戦略的な協力が求められる。引き続き、各国の財政状況や返済能力などを的確に見極めたうえで、円借款の案件形成を進めるとともに、他ドナー等との連携を通じて、持続可能で包摂的な発展への貢献を強化していくことを期待したい。

エ 中南米地域

南米地域の一部の国においては、国際政治情勢の変動や国政選挙の影響により、要請の発出や国際約束・合意文書の承認手続きが長期化し、案件形成や実施の円滑な推進に支障が生じている。こうした状況を踏まえ、相手国政府との継続的な対話に加え、外務省や在外公館、さらには在京大使館とも連携のうえ、相手国の内部手続きの迅速化を促す取組を強化していくことを期待したい。

オ アフリカ地域

TICAD8で表明された公約の着実なフォローアップに加え、TICAD9に向けても、機構の知見やネットワークを活かした貢献を一層強化していくことが期待される。また、日本企業や他ドナー等との連携強化や外部資金の活用を通じ、我が国のプレゼンスの向上と持続可能な開発への貢献が求められる。

カ 中東・欧州地域

東・欧州地域における治安悪化や支援ニーズの多様化に対応するため、第三国研修や他援助機関との連携などを通じた柔軟な実施体制の構築が求められる。また、周辺国や地域枠組みとの協調により、支援の質と持続性を高めていくことを期待したい。

(2) 対応

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域においては、日ASEAN包括的連結性イニシアティブや、日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議で採択された日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント及びその実施計画に基づき、FOIPの実現、東南アジア各国との関係強化、並びに地域の連結性向上に資する取組を多層的に展開した。また、民間企業をはじめとする様々なアクターとの共創・革新を通じた新規案件の形成に取り組むとともに、メディア報道や組織内外の各種媒体を通じた情報発信を積極的に行った。

大洋州地域においては、2024年7月に開催されたPALM10で「2050年戦略」との整合性を踏まえて策定された「共同行動計画」について、関係省庁に加え、他の援助国や域内の地域機関とも連携しながら、開発課題の解決に資する協力を着実に推進した。

イ 東中央アジア及びコーカサス地域

自立的で安定した社会経済基盤の構築に向けて、産業多角化のため、モンゴルにおけるICT産業振興のための技術協力、ウズベキスタンにおける畜産振興のための円借款等の事業を開始した。域内外の連結性強化のため、オファー型協力「カスピ海ルートの円滑化支援を含むコネクティビティ強化」に資するキルギス・タジキスタン・カザフスタン向け無償資金協力案件を形成した。また高度人材育成のため、モンゴルで日本型高専の実習環境改善のための無償資金協力を開始した。

ウ 南アジア地域

相手国政府のニーズや政治経済状況を踏まえ、日本政府の方針を踏まえ関係機関と密な調整を行い案件形成の実施に努めた。特に政変を経たスリランカ、バングラデシュなどでは、相手国の改革の方向性を踏まえた協力を迅速に展開した。また、円借款については、財政支援型のものを含め他ドナーとの協調融資や機構の技術協力事業との連携も進め、インパクト増大に向けた事業実施を図っている。

エ 中南米地域

各国で政権交代や新大臣の就任があった際には、できる限り早期に関係省庁・実施機関とのコンタクトを確保し、機構事業の意義や進捗、必要な手続き等を丁寧に説明した。また、新政権の政策優先分野を早期に同定し、機構の協力方針との整合性を確認しつつ、当該国の開発上の位置づけを示すことで、手続き停滞リスクの低減を図った。加えて、外務本省及び在外公館との情報共有・役割分担の明確化を行うとともに、必要に応じて、在京大使館とも協議の場を設け、相手国政府内の承認プロセスの状況や課題を共有し、手続き迅速化の働き掛けを進めた。

オ アフリカ地域

TICAD8の「日本の取組」全74項目のうちJICA関連の42項目についての実現に向けて取り組み、概ねすべての目標を達成した。2025年のTICAD9で発表された120項目の「日本の取組」についても、うち45項目が機構関連の取組として実現に向けて事業を進めている。本取組発表に向けては機構の知見やネットワークを活かした取組案を外務省に提出して協議を進めた。TICAD9に引き続き、国内機関においてアフリカ関連イベントを開催した他、国際機関や大学等との連携活動を進めた。

カ 中東・欧州地域

中東・欧州地域における治安悪化や支援ニーズの多様化に対応するため、本邦研修・第三国研修の効果的活用に加え、国際機関を通じた柔軟な実施体制の強化に取り組んだ。具体的には、東南アジア諸国とパレスチナとの連携枠組み（CEAPAD）を活用した第三国研修を実施するとともに、ガザ支援においては、治安情勢等にかんがみUNOPSやUN Women等の国際機関と連携した無償資金協力や調査を実施した。また、ウクライナでは、G7において合意された「ウクライナのためのERA融資」の枠組みに基づき、同枠組み下で初となる円借款の承諾を行った。さらに、エストニア政府開発機関と共同でウクライナの住宅復興を支援した。このように、治安や制度上の制約等がある中でも、日本政府方針に沿った包括的な支援かつ質の高い協力を推進した。

No.6	JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】本取組を通じた親日派・知日派のリーダー育成により、共通の価値や原則に基づく自由で開かれた秩序の実現への貢献が見込まれ、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：019429

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標6-1】JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	6,500人	1,400人 ¹⁴	1,819人	2,056人	2,439人	2,327人	人
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			9,132	8,627	8,691	8,144	
決算額（百万円）			8,819	8,150	7,654	7,306	
経常費用（百万円）			8,511	8,660	8,153	7,628	
経常利益（百万円）			△19,867	△664	△581	△411	
行政コスト ¹⁵ （百万円）			8,511	8,660	8,153	7,628	
従事人員数			73	73	74	73	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（6）、中期計画：2.（2）
年度計画 1.（6）JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成 - JICA開発大学院連携・JICAチェアを引き続き推進し、日本国内の大学との連携を通じて日本の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することにより、国内外における親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。 2,000人の留学生が学んでいる状態を維持する。 - また、日本の開発経験を伝えるため拡充したコンテンツの活用を促進し、JICAチェアを海外の大学等研究機関との連携を通じて推進の上、拠点数の拡大を図るとともに、安定的な実施を推進する。 - さらに、帰国留学生との関係性の維持・発展に向けて、留学生データベース等の構築・活用を推進する。

¹⁴ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値6,500人を達成する予定。

¹⁵ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標6-2】JICA開発大学院連携・JICAチェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況

3. 年度評価に係る自己評価

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果や成果の最大化に向けた取組において目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

(1) 業務実績

- ◎ **JICA長期研修員が日本で学んだ知識・技術を活用して活躍【③】**：機構の長期研修員が、日本で学んだ知識や技術を活用し、以下のとおり各所で高い成果を発現。加えて、帰国後に機構の事業にもかわり、更なる協力関係の深化にも貢献。
- ・インドからの長期研修員（東京大学大学院、就学中）が日本留学中（博士課程）に執筆した博士論文を基に作成された生物触媒に係る研究論文が、2025年12月のインド科学技術者会議にて最優秀賞を受賞した。
 - ・ナミビアからの長期研修員（秋田大学大学院、2025年修了）は、執筆した論文に関して優れた学術的貢献を評価され、The Best Article Award 2024（BAA賞）を受賞。2025年6月に開催された第74回資源地質学会において表彰されたほか、受賞記念講演に登壇した。
 - ・パラグアイからの長期研修員（九州工業大学大学院、2024年修了）は、留学中に九州工業大学の小型人口衛星開発プロジェクトに参加し、帰国後はパラグアイの宇宙機構にて自国の衛星開発に貢献。機構が2025年度まで実施した「社会経済開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では中心的な役割を果たした。
- ◎ **JICA 長期研修員が要職に就任し、協力関係の一層の深化に貢献【②】**：ベトナムからの長期研修員（早稲田大学大学院、2002 年修了）が 2025 年 11 月にハノイ市人民委員長（ハノイ市長）に就任。現在、機構はハノイ市において人材育成や都市環境改善等の分野で協力を行っており、同市の発展に向けた取組が進められている。こうした中、日本で学び、両国の制度や考え方に通じた人材が要職に就くことは、相互理解に基づく政策対話や協力関係の一層の深化に資するものと考えられる。ベトナムでは、現駐日ベトナム大使も機構事業での留学経験があるなど、留学経験者が母国への帰国後に日本で得た知識を活用しつつ、要職に就き、知日派として活躍するケースが増えており、日本との関係深化に貢献している。
- ◎ **日伯司法セミナーでのJICAチェア講義実施【④】**：連邦法に関する非憲法事案の最高上訴裁判所であるブラジル高等裁判所（STJ）の企画、要望により、ブラジリアで開催された第1回日伯司法セミナーにおいて、司法長官、連邦判事、法曹関係者、外交官、学生等を対象に、機構の特別顧問が基調講演を実施した。STJは、ブラジルにおける憲法問題を除く連邦法の最終解釈機関として、法の統一と司法の安定に不可欠な役割を果たしている。高等裁判所長官及び在ブラジル日本大使館からの依頼により、機構の特別顧問の他に本邦大学教授等も多数登壇したことに加え、ブラジル側からは最高裁長官のスピーチも行われた。日伯両国の比較検討を第一人者の方々が語られ、「気候変動・AI時代の司法のあり方」という時流に即したテーマで実施された本セミナーは好評であり、司法の権威が強力な同国において日伯間で行われている司法・治安分野での協力、日伯間の人的交流に貢献した。

- ◎ **AAS in ASIA学会発表でJICAチェアを紹介【②③】**：北米発の世界最大のアジア研究者の学会（Association for Asian Studies）が、毎年北米とアジアでそれぞれ年次大会を開催しており、今次ネパール・カトマンズで開催された大会では、“Reframing Global Asias：Margins, Modernities, and Mobilities”のテーマの下、約300のセッションやイベントが行われた。国際日本文化研究センター（日文研）関係者とともに、機構のシニアリサーチアドバイザーが出席した。国際協力の実務者の立場からJICAチェアを通じて途上国に日本研究／日本開発研究をどのように展開しているか、その理念と実績が国際学会で紹介される初の機会となった。日文研において海外での日本研究者育成に係る重要性認識が高まっていた折、参加費用は一部先方負担される中で機構の国際的な対外発信へとつながった。
- ◎ **JICAチェア史上初の手話同時通訳の実施により、障害主流化を推進【②③】**：2025年11月、ドミニカ共和国の国立サントドミンゴ自治大学において、機構の特別顧問が「日本と世界 ―古代から現代まで―」を演題に講演を実施。同校の法律・政治学部、経済・社会科学部の学生・教職員や同国外務省、JICAの帰国研修員など総勢約80名が参加し、聴講者との活発な質疑応答もなされ、極めて良好な反応を得た。なお、講演に際して、ドミニカ共和国事務所が推進する障害主流化の取組の一環として手話通訳を手配し、ろう者コミュニティからの出席も得ることができた。この取組は、ドミニカ共和国で2023年に制定された「法律第43-23号：手話を公用語と認める法律」の運用の推進に貢献するものであり、同事務所の先駆的な活動の一つとして挙げられる。さらに、西語⇄英語の通訳においては、脳性麻痺のある起業家が代表を務める会社と契約したことで、多様性のあるビジネス環境の推進に貢献し、手話同時通訳含めて、JICAチェア史上初のインクルーシブな講演を実現した。
- 2025年9月、東京大学とアディスアベバ大学は学術交流推進に係る共同意向表明書を署名・交換し、機構も立会人として署名に参画した。具体的な取組の一つとして、JICAチェアの枠組みの下、東京大学から講師を派遣し、スタートアップ（SU）エコシステム構築について、日本の経験を踏まえた講義が行われた。アディスアベバ大学では、現地に進出している日本の商社やSUとの連携を深めており、JICAチェアを活用し、機構をハブとした日本企業・SU支援のプラットフォームに発展することが期待される。
- 帰国した長期研修員等との関係構築を目的とした留学生データベースを、2025年度より本格運用を開始し、登録者数が1,000名を超えた。

(2) 事業上の課題及び対応方針

長期研修員等の受入については、高度化・複雑化している開発課題や新たな課題に対応するべく、大学・研究科の研究資源・知見に係る情報の収集・整理をさらに進める。JICAチェアについては、インパクトをさらに高めるべく現地大使館や関係機関等との連携を図る。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

知日・親日的人材の育成に向け、留学中から帰国後に至るまでの継続的な関係構築と状況把握、ネットワークの活用が課題である。これまでの取組をより戦略的に展開し、我が国外交政策上の取組につなげることを期待する。

(2) 対応

留学中に、機構関係者等とのネットワーキング・セミナーの機会を提供するほか、自治体・省庁・

企業等と連携し日本国内との関係構築・日本理解促進の機会を提供した。また帰国した長期研修員等について現況調査を行い、要人リストを作成し、留学生データベースの活用を促進した。今後更なる戦略的な活用につなげるべく、帰国した長期研修員等の情報整備を強化するとともに、JICAチャーム参加を促進し、関係構築を維持する取組を継続する。

No.7	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、インフラシステム海外展開戦略2025及び追補インフラシステム海外展開戦略2030
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】開発協力大綱等の政策目標では、民間の技術・資金との連携強化を通じた開発課題の解決を重視しており、本取組の貢献度が大きいと見込まれる。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：018753

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標 値/年	2022年 度	2023年 度	2024年 度	2025 年度	202 6年 度
【指標7-1】協力準備調査、 中小企業・SDGsビジネス支 援事業を活用した法人・団 体数	490 法人・ 団体	80 法人・団体 ¹⁶	87 法 人・ 団体	126 法 人・ 団体	123 法 人・ 団体	146 法 人・ 団体	
【指標7-2】開発途上地域の 課題解決及び海外展開につ なげるためのコンサルテー ション企業数	4,420 法人・ 団体	700 法人・団体 ¹⁷	1,021 法 人・ 団体	1,014 法 人・ 団体	1,240 法 人・ 団体	1,09 2 法 人・ 団体	
②主要なインプット情報			2022年 度	2023年 度	2024年 度	2025 年度	202 6年 度
予算額（百万円）			9,155	5,879	5,762	5,14 6	
決算額（百万円）			4,671	5,216	5,060	3,70 9	
経常費用（百万円）			4,172	5,644	5,709	3,82 9	
経常利益（百万円）			△413	△1,27 5	△875	△ 172	
行政コスト ¹⁸ （百万円）			4,172	5,644	5,709	3,82 9	
従事人員数			151	158	158	158	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（7）、中期計画：2.（3）
年度計画 1.（7）民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業、海外投融資等）を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した

¹⁶ 第5期中期計画期間前半の制度改善を踏まえて後半年度の目標値を増加させ、中期目標期間全体の目標値490法人・団体を達成する予定。

¹⁷ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値4,420法人・団体を達成する予定。

¹⁸ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

開発協力を推進する。

- ・特に、民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善によって、SDGs達成への貢献に積極的に取り組む企業への連携事業の裾野拡大・連携強化に取り組むとともに、採択された案件の進捗管理を行う。また、開発インパクトの最大化に向け、JICAグローバル・アジェンダにおける連携をはじめJICAの多様な事業での民間企業の巻き込みを促進する。さらに、連携強化に向けて人材育成を推進し、インフラシステム海外展開を含む日本企業の開発途上国での活動が円滑に行われるよう支援するとともに、日本への環流、地方創生に資する取組も促進する。
- ・開発途上国ですでにビジネスを展開している企業に対しても、そのビジネスが開発途上国の社会課題解決にも貢献できるような助言を試行的に行う。当該企業の製品・技術を用いた新たな課題解決を促進し、ひいては経済的・財務的なリターンと並行して社会的・環境的なリターンを求めるインパクト投資家からの資金調達の促進にもつなげていく。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

なし

3. 年度評価に係る自己評価

評価：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

(1) 業務実績

- ◎ **JICA Biz活用企業が国土交通省「JAPANコンストラクション国際賞」を受賞【④】**：機構が支援した企業複数社が第8回JAPANコンストラクション国際賞を受賞し、海外における「質の高いインフラ」の実現に貢献したことが評価された。
- ・ 株式会社愛亀は道路の全天候舗装補修材「エクセル」の海外市場展開にあたり、JICA Bizを活用してカンボジア、キルギスで調査・実証を行った。カンボジアでは、その後国道5号線改修事業やプノンペン浄水場整備工事での採用につながっている。またキルギスを拠点にウクライナ等のCIS諸国へ平面展開されていること、カンボジアとキルギスで現地道路公社や政府機関等に製造技術を移転し、販路を拡大するとともに、関連商品の需要拡大を図っていることが評価された。
- ・ アルファ工業株式会社は用途・気候に応じた100種類以上のコンクリート補修剤をフィリピン、ザンビア、トーゴ、ハンガリー、シンガポールに展開。そのうち機構はザンビアでの調査を支援し、機構が実施する技術協力においても採用した。用途・気候に応じた多種多様な商品を開発し、多様なインフラ・地域で使用できること、また施工が簡単で、技術者やインフラの補修資金が不足する開発途上国でも使用できる点が評価された。
- ・ 株式会社栄組は自社開発した圧力調整注入工法の特許を日本、米国、ブラジル、インドネシアで取得し、コンクリート構造物の補修技術を知財化したビジネスモデルを構築。開発途上国政府と連携して技術の標準化を推進するほか、現地企業に対する補修機材の提供や施工支援等を実施している。機構はブラジルでの調査・実証を支援し、その後岩手県の事業を通じインドネシアへも展開。汎用性が高く、あらゆる構造物に使用できるほか、現地仕様に合わせてカスタマイズ可能

なこと、また現地公的機関や企業と共同でのコンクリート補修を含む人材育成プログラムを実施している点が評価された。

- ◎ **JICA Biz活用企業が「2025年度NIKKEIブルーオーシャン大賞」を受賞【④⑤】**：機構が支援した海洋建設株式会社による「廃棄貝殻を活用したメキシコにおける里海づくり」が、2025年度NIKKEIブルーオーシャン大賞を受賞した。生物多様性保全と漁獲量回復が課題であるメキシコにおいて、廃棄貝殻を活用した人工魚礁（シェルナース）による資源回復モデルと、地元関係者の自立的な活動が評価された。同社の取組は現地でも高く評価され、現地政府からの受注や国際機関（IDB）との連携につながった。また、メキシコでの取組は日本でも評価され、日本国内への導入も新たに決定した。
- ◎ **支援企業が南アフリカで事業を展開、スタートアップのグローバル展開を下支え【①②】**：機構は、株式会社HAKKI GROUPによる「ギグワーカー向けファイナンス事業に関するニーズ確認調査」を支援。独自開発のタクシードライバー向けの信用スコアリングやオペレーション効率化を実現するマイクロファイナンスサービスを展開し、南アフリカに現地法人を設立、2025年より事業を開始した。また2025年に実施された資金調達では、スタートアップ事業が安定的に黒字化している段階であるシリーズCで、総額27.1億円に達成。機構支援により、日本のスタートアップのグローバル展開につながったものであり、日本政府の経済財政運営と改革の基本方針2025で掲げられているスタートアップを含む日本企業の海外展開の実現に貢献した。
- ◎ **他機関や民間金融機関との連携によりアフリカ向けインパクト投資イニシアティブを立ち上げ【①②③】**：TICAD9において、アフリカ開発銀行などと連携し、アフリカインパクト投資イニシアティブ（IDEA）を立ち上げ、海外投融資を通じて、次回TICADまでに総額15億ドル規模の官民投資をアフリカに動員することが総理大臣のスピーチでも提唱された。本イニシアティブに貢献する形で、タンザニア向け「中小零細事業者支援事業」、アフリカ広域向け「アフリカの人々と環境のための投資事業」、アフリカ広域向け「産業育成PE（プライベートエクイティ）投資事業」、ガーナ・ナイジェリア・エジプト向け「医療施設運営改善事業」、南アフリカ「サステナブルファイナンス促進事業」、「気候変動対策に係るインフラ投資推進事業」、「ESG推進・インパクト投資支援事業」「アフリカ気候テックスタートアップ投資促進事業」の8件の実施を承諾した。共創パートナーとして、IFC、AfDB、BII、SMBC、シティバンクの賛同を得て、機構のイニシアティブによりアフリカへのインパクト投資を牽引するもの。
- ◎ **気候変動・環境関連分野への民間投資促進により、COP30のイニシアティブに貢献【①③】**：COP30において、中南米地域のグリーン分野への海外投融資を推進するMIDORIイニシアティブを立ち上げ、COP30の環境大臣ステートメントで表明された。また、本イニシアティブに貢献する形で、ブラジル向け「農業金融効率化事業」、中南米地域向け「生物多様性保全事業」、ブラジル向け「マット・グロッソ・ド・スール州水環境改善事業」、ブラジル向け「サンパウロ州沿岸部衛生改善事業」、中南米向け「農業イノベーション投資事業」の5件を承諾した。
- ◎ **支援企業の製品が日本国内での流通開始【④⑤】**：
 - ・ 機構は、株式会社明治による「高品質カカオのバリューチェーン構築のための普及・実証・ビジネス化事業」を支援し、マダガスカルにおけるカカオ豆の持続可能な生産と生産者の生活向上に取り組んでいる。明治による技術指導により、独自の方法で発酵・乾燥させ、品質の安定化を図るとともに、カカオを適正価格で買い取り、農家の収入向上につなげるもの。マダガスカルで採れる希少で高品質なカカオ豆「クリオロ種」の生産バリューチェーンが構築され、2026年1月に日本での製品化・一般販売された。

- ・ 機構は、株式会社トッププランニングJAPANによる「カシューナッツのバリューチェーン構築と高付加価値化に向けた案件化調査」を支援した結果、同社がカンボジアに設立した工場でカシューナッツの加工・輸出が開始され、2025年8月より国内大手コンビニエンスストア「ファミリーマート」での販売が開始された。加工工場は女性の雇用を創出し、HACCP・有機認証取得に向けた職能訓練等人材育成に貢献している。また、同じく機構が支援した株式会社ケツト科学研究所の水分計が活用されており、バリューチェーンの高付加価値化に日本企業の技術が活用されている。この点は2025年11月に「日本経済新聞」にも取り上げられた。なお、トッププランニングJAPANのカシューナッツは、カンボジア農林水産省によるカシューナッツ品評会（2024年6月）において、「名誉賞」を受賞した。
- COP30において機構は、地球的危機におけるビジネスの役割について強調し、「アグロフォレストリー農法を用いた環境順応型BOPビジネス事業準備調査」を実施した株式会社フルッタフルッタとともにサイドイベントに登壇した。同社が機構の支援も得て実践したアグロフォレストリー挑戦の軌跡を紹介し、アグロフォレストリーの発展に必要不可欠となる販路の可能性を広げる「サステナブルプラットフォームSCOPE 3 Neo」を発表した。またブラジルのパラ州トメアス市の発展に貢献したことが評価され、同社の長澤社長が名誉市民の称号を授与された。
- 機構の民間連携事業制度を利用した企業の製品・サービスを開発コンサルタント等に紹介し、ODA事業を含む開発途上国での開発プロジェクトで活用されることを目的としたビジネス交流会を実施した。テーマを分けて2回開催し、会場（63名）・オンライン（114名）あわせて総勢177名が参加。一部は機構の無償資金協力案件で採用を検討している。また、JICA筑波やJICA九州などの国内機関でも、企業と機構の研修員等との連携促進を企図した農業分野セミナーや、地銀や商工会議所などの金融機関を交えた海外展開セミナー、国連機関や日本の官公庁、大学も含めた官民学が集まったまちづくり分野でのセミナーなどを実施した。
- 機構は南アジア地域の拠点長が登壇するセミナーを、12月に福岡及び東京において実施。南アジア各国の情勢・課題・日本のパートナー（民間企業、自治体、大学、NGO等）と連携したプロジェクト事例、今後の重点支援分野を含む共創アイデアを紹介。パネルトークや参加者との質疑を通して、発展が著しい南アジア地域における日本のパートナーとの連携の機会を提供した。特にUN-Habitatと機構は2025年8月に「都市開発及び環境管理分野の連携・協力」に係る覚書を締結しており、本セミナーを共催したことで、連携の具体例と位置づけられる。参加者は、福岡では180名（対面・オンラインを含む）、東京（対面のみ）では59名。参加者からは、投資や進出先として注目が上がりつつあるものの、南アジアに関する情報は限られているため、現地に滞在する拠点長から生の情報を得られる貴重な機会と評価された。
- 企業共創推進（PSE：Private Sector Engagement）に係る機構職員向けの勉強会、実務者研修を実施した。
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業終了後のビジネスの状況についてアンケート、インタビューを通じたモニタリング調査を実施した。本調査を通じて開発途上国でビジネスを展開している企業には開発インパクトの発現状況の確認を行うとともにインパクト発現に向けた助言を行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの形成及び実現を促進するために、開発途上国の課題・ニーズを発信し、企業に寄り添ったコンサルテー

ション能力の強化が課題である。そのために機構の人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関との連携を促進する。また、更なる開発インパクトの創出に向けて、機構の多様な事業での民間企業の巻き込みを促進すべく、企業共創推進に係る方針・仕組み・体制づくりを進める。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

開発途上国の課題・ニーズの発信や人材育成に加え、公的機関・金融機関等との連携を強化し、多様な事業を通じた民間企業の巻き込みを戦略的に推進していくことを期待したい。

(2) 対応

機構は開発途上国の課題・ニーズ発信に係る機構ウェブサイト上の情報を拡充し、さらに企業との共創に向けた各種取組についての情報発信も開始した。また、JETRO、中小企業基盤整備機構、日本貿易保険等との連携促進の観点で勉強会や意見交換等を実施。さらに2024年8月に機構内部に設置した企業共創推進（PSE）タスクフォースの活動を通じ、2025年度も引き続き機構内の人材育成や企業との共創パイロット事業も複数行い、更なる民間企業との連携促進を進めている。

No.8	多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策、育成就労制度の導入、地方創生2.0、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは、業務・組織全般の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：018754

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数	200団体・企業	40団体・企業	49団体・企業	56団体・企業	53団体・企業	62団体・企業	
【指標8-4】NGO等活動支援事業への参加人数	2,500人	500人	952人	1,112人	1,838人	831人	
【指標8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数	6.1万人	1.3万人 ¹⁹	11,706人	17,247人	16,251人	16,450人	
【指標8-8】日系社会研修参加人数	700人	140人	152人	142人	183人	200人	
②主要なインプット情報			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額（百万円）			24,900	22,175	27,355	31,220	
決算額（百万円）			20,014	23,059	24,895	26,140	
経常費用（百万円）			18,399	22,489	25,904	27,022	
経常利益（百万円）			△4,300	△2,665	△2,731	△1,817	
行政コスト ²⁰ （百万円）			18,399	22,489	25,904	27,022	
従事人員数			148	145	145	145	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（8）、中期計画：2.（4）
年度計画

¹⁹ 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値6.1万人を達成する予定。

²⁰ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

1. (8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）

- JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）を通じて、引き続き、国民の参加と開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献する。
- 2025年度も適切な事業規模となるよう、案件形成、募集・選考、派遣前訓練に取り組む。そのために、SNS等を積極的に活用した幅広い層への情報発信の強化、連携派遣の推進、派遣までの期間短縮等、各種制度改善や事務の合理化等を推進する。また、派遣前・派遣中隊員の支援や、帰国隊員とのネットワーク強化においてもデジタル技術等を活用し、事業全体のDXを一層推進していく。
- 日本国内における環流、外国人材の受入や多文化共生社会の実現、地方創生の推進も念頭に、日本国内の各種団体等との連携を強化し、グローバルプログラム、奨学金制度、帰国隊員向けの起業支援、帰国隊員間のネットワーキング促進等を通じて帰国後の社会還元を推進する。
- 開発途上地域での活動に加え、それを通じて日本の主として若者を育成し、彼らの経験を日本社会に還元することで、国内にも貢献するという事業のあり方と成果を積極的に発信する。これにより派遣中隊員及び帰国隊員間に社会還元への機運を醸成しつつ、広く国民の理解と支持を得るべく取り組む。また、事業の更なる改善と合理化に係る検討を進める。
- 事業発足60周年を迎えるにあたり、これまでの実績や成果を振り返りつつ、日本国内及び在外拠点の所在する各国における周年行事の開催や広報活動等を通じ、JICAボランティア事業の価値、プレゼンス向上に取り組む。
- 隊員が派遣前の研修、派遣先の活動双方において高い倫理観・使命感を持って職務に当たることができるよう、規律・風紀の徹底を含め、派遣前訓練を行う訓練所の適切な運営に努める。

イ 外国人材受入・多文化共生

- 移住による開発途上地域の経済発展への貢献、移住労働者の課題解決及び日本における外国人との共生社会構築に向けた取組を積極的に支援する。その際、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携及び開発途上地域の政府関係機関、国際機関等との連携に取り組む。
- 共生社会構築支援に関しては、地方自治体や民間企業等と連携し、JICA海外協力隊経験者の活躍機会拡大、国際協力推進員の配置、学校現場での開発教育の支援等により外国人の社会参加及び日本人の多文化共生への理解を促進し、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるよう人材育成に取り組む。また、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」との協働等を通じ、企業等による外国人労働者の課題解決を支援する。
- 主に開発途上地域では、日本における育成就労制度の新設を含めた外国人材受入れ制度の今後の在り方も踏まえて、適正な送出しと受入れを支援するための情報提供体制の強化、労働政策を所管する府省等や日本語教育支援を含めた教育訓練機関等の能力強化、技能人材・ビジネス人材の育成等のため、技術協力及び資金協力事業並びに民間企業、地方自治体、NGO等による提案事業の形成・実施を促進する。

ウ 地方自治体との連携

- 地方自治体の行政の知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、開発途上地域等における事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- 中でも、自治体のSDGsに関連した計画策定を支援するほか、草の根技術協力事業実施による開発協力活動を通じて、日本への環流、地域の国際化及び海外展開を支援する。
- 特に、令和6年能登半島地震の被害を受けた地域に在留する外国人への支援を含む復興・生活再建支援に自治体・NGO等と連携して取り組む。

エ NGO/CSOとの連携

- NGO/CSOが有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域等のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指してNGO/CSOとの対話及び能力強化研修等を実施する。
- 現地情報の提供等により、各NGO/CSOの事業実施を支援する。

オ 大学・研究機関との連携

- 大学・研究機関、高専の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業の実施を通じて連携を強化する。
- JICA留学生の来日を推進させ、学びの機会を確保するとともに、大学や研究機関の国際化にも貢献する。
- 科学技術外交推進会議での議論も踏まえ、科学技術協力事業等を通じて開発途上地域と日本との連携を拡大し、国際頭脳循環に貢献するとともに、地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。

カ 開発教育

- 世界が抱える課題や多様性、日本と世界とのつながり等について、児童生徒を中心とした市民による理解および課題の解決に向けた取組への参画を促進し、地域社会における多文化共生を推進するため、研修や出前講座等の実施、教材制作・普及などを通じた開発教育の促進を支援する。
- 小・中学生及び高校生に向けた取組では、特に教育委員会との連携強化を図りつつ、他の教育関係機関、NGO等とも連携して効果的に事業を推進する。また、大学生への働きかけを通じた裾野の拡大に取り組む。
- 従来の取組に加え、デジタルツールやオンラインを効果的に取り入れた事業展開や情報発信に取り組み、開発途上地域や国際協力の現場をより体感できる機会を提供する。
- 開発教育支援事業が国際協力の担い手の裾野拡大にどのように貢献しているのか、アウトカムの分析を行う。

キ 日系社会との連携

- 中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日本と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。その際、日系社会を核として日本の良き理解者となり得る人々を巻き込み、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられる活動を支援する。
- 特に、日本の地方自治体や企業等と日系社会の連携促進、中南米における日系社会を通じた日本理解の推進、海外移住資料館の活動への国内若手日系人の参画促進等に取り組む。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- 【指標8-1】 JICA海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- 【指標8-3】 地方自治体との連携に係る取組の促進状況
- 【指標8-5】 NGO/CSO連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況
- 【指標8-6】 開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況

3. 年度評価に係る自己評価

評価：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的に顕著な実績が多

数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4.業務実績

No.8 ア JICAボランティア事業(JICA海外協力隊)

(1) 業務実績

◎ JICA海外協力隊発足60周年記念式典をはじめとした周年行事の取組【②③④】：

- JICA海外協力隊派遣開始60周年を記念し、2025年11月に東京で式典を開催し、オンラインも含め約3,100名の参加を得た。二部構成で行われた式典の第一部では天皇皇后両陛下の御臨席の下、英利外務大臣政務官（総理大臣祝辞代読）や小渕JICA議連会長をはじめ多数の御来賓が登壇された他、パプアニューギニアのマラペ首相からのメッセージでは、海外協力隊の活動が同国の発展に素晴らしい貢献をした旨言及された。第二部は、帰国隊員社会還元表彰大賞受賞者や帰国隊員の起業を応援するプログラムであるJICA海外協力隊起業支援プロジェクト「BLUE」関係者4名とタレントのユージさんによる対談、宇宙×JICA海外協力隊での「Jicakyoryokutai」とされた小惑星命名の紹介、多様なバックグラウンドを持つ帰国隊員20組によるファッションショーを開催した。
- 60周年を記念し、初代隊員派遣国（ラオスやフィリピン等）で周年行事（90件）が行われたほか、日本国内でも多数の関連イベント（70件）が開催された。
- JICA海外協力隊発足60周年を迎えた2025年度は、年間を通じて、幅広い媒体を活用して広報を行った。具体的には、若者向けにInstagramによる情報発信を強化したほか、「The Japan Times」での特集、「クーリエジャポン」誌での学生インタビュアーとの対談、ラジオ番組（東京FM）におけるトークセッションを通じた情報発信を行った。また、新しい取組としては、インフルエンサーの活用、動画配信番組（PIVOT、ABEMA Prime）への出演等、情報発信の幅を広げた。

◎ JICA海外協力隊応援基金によりJICAボランティア事業への新たな協力方法を実現【②】：2024年2月に設立した「JICA 海外協力隊応援基金」は、派遣中のJICA海外協力隊員への支援や、帰国後、国内外の社会課題の解決に取り組む協力隊経験者への支援を目的とした寄附金事業。寄附金を活用して、バヌアツでの学校防災教育に使用する訓練用消火器、ニカラグアでの「新しい命を守る」新生児蘇生トレーニング用超低出生体重児モデル、ルワンダ向けに安全な飲料水が飲める水ろ過装置を購入。バヌアツの教育訓練省からは「学校での防災力向上に対する訓練用消火器の提供と、丁寧な指導に深く感謝する」、ルワンダからは「手に入れることが非常に困難だった飲料水を利用できるようになった」と感謝が伝えられた。これらの取組は、JICA海外協力隊ウェブサイトや『クロスロード』、SNS等で発信するとともに、ウェブサイトの特設ページを開設し、寄附とともに寄せられた寄附者からの心温まる応援メッセージも掲載している。同基金は、寄附金の具体的な活用状況を通じ、相手国側の現状や課題を寄附者や一般国民に届けることができおり、それが現地からの感謝の言葉とともに伝えられることで、事業や日本の国際協力に対する国民の理解促進の一助になっている。

◎ ブータンのキノコ隊員による国際機関（FAO）の資金動員【②】：FAOの技術協力計画に基づき、ブータン国立きのこセンター（NMC）職員の技術向上と商品開発中の加工品の市場調査を目的として、ナメコ栽培技術と優良品種の開発・普及方法について、2025年4月に福島県を中心に視察研修を実施した。JICA海外協力隊員がNMC職員とともに農業省や農業大臣に事業提案を行ったプロジェクトであり、FAOに加えて、UNDPから総額約23万ドル規模の資金拠出を得て事業計画策定に至った。協力隊員が国際機関を含む関係機関や生産者をつなぐ役割を果たし、共創事業としての優良事例となった。

- ◎ **JICA海外協力隊連携案件の成果発現【②④⑤】**：学力水準の底上げが課題であるザンビアにおいて、広島大学は、2002年からJICA海外協力隊と連携した「ザンビア特別教育プログラム」を開始。修士課程の大学院生が、協力隊の理数科教員としてザンビアで活動しながら、同時に研究活動も行うという取組を継続。ザンビア教育業界に大きな貢献を果たしたほか、修了生は国際協力人材としての経験を重ね、理論と実践の往還を具現化した。また、本事業を起点に、2007年から広島大学とザンビア大学による合同研究セミナーを継続して開催したほか、理数科カリキュラム改定や教員の授業力向上などに関する技術協力との連携も進められた。2025年度は、これまでの活動の広がりをもとめたプロジェクトヒストリー『海外協力隊と大学院で国際協力の道を目指すザンビア特別教育プログラムの軌跡ー』が編纂・出版された。
- ◎ **グローバルプログラム（派遣前型）、地域おこし協力隊との連携広がる【②⑤】**：2024年度に秋田県五城目町で実施した地域おこし協力隊との連携案件が、2025年度は島根県海士町、鳥取県南部町、埼玉県横瀬町（2025年度2次隊、2025年度3次隊）そして熊本県玉東町（2025年度3次隊）と前年度に比し4件増えた。実施している自治体職員からは「グローバル実習生が来ることで、地域が元気になっている」などのコメントを得ている。自治体が協力隊派遣前の実習生を地域で積極的に活用したいという要望に応える優良事例であり、社会課題に取り組む機会を求める協力隊にとっても実践的な経験を積むことができ、自治体と協力隊の双方が恩恵を受けるWin-Winの関係が生まれている。また、協力隊として派遣された隊員15名が帰国後に実習先の自治体に表敬訪問を行った。これら取組により、帰国後も地域とつながりを持つ参加者が現れ始め、島根県海士町には元グローバル実習生1名が就職したほか、3名がそれぞれの実習先に内定する等、地方の課題解決を担う人材育成にも貢献した。
- 帰国隊員が国内外で社会課題に取り組む事例を表彰する第3回社会還元表彰を実施。応募者50名から7名の受賞者を選出。表彰式典には、帰国隊員、協力隊サポーター宣言企業・団体、報道機関、後援団体（日本商工会議所、全国地方新聞社連合会）、外務省等100名以上が対面で参加した。また、YouTubeでも同時配信（最大視聴時約100名が同時参加）し、プレスリリースは30以上の媒体で発信された。また、受賞者3名の取組を地方紙で広告記事として広報することで、環流に取り組む協力隊経験者の価値を再認識し、JICA海外協力隊60周年という節目の年に外部に向けてPRする好機となった。60周年式典のほか、大阪万博や他の国内拠点のイベントで受賞者が登壇し、環流事例を機構内外に広報するキーパーソンとして活躍している。
- 2025年度も計画に沿った派遣規模に基づき、案件形成、募集・選考、派遣前訓練に取り組んだ。募集広報においては、事業発足60周年の節目を活かして広報手段を多様化させ、事業と募集の両面での広報を行った。
- 派遣前訓練での講義において、具体的な事例等を基にコンプライアンス研修の内容を見直し、派遣前、派遣中における訓練生・協力隊員のコンプライアンス意識の向上を図った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

隊員のコンプライアンス意識の向上は肝要であり、隊員の数のみにとらわれず質も重視した事業運営を目指し、コンプライアンス制度の整備や問題発生時の対応を強化していく。

No.8 イ 外国人材受入・多文化共生

(1) 業務実績

◎ **ディーセント・ワークの実現に向けたイニシアティブの開始【③⑤】**：

- ・ 外国人労働者が送出機関やブローカー等に就労前に支払う高額な費用は、就労後も外国人労働

者の大きな負担となり、安心した就労を妨害し、失踪の原因にもなっている。これら状況を踏まえ、機構は2024年1月から2025年9月までの間、ベトナム政府と連携し、国際労働機関（ILO）の協力を得て、外国人労働者の高額な費用負担の是正を目指す「公正で倫理的なリクルートイニシアティブ（FERI）」の制度設計を実施した。同制度に基づき、同分野で取り組む団体により、ガイドラインの策定や東南アジア各国での運用へと進展している。これまで外国人労働者が負担していた手数料や研修費用等を雇用者が負担し、これをモニタリングすることにより実効性を高める取組は過去に例がない。本イニシアティブの進展は、外国人労働者の人権保護の向上につながり、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール8「働きがいも経済成長も」のディーセント・ワークへの貢献が見込まれている。

- ベトナム人海外就労希望者が求人情報へアクセスできるアプリの運用開始
 - ・ 機構は、2023年8月に開始した技術協力を通じて、日本への就労希望者が、十分な情報を基に送出国を選定できるようなアプリの開発にあたりベトナム政府を支援し、2025年7月に運用が開始された。送出国側の関係者の情報アクセス向上を図り、法令に基づく適切な手続きの促進に貢献することが見込まれる。
 - ・ 運用開始6か月でアプリ登録者は8,000名を超え、ベトナム政府からは、労働者送出国に係る課題の解決につながる事が期待されているほか、国際労働機関（ILO）等の国際機関からも、労働市場ガバナンスの強化に資するものとして注目されている。
- 多文化共生の担い手・実践者のための共創の場への貢献
国際協力NGOセンター（JANIC）が主催する「多文化共生の担い手・実践者全国会議2025」（2025年7月開催）に、NGO・NPO、企業、政府、自治体、機構を含む関係機関等、計370名（対面120名、オンライン250名）の実践者が参加した。機構にとっては、海外協力隊経験者の帰国後の社会還元活動などが、地方自治体等が取り組む多文化共生施策に担い手育成という観点から貢献し得ることを発信する好機となった。NGOや共催機関だけでなく、内閣官房、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省からの参加が得られ、様々な主体との対話の場となった。

（2）事業上の課題及び対応方針

2026年1月に決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を踏まえ、開発途上国の産業振興や雇用創出等に寄与する人材の育成や、海外で就労する人材の人権が尊重され、法令が遵守される適正な送り出しが行われるよう送出国の労働・雇用政策、行政手続きの整備・改善に係る能力強化や組織体制の強化に関する協力を行うことが求められている。また、これらの協力や海外協力隊をはじめとする国民等の協力活動を推進する取組により、日本社会における国際協力や開発途上国への理解が促進され、国内の地方自治体等が行う共生社会の実現に向けた取組に貢献できるものがある。機構は、開発途上地域の経済・社会の開発に主眼を置いて取り組みつつ、適正な外国人の受入れや秩序ある共生社会の実現にも貢献していく。

No.8 ウ 地方自治体との連携

（1）業務実績

- ◎ 災害からの復興という共通点で自治体間の知の循環を生み出し、経験継承に貢献【①③④⑤】：
 - ・ 機構は、東南アジアや大洋州、南アジア、中南米といった自然災害多発国に加え、ウクライナをはじめ、パレスチナ、イエメン、エチオピアなどの紛争・人為的災害被災国を対象に復興や平和構築を支援しており、それにあたり、東日本大震災からの復興を経験した多くの東北地域の自治体（福島県：浪江町、双葉町、宮城県：東松島市、岩沼市、石巻市、岩手県：陸前高田市、釜石市、遠野市 等）と連携して事業を進めている。災害後の応急対応、直後のニーズ把握と対応、「仙台防災枠組2015-2030」の優先行動として位置づけられているBuild Back Betterの考え方に基

くより良い復旧・復興計画の策定、瓦礫の処理・インフラ復旧の手法、地域コミュニティでの復興との向き合い方に関しては、各自治体の経験と知見がそのまま世界の災害復興に役立っている。

- 例えば、ウクライナにおいては、東松島市をはじめとする東北自治体の知見を活用した災害瓦礫の分別・仮処分手法が、現地政府関係者から「実践的で即応性の高い復興モデル」との高い評価を得た。
- スマトラ島沖大地震で被災したインドネシア・バンダ・アチェ市と東松島市の相互復興として、東日本大震災の経験を基にした草の根技術協力事業を通じ、地域コミュニティ再生や防災・生業回復の手法が現地で展開可能なモデルとして導入され、牡蠣養殖産業への挑戦、共同農園の運営等、今もその成果が継続している。現在、両市による連携覚書締結の準備が進められ、継続的な人的交流や共同発信へと発展している。
- 東北地域の自治体は、復興等の遅れから人口減少や高齢化などに悩み、かつ、震災や復興そのものへの関心が薄れていくことに危機感を持っている。その中で、機構の取組を通じてそれが改めて評価、世界に発信され、現在の被災地の活動に関心を寄せられることこそが、被災自治体の復興活動に対する自信（Civic Pride）の創出・モチベーション維持にもつながったという声が聞かれた。

◎ 国際協力を通じた地域おこしのモデルケース・宮城県丸森町とザンビアの農村振興【③⑤】：

機構を通じザンビアからの研修員を、2011年から受け入れている宮城県丸森町は、同国での農村地域の振興を目指す草の根技術協力を2016年から2フェーズにわたり実施。この事業には町民も多く参加し、自らの生活で培われた強みの再発見につながったとの声が多く聞かれたほか、来日した同国研修員が小中学校や高校で児童・生徒と交流し、町の子どもたちが海外に関心をもち、異文化との交流の中で同町をより深く知るきっかけになるなど、町の地域活性化に大きく貢献した。また双方の関係が深まる中、同町が2019年の台風19号で被災した際には、在京ザンビア大使が見舞いに訪れたほか、同町は東京オリンピック・パラリンピックで同国のホストタウンとなるなど、自治体間の交流にもつながった。こうした信頼関係とネットワークを基に、同町の株式会社石塚養蜂園は、同国でのビジネス展開に向けた調査をJICA Bizを活用して実施した。また、元海外協力隊で地域おこし協力隊経験者が立ち上げた社団法人みつやブリッジが、「世界の人びとのためのJICA基金」から助成を受け、ザンビアと丸森町双方における農業を通じた地域おこし事業を実施するなど、機構事業を通じ、ザンビアと丸森町との継続的な交流が、ザンビアの経済社会的発展と丸森町の地域おこしの一助となっている。

◎ 天理市・天理大学と機構の三者連携を強化【⑤】：

- 機構は2022年に天理市及び天理大学との三者覚書を締結。同協定に基づき、天理大学柔道部は部員OB/OGをエジプトへJICA海外協力隊として派遣した。また市内小学校にて帰国隊員によるエジプト学習の出前講座開講を実施した。天理市からの協力隊派遣は23名にのぼり、2023年度から開始したエジプト学習は2025年度に市内全9校へ拡大し、協力隊の社会還元と地域の国際理解の促進に寄与した。この取組はこれまでに地元メディア（「奈良テレビ放送」、「奈良新聞」、「産経新聞」等）により報道され、機構の認知度及び協力隊の募集広報にも貢献した。天理市はスポーツを含む地域資源を活用した「循環型共生都市の実現」を掲げ、2024年にSDGs未来都市に選定されている。これら実績が評価されたこと及び三者間での更なる連携促進を見据え、2025年に三者連携を更新した。
- 天理市の国際協力連携をモデルとして、京都府京田辺市でも同様の事業が実施されている。機構と同市は、同市に所在する同志社大学ラグビー部からのインドへの協力隊連携派遣を契機に、協力隊の社会還元と地域の国際理解促進に資する事業を開始した。2026年1月から2月にかけては、市内小学校1校において、帰国隊員及び派遣中隊員によるインドを題材とした学習が計3回試行された。

- ◎ プロジェクトを通じTUMO Gunmaのデジタル人材育成を支援【②⑤】：2023年11月から実施中のアルメニア「ハイテク産業連携強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、STEAM教育機関との連携促進を活動の一つとして、アルメニアの代表的なSTEAM教育機関であるTUMOセンターと協力関係を構築した。機構はプロジェクトを通じてTUMOセンターのプログラムの導入、教材の日本語翻訳、専門家の本邦招へいを支援。またTUMOセンターは2025年12月に開催された2024-2025年WISE（世界イノベーションサミット教育賞）最優秀賞に選出された。同協力で構築された協力関係を基に、機構が支援する形で、デジタルクリエイティブ人材の育成を重視する群馬県において、TUMOセンターのアジア初のフランチャイズであるTUMO Gunmaが高崎市に設立された。2024年のオープニングセレモニーには山本群馬県知事、河野前デジタル相、TUMO最高開発責任者他アルメニア関係者、関係自治体の市長、教育関係者等約170名が出席した。既に500名以上の中高生が登録・利用しており、国際的に高い評価を受けるTUMOの教育モデルがTUMO Gunmaより日本国内で提供されることにつながり、機構の支援成果が日本へ還流する優良事例となった。
- ◎ 横浜市との協働によるTICAD9関連広報と企画の展開【①②④】：機構は「アフリカに一番近い都市」横浜市との協働により、以下のTICAD9関連イベントを実施。地元市民のアフリカに対する関心の喚起に貢献した。
- 東京及び横浜のメディアを招待し、アフリカにおける機構及び横浜市の取組を紹介する記者勉強会を開催し、TICAD9に向けてメディアの関心を惹起した。また地方マスメディア派遣の一環で、神奈川県内地域のカバレッジが大きい神奈川新聞社の記者がウガンダでの機構の事業や国際協力活動取材し、TICAD9開催前後に連載記事が発信された。
 - アフリカの少数民族の撮影で著名な写真家によるトークショー、パネルディスカッションと写真展を横浜美術館で共催。来訪した165名の市民に向けて、写真や講演を通じて多彩なアフリカの魅力を発信した。共催機関である横浜市が作成したTICAD9記録集に、本イベントが掲載され同市から高く評価された。
 - 「アフリカにおける女性のビジネス・起業の推進」（課題別研修）をTICAD9の会期に合わせて実施。行政による女性起業家支援策について、横浜市の取組を紹介。また研修員は、TICAD9サイドイベント及び座談会形式のイベントに参加し、それぞれの国でのジェンダー課題や具体的な取組を紹介。さらに横浜市内の高校を訪問し、研修員が高校生とともに日本・アフリカの社会課題の解決策を議論し、世代や地域を越えた「共創」の実践を体験した。メディアの関心も高く、日経新聞や朝日中高生新聞にその様子が掲載された。
- 「共創の未来とやま」（北陸における外国とつながる子どもの支援者・団体の連携強化を目的とした事業）がきっかけとなり、富山市・（公財）かめのり財団・JICA北陸の協働事業が実現。2025年8月、1週間にわたり、かめのり財団が旅費の一部を負担しインドネシア・バリ州での「高校生を対象とした富山市の国際協力現場体験学習」を実施した。富山市が地元企業との連携のもと現地で展開する国際開発事業及び機構の事業（民間連携・草の根技術協力・ボランティア）の視察を通し、富山の高校生が、インドネシアと日本・自分たちの住む自治体との関係を学ぶとともに、開発協力や開発途上国への理解促進を図った。
- 鳥取県南部町では、2022年度2次隊よりグローカルプログラムを開始。グローカル実習生（JICA海外協力隊OB/OG）が開発途上国での経験を踏まえ、協力隊事業の紹介や国際協力、開発途上国に係る情報提供などを行うことにより、同町が実施する地方創生・多文化共生の活動にも関与するもの。JICA海外協力隊等国際協力の認知度も上がり、グローカル実習生の宿舎のある高姫地区で

は竹害対策など集落の一員としての活動・交流を深めた。2023年度には同町在住の高校生が、JICAエッセイコンテストに応募しJICA所長賞を受賞。また高校生サークルのJICA地球ひろば訪問等につながった。これら取組に関心を持った鳥取大学は、今後の開発途上国での協力に期待し、2025年11月に機構との連携協定を締結した。

- 自治体が実施する国際関係分野の施策策定プロセスへの貢献：
 - ・ 都道府県による国際関係分野の新規施策の策定や改訂にあたって、機構職員が自治体の附属機関の構成員等に任命され、機構の事業経験を踏まえ、地域の国際化等に係る戦略へ具体的な提言を行う事例が数多く見られた。
 - ・ これらの取組の中には、当該政策文書等の策定への貢献にとどまらず、策定後の施策の実施にあたって機構による貢献が期待されている事例もあり、機構が実施する開発協力や国民等の協力活動の促進の観点から新たな連携につなげていく。
- 新潟県佐渡市において、13か国18名の長期研修員が、佐渡の金銀鉱山としての歴史や伝統芸能、そしてSDGs未来都市の試みや課題について学ぶプログラムを実施した。地域振興に取り組む海外協力隊OBOG3名を含む地域住民との意見交換を実施。長期研修員にとっては、佐渡市役所や農園での講義を通じ、自然環境を守りながら農村部の開発を進める重要性、トキとの共生に至った背景等農業に対する佐渡の人々の思いや姿勢、さらには日本における農業を軸とする地域開発の具体的な事例を知る機会となった。本プログラムの実施を通じて、佐渡ではトキの野生復帰によるネイチャーポジティブの実現に取り組んでいること、また文化・伝統を継承しつつ、持続的農業や人口減少対策、地方創生への取組を推進していることを確認できたため、2026年2月からの長期研修員のインターン受入につながり、行政官である開発途上国の長期研修員が佐渡市の地方創生の取組みを学ぶ機会を得た。

(2) 事業上の課題及び対応方針

政府による地方創生2.0の施策展開により地域活性化の気運が高まる一方、地方自治体においては、地域の特性に即した効果的な取組方法を見いだすことに課題がある中、機構は、自治体が国際協力に参画しやすくなるよう必要な情報提供や連携の機会を整備するとともに、国際協力の成果が地域の取組に還元され、地域活性化にも寄与するよう支援を行った。2026年度は、各地域で得られた優良事例が他地域でも役立てられるよう情報を整理・発信し、自治体が自らの状況に応じて国際協力を効果的に取り入れられるよう後押しする。また、地域内の多様な関係者が協力しやすい体制づくりを一層促進し、自治体主体の共創的な取組の強化を図る。

No.8 エ NGO/CSOとの連携

(1) 業務実績

- ◎ 日本のNPOの支援により「環境」の科目が制度化【②】：インドネシア「離島でのデジタル教材と日本式授業研究を活用したSDGs環境教育支援プロジェクト」（草の根技術協力事業）では、一般社団法人インドネシア教育振興会が経済発展とともに深刻化するごみ問題や環境問題に対応するため、インドネシアで小中学校への環境教育の導入と普及に取り組んでいる。同団体はこれまでに南タンゲラン市で確立された「南タンゲラン環境教育モデル」を基盤に、デジタル教材の開発・現地向け編集、日本式授業研究を取り入れた授業改善など、地域の教師が自ら環境教育を実践できる仕組みづくりを進めてきた。さらに、地方の教育局を対象とした日本での研修を実施し、日本の取組に触発されたインドネシアの教育局関係者が、帰国後に「環境」の科目を正式教科として制度化するための働きかけを行った。その結果、西マンガライ県及びクバン市では正式に「環境」が学校の教科として認定され、全小学校の4年生と5年生が環境教育を学ぶ体制が整備された。これらの成果は、離島地域において環境保全への意識を高め、コモドオオトカゲの生息

地を含む脆弱な生態系の保全に寄与するとともに、インドネシア国内での環境教育普及のモデルの一つとなった。

- ◎ **社会課題解決に向けたNGOの提案力向上の研修を展開【③】**：機構がNGO等の活動を支援するNGO等提案型プログラムとして、コペルニク・ジャパンによる「NGO等と民間企業のミッションを融合した連携手法に関するワークショップ」を採択・実施した。本ワークショップに参加したNGOは、民間企業のパーパスやニーズを分析し、自団体のミッションと統合した協働提案を構築するための実践的ノウハウを段階的に修得。講義・個別コンサルテーション・実践演習を通じて、企業との対話方法、協働価値の言語化、提案書の組み立てなど、これまで不足していたスキルを体系的に身につける機会が提供され、参加NGOの提案力が大きく強化された。その成果の一つとして、アース製薬の口腔ケア製品（マウスウォッシュ等）を活用するNPO法人アクセプト・インターナショナルの提案が、衛生環境の課題が深刻なソマリアの難民キャンプ等において住民の口腔衛生改善を支援する取組として展開され、研修の成果を活用したNGOと企業の連携事業として実施された。
- ◎ **寄附金を活用し、技術協力プロジェクト対象校の教育環境を改善【②③④】**：キノルド財団は、開発途上国の子どもたちに対する教育や医療の改善が、次世代における国際的な安定と平和に寄与すると考え支援を行っている北海道札幌市の財団法人である。同財団は、カンボジアで実施中の「教員養成大学強化を通じた基礎教育の質改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の取組に、自らの理念との親和性を見だし、機構に対して寄附の申し出を行った。この寄附金を活用し、同プロジェクトの対象であるプノンペン教員養成大学及びバタンバン教員養成大学附属小学校におけるIT教育環境整備として、両校にパソコンを供与。これにより、附属小学校でのICTを活用した授業実践の機会が拡大し、教員養成大学と附属小学校の連携強化というプロジェクト成果の促進にも資することが期待される。さらに、カンボジアでの経緯を踏まえ、同財団よりラオスにおける初等教育分野への寄附にもつながった。このように、カンボジアでの事業実施は、機構の教育分野支援の意義や成果が民間財団にも共有された結果、更なる支援への寄附につながるなど、民間からの継続的な国際協力参加を促す契機となった。
- ◎ **フィリピンでの協力の成果を日本国内で活用【⑤】**：機構は、NPO法人アクションのフィリピンでの事業を支援し、同法人が開発した「ライフスキル・トレーニング」をフィリピンの児童養護施設や青年更生施設へ展開した。このフィリピンでの成果を基に、機構はNPO法人アクションとともに、日本国内向けのライフスキル研修ファシリテーター養成講座を実施した。同養成講座では、自己認識、セルフケア、コミュニケーション、問題解決、目標設定など9つの単元からなるフィリピン発のプログラムを日本の文脈に合わせて再編し、外国にルーツがある子ども達や発達障害など様々な困難を抱える子ども達にかかわるNPOスタッフや教育関係者、また国際協力NGOのスタッフや幼児教育分野の機構専門家等が参加した。受講者から提出されたレポートからは、海外発プログラムが国内の子ども支援に応用可能であることが確認され、参加者からは「話し合いを通じて他者の視点を共有でき、新しい学びが多かった」「断片的な知識を体系的に整理できた」「早く現場で実践してみたい」といった反響が得られた。もともと日本国内で本分野の体系的な研修がなかったことから、日本国内の児童施設等の要望を踏まえ、フィリピンで実践した成果を基に作成されたもの。長年フィリピンで培われた草の根技術協力事業の成果が、日本国内の子ども支援分野に還流される事例であり、国際協力で蓄積された知見が国内の社会課題解決にも貢献し得ることを示した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

NGO/CSOが継続的に事業を実施するための組織基盤や人材確保が依然として課題となる。これらの団体が持続的に活動できるよう、研修機会の充実やネットワーク形成支援を通じて基盤強化を図り、より安定した連携体制の構築に取り組んでいく。

No.8 オ 大学・研究機関との連携

(1) 業務実績

◎ 宇宙分野の国際頭脳循環プログラムの立ち上げ【②③⑤】：

- ・ 機構は、2014年より宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携協定を締結し、人事育成を通じた宇宙機関、大学、民間企業との人的・組織的な宇宙技術活用ネットワークを構築してきた。2025年度は、さらにこの取組を拡充し、本邦産官学の関係機関が連携し、宇宙・衛星技術と衛星データの利活用を推進する人材を育成する「宇宙国際頭脳循環プログラム」を立ち上げた。また、同プログラムで来日中の長期研修員の交流及び国内の地域開発を学ぶ機会の提供を目的として、宇宙産業にて地域開発を推進している福井県、福岡県においてリトリートを実施。県民衛星事業を行う福井県、福岡県の産官学の宇宙関係機関との意見交換の場を設け、機構と研修員及び国内の宇宙分野の研究者や衛星事業を担う関係者とのネットワークを構築した。中長期の視点で宇宙分野の人的ネットワークが広がることが期待される。
- ・ JAXAが主催するアジア太平洋地域宇宙機関フォーラム（APRSAF）にて、5つの分科会のうちの1つ「宇宙能力向上ワーキンググループ（SCWG）」を同フォーラム史上初めて、機構が主担当として開催。機構の長期・帰国研修員のほか各国宇宙機関、各国政府、研究機関、民間企業等から約60名が参加し、アジア・太平洋各国の宇宙人材育成の現状と課題を共有するとともに、宇宙人材の能力強化による社会課題解決の重要性について議論を行った。

◎ 理化学研究所 生物画像解析に係る学会発表と途上国研修員からの研究発表【③】：機構は、理化学研究所生命機能科学研究センター、バイオイメージ解析に係る学会“Global BioImage Analysts' Society (GloBIAS)”とともにGloBIAS Bioimage Analysis Conference 2025を共催した。機構がカメルーン、ケニア、ナイジェリア、南アフリカからの研究者の参画を支援したことで、先進国だけでなく開発途上国も含めて研究成果が共有され、連携が促進された。学会では機構の科学技術協力に関し、口頭発表を行い、約200名の聴衆に機構の科学技術協力の成果と可能性を発信した。

○ 2025年度は社会実装に向けた国際共同研究を推進する地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）を12件採択した。さらにSATREPSの成果を踏まえ社会実装を促進するための技術協力プロジェクトを1件採択した。

○ 機構の経験を踏まえた各種大学との共創及びアカデミアでの環流

- ・ 機構は全国の112大学において、長期研修員等約2,100名の受入れを実施した。世界各国から集まる長期研修員等は、それぞれの国の開発課題を解決する手法を学ぶだけでなく、大学側も実務経験のある長期研修員等からグローバルサウスの精度の高い情報を収集することができるために、本邦大学における学問の幅を広げる効果を生みだしている。
- ・ 大学と機構の戦略的な組織連携を図るために、協力実績のある22大学との連携協定や覚書の締結を更新した。

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構の運営協議会に機構の人間開発部長が委員として参画し、高専機構の運営に国際的見地で助言を行った。また、機構が2022年度から2024年度にかけてマレーシアの技術学校に対する本邦研修を高専で行った結果、2025年度より高専は独自にマレーシアと学生交流を展開した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

本邦大学の経営目標や関心分野が多様化する中、国際協力における大学との連携の意義をより明確

に示していくことが課題である。2026年度に向けては、既存施策を着実に実施するとともに、大学との対話や情報発信を通じて連携の深化を図る。

No.8 カ 開発教育

(1) 業務実績

- ◎ 四谷小学校生徒からの寄附金を活用し、ジュバ市内全26の小学校で算数の補講を実施【②③⑤】：機構が四谷小学校で南スーダンを紹介する出前講座を行った結果、生徒が有志で南スーダンの子どもたちのために募金活動を実施し、使途特定寄附金として機構に寄附した。南スーダン事務所は同寄附金で南スーダンにおける「みんなの学校」事業の算数補講にて使用する文房具を購入し、2025年1月にジュバ市の10の小学校に供与した。なお、機構が算数補講の実施をサポートした結果、各校の四則演算の平均点は実施前に比べて10～20点増加した。その後、南スーダンの小学校からの御礼ビデオメッセージを四谷小学校に共有したところ、生徒による追加の寄附金が寄せられた。これを受け、算数補講で使用する文房具の供与校を拡大し、最終的にジュバ市内全26校の小学校で算数補講が実施された。また、TICAD9に合わせて南スーダン教育省職員が四谷小学校を御礼訪問したところ、その模様は「朝日小学生新聞」に掲載された。日本の小学生やその親、教員等との顔の見える関係が構築され、今後のつながり・交流拡大が期待されている。
- ◎ 被爆80年を機に広島県と協働し、研修員との対話の場を次世代育成に提供【⑤】：広島県の「国際平和拠点ひろしま構想推進計画」（2025～2027年度）において、復興・平和構築に関する次世代育成が重要視されたことを受け、機構は中国センター所管の平和構築関連のすべての研修において、フィリピンやナイジェリアをはじめとする開発途上国からの研修員と日本の若者が平和に関する対話する場を企画した。日本の若者として、広島県が主催する「グローバル未来塾」の高校生を招き、機構が招へいた開発途上国出身の研修員と平和について語り、学び合う場を提供したところ、多くの参加者から、本対話の場を通じて平和への理解、想いが深まったというコメントを得ており、研修員のみならず日本の若者にとっても平和構築について学ぶ良い機会となった。
- ◎ 小学生国際協力体験プログラム参加者が札幌市児童生徒社会研究作品で特選を受賞【⑤】：カメルーンで協力隊として活動したOVを講師として、2025年7月、小学生向けの国際協力体験プログラムを開催した。「カメルーン的生活を知る」をテーマに、かるたやすごろくを通して、カメルーンでは、同じ小学生でも子どもは毎日水汲みをしたり、頻繁に停電が起きることを知り、日本の小学生との違いを学んだ。このプログラムに参加した小学生13名のうち、札幌市厚別東小学校の2年生の児童が、この日に学んだことを「カメルーン新聞」としてまとめたところ、札幌市児童生徒社会研究作品展に出展され、特選を受賞した。また、プログラム当日は北海道札幌国際情報高校ボランティア部の学生9名が参加しイベントの運営をサポートした。高校生からは「開発途上国というとネガティブな印象や問題・課題が取り上げられるが、今回は明るい印象を受けた」「小学生にかみ砕いて説明することで、自身も学ぶことがあった」といった声が聞かれ、ボランティアとして高校生の参加を得ることで、小学生、高校生双方にとって学びの深いイベントとなった。
- アフリカから来日した研修員等と、日本の高校生・大学生がともにSDGsの課題解決を考え、アフリカに対する理解を深めるワークショップや交流会を国内9拠点で開催。TICAD 9とあわせて、若者の国際理解促進に大きく貢献した。
- 機構は、2019年ノーベル経済学賞受賞者のエステル・デュフロ教授による『小学生のための貧困の経済学えほん』（全5巻）の和訳版を監修・協力し、各巻テーマに合った機構事業を紹介した。

また、巻末では東京学芸大学准教授の監修の下、教員向けの授業プランも紹介している。

- 小中学生向けに機構の事業や活動内容を分かりやすく紹介したパンフレット「ようこそ JICA！」を作成。小中学生に国際協力の意義を理解してもらい、将来のキャリアの検討や国際的な視野拡大を意図したもの。
- 活動中のJICA海外協力隊員と学校等をオンラインでつなぎ、開発途上国での体験談や国際協力について講義を実施し、2025年度中に約16,000名の参加を得た。また、大阪・関西万博の「ジュニアSDGsキャンプ」では78回の出前講座を実施し、約2,400名が参加（うち3回は法務省との連携により現地の法整備支援に係る機構専門家が講師として登壇した）。子どもたちからは、世界の環境問題や教育事情、水不足などに対応する機構の取組について次々と質問が挙がった。教育関係者のみならず、小学生やその家族を含む幅広い一般層に機構の役割を伝える機会となった。
- 「大学生・大学院生向け国際協力理解講座」を開催し、全国より合計41名の大学生・大学院生の参加を得た。講義やワークショップを通じて国際協力への理解を深める「国際協力実務講座」に加えて、JICA筑波においては、農業分野に強い同センターの特色を活かし、開発途上国から参加する研修員とともに学生が講義・実習を受ける「農業コース」を実施した。
- 機構職員、海外協力隊経験者、開発コンサルタント等、国際協力分野に携わる人材を対象に「国際協力きっかけアンケート」を実施。1,032件の有効回答を基に分析したところ、学校において、機構職員や海外協力隊員など身近な人から直接話を聞くことが、国際協力に興味を持つ入口となっているという示唆が得られ、学校向けの出前講座及び先生・生徒向けパンフレットなど、従来提供しているメニューを一層強化していくことの重要性を裏づける結果となった。さらに、機構職員が自身の母校等を訪問し国際協力や自身の経験について語る「サーモンキャンペーン」を開始し、国際協力への関心を喚起する機会を拡充している。

(2) 事業上の課題及び対応方針

2025年度をもって64年継続したJICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテストを終了した。一方、引き続き機構が招へいする研修員等と交流することで、多くの中高生が国際協力に関心を持つような取組を継続する。また、学校現場からのニーズの変化に合わせ、オンラインによる出前講座や、探究学習に組み込みやすい開発教育に更新し、国際分野の探究学習支援の仕組みを検討中。

No.8 キ 日系社会との連携

(1) 業務実績

- ◎ 中部地区企業とアルゼンチン企業との連携の場を提供し、日本理解を促進【①⑤】：機構は、中南米の日系社会における日本社会の理解促進を目的とし、2025年9月に中部地域の企業10社及び名古屋国税局職員1名をアルゼンチンへ派遣。アルゼンチン企業約120社とのマッチングの機会を提供し、現地日系スーパーでの商談が成立するなど両国企業の連携を促進した。また事前研修ではJETROによる講演、帰国報告会においては日本貿易保険、中部運輸局及び東海農政局の支援政策を紹介。本派遣には「中日新聞」及び「テレビ愛知」が同行し、「中日新聞」に計6回の記事（速報記事が2回、12月に連載4回）が掲載され、「テレビ愛知」では2日連続夕方ニュースで放映された。
- ◎ 研修受入先企業とブラジルの日系社会を再訪し、現地進出の契機となった【⑤】：機構は、株式会社オタフクソースとともに「日本の食文化（お好み焼き）の継承による日系社会の活性化」研修を行っており、この成果を踏まえ、フォローアップ事業として同社社員をブラジルへ派遣し、

ワークショップ形式で約60名の現地広島県人会関係者に、イベントを想定したお好み焼きの大量焼手法を指導した。また、同社の今後のブラジル展開を見据え、現地日系企業との連携を図る機会にもなった。加えて、ブラジル広島県人会創立70周年記念式典及び広島県知事、広島県議会議員、広島副市長の訪伯の機を捉えて、訪伯関係者と連携して戦後復興の歩みについて展示・発信し、日本の経験を日系社会に広く共有した。現地での一連の取組は、「ブラジル日報」及び「中国新聞」（速報記事1回、連載3回）で取り上げられた。

- 移住資料館ボランティアとして若手日系人（20～30代）4名を新たに採用し、2025年度よりポルトガル語やスペイン語での展示案内、子ども向けイベントにおいて活躍している。また、日本ブラジル外交関係樹立130周年記念として資料館が主催したパネルディスカッションに、若手日系人2名がパネリストとして登壇した。加えて、日本ペルー共生協会と協力し、若手日系人が他の日系人に資料館を案内し、ルーツに触れる機会を提供した。さらに、日系社会研修「日系資料館運営改善に向けた資料の有効活用」コースにて群馬県大泉町の資料館を視察した際、国内若手日系人がリソースパーソンとして参加し、研修員に向けて経験共有を行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

日系社会をイコールパートナーとした日本の国内課題解決への貢献の一つとして、中南米日系社会との連携により、日本食をはじめとした日本文化や冷凍水産物等の日本産品、優れた技術を含め、日本に対する正しい理解を促進する施策の実施のための経費が補正予算に計上され、2025年度は上記のアルゼンチン、ブラジルへの調査団のほか、ペルーにも調査団を派遣した。派遣された企業のうち複数社が、各国への市場参入に向けた動きを開始済み。2026年度も引き続き、民間企業等とも連携しつつ、日本と中南米日系社会との連携を深める取組みを行っていく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

ア JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）

JICA 海外協力隊の帰国後の社会課題解決への取組や優良事例の表彰を通じて制度の魅力向上と波及効果の拡大を図ったことは、高く評価される。今後は、こうした好循環を維持・強化するため、隊員の多様なキャリアパスを意識した支援や、他事業との連携を通じた活動の幅出しを期待したい。

ウ 地方自治体との連携

政府が掲げる「地方創生 2.0」の実現に資する取組として、地方自治体との連携を強化し、国内外への波及効果を高めていくことが求められる。特に、政府や外部団体の資金を活用した事業を効果的に展開するためには、関係機関の制度を的確に活用するとともに、機構が有する多様な事業スキームやネットワークを組み合わせ、地方自治体との協働による取組を着実に推進していくことを期待したい。

(2) 対応

ア JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）

業務実績に記載のとおり、帰国隊員の多様なキャリアパス支援の一環として、第3回社会還元表彰を実施し、50名の応募から7名の受賞者を選出。式典後のプレスリリース等により、少なくとも33媒体で記事が発信された。また、受賞者3名の取組を地方紙において広告記事として掲載し、JICA海外協力隊発足60周年にあわせて外部に向けた情報発信を多数行った。60周年式典では第3回大賞受賞者

をはじめ、第1回、第2回大賞受賞者も登壇。万博や国内拠点で開催したイベントにも登壇し、広く日本国内にも周知する機会となった。

隊員の多様なキャリアパスを意識した支援としては、協力隊経験者向けの起業支援プログラム（JICA BLUE）において、『Start Up with Africa!～日本とアフリカと変わる力～ powered by JICA BLUE』と題したイベントをTICAD9にあわせ開催。アフリカの潜在的な可能性と日本との『共創』を検討する機会や、アフリカに貢献するビジネス及び起業についての理解を深める場を、現地・オンラインを通じて約400人の参加者に提供した。アフリカでの挑戦を続けるJICA海外協力隊経験者と機構の長期研修修了生による共同事業に発展した事例もあり、長期研修員とJICA海外協力隊の経験者がともに社会課題解決に取り組む、連携を通じた活動の広がりを見ることができた。

その他、昨年12月にテレビ東京経済ドキュメンタリー番組『ガイアの夜明け』にてJICA海外協力隊60周年が特集され、初代隊員のラオス再訪や現在派遣中の隊員の活動が紹介された。協力隊の歴史やシニア世代の挑戦を肯定的に評価するポジティブな受け止めが多く見受けられた。また、ビジネス映像メディアPIVOTとのタイアップ動画は10万回以上視聴され（視聴者数は7.7万人以上）、協力隊経験者による国内への経験の社会還元や、事業自体の理解促進に寄与した。協力隊の活動によって構築される各国との信頼関係の大切さに共感し、今後の活動継続を応援するコメントが多数寄せられた。高評価数は221を獲得し多くの視聴者に好意的に評価される結果となった。東洋経済オンラインとのタイアップ記事企画では1万以上のPVを達成、特に男性ビジネスパーソンへ訴求できたほか、企業・教育機関からのアクセスも約400社と幅広く、JICA海外協力隊の意義と価値を多様なステークホルダーに届けることができた。

ウ 地方自治体との連携

関係機関の制度を的確に活用していくために、まずは機構内の関係者が総務省施策の理解を深めるとともに、他団体（（一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、他の助成団体等）を招いての勉強会やネットワーキングセミナー等を実施。加えて、関連する支援事業の情報を組織内に周知し、広く関係者間の人脈構築に貢献した。これらを基に、機構が有する知見等を活用し、国際協力活動を通じた地方自治体の課題解決及び魅力化にも資する取組展開を進めている。中長期的な課題として2026年度以降も引き続き対応する。

No.9	事業実施基盤の強化
当該項目の重要度、困難度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：018741

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア及び海外主要メディア報道件数	3200件	600件	547件	613件	771件	799件	
【指標9-2】SNSアカウント（日本語・英語）エンゲージメント数	935万件	186.9万件	251.9万件	77.2万件	231.7万件	327.7万件	
【指標9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数（横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数）	25件	5件	5件	5件	5件	5件	
【指標9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数	4万人	8,200人	11,664人	10,637人	14,188人	15,452人	
【指標9-5】能力強化研修の参加人数	2,185人	437人	554人	516人	562人	564人	
【指標9-6】研究成果の発刊件数	300件	60件	87件	72件	73件	82件	
【指標9-9】参加・発信した国際会議の数	700件	140件	278件	225件	196件	239件	
【指標9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況（職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数）	2000人	400人	401人	304人	491人	436人	
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			6,711	5,974	5,470	5,917	
決算額（百万円）			5,879	4,947	4,524	5,106	
経常費用（百万円）			6,109	4,918	5,028	5,563	
経常利益（百万円）			△1,195	△598	△562	△532	
行政コスト ²¹ （百万円）			6,109	4,918	5,028	5,563	
従事人員数			142	143	143	143	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（9）、中期計画：2.（5）

²¹ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

年度計画

1. (9) 事業実施基盤の強化

ア 広報

- 国内外における機構の活動及び成果について、広報重点テーマ等を活用し、ターゲット層に応じた有効な広報媒体を利用して国内外に発信する。
- 国内外メディアを中心に社会的影響力のあるオピニオンリーダー向けの広報を引き続き強化するとともに、外交機会や各種周年行事等を活用し、開発協力大綱に基づく開発協力の必要性や目的、機構の取組や成果・効果を発信し、開発協力の意義や機構及びその活動の価値について理解と信頼を高める。また、内閣府の外交に関する世論調査結果に見られるように、近年、開発協力への支持が低下傾向にあり、特に若年層の支持低下が顕著であることを踏まえ、若年層を対象にした発信を強化する。
- 国民全般に対しては、ウェブサイトのコンテンツ充実化やタイムリーなSNS発信を引き続き進め、情報提供の一層の充実化を図る。

イ 事業評価

- 2021年度から適用された新評価基準に基づき、PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信するほか、事業評価から得た知見を対外発信する。
- 事業改善や効果向上のため、事業評価や総合的・横断的分析、評価手法改善の取組から得られる教訓・提言を次の事業の形成や実施時に活用することで、事業費・事業期間のより適切な設定を含む、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善を図る。
- 事業評価の質の向上のため、大学等の外部有識者の助言を取り入れ、多様な主体と連携した評価の実施・分析を推進する。
- クラスター事業戦略に基づく新たな事業マネジメントの導入及び生成AI等デジタル技術の事業評価における利活用に向けた各試行的取組の進捗を踏まえ、事業評価の手法の整理・検討を推進する。

ウ 開発協力人材の育成

- 開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。人材の裾野拡大については、2024年度に稼働した新PARTNERシステムとSNSを活用して、特に若年層のPARTNER登録・利用の促進、国内機関や国際キャリア人材の養成確保に取り組む団体との連携を含めたキャリア形成支援に係る情報発信を強化する。
- これら開発協力人材の発掘・育成に向け、国際協力に関心を有する学生（大学生・大学院生）及び社会人に対するインターンシップの機会の提供・促進、派遣前・派遣中・帰国後のJICA海外協力隊員へ積極的にキャリアの情報提供を行っていくと共に、ジュニア専門員制度を活用し、将来的に機構事業を担う専門人材の育成を行っていく。
- 一定の専門性や実務経験を有する開発協力人材に対しては、機構事業への参画を前提とした実践的な知識や技能の習得に重きを置く能力強化研修を実施し、SDGsの達成やJICAグローバル・アジェンダの実現等に貢献できる即戦力人材の育成を行う。
-

エ 研究

- 「平和と開発のための実践的知識の共創」という機構緒方貞子平和開発研究所ビジョンのもと、事業の質の向上及び開発協力をめぐる国際潮流の形成に資する国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信に取り組む。
- 具体的には、人間の安全保障、FOIPをめぐる国際政治、UHC、気候変動対策、人の移動、平和の

持続、インフラ事業の社会経済的インパクト等の今日的な課題や脅威に関する研究を行う。また、日本の開発経験や事業の効果検証に関する研究、ポストSDGsを展望しつつSDGsの戦略的推進に資する研究を継続する。加えて、人間の安全保障の実現に資するため、フラッグシップレポート「今日の人間の安全保障」第3号をとりまとめ発信する。

- 研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスをさらに強化するため、論文、書籍、セミナー等の多様な媒体で発信する。特に、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、内外の開発協力実務者、研究者や政策担当者等に広く、効果的に研究成果を共有する。また、研究に関する機構内の情報発信や事業部門と研究部門の連携を強化するとともに、研究人材育成にも取り組む。

オ 緊急援助

- 2023年2月のトルコ南東部を震源とする地震へのフルスケールのオペレーション展開の経験を踏まえ、活動の質、発災後の反応速度を維持・向上させるとともに、これらを支える実施体制の強化に取り組む。また「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の基礎を踏まえ、関係機関や防衛省・自衛隊との連携体制の維持・強化を図り、一層の展開力向上を図る。
- 救助チームに関しては、2022年度に国連国際搜索救助諮問グループ（INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group）によるヘビー級の再認証を取得した。この過程及び上記地震に対する派遣で明らかになった課題を踏まえ、各種手技、隊の指揮運用、現地活動指針、国際調整機能の一層の強化、研修・訓練プログラムなどの点検・見直しを実施し、より質の高い活動を指向するとともに、一人でも多くの被災者を救出できるよう、チーム基盤の強化を図る。また、国際場裡における議論を踏まえ、関係機関との議論・調整を進める。特に、日本は2025年INSARAGアジア・太平洋地域の議長国として、8月に東京で開催する地域会合を始め、様々な場面で域内の意見集約及びグローバル会合の場での地域代表としての活動を行っていく。
- 医療チームは、トルコ南東部を震源とする地震において、初めて緊急医療チーム（EMT: Emergency Medical Team）タイプ2（入院・手術機能を含む医療展開）による支援を展開した。また、2023年に世界保健機関（WHO）による国際再認証を取得したほか、国際会議や技術検討会に関与。これらを通じて得られた教訓と課題を踏まえ、タイプ2のさらなる運用・展開能力の向上、一層の登録人材の確保、資機材の充実と緊急調達体制の強化、医療チームの知見を活かした国内外での一層の貢献、中期的な活動指針の策定と実践、国際調整におけるプレゼンスと主導などを行い、より質の高い医療サービスを展開できるよう基盤強化を図る。
- 感染症対策チームに関しては、近年の国際的な感染症の流行の状況と、これに対する国内及び国際社会の動向を踏まえ、より適切な対応、展開が可能となるよう、チーム運用のあり方を検討していく。
- 我が国の国際緊急援助を迅速、適切に展開すべく、国際調整枠組みにおけるプレゼンスを維持するとともに、国際場裡をリードすべく積極的取組を行う。搜索・救助、緊急医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、我が国の被災体験、緊急援助の知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国際的なネットワークを維持・強化する。
- 緊急援助物資の迅速な供与に向けた体制を維持、強化する。このため、適正な備蓄、物品の管理、緊急輸送体制の確保・維持を図る。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

- 改定された開発協力大綱を踏まえ、オファー型協力の推進や必要な制度改善を図る。
- 複合的危機の中、新しい時代の人間の安全保障の理念に基づき、SDGsの達成に向けて、事業形成や実施を進める。新しい時代の人間の安全保障については、更なる情報発信を進め、国際社会でより多くの賛同を得るための取組を継続実施する。
- ポストSDGsについては、国際会議、パイ面談等を活用し、情報収集と検討を進めていく。
- JICA 国別分析ペーパーの策定又は改定対象国においては、国・地域の課題を把握・分析し、協力の方向性を取りまとめるとともに、外務省及び相手国関係機関との協議・調整を含め、各国の協

カ プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施・モニタリングに活用する。

- JICAグローバル・アジェンダを推進し、多様なアクターと目的・目標を共有するプラットフォームの構築、開発インパクトの最大化に向けて取り組む。クラスター事業戦略の実装に向けた事業マネジメントの改善や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成と実施を推進する。
- 機構の持つあらゆるツールを活用して、地方創生2.0、インフラシステム海外展開戦略2030、FOIP等の日本政府の重要政策や主要行事・主要外交（大阪・関西万博、TICAD9、海外協力隊60周年等）に応えていく。
- 技術協力については、適切な予算執行管理に留意しつつ、資金協力や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成・実施を推進する。
- 円借款については、改善された新制度も活用しつつ、変化する相手国のニーズに対応していく。海外投融資については、民間資金動員に資する新たな支援ツールを検討し、支援事業の具体化を図る。
- 無償資金協力については、引き続き、案件発掘・形成及び事業実施促進（支払前資金の最小化に向けた取組を含む）に組織を挙げて取り組む。また、調達代理方式（経済社会開発計画）の本格的な運用を開始する。
- ナレッジマネジメントについては、機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進する。また、他ドナー・国際機関・外部有識者等と関係者とのナレッジの共創を促進し、相互学習を推進する。
- 共創と革新の推進については、組織文化の醸成、必要とされる制度を含めて事業横断的に取り組む。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

- 国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び経験等を発信する。特に、人間の安全保障、SDGs達成のための取組、COP、開発資金に関する議論などへのインプットや発信面で貢献する。
- G20・パリクラブで合意した「債務支払い猶予イニシアティブ（DSSI）」及び共通枠組み（Common Framework）に適切に対応する。
- 重要課題（人間の安全保障、複合的危機対応、気候変動対策、UHC、質の高いインフラ投資、FOIP等）に係る事業での協力等の戦略の実施や理念の普及を促進するため、多様な開発パートナーとの協議や連携等を推進する。
- 新興国との連携を深めると共に、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。
- 新しい開発パートナーを交えた開発協力の枠組・規範作りを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。
- 他機関での先進的・革新的取組等の情報収集を積極的に行い、機構内での情報共有・集約に貢献する。
- 2025大阪・関西万博において、途上国支援プログラム等の実施を通じて、途上国の魅力や日本との繋がりを発信する。

ク 環境社会配慮

- 開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う。環境社会配慮ガイドラインの一層の運用改善のため、世界銀行の環境社会ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び他機関の対応状況に関する情報を収集する。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約を始めとする国際的に確立された人権基準を尊重する。
- ガイドラインの普及とその適切な運用のため、マニュアルや参考資料等の整備・改訂を進める。環境社会配慮に関する理解促進・能力強化に向け、機構内外の関係者への説明・研修に取り組む。

ケ 不正腐敗防止

- 不正腐敗情報相談窓口の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗防止に係る、関係者や職員向け研修や啓発活動を実施する。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況

【指標9-8】JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）に基づく多様な開発パートナーとの連携状況

【指標9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況

3. 年度評価に係る自己評価

評価：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

No.9 ア 広報

(1) 業務実績

- ◎ **JICA海外協力隊活動60周年を契機に積極発信【③】**：海外協力隊の活動60周年に向けた対外発信を強化し、記者向け勉強会やメディア懇談会等を通じて機運を醸成した。また、皇室の外国訪問等で協力隊員への接見の機会などを想定し、当該国の概要を紹介するメディアブリーフィングも実施。宮内庁記者等、これまでアプローチが十分にできていなかった新たな記者・メディア層へのアプローチに成功した。愛子内親王のラオスご訪問に際しては、第1号隊員及び現役隊員の取材に対応し、協力隊や専門家等の紹介が主要5社から連日配信され、関連報道件数は約50件確認された。天皇皇后両陛下のモンゴルご訪問の機会を捉え、JICAマガジンでのモンゴル紹介、取材対応やメディアブリーフィングを実施し、関連報道件数が約50件確認された。また60周年式典にも宮内庁と連携しつつメディア対応を行い関連報道件数が約120件確認された。
- ◎ **社説・論説等でODAを支持する記事が複数掲載【③】**：第2次トランプ政権下でのUSAID再編や各国の自国優先志向、日本国内における国際協力への否定的見方の広がりを背景に、日本のODAと機構の意義が改めて問われた。これを受け、主要全国紙の論説・解説委員等に対し、継続的かつ丁寧な取材対応や意見交換を重ね、日本型ODAの特長であるオーナーシップ・パートナーシップ、自助努力支援、さらに有償資金協力中心による限定的な財政負担といった点について、データや事例を用いて説明した。その結果、国際秩序が不安定化する中で、主要な全国紙5社すべてにおいてODAの意義を肯定的に論じる報道が増加し、「ソフトパワーの活用」「国づくり支援の実績を活かすべき」といった肯定的な論調が広くみられるようになった。（ODAを肯定・支持するような発信が、「アフリカ・ホームタウン」発表後も含めて、70件以上確認されている。）
- ◎ **国際緊急援助隊医療チーム派遣を多様な媒体で発信【③】**：ミャンマー及びスリランカへのJDR医

療チーム派遣に合わせて、結団式・解団式と数次にわたり、メディアへの取材案内状を出す等、事前の周知に尽力した。また、広報部員を現地に派遣し、現地メディア対応のほか、活動の様子を記録して日本メディアへ情報提供したり、写真や動画素材としてSNSを発信した。その結果、ミャンマーは90件程度、スリランカは60件程度の報道件数を記録し、JDRの活動を広く周知することに成功した。

- ◎ **若年層に響くSNS発信で理解を促進【③】**：近年ODAへの支持が低下している若年層に対し、メディアの選好・嗜好傾向や興味関心を踏まえ、より効果的なリーチを図るべく様々な発信を行った。SNSを通じた発信では、若年層等が親しみやすいよう動画を作成し、ODAの意義や機構の事業、国際協力等について、投稿内容や動画を広報部にて作成して積極的に発信を行った。2024年度に開始したInstagramはフォロワーが2万人超、Xも5000人増の5.5万人とフォロワーが増加した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

内閣府による「外交世論調査」におけるODAに対する支持の低下傾向や、「アフリカ・ホームタウン構想」などに見られた開発協力をめぐる国内外での議論を踏まえ、その意義や必要性に関し、国民の一層の理解醸成に取り組む必要がある。具体的には、あらゆる対外発信においてこれまで以上に明確かつ正確な表現を用いること、協力対象国だけでなく日本にとっての協力の意義や価値・メリットを明記する。また、国民が国際情勢や地球規模課題を自分事として捉えられるよう、開発協力の制度や成果について、各年代や属性の問題意識に合わせた論点や事例を紹介しながら、分かりやすく丁寧に説明を行い、関心層の増加に努める。さらに、引き続きメディアとの対話を重視し、社会の関心事を踏まえた情報を適時適切に提供し、幅広い層の機構や機構の実施する開発協力への理解深化や信頼醸成を図る。加えて、SNSの発信にあたっては、昨今のSNSの発達スピード及び情報拡散の特性等を踏まえて、戦略性を強化していく。なお、偽・誤情報の拡散及びSNS等での炎上に備え、平常時の留意事項やリスク時の対応方針を定めて機構内で周知し、SNSのモニタリングを強化している。

No.9 イ 事業評価

(1) 業務実績

- ◎ **新興パートナー機関の評価能力向上に向けた知見共有の取り組み【④】**：被援助国でありながら他の開発途上国を支援する新興パートナー機関の役割の重要性が増している。援助の有効性向上と説明責任の確保のためには、新興パートナー機関の評価能力を強化することが重要であり評価手法への関心が高い中、求めに応じてタイやタジキスタンなどに対して機構の評価システム概要の説明・意見交換、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）評価オンラインセミナーでの講義を実施した。また、タイにおける第三国研修に関するタイ外務省国際協力局（TICA）と合同評価の実施を通じ、第三国研修の合同評価手法の整理に加え、TICAとの事業評価に関する知見共有・深化にも取り組んだ。
- 機構の事後評価では、ウェルビーイングを人々の命、暮らし、尊厳が守られ、満たされた状態と捉え、この状態に事業が与えた影響を把握するために、定量的な効果指標の達成度合いだけでなく、人々の主観的な側面を含む社会・生活の様々な領域での変化を多面的に確認してきている。二つの外部事後評価でウェルビーイングに関する詳細分析を行ったところ、ウェルビーイング調査の対象とした住民全員から「事業実施後の生活に満足しており、幸福度が上がった」との回答があり、正の変化をもたらした要因について詳細な学びを得た。事後評価で得られた学びや評価方法に関し、事業評価年報、広報誌特集（2025年6月）、ソーシャルイノベーション通信（2025年11月）を通じて、開発インパクトの対外発信・知見共有に取り組んだ。
- 事後評価で得られた教訓を、今後の類似案件の形成や実施中の案件に活用し、事業の改善や更な

る効果発現を図るため、生成 AI を用いて、過去に得られた教訓の整理に取り組んだ。

- 事業費が2億円以上の事業を対象に132件の事後評価を実施した。また、事業費が2億円以上の事業を対象に234件の事前評価を実施した。事後評価結果などをまとめた事業評価年次報告書を作成し2026年4月に機構ウェブサイト公開した。
- 大学、NPO、社団法人等多様なバックグラウンドの外部有識者によって構成される事業評価外部有識者委員会について、2025年度は2回の委員会を開催し、有識者の助言を踏まえ評価の質の改善に努めた。
- クラスター事業戦略に基づく新たな事業マネジメントの導入にあたり、技術協力プロジェクトの評価制度を見直し、事業完了時に評価を行う内部事後評価（完了時評価）を2026年度から導入予定。

(2) 事業上の課題及び対応方針

説明責任と事業の質の改善を促進するため、2021年度から導入した新評価基準に基づく事業評価を着実に実施していく。また、2026年度より導入される技術協力プロジェクトの内部事後評価（完了時評価）についてその円滑な実施に努めていく。また、新たな評価の視点である「人々のウェルビーイング」など、事業がもたらした多様な影響を確認するなど評価の充実に取り組んでいく。

No.9 ウ 開発協力人材の育成

(1) 業務実績

- ◎ **社会課題解決を志す人材養成を通じ、国内外における社会還元に貢献【③】：**
 - 新PARTNERシステム（国際協力キャリア総合情報サイト）において、国際協力経験を有する人材だけでなく、国際協力を志す学生の登録の促進もすることで2025年6月に新規登録者数が個人で10万人、団体で3,000団体を突破した。また、地方自治体の登録は149件、JICA海外協力隊帰国隊員向けページでは毎月600～700以上のサイト閲覧数を獲得した。
 - 国際協力業界を志す学生や社会人を対象としたJICAインターンシッププログラムとして、当該分野では最大規模となる164名のインターン生を受け入れた。応募倍率は平均5.7倍。また、国内機関において48名のインターン生を受け入れ、就業体験を通じて地方が抱える社会課題と国際協力を結びつける機会を提供した。
- 能力強化研修に564名の参加があった。専門家等として国際協力に携わる層の育成、能力強化に貢献しており、JGA／クラスター推進における担い手拡大に貢献した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発協力人材の不足という課題に対し、人材の裾野拡大と、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成が必要である。人材の裾野拡大については、2024年3月にリブランディングリリースを行ったPARTNERのキャッチフレーズ「あなたの一歩で明日を変えよう」の下、個々人に適した形で参加することができる点を発信しているが、関心層が行動に移すための働きかけが非常に難しい。様々ななかかわり方やキャリアを示すため、ODA事業に携わる関係者（外務省、機構、開発コンサルタント、NGOなど）が協力し、合同キャリアセミナー等を実施した。また、派遣中や帰国後のJICA海外協力隊や派遣前の訓練生など、将来当該業界への関心が比較的高い層にも積極的な情報提供を行うこととした。人材が不足する分野における人材の養成については、既存の能力強化研修やジュニア専門員制度等を通じて機構事業の推進役となる専門人材を引き続き養成していく。

No.9 エ 研究

(1) 業務実績

- ◎ 緒方研究所フラッグシップレポート「今日の人間の安全保障」第3号（日本語版）を発刊【①】：
「人間の安全保障をはかる」を特集テーマとして、国際的に著名な研究者も含む内外の研究者に寄稿いただいたほか、機構内関係者も寄稿したところ、人間の安全保障を多角的に論じ、学術と政策・実務の両面において示唆を提供し得るレポートとなった。同レポートの概要版では、人間の安全保障の実践において着目すべき視点を提示。これにより、JICA事業を始めとする開発政策・事業の推進における人間の安全保障の主流化に貢献した。
- ◎ 和文書籍『途上国の産業開発と日本の経験—翻訳的適応から国際協力を考える』を発刊【③】：
本書籍では、日本の産業開発、そして他国に対する開発協力の事例を分析し、開発途上国が外国から効果的に学び、自国の開発に活かす「翻訳的適応」アプローチを体系化した。また、変化する国際開発環境の中で、日本がどのような知的貢献を果たすべきかを合わせて考察した。2023年10月に発刊した英文書籍と合わせ、日本発の開発協力理念・アプローチを国際的に発信していくための理論的基盤を提供し、開発協力を巡る国際場裡の議論に貢献することが期待される。
- ◎ ポストSDGsに向けて議論を喚起し日本のプレゼンスを向上【③】：SDGs後の持続可能な開発目標の指標体系に関する研究成果・政策提言をまとめた論文を、科学誌“Nature”の姉妹誌である“Communications Earth & Environment”、環境・持続可能性モニタリング指標研究の専門誌“Environmental and Sustainability Indicators”など、影響力ある国際学術誌で発刊するとともに、国連統計委員会の下に設置されている「SDG指標に関する機関間専門家グループ」会合で発表した。発表で提唱した指標体系に対しては、様々な質問・コメントが寄せられた他、提案を支持する旨の意見も出され、会合参加者から高い関心とおおむね肯定的な評価が示された。これらの活動により、国内外における当該課題の検討・議論を喚起し、日本のプレゼンス向上に貢献した。
- ◎ ODAを取り巻く今日的課題の議論の場を提供【③】：USAID解体や欧州の対外援助縮小等、機構を取り巻く環境の変化を受け、2025年7月にセミナー「揺らぐ開発協力—地図なき時代に描く日本のODA」を地経学研究所と共催し、開発協力関係者に留まらず、幅広い層から約440名の参加を得た。同セミナーでは米国や欧州の最新動向についての報告も交え、新たな国際協力の秩序やアライアンスの形成に向けた「結節点」として日本が担うべき役割や、国際協力に対する国内での理解促進の重要性について議論した。今後も、開発協力の政策や実務への示唆を得るべく、同様の議論の場を提供していく。

(2) 事業上の課題及び対応方針

国際社会が複合危機に直面する中、人間の安全保障の重要性が増しており、その実現に向けた取組の強化が必要である。その観点から、2025年度は人間の安全保障レポート第3号（日本語版）の発刊等を通じて、人間の安全保障の概念の更なる普及と実践の促進を図った。2026年度は、同第3号（英語版）の発刊及び関連イベントの開催、また人間の安全保障ダッシュボードの構築等を通じて、人間の安全保障の概念の普及と主流化を引き続き推進する。また、国際社会におけるプレゼンスの強化、エビデンスベースの事業推進、開発協力のイノベーション推進に貢献するため、2030年以降を見据えたポストSDGsに関する研究の実施とその成果の発信、機構の代表的な事業のインパクト可視化のための研究の実施等に引き続き取り組む。これらの成果を多様な媒体で積極的に発信するとともに、機構や開発協力機関の事業にフィードバックする。

(1) 業務実績

◎ 1年間で2か国に医療チームを派遣【①④】：

- 2025年3月28日にミャンマー中部で発生した地震による被害に対し、3月30日に派遣された調査チームに続いて医療チーム本隊が4月2日に本邦を出発。複雑な政情下において、ASEAN諸国や周辺国以外の各国の支援チームや国連機関の多くは新たに入国ができず活動が困難である中、国際緊急援助隊（JDR）は同国中部の被災地、マンダレー市において活動を展開した。この成因には、親日家の存在、研修員受入事業など機構の技術協力による人的ネットワーク、「ASEAN災害保健医療管理に係る地域能力強化（ARCH）」（長年に渡って築き上げられてきた技術協力プロジェクト）を通じた平常時からの協力関係が基盤となったことが挙げられる。今次医療チームでは2隊次68名が派遣され、20日間にわたり約2,100件の診療を行った。あわせて保健当局の災害医療調整本部の活動支援にもあたった。活動に必要な追加資機材・医薬品等の輸送のため自衛隊部隊が派遣されたほか、緊急援助物資も供与された。これら総合的な支援により、被災地の急性期のニーズに迅速かつ的確に応えた。
- 2025年11月28日以降に、スリランカを縦断したサイクロンは、全土に多大な被害をもたらした。同国政府は、日本に対して特別に支援を要請し、同30日には調査チーム、12月3日には国際緊急援助隊医療チームが派遣された。今次医療チームでは31名が派遣され、洪水により浸水被害を受けた西岸の都市チラウ市近郊をサイトとして活動を展開し、12日間で1,255件の診療にあたった。また緊急援助物資の供与も迅速に実施し、災害直後の急性期のニーズに迅速かつ的確に応えた。駐日スリランカ大使からは、国際緊急援助隊医療チーム派遣に関し、深い感謝の意が示された他、医療チームが両国の絆の深化にも貢献した等のコメントを得た。
- 1年間に2か国への医療チーム派遣は、2015年以来10年ぶりとなった。

◎ パレスチナ・ガザ人道支援にソフトパワーで貢献【①②③④】：

- パレスチナ・ガザ地区で進行する深刻な人道危機に対し、WHOからの依頼を受け、2023年11月より診療情報マネジメント支援を継続している。同支援はこれまでに国際緊急援助隊による被災地での運用を通じてWHOで国際標準化された「災害医療国際標準フォーマット」（MDS：Minimum Data Set）を運用し、治安状況やアクセス困難な域内での診療データを一元的に集約して可視化するもの。
- 紛争に起因する人道危機は、国際緊急援助隊の直接活動対象ではないが、その知見を機構が複数の事業を通じ提供している。
- 支援は国際緊急援助隊医療チーム登録の医療従事者等が本邦から遠隔で行い、これまでに累計400万件を超える診療情報が集計された。これによりWHOはパレスチナで進行する人道危機を定量的に国際社会に発信することができるようになったほか、国際社会による適切な人道医療支援の展開・調整に大きく貢献した。

◎ 国際連携への貢献【①③】：

- 機構は、外務省と連携しつつ、緊急援助分野における国際ルール作りやその運用、方針策定、認証制度運用などに貢献した。具体的には、緊急医療分野では、緊急救助チーム間調整、透析などの作業部会に、搜索救助分野では人材育成、医療などの作業部会に、正式メンバーとして識者を派遣した。また緊急医療分野では、インドネシア、マレーシア、フィリピン（コタバト）のナショナルチームに対し、国際認証のためのメンターを派遣した。搜索救助分野では、シンガポール、オーストラリア、香港のチームの国際認証/再認証受検に際し、評価員を派遣した。
- 国連災害評価調整（UNDAC）への貢献拡大を通じて国際場裡での日本のプレゼンスを向上させるべく経年、国際機関に働きかけを行い、UNDACロスター要員を2名（2023年）から6名（2026年3月末）に増員した。

- 特に2025年度における大きな成果としては、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）が主導する国際搜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）のアジア・太平洋地域における議長国を務めた。搜索救助活動に関する国際的な活動ガイドラインやINSARAGガバナンスに関する地域の意見集約や調整の役割を果たし、INSARAGの求心力のコアとなり、チーム間連携の促進に貢献した。なかでも2025年8月、機構は外務省と連携協力しながら、域内17か国、INSARAG事務局（ジュネーブ）からの代表団計106名の参加を得て地域年次会合を開催した。会合では、上述の主要議題に関する議論、コンセンサス形成を主導するとともに、わが国の災害対応に関する知見・技術、防災分野における国際的イニシアティブなどについて発信した。
- ◎ 常時の実施体制確保により緊急時の迅速な物資供与を実現【③④】：
- 2025年度には1月末までに12件の緊急援助物資供与を実施した。特に10～11月には、大規模災害が相次いで発生したこともあり、9か国に連続して物資供与を行った（ジャマイカ、フィリピン、ベトナム、メキシコ、アフガニスタン、キューバ、タイ、スリランカ、ミクロネシア）。災害が短期集中した中であっても、平時から不断にスタンバイ体制・モニタリングを維持するとともに、発災時には事務局、海外拠点・在外公館、倉庫保管・輸送などを担う契約民間業者とが緊密に連携し、遅滞なく物資を供出、輸送、引渡・供与している。特にベトナム、タイ、アフガニスタンのケースでは、海外からの支援の中で、日本の物資が最速で到着したとして、先方政府から高い評価を得るとともに、広く現地メディアでも報じられた。タイでは供与式に首相が参加、ベトナムでも空港で即時の供与式が行われた。
 - これら成果は、「備蓄計画に基づく物資の最適配置」、「在庫管理の厳格化による即時出庫」、「梱包仕様の標準化・輸送スキームの事前整備」、「国際商用便の活用による輸送リードタイムの最小化」等の努力により実現したもの。日本の人道支援の機動性と信頼性を世界に示すものであり、外務省の国際協力政策にも大きく資する結果となった。
- 2023年2月のトルコ地震オペレーション展開の経験を踏まえ、発災後の迅速かつ正確な派遣手続きを維持・向上させるべく、2019年以来となる局内派遣シミュレーションを企画・実施した。また、防衛省・自衛隊及び外務省との定期的な会合を設け、梱包仕様や輸送手続きの相互理解促進の強化に努めたことで、ミャンマー派遣において自衛隊機による迅速、着実、且つタイムリーな輸送支援展開を実現した。
- 医療チームは、トルコ南東部を震源とする地震における初めての緊急医療チーム（EMT: Emergency Medical Team）タイプ2（入院・手術機能を含む医療展開）による支援展開や世界保健機関（WHO）による国際再認証取得を通じて得られた教訓と課題を踏まえ、本部機能や部門間連携を強化するための研修・訓練を通じタイプ2の更なる運用・展開能力の向上を図った。また、医療チームの隊員登録制度を見直し、登録者のライフイベントを考慮した登録制度とすることで一層の登録人材の確保を継続。資機材の更新を行うとともに、緊急調達のためにスタンドバイ契約制度の運用を開始した。医療チームの知見を活かし、WHO西太平洋事務局（WPRO）が管轄する地域で開催されたEMTCC（緊急医療チーム調整本部）研修への講師派遣、国際認証取得を目指すフィリピン、インドネシア、マレーシアに対するメンターを派遣した。国内においては、内閣府が実施した政府訓練において参加する海外チームに対し、災害医療国際標準フォーマット（MDS）の講義を実施した。医療チームの支援委員会組織のあり方を見直すとともに中期的な活動指針を策定し実践した。国際的な調整枠組みがない災害対応において、被災国との二国間関係を生かして調整を行い、災害医療支援におけるプレゼンスを示した。加えてこれら基盤強化の取組が、より質の高い医療サービスの展開につながった。
- 感染症対策チームに関しては、近年の国際的な感染症の流行の状況と、これに対する国内及び国際社会の動向を踏まえ、感染症対策に係る診療ガイドライン等の国際動向をチーム内に還元した。より適切な対応、展開が可能となるよう、外務省及び感染症対策チーム関係者との協議を実施し

た。

- 日本の国際緊急援助を迅速、適切に展開すべく、国際調整枠組におけるプレゼンスを維持するとともに、国際場裡での議論をリードすべく積極的な取組を行った。搜索・救助、緊急医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の被災体験、緊急援助の知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国際的なネットワークを維持・強化した。また国内の大規模災害発生時の対応に、JDRの知見が還元されるべく、DMATなどとの連携について取組を開始している。

(2) 事業上の課題及び対応方針

2025年度は、国際緊急援助隊事務局にて蓄積した災害対応の知見と国際緊急援助の実績を基盤として、在外事務所・在外公館・先方政府及び国際機関との連携の下、初動調整の迅速化や派遣判断の精緻化を図り、ミャンマー派遣及びスリランカ派遣等のオペレーションにおいて、確実な対応と国際的プレゼンスの維持に努めた。2026年度は、複合災害の多発や国際的調整メカニズムの変化を見据え、初動プロセスの更なる高度化、関係国・国際機関との調整力強化、日本の災害対応経験の発信を通じ、より迅速・効果的で信頼性の高い緊急援助体制の維持・発展に努める。また国際緊急援助の知見を、国内における災害対応にも還元・還元すべく、取組を強化する。

No.9 カ 事業の戦略性強化や制度改善

(1) 業務実績

- ◎ **民間資金動員業務に係る第一号案件を承諾【①③】**：有償資金協力について、変化する相手国のニーズを踏まえ、政府方針に掲げられた施策の実現や複合危機への対応に資する事業を戦略的に形成・実施し、約1.9兆円規模の円借款・海外投融資案件を承諾した。特筆すべき事項として、2025年4月の機構法改正により、債券取得及び信用保証が可能となったほか、法改正を契機として民間資金動員を促進する制度が強化され、民間資金動員業務が導入された。また、8月開催のTICAD9では、アフリカ諸国に対する重要な資金動員及び開発パートナーシップの枠組みを強化するため、アフリカ開発銀行と「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA：Enhanced Private Sector Assistance）」第6フェーズ（EPSA6）に関する覚書を締結し、その後、民間資金動員業務に係る第一号案件であるサブサハラ・アフリカ地域「アフリカ気候テックスタートアップ投資促進事業」（海外投融資）を承諾した。
- ◎ **改正機構法を踏まえた制度改善を推進【③】**：無償資金協力について、国・地域別及び課題部の方針・戦略等を踏まえた計画的な案件形成を促進し、開発途上国の開発ニーズに加え、開発協力大綱で示された重点政策やオファー型協力に対応した案件形成と事業実施を推進した。特に中期的な案件形成において、JGAを活用し、技術協力等の他スキームや外部機関との連携により、開発インパクトの拡充を推進した。また新制度として、機構法改正により機構から民間企業への直接支払（第三者弁済）が可能となった結果、事業の迅速化が強化されたほか、合意に基づかない中断案件の残余金等について国庫返納または他の案件への充当が可能となり、2025年度のうちに中止・中断案件の国庫返納及び他の案件への充当が実施され、支払前資金の削減が大きく進んだ。
- ◎ **オファー型協力の形成を促進【①③⑤】**：開発協力大綱で打ち出された「オファー型協力」として、ブラジル「日伯共創で描く環境と食料の新たなエコシステム構築」（3月・日伯首脳会談）、モザンビーク、マラウイ、ザンビア「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強じん化」（8月・TICAD9）、ナイジェリア「スタートアップ支援による社会課題の解決と経済強じん化」（8月・TICAD9）、中央アジア「カスピ海ルートの円滑化を含むコネクティビティ強化」（12月・日本+中央アジア首脳会合）の4件について、主要外交日程も踏まえ、協力メニューの形成を推進し、発表した。「気候変動への対応・GX・防災」、「経済強じん化」、「デジタル

化の促進・DX」といった外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、機構の技術協力、円借款、海外投融資、無償資金協力等のスキームを効果的に組み合わせることで魅力的な協力メニューの形成に貢献した。これらの協力メニューは日本の各種資源に係るサプライチェーンの強じん化、日本企業と現地企業の連携強化、日本を含む関係国の経済安全保障の強化などに資するものである。8月に戦略分野として「保健」、「防災」が新たに追加されたことを受けて、2026年度の公表に向けた当該分野における協力メニューの検討を進めた。

- ◎ 「人間の安全保障」への国際的な理解と共感の拡大に貢献【①】：世界的な複合的危機の深刻化と開発を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、開発協力大綱の指導理念である人間の安全保障の取組に係る組織内での事業での実践の促進、国際的発信及び研究を通じて、その実践と対外発信に取り組んだ。

第一に、人間の安全保障を理念にとどめず実践として具現化するため、JICAグローバル・アジェンダ（JGA）及びJCAPにおいて、具体的な分析や実践の手法の記載の強化に取り組んだ。特にJGAについては、各JGAにおいて、一人ひとりの命・暮らし・尊厳に対する脅威・リスクを分析し、具体的に保護とエンパワメントを組み合わせたアプローチを明示するように取り組んだ。また、JCAPに各国の脆弱性を分析する視点を組み込む方法を検討・試行したほか、複数の事業で、人間の安全保障のアプローチを案件形成段階から組み込み、案件計画・実施において人間の安全保障の視点を強化する取組を推進した。

第二に、ポスト2030やポストSDGsに向けた議論、複合的危機や新たな援助潮流の進展を踏まえ、日本の開発協力の根底にある人間の安全保障について国際機関と対話の場を持ち、国際社会に発信した。具体的には、2025年7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF：High-Level Political Forum on Sustainable Development）の機会を捉えた国連関係機関や研究者等との対話や、2026年1月の国連経済社会理事会（ECOSOC）創立80周年記念イベントにおける理事長の登壇等を通じ、具体的事例を交えながらその価値と実践を国際場裡に提示した。これに加えて、各種国際会議や要人との対話の機会を通じて、一貫して人間の安全保障の理念を発信し、国際的な理解と共感の拡大に貢献した。

- ◎ ポストSDGsの指標枠組みのあり方について国際的な議論に貢献【①】：指標枠組みのあり方に関する研究を、JICA緒方貞子平和開発研究所にて実施した。研究成果を学術論文として公表したほか、北九州市で開催されたSDGs指標に関する国連の専門家グループ会合や大阪・関西万博のイベントなどで発信した。また、国連の持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPF）の機会に、開催地であるニューヨーク市において関係する国連機関（UNDP、国連大学、DESA、HSユニット、SDSN、UNOSSC、IOM、国連日本政府代表部等）との個別面談を通じて研究成果を共有するとともに、ポストSDGsに係る最新情報を収集した。

- ◎ 機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進【③】：

- ・ 教育分野において、①日本側有識者とのネットワーク強化促進として、9月の教育協力ウィーク（全21セッション、1,591名参加）を行ったほか、10月に「ポストSDGsをキーワードに、日本の国際教育協力の在り方を考える」大学有識者との勉強会、コンサルタントや現地派遣中の専門家との勉強会（8月、1月、2月、3月）、国際頭脳循環に関する政府系機関との勉強会（3月）を開催。また文部科学省の日本型教育事業EDU Portのシンポジウムにて全人教育の取組を共有した（3月）。②人材育成については、能力強化研修「子どもの学びの改善」を通じ基礎教育の戦略・取組を担う人材育成を実施（参加者28名）。③他ドナー等との知見共有においては、世界銀行の学校建設フレームワーク（RIGHT）ローンチイベントでの日本の学校建設の知見を共有（10月）。
- ・ 保健分野については、高齢化社会対応、非感染性疾患についての機構の取り組みの方向性について取りまとめる過程において、外部有識者、関係機関との意見交換を進めるとともに、関連コンサルタント、研究機関等を対象にJGAプラットフォーム情報・意見交換会を開催し、参加者との

共有・意見交換を実施した。

- 平和構築分野において、国内外の会議やイベントの機会に難民支援や地雷・不発弾対策に係る協力に基づく知見・教訓をパートナー機関とともに発信（2025年4月地雷対策責任者会合、8月大阪・関西万博「平和と人権」ウィークセミナー、TICAD9における難民と地雷対策のサイドイベント、10月ウクライナ地雷対策会議、12月オタワ条約締約国会合、グローバル難民フォーラム中間会合）。紛争影響地域における信頼醸成の取組について定例会を通じて組織横断的に事例・教訓を整理。
 - 水資源分野において、成果の最大化や民間企業の参画促進のため、開発コンサルタントとの勉強会、上水道分野の企業交流会、自治体等水道事業関係者との第11回勉強会や自治体水道国際展開プラットフォームへの登壇、Japan Water Stewardship Forumでの登壇を行った。「水道」及び「統合水資源管理」に係る能力強化研修により外部人材の国際協力への参画促進を図った。国際会議では、国連ESCAP総会、国際水文学会議、ストックホルム世界水週間、STSフォーラム・ラテンアメリカ・カリブ地域ハイレベル会合、国際水協会開発会議での基調講演や登壇を行い、さらに、季刊誌「水団連」や論文掲載により機構の協力や成果を発信した。
 - 防災分野において、日本国内におけるコンサルタントとの意見交換会、内部勉強会等を通じての知見の強化・蓄積に取り組んだ。外部発信においては世界防災会議やG20防災TF、世界防災フォーラム等の場において機構の経験や成果を開発途上国パートナーとともに発信・共有を行った。
 - 開発とファイナンス分野において、内部勉強会等を通じて知見の強化・蓄積に取り組むとともに、外部発信においては外部学術誌に「ジャカルタMRT満足度調査」及び「内部収益率（IRR）に係る分析」が掲載された。また、「アフリカにおける若者雇用の創出と日本経済との環流」に係る考察をまとめたものを外部ジャーナルへ寄稿、掲載された。
- 東南アジア、中南米、アフリカ地域の計6か国において、各国の開発の現状を整理・分析のうえ、JCAPとして中期的な協力の方向性を取りまとめた。同ペーパーは外務省「国別開発協力方針」の改定にあたって開発の観点から情報を提供しているほか、各国の協力プログラム、個別案件の実施・モニタリングに活用された。また、相手国関係機関、その他民間パートナーに対して日本の開発協力について発信し、理解を得るツールとしても活用されている。
- 技術協力については、適切な予算執行管理に留意しつつ、モニタリング制度を見直し、JGA及びクラスター事業戦略に基づいた事業マネジメントを推進するとともに、資金協力とのシナジーや外部資金の活用を踏まえた、多様なパートナーとの共創事業の形成・実施を推進した。また、技術協力の制度改善として、開発効果の向上・意思決定の迅速化・共創の促進・業務負担の軽減を目指し、事業開始までのプロセス迅速化等の20の施策に取り組み、業務の合理化・効率化を進めた。
- 開発インパクトの最大化に向けてJGAを推進するにあたり、多様な協力スキームの活用及び外部パートナーとの連携を一層強化すべく、地域・国別戦略との融合を意識した部署横断的な協議の場の最大活用等、事業の戦略性を高める仕組みを強化した。また、クラスター事業戦略については、新たに作成された1件を加え累計33件へと拡充するとともに、対外的に分かりやすいJGAの発信ツールの作成・更新に取り組んだ。
- 多様なパートナーとの「共創」を通じて、変化する世界情勢を踏まえたインパクトを創出することを目指し、国際協力における新たなアクターの取り込みや新技術・新たなアプローチの導入に取り組み、新領域を開拓した。人材育成や組織風土変革を目的とした研修やワークショップ等を積極的に行った（参加者計190名）。外部共創パートナーを開拓するため、首都圏及び主要都市において3か所のイノベーションハブ等との関係を構築した。日本国内課題解決・環流も視野に入れ

た事業を継続的に実施。民間や自治体の共創施設等との連携も強化した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発協力大綱で掲げる「共創」や「環流」に取り組むため、多様なパートナーとの協働や「オフア型協力」の推進、また、2025年4月に施行された改正機構法や必要な制度改善の検討を踏まえ、ODAを触媒とした民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化、柔軟で効率的な機構財務の実現に向けた取組を着実に進める。

JICAグローバル・アジェンダに関しては、引き続き、年次モニタリングによる進捗管理とともに、クラスター事業戦略の実装に向けた事業マネジメントの改善や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成と実施を推進する。

No.9 キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

(1) 業務実績

- ◎ **第4回国連開発資金国際会議（FfD4）の成果文書への機構インプットが採用【①②③】**：2025年6月30日から7月3日にスペインで開催されたFfD4では、成果文書「セビリアの約束」の文言交渉にて、民間資金を呼び込むうえで公的開発金融機関（PDBs）が触媒としての役割を担う点や、アジアの開発協力での経験を基に、良い投資環境の整備が海外直接投資（FDI）を促進する前提条件となる点を踏まえ、日本政府を通じてインプットを行った結果、PDBsに関する項目や、FDIに向けた官民双方主導のインフラ事業推進の重要性等に関する項目において機構が提案した文言が採択版成果文書に反映及び部分的に採用された。SDGs 進捗の著しい遅れと、欧米各国のODA予算減による開発資金不足（年間4兆ドル）に対する切迫感もあり、10年ぶりの開催となった本会合ではアフリカ諸国や中南米諸国が存在感を示し、日本の民間企業も複数参加した。
- ◎ **機構の三角協力の取組を国際会議で発信【①④】**：
 - ・ 国連南南協力ユニットが主催する三角協力ハイレベル会合にて機構からUNDPへの出向者が登壇し、機構の三角協力に係る取組を発信した。また、経済協力開発機構（OECD）・イスラム開発銀行による三角協力レポートに日本・機構の取組が掲載される際に十分なインプットを実施し反映させた。さらに、機構内で三角協力の優良事例（約30件）と各事務所のモデルケースを取りまとめ、その情報を踏まえて機構の三角協力・南南協力のウェブページを更新して最新情報を発信した。
 - ・ OECDとポルトガル政府が主催する三角協力会議（通称リスボン会議）では、メインセッションやグループディスカッションに機構職員が登壇し、日本政府方針に沿う「共創型協力」「官民連携」に貢献する三角協力の取組を発信した。また、タンザニアとメキシコの機構現地職員がイベントにそれぞれ登壇し、ODA縮小下での創意工夫を国際的に示した。
- ◎ **理事長のCGD（グローバル開発センター）公開イベント登壇【①②】**：2025年9月、ワシントンDCにて理事長が「不確実性の高い時代における開発協力の役割再考・JICAの視点」について米シンクタンクCGD総裁と公開対談し、日本の開発協力のアプローチを発信した。当日は対面・オンライン合わせて多くの聴衆が参加し、会場は満席となるほどの関心の高さが見られた。対談では、①複合的危機の下で各国状況に応じた支援アプローチの重要性、②機構が複数の支援スキームを組み合わせながら、開発途上国のオーナーシップと人材育成を重視して多様な開発課題に取り組んでいること、③開発協力の成果を具体的に示すことが両国民の理解と信頼の構築につながることを、人間の安全保障の観点も交えて説明した。また、気候変動への対応については、緩和策に加えて適応策の重要性が高まっていることを指摘し、アジア・アフリカでの日本の知見を活かした取組を紹介した。さらに、民間資金動員の重要性や、制度面・インフラ面の整備を通じて民間参画を後押しする機構の触媒的役割にも言及し、今後の開発協力の方向性を示した。対談後も複

数の参加者から質問が寄せられ、引き続き議論が行われるなど高い関心が伺えた。

- ◎ **理事長のUNECOSOC（国連経済社会理事会）創設80周年記念イベント登壇【①②④】**：2026年1月、ECOSOC創設80周年を「多国間主義を再活性化する転換点」として位置づけ、複合危機の解決に向けた知識・対話・共感に基づく国際協調の重要性を再確認するハイレベルイベント「ECOSOC at 80: renewing Multilateralism and Global Solidarity for a Sustainable Future」に機構理事長が登壇した。機構は「実行（deeds）する組織」として、SDGs達成に向け、国連機関とも協働しながら現場で最善を尽くしていること、機構の中核となる指針は開発協力大綱にも示されている人間の安全保障であること、知識・共感・協働がより良い未来の実現に必要であることに言及した。ハイレベルイベントへの先進国からの登壇はカナダ・日本のみであり、長年積み上げた開発の哲学や実績を発信する格好の機会であった。本登壇に関し日本国連大使からも好評を得て、日本と機構のプレゼンスが高まったとのコメントが寄せられた。
- ◎ **2025大阪・関西万博開催に関する機構の貢献【①④】**：日本政府の政策に沿う形で、大阪・関西万博の開催に向け、機構は開発途上国の出展準備に資する本邦研修を実施し、各国の万博出展に向けた準備を後押しした。また、万博会場ではテーマウィーク等を通じたSDGs関連の取組を主体的に推進するとともに展示支援を行った。加えて、本邦研修を通じて各国の魅力を活かした展示となるよう精力的に支援した。その結果、15か国が展示・テーマ・持続可能性賞を受賞した。
- フランスとの開発協力分野における連携促進：
 - ・ 2025年8月、フランス経済財務産業デジタル主権省審議官と機構理事(当時)が面談。
 - ・ 同11月、第14回フランス開発庁（AFD）との定期協議を開催。直近1年半において、中東、東南アジア、中南米地域等における協調実績（円借款2件、海外投融資3件）を確認した。今後もインド太平洋地域や中東・欧州地域の国々を中心に、双方の関心・重点分野にて連携実績の積み上げを目指していくことで合意。本年の定期協議においてはJICA東京の視察もプログラムに取り入れ、実施中の平和構築分野の課題別研修も盛り込んだ結果、AFD側から、様々な国の研修員らが特定のテーマに基づき自国事例を紹介しながら相互理解を深める機構の研修スタイルについて高い評価を得た。
 - ・ 同11月、第4回日仏インド太平洋作業部会に参加。アジア太平洋地域における開発協力分野での今後の連携促進に向けて、連携候補案件に係る事業進捗等について議論・確認した。
 - ・ 両会合ともに、日仏政府間の「特別なパートナーシップ」の下での日仏協力ロードマップ（2023 - 2027年）に基づき、アジア大洋州地域を中心とした開発協力実施機関間での連携促進に寄与するもの。
- 世界銀行（世銀）グループとの連携促進：
 - ・ 春季会合/年次総会への参加や関係機関との意見交換を通じ、最新の開発動向や政策方針を把握するとともに、機構との連携余地を具体的なレベルで協議することで関係強化を図った。例年よりも出張者や面談数が増え（新型コロナ後最大の20名）、機構と世銀側との接点拡大につなげた。
 - ・ DeepDive：世銀総裁と機構理事長によるトップ会談を実施し、両機関の戦略的連携を強化した。特に、4つの重点領域（グローバルヘルス、民間セクターファイナンス、大洋州、アフリカ）で協調融資含む連携を促進した。
 - ・ LEADSワークショップ、インフラカンファレンス（2026年1月）：世銀グループ・ADBとの共創を通じた研究・事業実装にまたがる横断的連携を強化した。特に学術的アプローチを取り入れた成果測定・インパクト評価の分野での知見共有と機構のプレゼンスを向上させた。
 - ・ 信託基金：東京開発ラーニングセンター、質の高いインフラ投資信託基金、日本開発政策・人材

育成基金、日本社会開発基金の年次協議に参加し、世銀信託基金プロジェクトとの共創・連携を強化した。

- 各種面談・セミナーを通じた連携強化：TICAD9での世銀主催イベントに機構の理事が登壇。世銀上級専務理事・国際金融公社（IFC）長官・多数国間投資保証機関（MIGA）長官・国際投資紛争解決センター（ICSID）事務局長と機構理事長が面談。世銀専務理事と機構副理事長の機構内座談会企画なども工夫した。
 - 事業連携：世銀グループと多数の協調融資案件形成、世銀PforR研修への参加を通じたナレッジ面での連携を実現した。
- 国際通貨基金（IMF）との連携促進：
- 隔年開催のIMF-JICA合同国際会議について、第8回（2027年2月予定）に向けた準備を早期に開始。機構としての発信やネットワーク拡大に資する構成を準備段階から設計した。
 - ICD（能力開発局）との連携により、アフリカでの債務持続性研修を実施した。例年に比べ研修対象国・参加者を拡大したことについて、IMF側の高い評価を得た。
 - 機構理事長とIMF専務理事のトップ面談を2回にわたり実施した。アフリカ債務やグローバル金融環境等について意見交換し、その内容を組織内に還元した。トップから現場に至る連携についてIMF側から感謝と評価が示され、更なる連携促進の期待が寄せられた。
 - IMFエコノミスト研修（3回）：IMFが主催するエコノミスト養成講座について、依頼に基づき機構が会場提供と講義を実施。学部/院生を対象に、マクロ経済に関心のある学生にも機構の魅力を発信した。
- OECD-DAC開発ファイナンス統計作業部会（WP-STAT）において、機構国際協力専門員が副議長として議論をけん引した。結果、民間資金動員に関する新指標の導入に向けた議論を深め、機構の活動が適切に計上されるよう積極的にインプットを重ねた。また、改訂版アンタイド化勧告が正式に採択された。公正な競争条件（Level Playing Field）確保のために持続可能な調達を強化する文言が採用されるにあたり、日本の既存制度や実情との整合性が保たれるよう、義務的表現の緩和やアプローチの柔軟性を確保するための適切なインプットを行った。
- アジア4ドナー（JICA・韓国対外経済協力基金（EDCF）・中国輸出入銀行・タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA））会合において、2025年は機構がホストとして東京で開催した。各機関より①事業状況の共有、②開発資金動員、③案件監理の向上（評価等）、④気候資金などについて意見交換を実施し、相互の学び合いや事例共有を行った。また各機関とバイ面談も実施し、それぞれとの関係強化につなげた。
- 国際開発金融クラブ（International Development Finance Club: IDFC）との会合において、SDGs・パリ協定整合の資金供給の観点から、公的開発金融機関・公的開発銀行（PDBs：Public Development Banks）の役割が拡大しつつある中、法改正を踏まえ機構としてスキームの拡充とともに役割が拡大している点につき、仏AFDやドイツ復興金融公庫（KfW）の他、グローバルサウスを中心とした各IDFCメンバー機関らに対して発信した。また、2026年2月、2017年以来9年ぶりに、機構がホストとなりIDFC対面会合を東京で開催した。機構理事長による挨拶の他、ADB研究所長や政策研究大学院大学（GRIPS）教授による日本やアジアの事例を交えたPDBsの役割に関する講演を設け、関係各部とも連携してメンバー機関らとの個別面談を設けるなど、今後の連携強化につなげた。
- 2026年1月、世銀・ADBと共催でインパクト評価のワークショップを開催。機構の4案件、世銀6案件、ADB3案件の関係者が参加し、インパクト評価を用いて介入の効果を確認し、プロジェクトの

取組等を変化させることで、より大きな成果・適切な政策判断を行うことを目指した集中的な議論を行った。日本開発経済学会からの参加も得たことで、世銀やADBの取組やインパクト評価の実践への取り入れ方を学ぶだけでなく、政策決定者、実務者、研究者が一同に会してプラクティカルな議論をする機会となった。

(2) 事業上の課題及び対応方針

紛争の長期化、気候変動の深刻化、債務問題の顕在化、地政学的緊張を背景としたエネルギー・食料危機等により、国際社会は引き続き複合的危機に直面している。加えて、欧米諸国を中心としたODA予算の制約が強まる中、SDGsやパリ協定の目標達成に向けた開発資金ギャップは一層拡大しており、従来型の協力枠組みのみでは対応が困難となっている。こうした中、国際的な議論は、民間資金動員や公的開発金融機関（PDBs）の役割、新興ドナー等新しいパートナーとの連携を通じた更なる開発効果の拡大が重要性を増し、各国・機関が有する実践知をいかに国際的な規範形成や政策議論に反映させるかが課題となっている。機構は、日本政府と連携しつつ、現場に根ざした知見を基に、人間の安全保障を含む開発の概念や優良事例を国際的議論や成果文書形成にインプットしてきたが、今後は国際会議等への参加にとどまらず、知見や実績を戦略的に整理・可視化することで、国際的な合意やルール形成に実質的に反映させる取組を一層強化していく。あわせて、OECD-DAC等における国際ルール形成の動向を的確に把握し、日本の制度や実務との整合性を確保する観点から、日本政府への戦略的なインプットを継続し、増大・複雑化する地球規模課題に対応し得る柔軟かつ効果的な国際協力の枠組みづくりに貢献していく。

No.9 ク 環境社会配慮

(1) 業務実績

- ◎ 「ビジネスと人権」の推進【①③】：日本政府が行動計画を策定している「ビジネスと人権」推進のため、①環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに労働関連の人権尊重のための項目を追記して機構の事業における人権尊重を推進するとともに、世界銀行をはじめとする他パートナー機関の扱いを参照した追加対応についても検討を実施。②日本政府が公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」も踏まえ、機構の組織における人権課題のリスク評価を開始した。
- カテゴリ分類結果に応じた審査・監理：相手国等に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、機構が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保するため、ガイドラインに則り、全235件に対し、環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類（A：9件、B：40件、C：176件、FI：10件）を行い、案件検討から審査、実施の各段階で相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行った。
- 環境社会配慮助言委員会：主にカテゴリA案件について、全体会合を11回、個別案件について助言を行うワーキンググループ会合を9回開催し、計9案件に対して環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。いずれの助言も適切な環境社会配慮の実施等に反映されており、すべての会合議題の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。
- 事業実施段階での監理強化：海外拠点を通じて、相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認するとともに、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求めるなどの環境社会配慮監理を強化した。
- 研修機会の拡充：機構内外の関係者計1,061名（2024年度886名）に対して環境社会配慮に関する

説明・研修を行い、環境社会配慮に対する理解を促進した。内訳は以下のとおり。

- ・ コアスキル研修等による機構内部向け説明：588名（同408名）
- ・ 課題別研修等による相手国実施機関等向け説明：29名（同131名）
- ・ コンサルタント向け研修：161名（同181名）
- ・ 大学等教育機関向け研修：238名（同150名）
- ・ その他研修：45名（同16名）

- 環境社会配慮ガイドライン改正に伴う諸課題への対応：2022年1月の環境社会配慮ガイドライン改正を踏まえ、機構内向けの環境社会配慮に係る執務参考資料や環境社会配慮ポータルの継続的な見直し・更新・合理化等を通じた業務効率化の取組を継続する一方、環境レビュー体制強化、モニタリングの改善等を通じ監理体制の見直し・改善を行った。また、ガイドライン運用見直しの準備作業を開始した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

ガイドラインの運用やニーズに応じて、マニュアルや執務参考資料等を作成・改訂しつつ、環境社会配慮及びガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に今後とも取り組む必要がある。また、引き続き、ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う必要がある。

ガイドラインの不断の運用改善のため、世界銀行等の国際金融機関による環境社会配慮ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び対応状況に関する情報を収集する。そのうえでガイドラインに定められた施行後5年以内（2027年3月末まで）の運用見直しを適切に実施する。

No.9 ケ 不正腐敗防止

(1) 業務実績

- 不正腐敗情報相談窓口や外部通報受付窓口等を通じて不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等外部有識者の協力を得て、適切に調査・対応を実施した。
- 研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を支援した。例えば、ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「汚職対策（刑事司法）」（課題別研修）やウクライナ「汚職対策のための犯罪捜査能力強化」（国別研修）を通じて、汚職防止法制を含む法制度の質・効率の向上、汚職捜査や検査手法の強化、刑事司法関係者による汚職対策、啓発、公共調達制度強化を支援した。
- 海外赴任前研修で不正腐敗防止に係る研修を計12回実施するとともに、トップレベルの現地職員向けの本邦研修においても不正腐敗防止を扱い、機構職員の不正腐敗リスクに係る意識及び取組を強化した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

今後とも、不正腐敗の防止に向け、関係者に対する意識啓発、相談窓口の運用による未然防止等、包括的なアプローチにより不断に取り組んでいく。

5. 指摘事項への対応

- (1) 指摘事項
ア 広報

開発協力に対する国内外での関心や議論の高まりを踏まえ、その意義や必要性について国民理解を一層深めていくことが求められている。そのためには、国際情勢や地球規模課題を身近なものとして捉えてもらえるよう、世代や関心層に応じた事例や論点を活用しつつ、制度や成果に関する分かりやすく丁寧な情報発信を推進する必要がある。また、社会の関心に即したタイムリーな情報提供を行い、メディアとの対話を通じて、開発協力全般に対する幅広い層の理解と信頼を着実に醸成していくことを期待したい。

ウ 開発協力人材の育成

開発協力分野における人材不足に対応するため、人材の裾野拡大と専門人材の育成の両面から取組を強化していく必要がある。関心層が行動に移すための動機付けは依然として課題であり、関係機関が連携して多様なキャリア像や関わり方を可視化する取組を一層推進すべきである。また、人材が不足する重点分野においては、既存の育成制度や研修等を活用し、即戦力となる専門人材を着実に確保・育成していくことを期待したい。

エ 研究

複合的な人道・安全保障上の課題が顕在化する中、人間の安全保障の概念を多角的に掘り下げ、指標の整備や新規研究を通じて普及・主流化を進めていくことが求められる。また、ポスト SDGs を見据えた研究活動やインパクト評価を通じて、開発協力における証拠に基づく政策立案やプレゼンス強化に貢献していくことを期待したい。

オ 緊急援助

緊急援助分野における国際的な協調体制が深化する中、日本は災害対応の知見と実績を活かし、国際社会における一層のプレゼンス発揮が求められている。過去の実績で得られた教訓の抽出を通じて、より迅速かつ効果的な緊急援助チーム派遣のための体制強化を継続していくことを期待したい。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

オファー型協力の推進や、改正機構法や制度改善の動向を踏まえて、ODA を触媒とした民間資金動員や課題解決力を有する主体との連携強化を図りつつ、機構財務の効率性向上にも取り組むことを期待したい。

(2) 対応

ア 広報

開発協力に対する関心を高める観点からは、天皇皇后両陛下のモンゴルご訪問、愛子内親王のラオス御訪問など日本国内でも注目度の高い話題に合わせて、その国と日本との関係性や、日本の開発協力を通じたつながりを広報することで身近に感じてもらうように努めた。また、SNS等を中心に開発協力への様々な意見が寄せられる中で、これまで以上に開発途上国に対して協力を行う意義（日本に対する裨益含む）や重要性、事業成果の発信が重要となり、自社媒体を通じた紹介に加えて、メディアとの対話を通じた開発協力への理解促進を計った。

ウ 開発協力人材の育成

国際協力人材の裾野拡大や、関心層への多様な国際協力キャリア選択肢の提示の機会を複数設けた。特にグローバルフェスタ JAPAN、国際協力業界の有期職制向けのセミナーなどでは外務省（国際協力局、国際機関人事センター）、ECFA、JANIC、世界銀行などと協働してセミナーを実施。また、人材が不足する重点分野に対しては、ジュニア専門員制度や能力強化研修を活用し、SDGsの達成やJICAグローバル・アジェンダの実現等に貢献できる専門人材の育成を実施した。

エ 研究

『人間の安全保障レポート』第3号（日本語版）の発刊等を通じて、人間の安全保障の概念の普及・主流化に貢献した。また、国際社会における知的プレゼンスの強化、現場で得られた知見やエ

ビデンスの発信及び事業へのフィードバックのため、2030年以降を見据えたポストSDGsに関する研究や、機構の代表的な事業のインパクトの可視化に向けた研究等を進めた。これらの成果を多様な媒体で積極的に発信するとともに、機構内外の事業に適切にフィードバックした。

オ 緊急援助

より迅速かつ効果的なチーム派遣を実現すべく、過去の経験・教訓を踏まえ、以下取組を行った。

- ・発災時対応の手順書の見直しとシミュレーション訓練等を通じた基本動作の習熟。
- ・より積極的な派遣機会を確保すべく、国際調整におけるプレゼンスの発揮や国際認証制度運用への貢献、他国の災害対応能力強化への支援を実施するとともに、国際機関や他国支援チームとの関係構築・信頼獲得に努めた。
- ・上記を踏まえ、ミャンマー及びスリランカへの国際緊急援助隊派遣を実現し、迅速な初動、適切な活動を実施した。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

オファー型協力の戦略的な形成や推進及び改正機構法を踏まえた制度改善を通じ、ODAを触媒とした民間資金動員と多様な主体との連携強化を進展させた。具体的には、政府方針や外交日程とも整合するように案件形成を進め、有償資金協力では新たなスキームの活用や機構法改正を契機として導入された民間資金動員業務の第一号案件の実施により、民間投資を呼び込む取組を実施した。また、オファー型協力に係る事業形成に際しては、様々なスキームを効果的に組み合わせることで、より魅力的な事業の形成を進めて4件を発表し、うちナイジェリアでは新たな民間資金動員促進型の無償資金協力案件を含め、スタートアップ支援による民間連携促進を実現した。併せて、改正機構法に基づく新制度の導入・運用を着実に進め、事業の迅速化を図るとともに、無償資金協力では、改正機構法により可能になった中断案件の国庫返納も活用して支払前資金の削減を進めるなど、機構財務の効率性向上に向けた取組を実施した。

No.10	組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】DXの推進及び業務改善を含めた組織体制の強化は、「業務・組織全般の見直し」でも一部言及があり、今期の取組における重点事項の一つとして整理されているため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標10-1】ITリテラシー向上 研修・セミナー等の実施	60回	30 回	17回	34回	63回	55回	回

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (1)、中期計画：3. (1) 年度計画 2. (1) 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化 - JICAサステナビリティ方針に基づき、2030年までの組織のカーボン・ニュートラル達成を目指すために、関連項目毎の状況確認と移行計画の策定を順次行い、行動を進めていく。 - 戦略的かつ適切に事業を運営する基盤を強化するため、域内拠点間のネットワーク強化や現地職員の研修充実等を通じた在外拠点の運営強化、法務機能等の強化を含む組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。 - 海外投融資の手法導入による業務負荷や金融・オペレーショナルリスクへの対応（リスク管理体制の強化、適切な人員配置、組織的な人員育成等）を行う。 - 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。 「独立行政法人国際協力機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、役職員等による障害者差別解消の推進に向けた取組を一層強化する。 - 機構内システムの横断的管理強化のため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）による支援・統制を、これまでの実績を踏まえ、課題を整理し、適切な運用ができるよう見直しを行う。 - 業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を推進するため、クラウド化を通じて導入したツールやRPA（Robotic Process Automation：PC上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化）の利用促進を継続する。 - 役職員等のITリテラシー向上のため組織内研修等の施策を実施する。 - 基盤の強化や業務改善・効率化に資する情報システム基盤（情報通信網、国内拠点LAN、執務用PC、MPS（複合機・プリンタ）、Teams電話&公用スマホ）と共通システム基盤（共通サーバ）の更改に向けた取組を進めるとともに、更改した基盤（コンピュータ運用、本部LAN、共通データベース等）を安定的に運用する。 - 有償資金協力業務において有償システム環境の更改および追加改修、海外投融資（融資）システム構築と運用・保守への円滑な移行と安全、安定的な実施を通じて、業務運営の効率化を図る。 - 国内拠点を地域における開発協力の結節点として活用し、オンライン対応の効果的な活用も図りつつ、多様な担い手との連携を強化するとともに、施設の利用促進を図る。 定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照） なし
--

3. 年度評価に係る自己評価

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

4. 業務実績

No.10-1 組織体制・基盤の強化

- ◎ **組織面・事業面の両面でDE&Iを推進【③】**：開発協力大綱の実施原則に「ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公正性の確保」が定められていること及び「JICAサステナビリティ方針」において「ジェンダー平等を含むDE&Iの推進」が掲げられていることを踏まえ、組織面・事業面の双方において、ジェンダー平等の推進や、障害のある人を含む多様な人々がその人らしく活躍できるような機構の組織文化の変革を推進するための施策を実施した。組織面では、人事制度上の取組に加えて、経営層向けのジェンダー平等及びDE&Iに関する講演会、DE&Iの推進に関する内部定例会の立ち上げ、在外事務所でのDE&I研修の試行及び外部有識者も交えた意見交換を定期的実施。また、事業面でも、JICAグローバル・アジェンダ等を指針として、ジェンダー平等と障害の主流化を推進。DE&I推進の取組を組織全体に広げるため、組織面・事業面の双方での取組を進めた。
- 機構の業務内容の拡大・関係者の多様化や役職員等に求められるコンプライアンス水準の高まり、フィリピン共和国向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」の調達手続きに関する秘密情報漏えい事案等も踏まえ、2025年8月、独立した部門として「法務・コンプライアンス部」を新設。これまで複数部にまたがっていたコンプライアンス関連の調査機能や弁護士契約等の集約等を通じ、組織横断的な法務・コンプライアンス機能の強化を図った。
- 2025年4月に機構法が改正され、海外投融資の新手法が導入されたこと等も踏まえ、2025年11月、海外投融資事業の案件形成及び実施監理を担う民間連携事業部において課を2つ増設した。これにより、特に海外投融資の案件監理体制の強化、及び法改正で導入された新手法を含む制度運用等横断的な事項への対応強化を図った。
- 学校、NGO等との連携による来訪型プログラムやオンライン併用型の講座・報告会等を実施した。これにより、幅広い層に対して国際協力に触れる機会を提供するとともに、展示施設等の既存資源を活用した取組を通じ、国内拠点の利用促進を図った。

No.10-2 デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を通じた業務改善・効率化

- ◎ **生成AIの導入及び活用により業務の効率化を推進【③】**：情報基盤における生成AIの導入及び活用に向け、2024年度に整備した制度・ガイドラインに基づく試行を経て、2025年度にはCopilotを本格的に導入した。2025年度下半期には2部門にて生成AIの業務活用に係る概念実証(PoC)を実施、またCopilotの活用により有償資金協力システムと海外投融資(融資)システムのユーザー支援・運用業務効率化を実施した。加えて、機構内で生成AI活用コンテストを行い、26件の応募の中から7件を表彰のうえ、応募作品を機構内で公開・周知することで、業務における具体的な活用可能性の検討を促進した。これら取組により、業務の効率化を進めた。
- デジタルスキル・リテラシーの向上に資する効果的な研修の実施：DX推進に向けた人材育成計画の骨子として、機構業務の組織DX推進に必要なデジタルスキルを、データ基準での業務推進に必

要な「データサイエンティスト」、3M業務（面倒、マンネリ、ミスできない）撲滅に必要な「ビジネス・プロセス・マネージャー」として定義第5期中期計画期間中に育成すべき目標として、デジタル人材育成施策の方向性を明確化。これに基づく施策として、データサイエンティスト（DS）人材の育成及びITリテラシー向上を目的に、デジタルスキル強化研修プラットフォームを活用するとともに、研修による成果や習得したスキルを可視化するため、デジタルバッジを活用する施策を2025年9月まで実施した。当該研修を通じてデータを有効活用できる人材の育成や参加者のデジタルスキルの底上げにつながった。

- 脅威が増す情報セキュリティ事案への理解と適切な対応促進のための施策：情報処理通信機構（IPA）が毎年選定する「情報セキュリティ10大脅威」にて、昨今上位に挙げられている「サプライチェーンや委託先を狙った攻撃」に対応するため、機構内の外部委託契約において情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策がなされるよう、契約関連書類を整備した。サイバー攻撃のリスクに対しては、ハード、ソフトの両面から被害抑制を図る施策を実施。ハード面では、なりすましメールへの対応強化を目的としたメールセキュリティ対策ポリシーの見直しや、「セキュリティ・バイ・デザイン」の方針に基づく運用手順の整備を実施した。ソフト面では、セキュリティのヒヤリハット事例をユーザー目線で抽出すべく、機構内で第2回目となる「情報セキュリティ川柳コンテスト」を開催。また、情報セキュリティ月間に合わせ、情報セキュリティに関するコラムやクイズ動画（現地職員向け）を展開し、ユーザーに対する情報セキュリティ教育・啓発に工夫を凝らした。
- 情報システム基盤（コンピュータ運用、情報通信網、本部LAN）と共通システム基盤（共通サーバ、共通データベース）を更改し、ユーザー向けサービスを安定的に維持、強化することを通じ、組織全体の業務改善・効率化とコスト削減に寄与した。
- 円借款業務において有償システム環境の更改を完了し、通知書電子化システムの更改を実施中。ハードウェア及びソフトウェアの更改による有償システムの安定運用の維持を通じて円借款業務に係る安定的なオペレーションと円滑な実施を確保するとともに、2031年頃に実施予定の大更改に向けた大方針を整理し情報システム委員会にて報告した。
- 2022年より開始した海外投融資（融資）システム開発は、総合試験・ユーザー受入テスト、移行を経て2025年5月に本格稼働した。海投業務に係る基幹システム構築により、海外投融資（融資）業務の手管理によるオペレーションリスクの低減、業務の一元管理の実現、商品性の向上等が可能となり同業務の拡大に貢献。また、同システム構築の課題と教訓を整理し情報システム委員会で報告した。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

海外拠点ネットワークの維持・強化について、治安・地域情勢の変化に対応した柔軟な体制整備や、小規模拠点の脆弱性に対応する本部・中核拠点への業務集約・支援機能の強化を通じて、海外拠点の機能強化を一層進めていくことを期待したい。

(2) 対応

海外拠点ネットワークの維持・強化について、2024年度に導入した現地職員（NS）と本邦派遣人員（職員等）の人員数管理を一体的に行う枠組みをさらに改善し、地域ごとのニーズに応じた人員数の調整を行った。また、本部への業務集約・支援機能の強化について、重点とした経理、調達、

IT、事業事務、人事・派遣の各イシューで取組を進めるとともに、海外拠点の改善提案を本部での具体的な検討につなげる組織的枠組みを整備した。中核拠点への業務集約・支援機能の強化については内部規程やシステムの扱いに係る詳細検討を進めるとともに、特に小規模拠点の多い中南米等の地域において、中核拠点（親事務所）から小規模拠点（支所）への指導・支援のあり方に係る具体的な検討及び試行を進めた。

No.11	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目 標 値 / 年	2022 年 度	2023 年 度	2024 年 度	2025 年 度	2026 年 度
【指標11-1】一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の効率化	1.4%以上	1.4 %	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	%
【指標11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350件	70 件	70件	70件	70件	70件	件
【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150件	30 件	48件	69件	66件	55件	件

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

年度計画 2. (2) 業務運営の効率化、適正化 ア 経費 - 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。 - また、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。 イ 人件費 - 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行ったうえで、引き続き給与水準の適正化を図る。そのうえで、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。 ウ 保有資産 - 保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。 エ 調達 - 調達・派遣手続の抜本的簡素化及び迅速化のための制度改革や運用改善、DX促進を通じた事務処理の自動化等の施策を機構内外に定着させる。また、創出された時間を活用し、事業の質の向上に貢献する付加価値業務をさらに実施する。 - 業務実施契約（現地滞在型）制度の試行開始とモニタリング、共創型の調達制度構築に向けた取組等、ニーズに即した質の高い協力を可能とする制度の導入を進める。 - 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会による点検を踏

まえ、競争性のない随意契約の適正な運用、競争性の向上、新規参入の拡大等に取り組む。また、調達・派遣制度の策定・改正や外部審査制度を活用し、不正を防止するとともに、VfM（Value for Money）に資する調達手続きの徹底、セミナーを通じ、調達リテラシーの内外周知を図る。

- 効率的な旅費執行に資するため、旅費規程をはじめとする規定の改正や精算等渡航関係事務の簡素化を進める。
- 国内外拠点における調達業務の簡素化と質の向上。拠点の契約手続きの負担軽減に取り組み、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施を通じ、契約担当者（現地職員含む）の能力向上及び在外においては、地域内連携・協力体制構築の促進に取り組む。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

なし

3. 年度評価に係る自己評価

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

4. 業務実績

No.11 ア 経費

(1) 業務実績

調達・契約方法の変更による効率化等により、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費除く）の合計における1.4%の効率化を達成した。

No.11 イ 人件費

(1) 業務実績

- 給与水準の適性化と総人件費管理
 - 2025年度の人事院勧告を参考にしつつ、国家公務員に準じて初任給及び若年層に重点を置きつつすべての職員を対象に基本給の引き上げを実施、賞与月数の年間0.05か月増を実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度、定年延長制度を継続して適用した。国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性について機構ウェブサイトで公表した。
 - 国際秩序維持への対応力を高めるための体制強化や海外投融資の更なる事業規模拡大のための体制強化等で当局に認められた13名分の人件費予算増も踏まえた採用や人員配置等を行い、人件費予算の範囲内で適切に執行した。
- 人事制度の見直し（人員配置、処遇等）
 - 機構法改正に係る対応、TICAD 9対応、コンプライアンス遵守のための体制強化といった重点分野への取組促進のため、柔軟な人的資源配分を行った。また、組織内公募ポストを拡充し、人的資源配分の最適化を達成すべく制度検討・運用準備を行った。
 - シニア層の活躍に向けた人事施策として、培った業務経験の活用促進のため、海外拠点を含め配置の幅を拡充するとともに、シニア層向けの組織内公募を2020年度2件から2025年度71件まで大幅に拡充した。

No.11 ウ 保有資産

(1) 業務実績

- 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。
- 国内施設の保全に必要な工事をまとめた施設整備5か年計画を更新し、同計画に沿って施設整備工事を実施した。

No.11 エ 調達

(1) 業務実績

- 「No10-2 DXの推進を通じた業務改善・効率化」に記載のとおり、調達・派遣に係る事務手続きの負担軽減等を目的として調達・派遣改革を推進した。
- 業務実施契約（現地滞在型）制度を2025年9月の公示から試行開始した。
- 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況については、契約監視委員会による点検を踏まえ、競争性のない随意契約の適正な運用に取り組んだ。また、契約監視委員会において、競争性の向上や新規参入の拡大等に対して適切に取り組んでいることが確認された。また、フィリピン情報漏洩事案を踏まえた再発防止策について、契約監視委員から助言を頂いた。
- 新旅費法を踏まえた最適な旅費制度の検討を行い、役職員等の旅費規程見直しに向けた基本方針を策定した。また、2027年4月施行予定の旅費規程改正に対応し、国内・外国出張及び国内赴任に係る事務を効率的かつ適時適切に遂行することを目的とする「出張管理システム」導入準備を進めた。
- 国内外拠点向けに、調達業務能力の向上のため、調達マニュアルや内規雛形の整備、複数回の各種調達セミナーや調達業務個別支援（海外拠点10拠点）を継続的に実施した。
- 質の高い提案を適切な価格で調達するための各種取組の強化：
業務指示の明確化を含む仕様書の質向上に向けた取組とともに、技術協力プロジェクトにおけるコンサルタント等契約へのQCBS方式の適用については、一部案件における試行的取組を通じて、価格要素を加味した選定方法を適用しうる技術協力プロジェクトの特徴や条件の明確化に取り組んでいる。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

継続中の改革推進の他、導入済み各施策の運用の定着に取り組むとともに、経費削減や生産性の向上及び事業の質の向上に貢献する高い付加価値業務の実施を期待する。また、新設されたスタンド・バイ契約（コンサルタント、機材及び輸送業務）等を活用し、迅速性が求められる局面において、機動的・効率的に適切な業務を遂行されることを期待する。また、今回の情報漏洩事案をめぐって、参議院決算委員会の警告決議を受けたことを機構として真摯に受け止め、調達業務に関する執行要領の整備、契約監視委員会での調達制度の検証・助言、役職員等向け研修の拡充を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を強く求める。

本事案の背景には、調達分野においては、円借款制度の迅速化・改善による業務の複雑化・広範化、職員の理解不足や対応のばらつきが見られたことが一因とされる。こうした状況は、制度運用の複雑性、法令・制度改正や社会的要請の高まりにより、さらに顕著となっている。加えて、マネジメント層によるリスク認識の共有不足や、現場との意思疎通の課題もあり、組織的な対応力や人材育成の強化が喫緊の課題である。

フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書（令和7年6月13日）においても、調達制度の平易化・標準化、職員研修の継続的実施、現場と本部間の情報共有体制の強化といった改善の方向性が示されている。これらの提言を踏まえ、実行可能な改善策を速やかに検討・実施し、再発防止と信頼回復に向けた組織的対応力の強化を図る必要がある。

(2) 対応

調達制度に関して、執務参考資料を整備し、意見招請を通した外部事業者からの情報収集や緊急を要する場合の調達制度・手続きの明確化・標準化を図る。また、契約監視委員会委員や外部有識者との意見交換を通して、調達制度の検証・助言体制を強化する。さらに、これらの施策を着実に運用・定着させるための組織内外への周知、ガバナンスと組織対応力の強化を徹底する策を検討中。

No.12	財務内容の改善に関する事項
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

指標なし

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：5.、中期計画：4.
年度計画 3. 財務内容の改善に関する事項 - 運営費交付金を充当して行う業務について、以下6.に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。 - 機構全体の着実な予算執行のため、報告・統制及び制度を含めたガバナンスの強化を継続する。また、月次の予算執行状況報告や年2回の予算モニタリングの機会だけでなく、各部署で個別事業の予算執行状況を確認し予算執行管理を徹底する。 - 事業担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。 - 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、前中期目標期間からの繰越予算も活用して必要な予算を確保し、事業実施に努める。 - 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、本年度予算を適切に執行管理するとともに、外的要因により支出年度が次年度に遅れざるを得ない事業を早期に把握し、その事由や金額規模の検証も踏まえて適切な予算配分を行う。 - 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。
定性指標 なし

3. 年度評価に係る自己評価

評価：B 根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
--

4. 業務実績

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書（2018年12月）の提言を踏まえて、2019年度までに導入した予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたガバナンス強化策に基づき、2025年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。また、デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）の推進に向け導入した予算執行状況を分かりやすく表示できる各種ツールの活用を定着させ、各事業部門における予算執行管理の即応性を一層向上させた。
- 安定的な予算執行管理の実現に向けて、今中期目標期間中の年度別・予算科目別の目標支出額を設定し、中期的な予算規模の予見性を高める取組を継続した。これにより、案件担当部においても、当年度及び後年度の事業計画の見直しや精査の手段とできるようにした。

- 予算執行管理に関する案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、階層別研修、初級者研修、海外拠点への赴任前研修の実施等を通じて、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。
- 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算に基づく適正な予算執行管理を推進した。
- 2025年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度を2026年度に後ろ倒しせざるを得ないものについては、必要な財源を確保し、2026年度に繰越して執行予定。
- 2025年度末時点の運営費交付金債務残高は、469.4億円。その内訳は以下のとおりである。
 - 運営費交付金の残 304.3億円
 - 前渡金、前払費用・長期前払費用 156.7億円
 - 配分留保等 8.4億円
 (注) いずれも暫定値。四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- 自己収入のうち消費税の還付等を除く事業収入は8.1億円（2024年度計画額3.1億円）となった。
- 民間資金の動員促進：寄附金収入は0.7億円（2024年度計画額1.1億円）となった。2025年度、寄附金の種類を見直し、一般寄附金、募集特定寄附金、使途特定寄附金とし、寄附は8つの分野で受け付けている。寄附金を活用した取組としては、「世界の人びとのためのJICA基金」を活用し、「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」を実施。NGO等による開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上のための活動及び日本国内の多文化共生社会の構築推進や外国人材受入のための活動を支援した（2025年度新規案件46件採択）。また、「JICA海外協力隊応援基金」は派遣中隊員の支援に活用し、バヌアツの学校防災教育、ニカラグアの新生児蘇生トレーニング、ルワンダの水の防衛隊の活動を実施した。使途特定寄附金事業については、「ニコン・JICA 奨学金制度」、「ライオン・バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」、「外国人介護人材サポート事業」を継続するとともに、新規案件として「カンボジア国教員養成大学付属小学校へのパソコン供与」、「留学生支援プログラム」、「帰国研修員支援プログラム」、「生態系の回復等に資するSynecocultureの導入に関する各種ODA事業」等、2025年度は新規で計7件を実施した。

(3) その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

①国際協力機構債券の発行を通じた開発資金の動員

- 国際協力機構債券（全体）：2023年に公表した、財投機関債・政府保証外債に共通で適用するソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの債券フレームワークに基づき、2025年度はすべて社会的課題及び環境課題の解決に資する事業に資金を充当するサステナビリティボンドとして発行。
- アフリカ・TICADボンドの発行（財投機関債）：2025年8月に、第9回アフリカ開発会議の横浜での開催に合わせ、アフリカの自立的・持続的成長の後押しと、アフリカ向け民間投資の推進のため、アフリカ地域（エジプト及びマグレブ地域含む）において実施する有償資金協力事業に資金を充当するアフリカ・TICADボンドを発行（2019年9月以来2度目）した。アフリカ地域を対象とした債券の発行実績を有するのは国内では機構のみであり、テーマ性に共感する幅広い投資家からの注目・需要を集め、多くのメディア等でも記事掲載。
- 国際協力機構債権への投資表明を通じた支持の増大：投資家が機構事業のSDGsへの貢献やサステナビリティに着目し、債券への投資を行った旨を対外的に公表（投資表明）した件数は着実に増加。2025年度は新たに21件の投資家から表明を獲得し、累計件数は373件に達した。
- 機構債に関して、財投機関債を計380億円発行（8月、11月、2月の合計値）するとともに5月には

政府保証外債を10億ドル発行し、国内外の民間資金を開発途上地域支援に動員した。財投機関債は、市場環境の変化から短い年限が投資家から選好され、すべて5年以下の年限での発行となった。また、50億円はリテール債で発行し、機構の取組に共感する個人投資家からの資金動員も実現した。

②受託事業を通じた開発資金の動員

- 受託事業については、継続中の既存案件（〔中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central African Forest Initiative）基金との受託契約（約900万ドル）によるコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（技術協力プロジェクト）、緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）からの受託事業として東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動強じん化のためのランドスケープ管理能力向上」及びモルディブ「気候変動に強じんて安全な島づくりプロジェクト」（技術協力プロジェクト）〕）の事業を行っている。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成30年3月30日付、総管査第10号）に基づく「目的積立金等の状況」について

（単位：百万円、％）

	令和4年度末 (初年度)	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	16,387	8,678	3,406	1,763	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	2,675		8,390	
うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	63,662	74,844	67,545	46,939	
当期の運営費交付金交付額 (a)	171,335	173,274	167,141	156,052	
うち年度末残高 (b)	54,083	47,453	33,646	21,548	
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	31.6	27.4	20.1	13.8	

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

2017 年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、引き続き予算執行体制の不断の見直しと改善に取り組む姿勢が求められる。急激な為替変動、金利上昇、物価高騰等の不確実性が高まる中、精緻かつ柔軟な予算管理を徹底し、財務運営の安定性の確保に努める必要がある。特に、2026 年度は中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務の残高や後年度負担への十分な配慮のもと、財政上の健全性を損なわないよう適切な予算執行管理を徹底することが期待される。

財源確保に向けては、国際協力機構債券の発行において、テーマ性を備えた枠組みや幅広い投資層への働きかけにより、国内外の資金動員を着実に促進しており、こうした取組の戦略的な継続・拡充が重要である。また、寄附金・受託事業といった外部資金の活用についても、官民連携の深化や制度整備を通じた資金動員の促進を引き続き期待したい。

さらに、今般の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の改正により JICA の業務範囲が拡大する中、特に業務リスクを伴う海外投融資関連業務については、制度面・運営面双方の

管理体制の強化を図りつつ、財務健全性や事業リスクに十分配慮した慎重かつ効果的な運営がなされることを期待したい。

(2) 対応

2017年度の予算執行問題を受けて2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言も踏まえ、予算の事前統制メカニズムを引き続き担保・推進した。具体的には、当年度のみならず複数年度における予算計画の見通しを定期的に更新し、組織内周知することで、事業の質も確保しつつ、後年度負担に留意しながら事業が推進される体制を構築した。急激な為替変動、物価高騰等に伴う年央での計画変更についても、組織全体の予算状況を随時把握のうえ、全体で調整することで、適切な予算執行管理を行っている。また、運営費交付金債務残高の観点から今中期目標期間での着実な事業実施を進めつつ、次期中期目標期間初年度に向け、過度な計画の積み上がりが生じないように、早期から複数年度にまたがる事業の計画及び進捗を把握し、安定的な事業運営が行われるよう努めている。

また、本文に記載のとおり、テーマ性を備えた債券の発行及び幅広い投資家への働きかけを通じた国内外の資金動員を戦略的に継続・拡充する。

No.13	安全対策・工事安全に関する事項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】安全管理は国際協力事業を推進するために必須であり、安全の確保は事業を安定的に実施するための大前提となるため。 【困難度：高】いづどこで不測の事態が起きるか分からず、目標の達成が機構による努力のみでは管理できないため、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	1.6万人	3,200人	3,609人	4,954人	5,853人	6,174人	
【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	560件	112件	170回	121回	127回	126件	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：6.中期計画：5.
年度計画 4. 安全対策・工事安全に関する事項 - 国際協力事業関係者の安全を確保するため、2016年8月30日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、また、2022年10月6日に改訂・発表した「安全対策宣言」に基づいて、着実に安全対策を実施する。 - 体系的な安全管理手法に基づき関係者の安全を確保する。具体的には、不断の情報収集とその分析に基づく適切な安全対策、不測事態発生時における適時的確な対応、これらを支えるための能力強化・体制の整備等を行う。 - 関係者が自らの安全を確保するとの高い意識を持って渡航できるよう、研修の改善・実施や教材の開発・普及等を通じ、安全管理に関する意識向上と具体的な行動変容を図る。 - さらにロシアによるウクライナ侵攻やその後の物価高騰等に起因する犯罪の増加・凶悪化の傾向、中東・アフリカでの域内紛争・クーデターや、広域化するテロ勢力の動静、各国で予定されている選挙前後の政情などを考慮した安全対策に取り組む。 - 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策強化に資する調査・セミナーの実施を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全施工を重点的に調査・助言する。
定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照） なし

3. 年度評価に係る自己評価

評定：A 根拠：困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
--

4.業務実績

No.13-1 安全対策

(1) 業務実績

- 緊急事態への対応：機構が事業を実施している国において緊急事態が発生または予見された際に、多方面からの情報収集と分析、関係部門との報告・連絡体制の構築等を通じて適時に追加的な安全対策を講じ、関係者の安全を確保した。具体的には、紛争（パレスチナ、イラン等）、災害（ミャンマー）、これまで比較的治安が良好と認識されていた国・地域での軍事衝突やデモ・騒擾（タイ、カンボジア、インドネシア、ネパール、タンザニア、マダガスカル）等で対応を行った。
- 平時の対策強化：機構が事業を実施している地域において発生する犯罪事案の増加、凶悪化や、南アジア・中東・アフリカでの域内紛争、政変、騒擾、自然災害等への対策として、衛星携帯・無線機等の機器などのハード面とAIを活用した情報収集・分析・情報発信やシミュレーション訓練のソフト面の両面の安全対策を講じ、関係者の安全を確保した。
- 体系的な安全管理手法の整備と安全確保：脅威・リスク評価とそれを踏まえた渡航措置の検討、安全対策計画の作成、行動規範等の設定を行い安全管理手法の体系化を進めた。併せて、安全対策措置の確実な実施のため、本部の事業部門等や在外拠点の管理職及び安全管理担当者への研修やブリーフィングの実施を通じ安全管理体制を強化した。また、安全対策の重点拠点からの定期報告を制度化し、安全管理部からの在外拠点へのモニタリング・支援を通じて組織としての安全管理機能を強化した。
- 研修・安全啓発の強化：渡航前研修（実技編）の参加枠を720名から1080名に拡充し、より多くの関係者が参加できるようにした。また、安全管理分野の人材を拡充し、組織としてのナレッジ蓄積を深めるとともに、外部団体が主催する安全対策セミナーでの登壇や記事の投稿等を通じて外部関係者への発信・情報交換の機会を創出した。

No.13-2 工事安全

(1) 業務実績

- 指針文書の適切な運用と見直し：「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」、工事安全に係る機構内関係者向け参考マニュアルを改訂し周知徹底するとともに、「JICA安全標準仕様書（JSSS）」、「施工会社（店社）による海外建設現場安全パトロール実施要領」を適切に運用・周知した。具体的には資金協力事業の事業関係者や相手国政府等を対象とした安全セミナーやJSSSに関する能力強化研修を実施し、上記指針文書を周知するとともに、それらを踏まえた事故予防の徹底を促した。
- 前述の「ODA建設工事安全管理ガイダンス」は、制定から10年を経過したことから、有識者からなる検討会を2025年度は5回開催（2024年度に第1回開催）しその検討を受けて改訂した。
- 大型インフラ事業を多数実施中の重点国（インド、バングラデシュ、インドネシア、フィリピン等）を中心に、工事安全に係る知見・経験を有する企画調査員（資金協力）の派遣を継続。
- 企画調査員（資金協力）及び本部国際協力専門員等による資金協力事業における工事の品質と安全の状況確認のための現地調査を実施するとともに、実施機関や工事関係者向けに工事安全セミナーを実施して工事安全に係る意識の醸成を行った。特に、インドについては労働雇用省の局長クラスや建設業界団体の中核人材計13名を日本へ招へいし、能力強化を実施した。本分野は日本の強みであり、参加者から高く評価され、機構が実施する協力の付加価値としてインド政府にも

訴求力を発揮した。

- 日常的に、工事事故発生の都度、事故の原因分析と再発防止策に係る事業関係者による検討内容を確認し、その結果を事業関係者へフィードバックを行い、同種の事故の防止に向けた注意喚起・事故予防に努めた。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

政情不安定・紛争・自然災害等が頻発する国・地域において緊急事態対応が継続的に求められる状況を踏まえ、関係部署間の連携体制の強化、リスク評価の高度化、退避ルート等の実効性ある安全管理策の充実に引き続き取り組むことが期待される。また、有事対応力の向上に向けては、高脅威度国でのシミュレーション実施、海外渡航管理システムの活用、国連安全保安局（UNDSS）等との連携深化を通じて、安全管理体制のさらなる強化を期待したい。

加えて、工事安全については、既存指針文書の適切な運用と関係者への周知に加え、重点国への専門人材派遣やセミナー開催を通じて現場意識の醸成を図っている点は一定の成果と認められるが、工事事故の分析・再発防止の仕組みの体系化やガイダンスの改訂による運用精度向上、事故予防策の高度化、知見・経験の蓄積と標準化を進めていくことを期待したい。

(2) 対応

多方面からの情報収集とAIを活用した情報分析を基に、関係部門との適時的確な情報共有や意思疎通を図り、緊急事態が発生または予見された際には適時に追加的な安全対策を講じ、迅速に退避オペレーションを実施した。本部や在外拠点の安全管理担当者への安全管理部業務ブリーフィングや研修、シミュレーション訓練を実施して安全管理分野の能力を強化するとともに、海外渡航管理システムでの注意喚起情報発信など、適時に関係者への情報提供を実施した。また、現場においては在外拠点とUNDSSと情報共有や意見交換を行うなど、連携を強化した。

「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」、工事安全に係る機構内関係者向け参考マニュアルを改訂し周知徹底することで、工事事故の分析・再発防止の仕組みの再体系化等を図った。

No.14	内部統制
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標 値 / 年	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標14-1】内部統制モニタリング実施回数	10回	2 回	2回	2回	2回	2回	回
【指標14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数	30回	6 回	8回	8回	13回	11回	回

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7.(1)、中期計画：6.(1)	
年度計画 5. (1) 内部統制 ア 内部統制の整備及び運用 - フィリピン共和国向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」の調達手続に関する秘密情報の漏洩事案に係る検証委員会の結果を踏まえ、法務・コンプライアンス体制を強化するとともに、更なる再発防止策を講じる。 - 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備するとともに、機構の内部統制が着実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。 - 業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。 イ 組織運営に係るリスクの評価と対応 - 機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理委員会等の場での報告及び審議を通じ、当該リスクへの適切な対応を行う。 - 有償資金協力業務の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘定にかかわる様々なリスクの識別・測定・モニタリングを通じた管理を行う。 ウ 内部監査の実施 - 内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。 - 国際的指針では5年に1度は内部監査の外部評価を実施することが規定されていることから、外部評価（前回は2020年度）を実施し、内部監査の品質を向上させる。 エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保 - 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。 オ 情報セキュリティへの対応 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づく改正等を踏まえ、サイバーセキュリティ対策に関する規程等の着実な運用を図る。また、情報セキュリティ対策推進計画を見直し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。	

- 情報の取扱いに注意を要する外部委託契約において、上記サイバーセキュリティ対策に関する規程等に基づく情報セキュリティ対策及び「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報保護対策が機能するよう確保する。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

なし

3. 年度評価に係る自己評価

評価：C

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したものの、アフリカ・ホームタウン構想に係る日本国内での誤解と混乱について、組織運営に係る外部リスクの評価と対応の観点で、中期計画における当該事業年度の所期の目標を下回っていると認められるため。

4. 業務実績

No.14 ア 内部統制の整備及び運用

(1) 業務実績

- フィリピン共和国向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」の調達手続に関する秘密情報の漏洩事案については、検証委員会の助言を踏まえ、コンプライアンス・マニュアル及び調達に係る執務参考資料の整備や内部・外部通報制度の改善に加え、機構のコンプライアンス・不正事案対応を強化するため、2025年8月に法務・コンプライアンス部を、内部統制機能を強化するために総務部総合調整課を2026年1月にそれぞれ設置。また類似事案等の把握のため総点検調査を実施するなど再発防止策を講じた。
- 事故報告に関する通知及び執務参考資料を更新し、事故対応フロー図や報告書記載要領・様式の改良、重大事故報告の運用整理をするとともに、事故防止セミナーを開催（2025年11月）して、事故報告制度の強化・運用効率化を促進。
- 上記をはじめ、内部統制上の重要事項を取りまとめ、理事会において報告を行った。
- 機構内で勤務する全職員等向けに内部統制をテーマとしたオンライン研修を実施した。また、内部統制を構成する個々の事項（情報セキュリティ・個人情報保護、コンプライアンス等）に係る研修等を実施し、組織内への浸透を図った。
- 事業継続管理規程に基づき、対策本部訓練、緊急事態時優先業務の実施訓練、市ヶ谷ビル・国内拠点の災害対応態勢に係る点検等を実施した。訓練は抜き打ちを含めて実施し、突然の対応が求められる中で得られた気づきや教訓を共有し、機構内の緊急対応能力強化を図った。
- 機構の2025年度計画に基づき、業務実績等評価を実施した。また、本部部署・拠点（国内拠点・海外拠点）を対象とするセミナー開催を通じ、2024年度業務実績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内に広く共有し、同指摘事項を踏まえた適切かつ確実な対応の促進を図った。

No.14 イ 組織運営に係るリスクの評価と対応

(1) 業務実績

- リスク評価及び対応に関する規程に基づき、機構内の全部署・拠点（国内拠点・海外拠点）において、自部署の業務にかかわるリスクを特定し、業務への影響を評価するとともに、当該評価の結果に応じてリスク低減に向けた適切な対策を検討した（リスクの自己点検）。
- 総務省が示す独立行政法人の内部統制に係る方針を踏まえ、リスクの自己点検のプロセスの有効性を一層高めるために2022年度導入した各種改善（組織にとって重要なリスクの洗い出し及び検討、課長主導による全員参加の議論の導入等）を2025年度も継続し、改善されたリスク自己点検方式の組織内定着を進めた。
- リスク管理委員会において、自己点検結果を報告し、リスク評価及び対応等を確認した。また、同結果を踏まえて全理事参加の協議を行い、組織にとって特に重要なリスクを中心としてリスク要因の把握と対応策の確認等を行った。さらに、リスク管理委員会での報告・議論や理事協議での議論内容を組織内にも広く共有・周知し、内部統制の重要事項として理事会で報告を行った。
- 有償資金協力勘定リスク委員会にて、定期リスク管理報告（有償資金協力勘定の統合的リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）等の有償資金協力勘定に関するリスクを議論のうえ、金利リスク及び為替リスクのヘッジ方針及び負債調達方針等の策定、並びに投融資展開の方向性の検討等を実施した。また、複合的危機に伴う有償資金協力の役割の拡大や期待の高まり、並びに機構法改正等を受けた新手法導入審査とリスク管理態勢の検討、気候変動や国内外の金融市場環境の変化等が有償資金協力勘定に及ぼす影響の分析等を行い、有償資金協力勘定リスク管理委員会にて審議、報告を行った。
- 2025年8月、機構が交流を目的に日本国内の4自治体をアフリカ各国の「ホームタウン」として認定した旨の発表を行ったところ、日本国内での誤解と混乱を招き、4つの自治体に過大な負担が生じる結果となり、9月下旬に発表を撤回することとなった。本件はこれまで経験のない新たな形態の事案であったが、機構の組織としてのリスクマネジメントと事案対応能力の強化を目的に、発生までの経緯、事案発生後の対応、機構の組織運営・個別事業への影響についての情報整理・分析、及び教訓と今後の対応を整理し、組織全体としての振り返りを行った。また、事業に関する情報発信等のあり方を再整理し、SNSの特性等を踏まえつつ偽・誤情報等の対策ガイドラインを整備するなど取組を進めた。

No.14 ウ 内部監査の実施

(1) 業務実績

- 2025年度内部監査基本計画に基づき、内部監査に関する国際的指針に則して、定例監査及び特定テーマ監査を以下のとおり実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した。加えて内部監査の高度化、機構の内部統制のより一層の充実を目的として内部監査の品質評価（外部評価）を実施した。
- 定例監査：有償資金協力勘定信用リスク監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査並びに在外拠点監査（エルサルバドル事務所、コートジボワール事務所、ジャマイカ支所、セネガル事務所、チリ支所、ブータン事務所、ベナン支所）を実施した。
- 特定テーマ監査：青年海外協力隊事務局監査を特定テーマ監査として実施した。

No.14 エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

(1) 業務実績

- 内部通報：内部通報規程に基づき内部通報制度を周知するために、機構ホームページやイントラネットを活用し、監査室長メッセージの発信等、広報を強化し、通報件数が大幅に拡大した。
- 外部通報：外部通報窓口及び不正腐敗情報相談窓口を通じた通報について、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に関する取組の強化：SEAHについて、機構の事業を実施する中で被害を受けた者または被害を見聞きした者が、情報を機構に伝達する窓口を運用するとともに、得られた情報に基づき、適切に対応した。

No.14 オ 情報セキュリティへの対応

(1) 業務実績

- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」のうち「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和7年度版）」の一部改定（令和7年7月、9月）を受け、独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程及び細則等の改正を行った。また、情報セキュリティ対策推進計画を見直し今年度版を策定したうえで実施し所要の能力強化を行った。
- 生成AIを機構内で安全に利用するための執務要領を整備。またAI統括責任者（CAIO: Chief AI Officer）を設置した。
- 情報セキュリティに関するサプライチェーン・リスクに対応するため、2024年度に引き続き機構内の外部委託契約（草の根技術協力事業、中小企業・SDGsビジネス支援事業等）において、上記統一基準群に基づく情報セキュリティ対策及び「個人情報保護に関する法律」に基づく個人情報保護対策がなされるよう、契約関連書類を整備した。
- 2023年度より更改を実施している（共通サーバ基盤含む）次期情報システム基盤・（LANを含む）機構ネットワークにおいて、ゼロトラスト・セキュリティの考えに基づくセキュリティ対策やデータバックアップ強化（オフライン保管）、執務用端末の更改準備等を進め、情報漏洩、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策を強化した。
- 本部部署・拠点（海外拠点及び国内拠点）で実施したリスクの自己点検（海外拠点及び国内拠点への実査結果を含む）から、リスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。また、自己点検結果と実際の状況に乖離がないか実地確認を行い是正のためのアドバイス等を行った。
- 上記分析結果及び昨今の情報セキュリティリスクを踏まえ、「情報セキュリティ・個人情報保護研修」や標的型攻撃メール訓練等の内容を改良の上実施し、職員の情報セキュリティ意識の向上及び事故防止への啓発に取り組んだ。現地職員向けには情報セキュリティ・個人情報保護に関する研修動画を作成した。また、AI利活用時のリスク認識等も含めサイバー攻撃の脅威から組織を守るために把握すべき事項や取るべき対策についての理解を深めるため、機構内経営層向け・部門長／拠点長向けの情報セキュリティセミナーを開催した。

【会計検査指摘事項への対応】

令和5年度決算検査報告指摘事項「援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった

ODA案件2件」に関し、カンボジア・メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、事業実施機関等に対して、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけを行った結果、当該光ケーブルの伝送容量向上のための費用が組み込まれた事業実施機関の予算計画がカンボジア王国政府に承認された。加えて、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討するよう機構内の関係部署に周知した。ネパール・西部地域小水力発電所改善計画については、事業実施機関等に対して、バジャン郡及びルウム西郡の両発電所が有効活用できるよう、基幹送配電系統への同期工事を着実にを行うよう働きかけを行った結果、基幹送配電系統への同期工事が完了した。また、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施する事業については、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めることを機構内の関係部署に周知した。これらをもって両案件は令和6年度決算検査報告において処置済み事項となった。

令和6年度決算検査報告指摘事項「見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう」意見表示のあった見返り資金に関しては、ガイドラインを改訂するなどし、在外事務所等が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう機構内の関係部署に周知した。

「援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA案件1件」に関し、ベトナム・オモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設事業並びにオモン火力発電所2号機建設事業については、有償資金協力等によって火力発電所を建設する事業において、燃料の供給等が別の事業からの影響を受け、かつ、当該燃料の具体的な調達時期等が不確実な場合、当該別事業の実施時期の見込みなどの実現可能性を十分に検証し、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うことを機構内の関係部署に周知した。

【アフリカ・ホームタウン構想について】

2025年8月のTICAD9において構想を発表した後、関係国の政府及び報道機関から発出された誤った情報をきっかけに、特にSNS上で、この構想がアフリカから日本への移民を積極的に受け入れるのではないかというような誤った見方がなされ、これにより機構や関係自治体に抗議の電話やデモが行われるという事態になった。関係国の政府及び報道機関から発出された誤情報に対しては、直ちにこれを誤りであると発表し、当該国政府に訂正を申し入れ訂正されたが、国内でのSNS炎上や抗議は収まらなかった。その中で、機構だけでなく、日本の関係自治体に対する抗議の電話やデモによって、自治体の通常業務にも支障を来してしまったため、元々想定していた交流事業が実施できる環境でなくなったと判断し、構想の撤回に至った。機構として、各事業に対する日本国内での様々な意見や考えを、必ずしも十分に把握できていなかったことは、今後の事業運営の教訓としたい。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

今回の情報漏洩事案をめぐって、参議院決算委員会の警告決議を受けたことを機構として真摯に受け止め、不正・不適切事案を含む重大事案に係る報告・初動体制の強化、組織横断的な法務・コンプライアンス機能強化、組織内コミュニケーションの強化・改善を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を強く求める。

本事案の背景には、内部統制に関する対応力の脆弱性があり、特に、重大事案発生時における初

動体制の整備や、法務・コンプライアンス機能の組織横断的な強化、マネジメント層と現場間における意思疎通の体制の確立、職員のコンプライアンス意識の醸成不足が課題として挙げられる。

フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書（令和7年6月13日）においても、重大事案発生時における初動体制の整備、内部統制担当理事のもとでの組織横断的な対応機能の強化、法務・コンプライアンス部門の設置による専門性の集約、役員と非管理職層との対話や定期面談の導入などによる組織内コミュニケーションの改善、外部通報制度の運用強化、そして職員への研修や理解度チェックテストの実施を通じたコンプライアンス意識の醸成といった改善の方向性が示されている。これらの提言を踏まえ、実行可能な改善策を速やかに検討・実施し、再発防止と信頼回復に向けた組織的対応力の強化を図ることが求められる。

（2）対応

上記指摘及び、検証委員会の助言を踏まえ、コンプライアンス・マニュアル及び調達に係る執務参考資料の整備や内部・外部通報制度の改善に加え、機構のコンプライアンス・不正事案対応を強化するため、2025年8月に法務・コンプライアンス部を、内部統制機能を強化するために総務部総合調整課を2026年1月にそれぞれ設置した。

加えて、管理職と非管理職の面談（1on1）の定期実施を導入し、コミュニケーション円滑化を通じ問題の早期発見を可能とするとともに、全機構タウンホールミーティングなど役員層からの発信により組織内の意思疎通の強化を図り職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図った。

No.15	組織力強化に向けた人事
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】法人の部長相当職及び課長相当職については、各役職に占める女性の割合を令和7年度末までに18%とする成果目標を掲げている。JICAの目標値は27%と同計画の目標値と比して1.5倍であり、第4期よりさらに差を大きく設定していることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目 標 値 / 年	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標15-1】女性管理職比率*	27% (2026年度 末)	-	-	-	-	-	-

*本指標は年度ごとの目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第5期中期目標期間全体を通した目標値の達成状況を測ることとしている。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7.(2)、中期計画：12.(2)
年度計画 11. (2) 組織力強化に向けた人事 - 機構で働く一人ひとりが各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、指導的役割を担う女性職員の増加を含め、多様な人材がより一層活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。さらに、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、社会人採用を含む人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。 - 特に、若手人材が早期に中核人材として活躍できるよう、人事制度の見直しの中で新たに設定した人材像及びそれに基づく評価制度について、着実な運用により定着を促進するほか、自律的なキャリア開発を推進するために組織内公募ポストの戦略性強化を図る。また、定年延長を含めたシニア層の一層の活躍のための方策に取り組むとともに、組織内の協働体制の強化を図る。さらに、有期雇用職制について、優秀な人材の確保、早期戦力化、適切な雇用・労務管理の徹底に取り組む。フィジカルに加えてメンタルヘルス面でも職員等の自律的な健康管理能力向上を図り上長によるラインケアも含めた支援にも取り組む。加えて、デジタル化の推進に伴い IT 人材の裾野の拡大に向けた取組を進める。
定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照） なし

3. 年度評価に係る自己評価

評定：A 根拠：困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
--

4. 業務実績

(1) 業務実績

◎ 自律的な能力開発・キャリア開発支援により組織力を強化【③】：

- 個々の職員の自律的なキャリア形成の更なる推進に向けて、「[キャリアオーナーシップとはたらく未来コンソーシアム](#)」に参画し、キャリアオーナーシップの「行動化」や「行動層の拡大」につながるには、どのような要因とステークホルダーがどのようにかかわることが必要か検討した。
- 個々の職員が描くキャリアの実現、また若手人材が早期に中核人材として活躍するために必要な能力開発を後押しするため、2024年度に引き続き組織内公募の応募ポストを拡充し、2025年度は131ポストまで拡大することで、個々が希望するキャリア形成の実現及びそれに伴う組織の活力の強化に貢献した。
- 個々の職員が自律的にキャリアをデザインするにあたり、組織内でのコンサルテーションや相談の機会を拡充することが重要であるとの認識に基づき、人事部による「なんでも相談窓口」を継続的に実施した。年間で合計30名以上が「なんでも相談窓口」を利用し、人事施策・制度やキャリア形成等について気軽に相談できる環境づくりに貢献した。
- 職員の学び直しや新たな分野の学習を支援するために設けている自己研鑽支援制度について、引き続き積極的な利用を奨励し、2025年度は178名が利用した。2025年度の意識定点調査では、「自分は、ナレッジの向上、ナレッジの共有、発信に努めている」という項目が3.61と高い水準を維持しており、自己研鑽意欲や周囲に還元する意識向上に貢献した。

◎ ナショナル・スタッフの一層の活躍に資する人事制度の構築・人材育成・研修施策の体系化及び充実【③】：2024年4月に設置したグローバル拠点戦略課の下、貴重な人的資源であるナショナル・スタッフ（NS）が一層活躍できる枠組みの構築を目指し、全拠点共通で等級・報酬・評価・育成制度を標準化した新人事制度の構築を完了。全96在外拠点における新制度への移行を3バッチに分けて段階的に行うこととし、2026年度移行の第1バッチ8拠点において移行準備を整えた。NSの人材育成・研修について、新規採用者向けのオンボーディング研修をオンライン研修として整備、また本邦研修26件、広域研修15件、第三国研修9件を実施（対象者数延べ236名）し、さらに学位取得等の自己研鑽に係る費用の一部支援制度を導入し、計30件を実施した。

○ Diversity Equity and Inclusionの推進：

- 次世代育成・女性活躍推進については、策定した行動計画（2022～2026年度）を基に、2025年度は6月と障害当事者の採用後1か月以内に、①障害当事者と人事部と相談員の3者による面談を実施して職場適応状況等を確認、②障害当事者の所属部署から職場適応状況等について相談があった場合、人事部とともに対応、③障害当事者の採用面接への同席（採用面接を行う部署の希望に応じてオブザーバー参加）等を新たな活動として開始。
- 性的指向・性自認（SOGI）の多様性に係る対応としては、2025年6月のプライド月間にて短編映画「カランコエの花」上映と感想共有会を本部（麹町・竹橋）にて計3回実施するとともに、2025年度より国内拠点にも任意で募集を行い、上映希望のあった国内拠点7か所（帯広・二本松・東京・横浜・駒ヶ根・中国・筑波）においても上映会を実施した。

○ オンボーディング支援の強化により社会人採用・有期雇用職員の早期戦力化を促進：日本全体として、転職が一般的になり、人材の流動化が加速する中、新たに機構に入構した人員が早期に業務に慣れ、戦力として活躍することができるよう、入構直後のオンボーディング支援を強化している。具体的には、新規入構者に対する入構時のオリエンテーションやメンターの配置、メンターに対するコーチング研修、動画教材の充実化等を実施・強化した。

○ 関係者のメンタルヘルスを含む健康管理強化：フィジカル・メンタル両面での職員等の自律的な健康管理能力向上を図るため、労働安全衛生法に則った健康診断（受診率100%）、ストレスチェックの実施（受検率88.2%）等を着実に実施するとともに、AED（Automated External Defibrillator）操作研修やセルフケア・ラインケアに関連した内部情報発信・研修等を実施した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

高度化・複雑化する諸課題に、社会情勢を踏まえながら適切に対応するために、人材の確保・育成・能力開発と、自律的なキャリア開発につながる施策を継続実施するとともに、職員を含む国際協力人材の能力強化・確保の施策を引き続き実施する。あわせて、ワークライフバランス向上やハラスメント撲滅等の観点から、職場環境の維持・向上に引き続き取り組むとともに、人的資本に関する情報開示も拡充していく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

引き続き、人材の確保・育成・能力開発を継続的かつ計画的に推進するとともに、自律的なキャリア形成につながる施策の深化が求められる。また、職員を含む国際協力人材の能力強化・多様性の確保に向けた取組を継続しつつ、ワークライフバランスの向上、ハラスメントの撲滅を含む、職場環境の整備にも引き続き注力することを期待したい。

(2) 対応

人材の確保・育成・能力開発と自律的なキャリア開発につながる施策の深化に関しては、組織内公募の応募ポスト拡充等を通じて、個々が希望するキャリア形成の実現及びそれに伴う組織の活力の強化を推進するとともに、職員の学び直しや自己研鑽を推進するため、自己研鑽支援制度の積極的な利用を推進した。職場環境の維持・向上に関しては、次世代育成・女性活躍推進に向けた行動計画に基づき、取組の実施状況を確認する委員会を開催したほか、座談会や講演会等の開催を通じて、Diversity Equity and Inclusionに係る機構内での理解の促進を図るなどの取組をおこなった。

No.16	短期借入金の限度額
-------	-----------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：8.

年度計画

7. 短期借入金の限度額

一般勘定630億円、有償資金協力勘定4,700億円

【理由】

一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が3か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

2. 業務実績

一般勘定、有償資金協力勘定ともに短期借入金の実績はない。

No.17	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
-------	--

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：9.

年度計画

該当なし

2. 業務実績

なし。

No.18	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
-------	--

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：10.

年度計画

該当なし

2. 業務実績

なし。

No.19	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
-------	----------------------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：11.

年度計画

10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

- 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の削減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

2. 業務実績

「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はない。

No.20	施設及び設備に関する計画
-------	--------------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：12. (1)

年度計画

11. (1) 施設及び設備に関する計画

- 東京センターでの大規模改修工事のほか複数の国内拠点において施設整備工事を実施する。沖縄センターでは大規模な改修工事の実施に向けた設計を実施する。また、国内の施設整備の実施基盤を強化するための取組を推進する。

2. 業務実績

国内施設の老朽化対策として、東京センターの大規模改修工事に向けた準備に加え、沖縄センターの大規模改修工事に係る設計業務、横浜センター、中部センター、九州センター、沖縄センターの外壁・屋上防水等改修工事等を施設整備費補助金により実施した。

また、国内の施設整備実施基盤を強化するため、施設整備情報基盤のうち設備・機器一覧表の整備を進めた。

No.21	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 (機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)
-------	--

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：12. (3)

年度計画

11. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「機構法」という。）第31条第1項及び法附則第4条第1項）

- 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の整理を行ってなお積立金があるときは、

主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約及び前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる（有償資金協力業務を除く）。前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

2. 業務実績

第4期中期目標期間の最終事業年度の積立金（847億円）のうち656億円について、前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第4期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが2022年6月に主務大臣に承認された。2025年度は経過勘定等の損益影響額や2025年度支出分等に16億円を充当し、2024年度末時点で34億円であった前中期目標期間繰越積立金の残高は、2025年度末には18億円となった。